

第 5 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (1 1 月 2 4 日) (木 曜 日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 認定第 1 号平成 2 7 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員 員長報告)	1 0
日程第 6 認定第 2 号平成 2 7 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (決 算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 7 認定第 3 号平成 2 7 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 8 認定第 4 号平成 2 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 9 認定第 5 号平成 2 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について (決 算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 1 0 認定第 6 号平成 2 7 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 1 1 認定第 7 号平成 2 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 1 2 認定第 8 号平成 2 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 1 3 認定第 9 号平成 2 7 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (決算 審査特別委員長報告)	1 0
日程第 1 4 認定第 1 0 号平成 2 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て (決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 1 5 認定第 1 1 号平成 2 7 年度日置市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委 員長報告)	1 0

下御領決算審査特別委員長報告	10
出水賢太郎君	17
下御領決算審査特別委員長	17
山口初美さん	17
畠中弘紀君	18
山口初美さん	19
畠中弘紀君	19
山口初美さん	21
畠中弘紀君	22
休憩	22
山口初美さん	22
畠中弘紀君	23
日程第16 議案第78号鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	24
宮路市長提案理由説明	24
冨迫総務企画部長	24
長野瑳や子さん	25
堂下企画課長	25
長野瑳や子さん	26
堂下企画課長	26
長野瑳や子さん	26
堂下企画課長	27
日程第17 議案第79号日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について	27
宮路市長提案理由説明	27
冨迫総務企画部長	27
日程第18 議案第80号市道の路線の認定について	28
宮路市長提案理由説明	28
瀬川産業建設部長	28
日程第19 議案第81号日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	29
宮路市長提案理由説明	29

重水農業委員会事務局長	29
日程第20 議案第82号日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正について	30
宮路市長提案理由説明	30
富迫総務企画部長	30
日程第21 議案第83号日置市行政嘱託員条例の一部改正について	31
宮路市長提案理由説明	31
富迫総務企画部長	31
日程第22 議案第84号日置市税条例の一部改正について	32
日程第23 議案第85号日置市国民健康保険税条例の一部改正について	32
宮路市長提案理由説明	32
富迫総務企画部長	32
休憩	33
日程第24 議案第86号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	34
宮路市長提案理由説明	34
野崎市民福祉部長	34
日程第25 議案第87号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	35
宮路市長	35
今村選挙管理委員会事務局長	35
日程第26 議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算(第9号)	36
日程第27 議案第89号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	36
日程第28 議案第90号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	36
日程第29 議案第91号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)	36
日程第30 議案第92号平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	36
日程第31 議案第93号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	36
日程第32 議案第94号平成28年度日置市水道事業会計補正予算(第2号)	36
宮路市長提案理由説明	36
田畑純二君	39
鉾之原財政管財課長	39
東福祉課長	40
長野瑛や子さん	41

堂下企画課長	4 1
長野瑛や子さん	4 1
堂下企画課長	4 1
長野瑛や子さん	4 2
堂下企画課長	4 2
上園哲生君	4 2
宮路市長	4 3
上園哲生君	4 3
日程第 3 3 請願第 2 号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願について	4 3
日程第 3 4 陳情第 9 号「原子力問題検討委員会（仮称）」設置に向けての意見書の提出を求める陳情書	4 3
散 会	4 3

第 2 号（1 2 月 8 日）（木曜日）

開 議	4 8
日程第 1 一般質問	4 8
大園貴文君	4 8
宮路市長	4 9
大園貴文君	4 9
宮路市長	4 9
大園貴文君	5 0
宮下農地整備課長	5 0
久保農林水産課長	5 0
大園貴文君	5 0
宮路市長	5 0
大園貴文君	5 0
宮路市長	5 1
大園貴文君	5 1
宮路市長	5 1
大園貴文君	5 1
宮路市長	5 1

大園貴文君	5 2
宮路市長	5 2
大園貴文君	5 2
平地社会教育課長	5 2
大園貴文君	5 2
宮路市長	5 2
大園貴文君	5 2
宮路市長	5 3
大園貴文君	5 3
大園吹上支所長	5 3
大園貴文君	5 3
宮路市長	5 3
大園貴文君	5 3
宮路市長	5 4
大園貴文君	5 4
宮路市長	5 4
大園貴文君	5 4
宮路市長	5 4
大園貴文君	5 4
宮路市長	5 4
大園貴文君	5 4
宮路市長	5 5
大園貴文君	5 5
平地社会教育課長	5 5
黒田澄子さん	5 5
宮路市長	5 7
黒田澄子さん	5 8
宮路市長	5 8
黒田澄子さん	5 8
平田地域づくり課長	5 8
黒田澄子さん	5 9
平田地域づくり課長	5 9
黒田澄子さん	5 9
平田地域づくり課長	5 9

	黒田澄子さん	5 9
	平田地域づくり課長	5 9
	黒田澄子さん	5 9
	平田地域づくり課長	5 9
	黒田澄子さん	5 9
	平田地域づくり課長	5 9
	黒田澄子さん	6 0
	平田地域づくり課長	6 0
	黒田澄子さん	6 0
	平田地域づくり課長	6 0
	黒田澄子さん	6 0
	平田地域づくり課長	6 0
休	憩	6 0
	黒田澄子さん	6 0
	宮路市長	6 0
	黒田澄子さん	6 0
	篠原健康保険課長	6 1
	黒田澄子さん	6 1
	篠原健康保険課長	6 1
	黒田澄子さん	6 1
	篠原健康保険課長	6 1
	黒田澄子さん	6 1
	篠原健康保険課長	6 2
	黒田澄子さん	6 2
	宮路市長	6 2
	黒田澄子さん	6 2
	篠原健康保険課長	6 2
	黒田澄子さん	6 3
	宮路市長	6 3
	黒田澄子さん	6 4
	篠原健康保険課長	6 4
	黒田澄子さん	6 4

篠原健康保険課長	6 5
黒田澄子さん	6 5
篠原健康保険課長	6 6
黒田澄子さん	6 6
平田地域づくり課長	6 6
黒田澄子さん	6 6
平田地域づくり課長	6 6
黒田澄子さん	6 7
平田地域づくり課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
平田地域づくり課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
平田地域づくり課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
平田地域づくり課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
平田地域づくり課長	6 7
黒田澄子さん	6 8
宮路市長	6 8
黒田澄子さん	6 8
宮路市長	6 8
黒田澄子さん	6 9
平田地域づくり課長	6 9
中村尉司君	6 9
宮路市長	7 0
田代教育長	7 1
休 憩	7 1
宮下農地整備課長	7 1
久保農林水産課長	7 1
中村尉司君	7 1
宮路市長	7 1
中村尉司君	7 2
宮路市長	7 2
中村尉司君	7 2

田代教育長	7 2
中村尉司君	7 2
宮路市長	7 2
中村尉司君	7 3
宮路市長	7 3
中村尉司君	7 3
宮路市長	7 3
中村尉司君	7 3
宮路市長	7 3
中村尉司君	7 3
宮路市長	7 4
中村尉司君	7 4
宮下農地整備課長	7 4
中村尉司君	7 4
宮下農地整備課長	7 4
中村尉司君	7 4
宮下農地整備課長	7 4
中村尉司君	7 4
宮路市長	7 4
中村尉司君	7 4
田代教育長	7 5
中村尉司君	7 5
平地社会教育課長	7 5
中村尉司君	7 5
平地社会教育課長	7 5
中村尉司君	7 6
平地社会教育課長	7 6
中村尉司君	7 6
平地社会教育課長	7 6
中村尉司君	7 6
平地社会教育課長	7 6
中村尉司君	7 6

平地社会教育課長	7 6
中村尉司君	7 7
平地社会教育課長	7 7
畠中弘紀君	7 7
宮路市長	7 8
畠中弘紀君	7 8
宮路市長	7 9
畠中弘紀君	7 9
重水農業委員会事務局長	7 9
畠中弘紀君	7 9
久保農林水産課長	7 9
畠中弘紀君	7 9
久保農林水産課長	7 9
畠中弘紀君	7 9
久保農林水産課長	7 9
畠中弘紀君	8 0
宮下農地整備課長	8 0
畠中弘紀君	8 0
宮路市長	8 0
畠中弘紀君	8 0
重水農業委員会事務局長	8 0
畠中弘紀君	8 1
重水農業委員会事務局長	8 1
畠中弘紀君	8 1
重水農業委員会事務局長	8 1
畠中弘紀君	8 1
宮路市長	8 1
畠中弘紀君	8 1
宮路市長	8 2
畠中弘紀君	8 2
宮路市長	8 2
畠中弘紀君	8 2

	宮路市長	8 2
	畠中弘紀君	8 2
	宮路市長	8 2
休	憩	8 3
	池満 渉君	8 3
	宮路市長	8 3
	池満 渉君	8 4
	宮路市長	8 5
	池満 渉君	8 5
	今村総務課長	8 5
	池満 渉君	8 5
	川畑消防本部消防長	8 6
	池満 渉君	8 6
	宮路市長	8 6
	池満 渉君	8 6
	今村総務課長	8 7
	池満 渉君	8 7
	今村総務課長	8 8
	池満 渉君	8 8
	今村総務課長	8 8
	池満 渉君	8 9
	丸山上下水道課長	8 9
	池満 渉君	8 9
	宮路市長	9 0
	池満 渉君	9 0
	宮路市長	9 0
	池満 渉君	9 0
	宮路市長	9 1
散	会	9 1

第3号	(12月9日)	(金曜日)	
開	議		9 6

日程第1 一般質問	9 6
橋口正人君	9 6
宮路市長	9 6
橋口正人君	9 7
宮路市長	9 7
橋口正人君	9 8
宮路市長	9 8
橋口正人君	9 8
宮路市長	9 8
橋口正人君	9 8
宮路市長	9 8
橋口正人君	9 8
宮路市長	9 9
橋口正人君	9 9
宮路市長	9 9
橋口正人君	9 9
宮路市長	9 9
橋口正人君	1 0 0
桃北建設課長	1 0 0
橋口正人君	1 0 0
桃北建設課長	1 0 0
橋口正人君	1 0 0
宮路市長	1 0 1
橋口正人君	1 0 1
宮路市長	1 0 1
下御領昭博君	1 0 1
宮路市長	1 0 3
田代教育長	1 0 3
下御領昭博君	1 0 3
宮路市長	1 0 4
下御領昭博君	1 0 4
桃北建設課長	1 0 4

	下御領昭博君	1 0 4
	桃北建設課長	1 0 4
	下御領昭博君	1 0 5
	宮路市長	1 0 5
	下御領昭博君	1 0 5
	豊永学校教育課長	1 0 5
	下御領昭博君	1 0 6
	田代教育長	1 0 6
	下御領昭博君	1 0 6
	豊永学校教育課長	1 0 6
	下御領昭博君	1 0 7
	豊永学校教育課長	1 0 7
	下御領昭博君	1 0 7
	宮路市長	1 0 7
休	憩	1 0 8
	下御領昭博君	1 0 8
	宮路市長	1 0 8
	下御領昭博君	1 0 8
	宮路市長	1 0 8
	下御領昭博君	1 0 9
	宮路市長	1 0 9
	下御領昭博君	1 0 9
	宮路市長	1 1 0
	下御領昭博君	1 1 0
	宮路市長	1 1 0
	下御領昭博君	1 1 1
	宮路市長	1 1 1
	下御領昭博君	1 1 1
	今村総務課長	1 1 1
	下御領昭博君	1 1 1
	宮路市長	1 1 1
	下御領昭博君	1 1 2

宮路市長	1 1 2
下御領昭博君	1 1 2
宮路市長	1 1 2
下御領昭博君	1 1 2
宮路市長	1 1 2
坂口洋之君	1 1 3
宮路市長	1 1 4
田代教育長	1 1 4
坂口洋之君	1 1 5
宮路市長	1 1 5
坂口洋之君	1 1 5
宮路市長	1 1 6
坂口洋之君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
久保農林水産課長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
久保農林水産課長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 9
久保農林水産課長	1 1 9
休 憩	1 1 9
坂口洋之君	1 1 9
久保農林水産課長	1 1 9
坂口洋之君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
坂口洋之君	1 2 0
久保農林水産課長	1 2 0
坂口洋之君	1 2 0

宮路市長	1 2 0
坂口洋之君	1 2 1
久保農林水産課長	1 2 1
坂口洋之君	1 2 1
久保農林水産課長	1 2 1
坂口洋之君	1 2 1
久保農林水産課長	1 2 2
坂口洋之君	1 2 2
久保農林水産課長	1 2 2
坂口洋之君	1 2 2
宮路市長	1 2 2
坂口洋之君	1 2 2
宮路市長	1 2 3
坂口洋之君	1 2 3
宮路市長	1 2 4
坂口洋之君	1 2 4
田代教育長	1 2 4
坂口洋之君	1 2 5
宮路市長	1 2 5
坂口洋之君	1 2 5
漆島政人君	1 2 5
宮路市長	1 2 6
漆島政人君	1 2 7
宮路市長	1 2 7
漆島政人君	1 2 7
桃北建設課長	1 2 8
漆島政人君	1 2 8
宮路市長	1 2 8
漆島政人君	1 2 8
宮路市長	1 2 9
漆島政人君	1 2 9
桃北建設課長	1 2 9

漆島政人君	1 3 0
今村総務課長	1 3 0
漆島政人君	1 3 0
宮路市長	1 3 0
漆島政人君	1 3 0
桃北建設課長	1 3 1
漆島政人君	1 3 1
宮路市長	1 3 1
漆島政人君	1 3 2
桃北建設課長	1 3 2
漆島政人君	1 3 2
宮路市長	1 3 3
漆島政人君	1 3 3
宮路市長	1 3 3
散 会	1 3 4

第4号（12月12日）（月曜日）

開 議	1 3 8
日程第1 一般質問	1 3 8
田畑純二君	1 3 8
宮路市長	1 4 0
田畑純二君	1 4 2
宮路市長	1 4 2
田畑純二君	1 4 2
宮路市長	1 4 2
田畑純二君	1 4 2
宮路市長	1 4 3
田畑純二君	1 4 3
宮路市長	1 4 3
田畑純二君	1 4 3
宮路市長	1 4 3
田畑純二君	1 4 3

宮路市長	1 4 4
田畑純二君	1 4 4
宮路市長	1 4 4
田畑純二君	1 4 4
宮路市長	1 4 5
田畑純二君	1 4 5
宮路市長	1 4 5
田畑純二君	1 4 5
宮路市長	1 4 6
田畑純二君	1 4 6
宮路市長	1 4 6
田畑純二君	1 4 6
宮路市長	1 4 6
田畑純二君	1 4 6
宮路市長	1 4 6
田畑純二君	1 4 7
宮路市長	1 4 7
田畑純二君	1 4 7
宮路市長	1 4 7
田畑純二君	1 4 7
宮路市長	1 4 7
山口初美さん	1 4 8
宮路市長	1 4 9
田代教育長	1 5 0
休 憩	1 5 0
山口初美さん	1 5 0
宮路市長	1 5 1
山口初美さん	1 5 1
宮路市長	1 5 1
山口初美さん	1 5 1
宮路市長	1 5 1
山口初美さん	1 5 1
宮路市長	1 5 2
山口初美さん	1 5 2

宮路市長	1 5 2
山口初美さん	1 5 2
豊永学校教育課長	1 5 2
山口初美さん	1 5 2
田代教育長	1 5 3
山口初美さん	1 5 3
豊永学校教育課長	1 5 3
山口初美さん	1 5 3
田代教育長	1 5 3
山口初美さん	1 5 3
宮路市長	1 5 3
山口初美さん	1 5 3
豊永学校教育課長	1 5 3
山口初美さん	1 5 4
田代教育長	1 5 4
山口初美さん	1 5 4
今村総務課長	1 5 5
山口初美さん	1 5 5
今村総務課長	1 5 5
山口初美さん	1 5 5
今村総務課長	1 5 5
山口初美さん	1 5 5
今村総務課長	1 5 5
山口初美さん	1 5 5
今村総務課長	1 5 6
山口初美さん	1 5 6
今村総務課長	1 5 6
山口初美さん	1 5 6
宮路市長	1 5 6
山口初美さん	1 5 6
堂下企画課長	1 5 6
山口初美さん	1 5 7

	堂下企画課長	1 5 7
	山口初美さん	1 5 7
	堂下企画課長	1 5 7
	山口初美さん	1 5 7
	宮路市長	1 5 7
	山口初美さん	1 5 7
	宮路市長	1 5 8
	花木千鶴さん	1 5 8
	宮路市長	1 5 9
	田代教育長	1 5 9
休	憩	1 5 9
	花木千鶴さん	1 5 9
	宮路市長	1 6 0
	花木千鶴さん	1 6 0
	宮路市長	1 6 1
	花木千鶴さん	1 6 1
	田代教育長	1 6 2
	花木千鶴さん	1 6 3
	田代教育長	1 6 3
	花木千鶴さん	1 6 3
	宮路市長	1 6 4
	花木千鶴さん	1 6 4
	宮路市長	1 6 4
	田代教育長	1 6 5
	花木千鶴さん	1 6 5
	宮路市長	1 6 7
	花木千鶴さん	1 6 7
	田代教育長	1 6 7
	花木千鶴さん	1 6 8
	田代教育長	1 6 8
	花木千鶴さん	1 6 8
	宮路市長	1 6 9

	田代教育長	1 6 9
	出水賢太郎君	1 6 9
	宮路市長	1 7 0
休	憩	1 7 2
	出水賢太郎君	1 7 2
	宮路市長	1 7 2
	出水賢太郎君	1 7 2
	宮路市長	1 7 2
	出水賢太郎君	1 7 2
	宮路市長	1 7 3
	出水賢太郎君	1 7 3
	宮路市長	1 7 4
	出水賢太郎君	1 7 4
	久保農林水産課長	1 7 4
	桃北建設課長	1 7 4
	出水賢太郎君	1 7 4
	銚之原財政管財課長	1 7 5
	出水賢太郎君	1 7 5
	宮路市長	1 7 5
	出水賢太郎君	1 7 6
	宮路市長	1 7 6
	出水賢太郎君	1 7 6
	宮路市長	1 7 7
	出水賢太郎君	1 7 7
	宮路市長	1 7 7
	出水賢太郎君	1 7 8
	堂下企画課長	1 7 8
	出水賢太郎君	1 7 8
	堂下企画課長	1 7 8
	出水賢太郎君	1 7 9
	堂下企画課長	1 7 9
	出水賢太郎君	1 7 9

宮路市長	180
出水賢太郎君	180
宮路市長	180
出水賢太郎君	180
宮路市長	181
散 会	181

第5号（12月21日）（水曜日）

開 議	187
日程第1 議案第78号鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（総務企画常任委員長報告）	187
日程第2 議案第79号日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	187
並松総務企画常任委員長報告	187
山口初美さん	189
留盛浩一郎君	189
日程第3 議案第80号市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）	190
日程第4 議案第81号日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について（産業建設常任委員長報告）	190
出水産業建設常任委員長報告	190
山口初美さん	192
黒田澄子さん	193
日程第5 議案第83号日置市行政嘱託員条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）	193
並松総務企画常任委員長	193
日程第6 議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算（第9号）（総務企画常任委員長報告）	194
並松総務企画常任委員長報告	194
坂口文教厚生常任委員長報告	195
出水産業建設常任委員長報告	198
休 憩	201
日程第7 議案第89号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（文教	

	厚生常任委員長報告)	2 0 1
日程第 8	議案第 9 2 号平成 2 8 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (文教厚生 常任委員長報告)	2 0 1
日程第 9	議案第 9 3 号平成 2 8 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (文 教厚生常任委員長報告)	2 0 1
	坂口文教厚生常任委員長報告	2 0 1
日程第 1 0	議案第 9 0 号平成 2 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (産業建設常任委員長報告)	2 0 3
日程第 1 1	議案第 9 4 号平成 2 8 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 2 号) (産業建設常 任委員長報告)	2 0 3
	出水産業建設常任委員長報告	2 0 3
日程第 1 2	議案第 9 1 号平成 2 8 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算 (第 2 号) (総務企画常任委員長報告)	2 0 5
	並松総務企画常任委員長報告	2 0 5
日程第 1 3	請願第 2 号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める 請願について (総務企画常任委員長報告)	2 0 6
	並松総務企画常任委員長報告	2 0 6
	山口初美さん	2 0 7
	留盛浩一郎君	2 0 8
日程第 1 4	議案第 9 5 号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	2 0 8
日程第 1 5	議案第 9 6 号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	2 0 8
日程第 1 6	議案第 9 7 号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	2 0 8
	宮路市長提案理由説明	2 0 9
	富迫総務企画部長	2 0 9
休 憩	2 1 1
	富迫総務企画部長	2 1 1
	山口初美さん	2 1 2
日程第 1 7	議案第 9 8 号平成 2 8 年度日置市一般会計補正予算 (第 1 0 号)	2 1 3
日程第 1 8	議案第 9 9 号平成 2 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	2 1 3
日程第 1 9	議案第 1 0 0 号平成 2 8 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	2 1 3

宮路市長提案理由説明	2 1 3
山口初美さん	2 1 4
日程第 2 0 陳情第 1 0 号家族介護はもう限界です！！障害児者の生きる基盤となる「暮らし の場」の早急な整備を求める意見書の提出	2 1 5
日程第 2 1 閉会中の継続審査申し出について	2 1 5
日程第 2 2 閉会中の継続調査申し出について	2 1 5
日程第 2 3 議員派遣の件について	2 1 6
日程第 2 4 所管事務調査結果報告について	2 1 6
閉 会	2 1 6
宮路市長	2 1 6

平成28年第5回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
11月24日	木	本 会 議	決算報告、予算・他議案上程、質疑、表決、委員会付託
11月25日	金	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係）
11月26日	土	休 会	
11月27日	日	休 会	
11月28日	月	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係）
11月29日	火	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係）
11月30日	水	委 員 会	予備日
12月 1日	木	休 会	
12月 2日	金	休 会	
12月 3日	土	休 会	
12月 4日	日	休 会	
12月 5日	月	休 会	
12月 6日	火	休 会	
12月 7日	水	休 会	
12月 8日	木	本 会 議	一般質問
12月 9日	金	本 会 議	一般質問
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	本 会 議	一般質問
12月13日	火	休 会	
12月14日	水	休 会	
12月15日	木	休 会	議会運営委員会
12月16日	金	休 会	
12月17日	土	休 会	
12月18日	日	休 会	
12月19日	月	休 会	
12月20日	火	休 会	

12月21日	水	本	会	議	付託事件等審査結果報告・委員長質疑・表決
--------	---	---	---	---	----------------------

2. 付議事件

議案番号	事	件	名
認定第 1号	平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について		
認定第 2号	平成27年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 3号	平成27年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 4号	平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 5号	平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 6号	平成27年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 7号	平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 8号	平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 9号	平成27年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 10号	平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 11号	平成27年度日置市水道事業会計決算認定について		
議案第 78号	鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について		
議案第 79号	日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について		
議案第 80号	市道の路線の認定について		
議案第 81号	日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について		
議案第 82号	日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正について		
議案第 83号	日置市行政嘱託員条例の一部改正について		
議案第 84号	日置市税条例の一部改正について		
議案第 85号	日置市国民健康保険税条例の一部改正について		
議案第 86号	日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について		
議案第 87号	日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について		
議案第 88号	平成28年度日置市一般会計補正予算(第9号)		
議案第 89号	平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)		
議案第 90号	平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)		
議案第 91号	平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)		

- 議案第 92号 平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 93号 平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 94号 平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第 95号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 議案第 96号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 97号 日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について
- 議案第 98号 平成28年度日置市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第 99号 平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第100号 平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
- 請願第 2号 「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願について
- 陳情第 9号 「原子力問題検討委員会(仮称)設置に向けての意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第 10号 家族介護はもう限界です！！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の

第 1 号 (1 1 月 2 4 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告等）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	認定第 1号 平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 6	認定第 2号 平成27年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 7	認定第 3号 平成27年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 8	認定第 4号 平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 9	認定第 5号 平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第10	認定第 6号 平成27年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第11	認定第 7号 平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第12	認定第 8号 平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第13	認定第 9号 平成27年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第14	認定第10号 平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第15	認定第11号 平成27年度日置市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第16	議案第78号 鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
日程第17	議案第79号 日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について
日程第18	議案第80号 市道の路線の認定について
日程第19	議案第81号 日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制

定について

- 日程第 2 0 議案第 8 2 号 日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 8 3 号 日置市行政嘱託員条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 8 4 号 日置市税条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 8 5 号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 8 6 号 日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 8 7 号 日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 6 議案第 8 8 号 平成 2 8 年度日置市一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 2 7 議案第 8 9 号 平成 2 8 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第 9 0 号 平成 2 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 9 1 号 平成 2 8 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 9 2 号 平成 2 8 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 9 3 号 平成 2 8 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 9 4 号 平成 2 8 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 請願第 2 号 「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願について

- 日程第 3 4 陳情第 9 号 「原子力問題検討委員会(仮称)」設置に向けての意見書の提出を求める陳情書

本会議（11月24日）（木曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	富迫 克彦 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	川畑 優次 君
東市来支所長	横手 裕治郎 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企 画 課 長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 宮 下 章 一 君
上下水道課長 丸 山 太美雄 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 満 留 雅 彦 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 桃 北 清 次 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 平 地 純 弘 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（成田 浩君）

ただいまから、平成28年第5回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（成田 浩君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（成田 浩君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、池満渉君、長野瑛や子さんを指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（成田 浩君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの28日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月21日までの28日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告：監査結果等）

○議長（成田 浩君）

日程第3、諸般の報告を行います。
議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。
次に、監査結果の報告であります。平成28年8月分から平成28年9月分までの例月現金出納検査結果報告及び10月3日から10月19日まで実施された定期監査の報告

がありましたので、その写しを配付しました。
以上、ご報告いたします。
これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（成田 浩君）

日程第4、行政報告を行います。
市長から行政報告の申し出がありました。
これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

8月27日から主な行政執行について、ご報告を申し上げます。
8月30日に、県内各市市長が一堂に会し、平成28年度第2回鹿児島県市長会定例会が志布志市で開催されました。

次に、8月31日に、エーザイ株式会社と認知症の方が安心して暮らせるまちづくり協定を締結いたしました。

次に、9月2日には、平成28年度鹿児島県総合防災訓練を実施し、警察、消防、自衛隊、医療機関など84の団体と地域住民約2,100人が参加し、津波避難訓練や避難所の運営、負傷者の救出など大規模な訓練に取り組み、防災関係機関相互の連携や市民の防災意識の高揚に努めました。

次に、9月14日に、100歳以上の高齢者を対象に敬老訪問を行い、敬老祝い金を直接お渡しし、ご長寿をお祝いを申し上げます。

次に、9月21日に、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の最重点に掲げ、秋の全国交通安全運動出発式を行いました。

次に、9月24日に、障がいのある方の日常生活や社会参加の自立を支援するため、第1回日置市障がい者福祉大会を開催いたしました。大会には、約2,000の方が訪れ、障がい者福祉サービス事業所等による就職面談会も開催されました。

次に、9月30日に、3件目の交通死亡事故の発生を受け、交通安全の機運を盛り上げるため、日置警察署から日置市役所までの県道において一斉街頭100人立哨を行い、交通事故の抑止に努めました。

次に、10月11日に、官民一体となって防犯への意識の高揚を図るため、全国地域安全運動出発式を行いました。

次に、10月26日に、生活協同組合コープかごしまと災害時の物資供給協力に関する協定を締結しました。

次に、11月1日に、鹿児島大学と地域社会の発展と人材育成に向けた包括連携協定を締結しました。

以下、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載してありますので、ご確認をお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 認定第1号平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第6 認定第2号平成27年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第7 認定第3号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第8 認定第4号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第9 認定第5号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第10 認定第6号平成27年度日置市健康交流館事業特

別会計歳入歳出決算認定について

△日程第11 認定第7号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第12 認定第8号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第13 認定第9号平成27年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第10号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第11号平成27年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（成田 浩君）

日程第5、認定第1号平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15認定第11号平成27年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの11件を一括議題とします。

11件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長下御領昭博君登壇〕

○決算審査特別委員長（下御領昭博君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議題になっております認定第1号平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号平成27年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの11議案についての決算審査特別委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

この11議案は、平成28年第4回定例議会において、当委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました。

去る10月17日から21日の5日間の日程で、総務企画部、市民福祉部、産業建設部、農業委員会、教育委員会、監査委員会事務局、議会事務局の関係部課長、職員の出席を求め、慎重かつ効率的な審査になるよう努めて進めてまいりました。

4町が合併して日置市が発足してから10年を迎える節目の年度でもあり、市制施行10周年記念式典も開催されました。

国の財政状況も急速な高齢化等で極めて厳しい状況であり、大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的経済成長を促す施策の重点を図ることとしています。

県も、少子高齢化の急速な進行などで社会保障費が引き続き増嵩する傾向にあることから、歳入、歳出両面にわたり行財政改革に取り組む必要があるとしています。

本市としても、以上のような国、県の状況を踏まえ、日置市総合計画の理念を基軸に着実な成果を目指し、財政健全化計画を踏まえた予算編成に取り組んだところであります。

以上のことを前提として、当委員会の審査におきましては、まず議決した予算は当初の趣旨と目的に沿って、適正にしかも効率的に執行されたのか。また、次年度に向けた課題について審査を行いました。

それでは、まず第1号平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入については、対前年度比5億9,109万2,000円増額の277億8,440万4,000円となり、自主財源26.0%、依存財源74.0%、依然として自主財源に乏しい財政状況でありました。

歳出については、繰越事業等の影響もあり、対前年度比3億5,374万3,000円増額

の267億9,967万7,000円となり、その内訳は、義務経費が構成比46.6%、対前年度比1億9,973万1,000円減の124億6,584万9,000円、投資的経費は構成比21.8%、対前年度比3,411万6,000円減の58億3,530万円、積立金を含めたその他経費の構成比は31.6%、対前年度比5億8,759万円増の84億9,852万8,000円でありました。

結果として、経常収支比率は87.8%で、前年度比2.4ポイント減少しているものの、財政の硬直化が進まないよう引き続き努力する必要があります。

それでは、当委員会でもめました質疑と答弁についてご報告いたします。

まず、総務企画部の主な質疑、答弁をご報告いたします。

財政管財課の主な質疑では、土地開発基金の事業の中で、買い戻しされていない額はどれくらいあるのかとの質疑に、1億5,897万円であると答弁。

ふるさと納税は、具体的なプロジェクトに対しふるさと納税を募集すれば効果があるのではないのかとの質疑に、平成27年度の具体的な内容に対して指定された寄附金は890万7,070円で、ふるさと納税の申し込みの際に「寄附の指定」という項目を設けて受け付けしているが、現在はプロジェクトに対する広報はしていない。

これまで、伊集院駅周辺整備事業に対して寄附を募集した経緯があり、平成25年度64万7,750円、平成26年度665万4,216円、平成27年度40万円の770万円ほど寄附があったと答弁。

また、本年度のふるさと納税は、10月16日現在2,900万円で、もうすぐ本年度の目標3,000万円になるという報告がありましたので、ここで皆様方にご紹介しておきます。

総務課の主な質疑では、人事評価制度については、公平な評価が必要となるが、具体的にどのようなことを研修しているのかとの質疑に、人事評価制度が導入された場合を見据えて、試行的に管理職全員に評価者研修また被評価者研修をしている。評価は、5段階の項目を実績評価100点、能力評価100点の数値にして算出する。その評価について公平性が出るようグループにして研修し、グループ協議も行っている。また、職員アンケートをしているが、「管理職によって評価の仕方に差が出るのではないか」という不安の意見が多かったので、今後も研修を続けていきたいと答弁。

自主防災組織率はどうだったか、また組織率の低い地域をどのように分析しているかとの質疑に、日置市の自主防災組織率は77.6%、地域ごとでは、東市来地域が91.2%、伊集院地域66.1%、日吉地域96.7%、吹上地域77.1%である。自治会単位で組織することを呼びかけているが、組織率の低い地域では高齢化が進んで組織できない要因があるので、近隣の自治会と一緒に組織するなど、地域の実情に応じた対応も検討していきたいと答弁。

企画課の主な質疑では、企業誘致についてどのような活動を行ったかとの質疑に、県全体の関東、関西に出かけて誘致活動する取り組みに参加しているが、現在の社会情勢では、新しい企業の誘致というのは難しい。現在、新たな誘致につながるよう、立地している企業を訪問し、相談に応じながら、将来の増設計画や取引企業の立地動向を調査し、新たな立地につなげる活動を行っている」と答弁。

ミニ住宅団地土地貸付事業の未貸付地は、平成27年度から普通財産として売却しているが、全て売却するよう年度計画が必要ではないかとの質疑に、売却価格は鑑定価格を基準に設定し売り出したが、条件のよい下与倉、

下田尻は一部売却できた。立地条件の悪い土地は通常に分譲では動かないので、今後検討していくと答弁。

地域づくり課の主な質疑は、地域づくり推進事業費の財源は、そもそも合併特例債から基金に積み立てたものであるが、この事業の不用額はどうなるのかとの質疑に、事業の執行額に応じて年度末に地域づくり推進基金から取り崩して繰り入れていると答弁。

税務課の主な質疑は、国民健康保険税の収納率は92.89%、未収金7,000万円をどのように分析しているかとの質疑に、国民健康保険税の現年課税分の収納率は、平成24年度が92.36%、平成25年度92.53%、平成26年度93.64%、平成27年度は92.89%であり、収納率が特に低下しているとは考えていない。県からは、「92%以上を目標」と指導されていると答弁。

特別滞納整理課におきましては、執行部の説明で了承し、質疑は特にありませんでした。

商工観光課の主な質疑は、合宿誘致推進事業は、補助金申請実績115団体、672万5,000円であるが、どれだけの経済効果と分析しているかとの質疑に、各事業に対して検証はしていないが、場所によっては180万円の補助金に対して1,600万円ほどの宿泊費があった施設もあるので、かなりの経済効果となっていると答弁。

プレミアム商品券は、地域ごとでどのようなものに活用されたかとの質疑に、主な購入は、食糧品、酒類、雑貨、ガソリン等で、伊集院地域63.9%、吹上地域16.65%、東市来地域16.29%、日吉地域3.01%であると答弁。

消防本部の主な質疑は、消防団員数は、定数613人に対し556人と57人減であるが、地域ごとの消防団員数はどのようになっているのかとの質疑に、現在の消防団員数は、

消防団本部に25人、うち女性消防団員15人、東市来方面団、定数120人に対し107人で13人の減、伊集院方面団、定数201人に対し184人で17人の減、日吉方面団、定数116人に対し102人で14人の減、吹上方面団、定数151人に対し138人で13人の減であると答弁。

救急救命士はどれくらいの人数を考えているのかとの質疑に、救急救命士は、本所及び各分遣所、6つの係で活動している。各係に3名ずつ配置し、合計18名を考えている。現在17人であるが、1人は研修所で研修しているため、来年度から18人の体制になると答弁。

会計課におきましては、執行部の説明で了承し、質疑は特にありませんでした。

次に、市民福祉部の主な質疑と答弁をご報告いたします。

市民生活課の主な質疑は、上乗せ分の合併浄化槽補助金額は幾らになったか、また補助対象とならない合併浄化槽で、地域に貢献する施設への補助は考えないかとの質疑に、上乗せ分の合併浄化槽補助金は3,540万円になる。現在の浄化槽設置補助金は、単独浄化槽やくみ取りからの転換で、環境面を考慮し10人槽までとなっている。超えるものはアパート経営や道の駅などがあるが、当面、今の補助金で進めていく考えであると答弁。

福祉課の主な質疑は、生活困窮者自立支援事業の状況はどうかとの質疑に、日置市農業公社に委託して就労準備支援事業を実施し、参加者は18人のうち4名が就労、うち2名が保護廃止となった。就労になるケースが少なくなってきたが、今後も就労意欲や生活リズムの改善につなげるよう、引き続き事業を進めたいと答弁。

食の自立支援事業の現状はどうかとの質疑に、配食サービスを希望される方が増加傾向にあり、吹上地域の一部の配食を伊集院ふれ

あい給食センターで賄っている状況である。伊集院地域の配食サービスも増加しているため、今年度、伊集院ふれあい給食センターの内部を改装し、配膳スペースを広げることとしており、今まで以上のニーズに対応していくと答弁。

健康保険課の主な質疑は、子宮頸がんワクチン接種者859人に対し、副反応実態調査を実施しているが、その状況はどうかとの質疑に、対象者859人中11人が不在であったため、848人を調査している。回収率は58%で、494人から回答をいただいた。その中で、何らかの症状があった方は74人で、そのうち、症状が持続あるいは医療機関で受診したいという方17人であり、この17人に対しては、訪問や電話による聞き取りを行っているためと答弁。

介護保険課の主な質疑は、予防給付ケアプランの作成は包括支援センターで作成することはできないのかとの質疑に、ケアマネジャーが作成するケアプランは、月に約140件を委託している。包括支援センターのケアマネジャーは1人で約40から45件を管理しているため、委託の約140件を包括で作成することとなると、あと3人から4人のケアマネジャーが必要になる。ケアマネジャーの確保は、今でも補充することは難しいと答弁。

次に、産業建設部における主な質疑、答弁についてご報告いたします。

農業委員会の主な質疑は、意向調査の状況はどうかとの質疑に、意向調査は、1,532人、2,599筆を行っている。また、明らかに農用地として利用できないもの、B分類として941ha、1万6,193筆を農地台帳から削除した。耕作放棄地がふえているが、土地改良した優良農地でも耕作放棄地があり、まずはそれらについて原因を調査していこうと考えていると答弁。

農林水産課の主な質疑は、青年就農給付金事業は、5年間の給付をするが、その後の状況を把握しているのかとの質疑に、これまで給付を受けた方は累計で25名、そのうち給付が終了した方は8名であるが、全員が現在も営農を継続していると答弁。

オリーブ事業の計画は、5年すると5kgほどの収穫があるとされていたが、現在の状況はどうか。また、本市にはどのような品種の苗木が合うのかとの質疑に、ことしの8月に調査しているが、6kg弱の収穫ができる見込みである。搾油する量ではない。しかし、来年以降はその10倍の収穫を見込めるので、搾油所も新設し、早く日置市産のオリーブを販売したいと考えている。また、品種については、スペイン産の3品種とイタリア産の3品種を配布している。特徴としては、スペイン産は花芽が早く、イタリアン産は生育が早いものであると答弁。

農地整備課の主な質疑は、多面的機能支払交付金事業は、今後の活動に組織の広域化を目的とした新たな基準の設定が示されること、また市の活動を評価する仕組みの導入が設定されるとあるが、どうなるのかとの質疑に、多面的機能支払交付金事業は、国でも広域化を推進しており、日吉地域では既に一本化して事業をしている。平成29年度からは地域ごとに広域化する計画であり、代表者に説明しているところである。国は、財源のこともあると思うが、広域化されたところを優遇し、されないところは今までの交付金の85%を交付するという考えであると答弁。

建設課の主な質疑は、東市来地域の区画整理事業は、当初の計画とどの程度おこなわれているのかとの質疑に、進捗率は38.39%で、当初の計画は、事業費99億円、平成25年度の完成であった。予算の確保ができなくて延びている状況であり、また事業費も補償費等が膨らみ、現在の計画は、事業費115億

円で、平成35年の完了としていると答弁。

永吉中央住宅及び土橋ホテル公営住宅の入居者の状況はどうかとの質疑に、永吉中央住宅は、鹿児島市から1件、南さつま市から1件、いちき串木野市から2件の転入及び伊集院地域から3件、日吉地域から1件、吹上地域から2件の転居があり、10戸全て入居している。土橋ホテル公営住宅は、兵庫県から1件、鹿児島市から4件、姶良市1件の転入及び伊集院地域から3件、東市来地域から1件の転居があり、10戸全て入居していると答弁。

次に、教育委員会における主な質疑と答弁についてご報告いたします。

教育総務課、学校教育課の主な質疑は、児童の放課後等における過ごし方について、検討委員会が提出した答申内容はどのようなものであったかとの質疑に、答申内容は、検討委員会でニーズ調査を実施、保護者から「放課後児童クラブを開設してほしい」という意見が多く寄せられたこと、それによっての方向性としてモデル地区を選定し、プログラム内容には保護者からの意見を取り入れて評価や課題を再検討し、また夏休み期間中は共働きの世帯に配慮して実施してほしいという内容であると答弁。

外国語青年招致事業の成果をどのように分析しているのかとの質疑に、外国語指導助手のALTは本市に4人いるが、幼稚園26回、小学校417回、中学校257回、合計700回派遣されている。今後、小学校も英語の教科化に進んでいくので、どの学校も積極的に活用していると答弁。

社会教育課の主な質疑は、国民文化祭の収支内訳はどうなっているのかとの質疑に、平成27年度の国民文化祭の予算6,007万円に対し、県の負担金が3,683万8,000円となり、その差額2,323万2,000円が国民文化祭に対する市の負担金となったと答

弁。

監査委員会事務局、公平委員会、議会事務局におきましては、執行部の説明で了承し、質疑は特にありませんでした。

次に、認定第2号平成27年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額79億7,074万4,000円、歳出総額78億1,977万8,000円、歳入歳出差引額は1億5,096万6,000円でありました。

主な質疑は、ジェネリック医薬品の使用状況及び周知はどのようにしているかとの質疑に、本市の普及率は、数量ベースで59.8%、周知の方法は、ジェネリック医薬品を使った場合とそうでない場合の差がわかるようにして国保だよりで広報し、ジェネリック医薬品の推進に努めていると答弁。

レセプト点検による医療費への効果及びレセプト点検からどのような傾向がうかがえたかとの質疑に、レセプト点検は22万3,606件を実施し、再審査請求1,252件で、再審査金額264万8,778円となり、1件当たり2,115円の効果があると答弁。

次に、認定第3号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額5億3,672万2,000円、歳出総額5億1,973万2,000円、歳入歳出差引額1,699万円でありました。

下水道使用料の不納欠損となった理由はどの質疑に、下水道使用料の不納欠損は、8件分の2万3,130円で、特別滞納整理課と連携して徴収に当たってきたが、納期期限の5年を経過したものが4件、その他の所在不明の理由で不納欠損となったと答弁。

次に、認定第4号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額3,918万1,000円、歳出総額3,520万7,000円、歳入歳出差引額397万4,000円でありました。

農業集落排水事業に接続していない戸数はどの質疑に、12戸であると答弁。

次に、認定第5号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額2億2,997万9,000円、歳出総額2億2,989万3,000円、歳入歳出差引額8万6,000円でありました。

主な質疑は、ランチの切りかえは、食材の値上げによる原価率の上昇や料理の廃棄が挙げられているが、ランチ利用者のニーズに応じたメニューを検討する場合、どのようにしているかとの質疑に、ランチバイキングを9月までしていたが、ランチの受付時間はメニューが切れないようつくり続けるため、残った食材の廃棄もあり、原価率は50%であった。社内会議でメニューの検討を行い、ランチへの切りかえを実施し、原価率42%に抑えられていると答弁。

次に、認定第6号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額1億7,908万7,000円、歳出総額1億6,707万2,000円、歳入歳出差引額1,201万5,000円でありました。

主な質疑は、老人福祉センターの機能をあわせ持つ施設となり、現地調査もしたが、トイレなどは高齢者が使いやすいように改修が必要ではないかとの質疑に、洋式トイレの要望があるので、要望に沿った改修を計画的に行うと答弁。

次に、認定第7号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額3,190万9,000円、歳出総

額 2,976万9,000円、歳入歳出差引額 214万円でありました。

温泉給湯事業特別会計におきましては、執行部の説明で了承し、質疑は特にありませんでした。

次に、認定第8号平成27年度公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額3,215万8,000円、歳出総額3,215万8,000円、歳入歳出差引額ゼロ円でありました。

公衆浴場事業特別会計におきましては、執行部の説明で了承し、質疑は特にありませんでした。

次に、認定第9号平成27年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額55億5,135万円、歳出総額53億3,225万2,000円、歳入歳出差引額2億1,909万8,000円でありました。

主な質疑は、施設介護サービス給付費では、前倒しで施設をつくられたが、前年度より件数も減ってきているということは、施設の空き室が発生しているということかの質疑に、施設は、特老、老健、医療型の3施設があるが、収容できる人員は600人で、ほぼ定数を収容している状況である。施設介護サービスの給付費負担金の積算では、施設利用者の介護度や加算によって変わっていくので、入っている人は変わらないが、介護度等の変更で前年度と比較すると減少する場合があるということであると答弁。

次に、認定第10号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額6億3,765万8,000円、歳出総額6億3,645万円、歳入歳出差引額120万8,000円でありました。

後期高齢者医療特別会計におきましては、執行部の説明で了承し、質疑は特にありませんでした。

次に、認定第11号平成27年度日置市水道事業会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

水道事業収益は、税抜き8億1,701万円、水道事業費用は、税抜き7億3,028万7,000円で、8,672万3,000円が当年度の純利益であります。

資本的収支は、収入1億2,619万5,000円、支出3億6,075万円で、差し引き2億3,455万5,000円の不足額となり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填されました。

主な質疑は、平成27年度にアスベスト管の処理されたものはどうかの質疑に、給水管に使用しているアスベスト管があるが、平成26年度末に896mであったが、平成27年度に県道美山の改良工事にあわせて給水管の工事を行い412mを交換し、27年度末で東市来地域277m、伊集院地域207mの484mが残っていると答弁。

ただいまの報告のほか、多くの質疑、答弁がありましたが、省略させていただきます。

それでは、討論、採決の結果についてご報告いたします。

まず、認定第1号平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、採決の前に自由討議を行いました。決算の概要及び主要施策の成果説明書に事業効果や今後の施策方針まで掲げてあるにもかかわらず、予算計上せずに予備費充用で対応されたものがあるが、財政規律の上で改善の必要がある。

伊集院駅周辺整備費は、諸事情が発生し、当初計画より余りにも大きな増額割合となっているので、今後適切な予算管理が必要であるという意見がありました。

自由討議の後、討論、採決に入りましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決定しました。

続いて、認定第2号平成27年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号平成27年度日置市水道事業会計決算認定については、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

今回の決算審査特別委員会の委員の意見を申し添えますが、決算の概要及び主要施策の成果説明書では、事業効果の中に評価認識の甘いものが多く感じられた。平成27年度の不用額は、一般会計4億1,882万円、特別会計5億541万円であり、有効活用できる工夫と見きわめが必要である。今後は、デミングサークル、P・D・C・Aの管理リサイクルに基づき、さらなる改善や見直しを図りたい。

一方で、健康保険事業や介護保険事業及び未収債権の徴収など、成果が数字であらわれているものもある。引き続き、市民の意識が低下しないよう継続した努力をお願いしたい。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから、11件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。

発言通告がありますので、まず、出水賢太郎君の発言を許可します。

○8番（出水賢太郎君）

認定第1号平成27年度の一般会計歳入歳出決算認定について、ただいま特別委員長のほうから報告がありましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

私は、9月議会におきまして、この認定議案が上程されましたときに総括質疑で、監査委員から決算審査の意見書の中で補助金の見直しについて当局への言及がありましたので、その点について質疑をさせていただきました。

その後、特別委員会におきましては、このような補助金のあり方について、この監査委員からの指摘事項について特別委員会でどのような質疑、審査がなされたのが、ご説明をいただきたいと思います。

○決算審査特別委員長（下御領昭博君）

出水議員の質疑に対してご答弁いたします。

執行部から平成27年度決算認定審査補足説明資料の提出を求め、審査を行いました。質疑された補助金についても資料の提出があったが、全ての事業について記載されていたので、問題なく審査されました。

以上で、質疑に対する答弁といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

これから、認定第1号平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

市民の市政への願いは、景気をよくしてほしい、平和なこのまちで安心して暮らしたい、そんなささやかなものです。そのような市民の願いに応える決算であったか、市民の立場で考えてみて、幾つかの問題だと思う点を申し上げて、反対討論といたします。

まず、個人番号カード事業費ですが、市民にとっては、この制度は国が個人のあらゆる情報を一括管理する危険で不要な制度であります。個人情報漏れや成り済みの悪用などが危惧されます。国で決まった制度で、本市でもやらないわけにはいかないことは十分承知しておりますが、これを私は認めるわけに

いきません。

また、指定管理者制度は、公的な責任を投げ捨てて民間任せにするもので、私は問題だと考えます。そこで働く人たちの雇用は、ほとんど非正規になっている点も認めるわけにいきません。

加えて、市役所内で働く人たちの中に非正規雇用がふえている点も問題です。官製ワーキングプアをつくり出す行政改革は改めるべきだと、私は考えます。公共の場で働く人の身分はきちんと保障し、安心して働けるようにしてこそ、市内の景気もよくなり、住民へのサービスもよくなると考えます。

次に、人権事業費の部落解放同盟への補助金は認めることはできません。特定の団体への支出であり、税金の使い道としてはふさわしくありません。

また、子どもの貧困が大きな社会問題になる中、小中学校義務教育に対する就学援助制度が大きな役割を果たすことが求められています。しかし、本市では、部活動費やPTA会費、生徒会費などが準要保護世帯に対して支給されていません。また、新入学準備のための入学準備金が入学前に支給されておらず、改善が必要です。修学旅行費も準備にお金が必要です。既に改善された自治体もありますので、努力が足りないと申し上げておきます。

さて、国においては社会保障の切り捨てが進み、安保法制の強行やTPPの推進などで、私たちの願いとはかけ離れた方向に進みつつあります。また、アベノミクスで貧困と格差はますます広がっています。

地方自治体には、そんな国の悪政から住民の暮らしや福祉を守るという役割が求められており、本決算はその役割を十分果たしたとは言えないと考え、反対せざるを得ません。

以上です。

○議長（成田 浩君）

次に、畠中弘紀君の賛成討論の発言を許可

します。

○2番（畠中弘紀君）

ただいま議題となっております認定第1号平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

今回も9名の決算特別委員にて、事業の内容や効果について活発な意見や質疑を行い、慎重に審議いたしました。

景気の回復が見込まれない中、日置市において自主財源は26%、依存財源が74%を占めております。依存財源に頼らなければならない状況からは抜け切れませんが、そうした状況の中で、歳入に見合った財政構造への転換を図るために、効果的かつ計画的な財政運営及び市民福祉の向上に努めてきたことは評価いたします。

また、市制10周年ということで記念事業を行い、商工観光課においては、合宿誘致推進事業、プレミアム商品券補助事業を行い、実績を上げています。日吉庁舎や伊作小学校の改修工事などインフラ整備も進められました。

さらに、農村環境の保全活動を支援するための多面的機能支払交付金事業、生活保護受給者と生活困窮者の就労生活支援をするための生活困窮者支援事業、食の自立支援事業等、さまざまな事業を行ってきました。

そのほか、限られた予算の中で社会資本の整備、環境、教育、文化の各分野でおおむね適正に予算が執行されており、平成27年度一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定すべきものと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、認定第1号平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成27年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、認定第2号平成27年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

医療を受ける権利は憲法に基づく国民の権利であり、無条件に保障されなければならない、国保税の納付と保険給付は本来切り離すべきと考えます。資格証明書の制度も廃止し、短期保険証の制度も順次廃止するべきです。

今、国保は社会保障制度という原点に立ち返る必要があります。日置市でも、高過ぎる国保税が住民を苦しめ、貧困を生み出していると言っても過言ではないと思います。誰もが安心して払える国保税になっていませんし、高過ぎる国保税が医療を受ける権利さえ奪っている現実があります。支払い能力に応じた国保税へ改革が必要です。人頭割方式の均等割は、18歳以下の子どもは対象から除外するなど、縮小や減額が必要と考えます。また、生活実態に合わない国保税を生み出す一因となっている固定資産税に基づく資産割は、税金の二重取りともなっています。

加入者の多くが低所得で、異常に高い保険

税を負担させられる国保では、窓口負担を苦にした受診抑制も特に深刻です。国保法第44条は、低所得者の窓口負担の減免制度をつくるよう定めていますが、ほとんど活用されていません。地方自治法第1条2項では、住民福祉の増進を図ることを自治体の使命と規定しています。国の財政責任のもと、保健、福祉とも連携しながら、住民に医療を給付するのが本来の国民健康保険です。

国保の運営責任は国にあると定めた国保法第4条の趣旨にのっとり、1980年代から削減され続けてきた国庫負担を増額復元させることが必要であることを最後に申し上げ、反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、畠中弘紀君の賛成討論の発言を許可します。

○2番（畠中弘紀君）

認定第2号平成27年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、国民の誰もが、また私たち市民が必要な医療をどこにいても受けることができるよう、医療のセーフティーネットとして地域住民の健康を今日支えています。しかしながら、国民健康保険は、今や加入者に保険税の負担力の弱い高齢者や低所得者の割合が高いといった制度の構造的な問題を抱えるとともに、医療技術の高度化や疾病構造の変化などに伴い、個人に係る医療費も増加の傾向にあることから、日置市も国保財政は非常に厳しい運営が続いている状況であると言えます。

平成27年度の被保険者数は1万1,862人、1人当たりの医療費は約46万円であり、平成26年度より6.1%ほど増加しております。医療費の高騰の原因の主なものに、高額な新薬が保険適用となり、調剤費が約14%増となりました。また、高額医療費がふえた

ことも原因の一つであり、これは全国的な状況でもあります。

そのような影響もあり、平成26年度は約3億7,000万円あった次年度繰越金が、平成27年度には約1億5,000万円に減ってしまいました。しかし、医療費抑制のために特定健診や特定保健指導も積極的に取り組み、さらにジェネリック医薬品を利用している調剤費の抑制など、安定した国保事業運営を図るための努力をしていることは評価でき、今回の決算はおおむね適正と判断いたしました。

今後もさらなる努力を期待していることをつけ加えまして、以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、認定第2号平成27年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員

長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、認定第3号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、認定第4号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、認定第5号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告

のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、認定第6号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、認定第7号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、認定第8号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成27年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

平成27年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

市民にとって介護する人、される人、誰もが安心して介護を受けられる介護保険事業だったかどうかという視点でこの決算を見たときに、やはりさまざまな問題点があると言わなければなりません。

まずは、介護保険料や利用料の負担の問題があります。そして、一番問題なのは、サービスを必要とする人が受けられないことです。40歳から保険料を払い続け、サービスを受けようとしても、利用料が高過ぎ、また必要なサービスが施設不足などで利用できないなど、施設不足の問題も深刻です。順番待ちで待機している間に亡くなる例もあるなど、また入所できない間は自宅で介護するしかないため、家族が仕事をやめざるを得なくなって、生活に大打撃をもたらすケースもありました。

認知症の家族を抱え、介護申請から認定そして実際サービスを受けられるようになるまで時間がかかり、待たされる。このような今の仕組みの中では、介護する人、される人が安心できる介護保険とはとても言えないと思

います。

また、介護の仕事の現場で働く人たちは、将来への希望を持たずにいます。介護の仕事は心身ともに重労働なのに、低賃金です。労働条件が悪過ぎるということです。若い人は、少しでも条件のよいところへと次々と職場が変わるので、介護職場はいつも人手不足で、ますます体がもたない、夜勤もふえています。どこでもこういう似たり寄ったりの実態のようです。

以上のような介護保険制度の問題点と市民の現状を申し上げて、私の反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、畠中弘紀君の賛成討論の発言を許可します。

○2番（畠中弘紀君）

認定第9号平成27年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

平成27年度は第6期の介護保険事業計画のスタートの年となりました。日置市においても、団塊の世代の方が前期高齢者に移行するなど高齢化が進み、介護を必要とする人がふえることが予想され、介護サービス提供に要する介護給付費の増大が大きな課題となっております。

本市の要支援、要介護認定者は微増しておりますが、認定者の重度化は進み、第6期の介護保険料につきましては、基準月額5,860円で、県内43市町村中では高いほうから17番目となります。

このような状況ではありますが、一次予防事業として、住民主体でおもりを使った体操を行う筋ちゃん広場を市内全域に普及したことは、評価いたします。また、いきいきサロン、高齢者元気度アップ・ポイント事業等も継続して実施しており、さらに要介護状態になるおそれの高い高齢者をチェックリスト等

で把握し、要介護状態になることを予防するために、二次予防事業においては、いつでも元気教室を実施しております。

そのほか、適正な認定業務や介護予防事業の強化など、結果として介護給付費の抑制にもつながっており、今回の決算はおおむね適正と判断し、賛成の討論とします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、認定第9号平成27年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第10号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

認定第10号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

75歳以上の高齢者を後期高齢者とし、国保や健保からも切り離し、家族の扶養となっていた人も家族から切り離し、75歳以上だけの独立した保険制度をつくったこの制度そのものが問題だと私は考えます。

収入が少ない一方で医療費がかさむ、後期高齢者の独立保険などというのは、基盤の極めて脆弱な仕組みです。後期高齢者がより医療を必要とする人たちであることは、誰もがわかっていることです。そして、年金引下げなど、所得の低迷で必要な医療を受けられない、もしくは高齢者自身の受診抑制や医療の中断などが本市でも起きています。基礎年金満額の人でも所得は年80万円以下で、年金のほかには所得がないのが圧倒的です。さらに、その半数近くは月々5万円にも満たない年金で暮らしています。低年金の高齢者に保険料や医療費の負担を押しつけているのは、許されないことです。

低年金の高齢者からは、本来保険料を徴収できないはずですが。このような低年金の方の医療費も、本来ゼロであるべきと私は考えます。国民皆保険制度の一環である以上、全員が安心して医療を受けられるようにすべきです。高齢者の尊厳を守り、命、健康、生活を守っていくことは、地方自治体の大切な仕事であります。この今の後期高齢者医療制度のもとで、国の責任こそ問われます。

本市でも、貧困と格差の広がりの中で高齢者の必要な医療や介護を保障することが困難になっており、今のこの制度のもとでのこの決算を私は認めるわけにはいかないので、反対をいたします。

以上です。

○議長（成田 浩君）

次に、畠中弘紀君の賛成討論の発言を許可します。

○2番（畠中弘紀君）

認定第10号平成27年度日置市後期高齢

者医療特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

高齢化の進展に伴い医療費の増大が見込まれる中で、医療保険制度を維持するために、高齢者世代と現役世代が公平に負担し、社会全体で支え合う仕組みとして後期高齢者医療制度があります。この制度の財政運営は都道府県単位で、全ての市町村が加入する広域連合が行うこととされ、平成19年3月1日より、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が設立されております。

広域連合の役割は、後期高齢者医療制度の運営主体として、保険料の決定、医療の給付などを行います。医療費は、全体の1割を患者が自己負担し、残りの給付を行うための財源は、国、県、市町村から約5割、後期高齢者支援金、現役世代の保険料から約4割、後期高齢者医療保険から約1割となっております。

また、医療費と介護費の合算が一定の基準を超えた場合に申請すると、基準額を超えた額が支給され、負担を軽減し、安心して医療や介護のサービスを利用できる高額医療・高額介護合算制度もあります。

市町村の役割としては、後期高齢者医療制度の事務の中で、保険料の徴収、申請の受け付け、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行います。さらに、療養給付費負担金等かなりの額の負担もしており、当市は与えられた制度の中で十分に取り組んでいると思います。

山口議員のほうから通告がありましたように、75歳で区切って高齢者を差別する制度ではないかというご意見もありましたが、例えば自動車保険も昔は30歳と80歳の方の保険料は一緒でした。現在は、車種や用途や年齢で事故率が違うのに保険料が同じなのはおかしいのではないかとということで、現状、車の種類や用途により年齢ごとに区切って細分化し、事故率等を考慮し、各保険会社が保険

料を決定するようになりました。自動車免許取り立ての18歳や高齢者に当たる80歳の方は事故率が高いので保険料は高く、30歳の方は保険料が安くなります。保険料が高いと嘆かれる方はいると思いますが、差別ということで苦情を言う方はほとんどいらっしゃらないと思います。年齢を区切ることによって一方のグループが高い頻度で不利益をこうむったり、区切り自体に根拠が乏しい場合はおかしいのではないかと私もと思いますが、今回は、こちらは年齢ごとに区切って保険料を算出し、細分化して、適正な保険料を算出した結果が現在の保険料に当たると思っていますので、こちらは適正な保険料の運営をしていると思います。

最後に、後期高齢者医療制度における事業の長期安定化及び健全化のため、より一層の努力を行うことをご要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、認定第10号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第11号平成27年度日置市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、認定第11号平成27年度日置市水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

△日程第16 議案第78号鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

○議長（成田 浩君）

日程第16、議案第78号鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第78号は、鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてであります。

鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について、鹿児島市と協議したいので、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（富迫克彦君）

それでは、議案第78号鹿児島市及び日置

市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、補足して説明を申し上げます。

今回の連携協約の締結につきましては、国が、まち・ひと・しごと創生総合戦略において推進しております連携中枢都市圏の形成に向け、鹿児島市を連携中枢都市として、本市、いちき串木野市及び始良市と連携中枢都市圏を形成していくために協議を進めるものでございます。

目的といたしましては、産業や都市機能が集中しております中核市である鹿児島市と周辺の市が連携して、経済・生活圏の形成、圏域全体の活性化を図っていこうとするもので、昨年度から4市で協議を進めてきております。

主な今後の流れといたしましては、10月の鹿児島市長の連携中枢都市宣言を受けまして、それぞれ4市が連携協約締結に向けた議決をいただいた上で、来年1月に鹿児島市と3市がそれぞれに連携協約を締結いたしまして、3月に連携中枢都市圏ビジョンの公表、4月以降に準備が整った連携事業からそれぞれスタートさせていくこととなります。

それでは、別紙をごらんいただきたいと思います。連携協約の内容になります。

第1条は目的、それから第2条は基本的な方針になりますが、これらは国の要綱に基づき定めたものでございます。

第2条では、連携する取り組みといたしまして、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連サービスの向上の大きな柱となる3つを掲げてございます。

第3条は、取り組み内容といたしまして、第2条で定めた柱ごとに別表で具体的に掲げてございます。

第4条では、連携事業に係る費用負担は各市が協議して別に定める規定とし、第5条では、各市の首長が毎年度協議しながら調整し

ていくことを定めてございます。

なお、この締結を証するために、協約書2通を作成し、各市が1通を保有するものでございます。

別表につきましては、詳細な説明は省かせていただきますが、ご確認をいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから本案について質疑を行います。

発言通告がありますので、長野瑛や子さんの発言を許可します。

○19番（長野瑛や子さん）

今説明がありましたが、連携中枢都市圏形成の他の構成市との協約、例えば鹿児島市と日置市、鹿児島市と串木野市、そのようになっていくのかどうか。構成市同士の協約はないのか。

あと、今後の事業展開はどうなるのか。来年1月に締結ということですが、その後のビジョン等の事業展開は。

あと、日置市の役割分担での主張性、ここでは、別表では協力して取り組むとありますが、甲の役割は中心となつてと、乙は協力して取り組むとなつてますが、そういう提案等の主張性があるのかどうか。

以上です。

○企画課長（堂下 豪君）

お答えいたします。

連携中枢都市圏の形成につきましては、連携中枢都市でございます鹿児島市と経済的に結びつきが強い近隣の市と連携することで圏域全体の発展につなげていくことが基本的な考え方になります。

鹿児島市がそれぞれの市と連携協約を結ぶことによりまして連携中枢都市圏が形成されるということになりますことから、連携市同士での協約を締結することは想定しておりま

せん。

今後の事業展開でございますけれども、補足説明でもございましたように、この12月議会での各市議会での連携協約締結の議決を受けまして、来年1月に鹿児島市と連携市がそれぞれ協約を締結することになります。3月をめどに連携中枢都市圏ビジョンを策定しまして、その後公表、4月以降に具体的な連携事業がスタートする予定になっておりまして、現在関係する所管課同士で議論を重ねているところでございます。

役割分担での主張性っていうことでございますけれども、連携中枢都市と連携市は連携協約に基づく対等の立場ということになります。役割分担におきましては、鹿児島市がリーダーシップをとりながら調整を進めていきますけれども、より効率的、効果的に圏域全体のメリットを最大にできるよう、連携事業において各市が役割を果たしていくということになると思います。

この連携事業につきましては、各市での既存の事業もございますので、連携する事業の提案につきましてはそれぞれの構成市から提案できるっていうことにはなるかと思っております。

以上でございます。

○19番（長野瑛や子さん）

ある程度理解いたしました。既に今までどおり鹿児島地域振興局のエリアがありますよね、3市2村の、この事業展開も観光とかいろいろな分でエリア内で決められていっておりますが、この関連性っていうんですか、鹿児島地域振興、このエリアと、またこの今、中枢都市圏形成、ここの関連性がどうなるのか、縮小されるのかどうか、このことと。

あと、先ほど市長が鹿児島大学との連携を結ばれたということですが、この圏域全体の経済成長の牽引ということで、産官学、あと金融、民の5つが一体となった協議会の設置

等もうたわれてますけども、この協議会の中で、やはりこちらの日置市としてももちろん参加されると思いますが、そういうことがあってこの鹿児島大学とのを結ばれたのか。

あと、協議会等に日置市からも、ただ官だけじゃなくて、そういう民、金融機関、そこあたりの設置の協議会への加入等ははまだはっきりされてないのかどうか、お尋ねします。

○企画課長（堂下 豪君）

地域振興局を構成する自治体との取り組みと、この連携中枢都市圏形成に係る取り組みっていうことは、特に関連性はないかとは思いますが。ただ、新たな取り組みのうち、県の制度を基本にしながら各市が主体となって実施している事業が今ございますけれども、それについては既存の体制を維持することを基本とするというような考え方が根底にございます。

また、県が中心となって実施している事業がございまして、地域振興局管内においても、それにつきましても、県の事業との整理が見込めるものについては、この圏域で検討していく場合もございます。

それと、産官学との連携ということなんですけれども、ビジョンの策定に向けましてもビジョン懇談会というのを設置しております。産業分野、大学、研究機関、金融機関、医療、福祉の機関ということで、全体的な代表もあるところでございますけれども、本市からは総務企画部長とあと商工会からの代表がこの懇談会のメンバーに入っており、今ビジョンの策定に向けて会議を進めて、検討を進めているところでございます。

○19番（長野瑛や子さん）

わかりました。

あと、うちが通勤通学の割合っていうのが出てますが、始良市が22.5%、うちが27.7%、約3割弱、鹿児島市に通勤通学がなされてる状況であると思いますが、今後、

いろいろ道路関係も、県道に近いということで県道、国道、いろいろ整備がなされるべきだと思うんですけど、あと災害も見込んで、こういうこともどんどん提案されたいと思いますけど。

一番、日置市としての主張、これが大体どういうことをなされていてこうと、その方向性はどうか。

○企画課長（堂下 豪君）

その連携する事業につきましては、先ほども申しましたように既存の事業からまず検討していくということにしているところでございます。新たな事業展開につきましては、それぞれの所管課で調整が必要となってきますので、検討を重ねながらしていくということになります。

今、道路の整備とかもございましたけれども、要はこの連携中枢都市圏のメリットっていいですか、鹿児島市を中心とした圏域として発展していく仕組みをつくっていく、形成していくとするもので、まず、この圏域で県外へ流出しています大都市圏を中心とする県外への人口流出を連携して抑えていくというのが大きな目的になっているかと思っております。圏域全体の活性化を実現していくことで、人口減少の克服、日置市ももちろんなんですけれども、克服につながるものと考えているところでございます。

あと、圏域として連携していくことで、圏域全体の雇用の促進、産業の活性化を期待ができますとともに、施設やサービスの相互利用あるいは広域利用など展開しながら、生活関連サービスの利便性向上にもつなげていくとするものでございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第17 議案第79号日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について

○議長（成田 浩君）

日程第17、議案第79号日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第79号は、日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市特別養護老人ホーム青松園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（富迫克彦君）

それでは、議案第79号日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について、補足して説明を申し上げます。

今回管理を行わせる公の施設の名称は、日置市特別養護老人ホーム青松園でございます。指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人恵里会、それから指定の期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までということでございます。

今回の指定管理者の選定に当たりまして、来年3月末で指定期間が終了することから、延べ3回、指定管理者等の選定委員会を開催いたしてまいりました。

まず、施設の状況や利用者の推移、収支の

状況などの管理運営上の実績、それから利用者ニーズなど、施設を取り巻くさまざまな観点から施設の今後の方向性について検討いたしましたところでございます。その上で、今後も指定管理を継続する必要があるということから、指定管理の期間でありますとか、その選定方法などを決めまして募集要項を定めまして、これまで進めてまいりました。

その結果、7月25日から9月2日まで公募を行いました結果、現在の指定管理者団体1者からの応募がございました。

10月4日に面接審査を行い、入所者への良質なサービスの提供を確保できるのか、施設の効用を最大限に発揮させ、管理業務費用の効率化が図られる事業計画になっているかどうか、管理運営を安定して行う能力を有し、確保できているのかどうか、それから地域貢献への確保が図られているかなどの観点から審査を行った結果、第1期の指定管理者として、安定した運営を行い、施設の設置目的を達成していくための事業、またノウハウを生かし積極的に展開してきた実績もあり、今後の計画にも反映されていることなどから、社会福祉法人恵里会に決定したところでございます。

次に、別紙の資料をごらんいただきたいと思っております。

今回の指定管理に当たりましての納付金の額は、年額138万円、3年間で414万円ということになっております。社会福祉法人恵里会の概要につきましては、所在地が日置市東市来町伊作田7078番地1、代表者名が理事長前原くるみ、設立年月日が平成11年3月23日、従業員数が59人。目的については、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するため、次

に掲げる第1種社会福祉事業を行うこととされております。内容といたしましては、軽費老人ホームの経営それから特別養護老人ホームの経営ということになっております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第79号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第18 議案第80号市道の路線の認定について

○議長（成田 浩君）

日程第18、議案第80号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第80号は、市道の路線の認定についてであります。

開発造成工事に伴い1路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第80号市道の路線の認定について、別紙により補足説明を申し上げます。

それでは、別紙をお開きください。

今回、市道の認定をしたい路線は、延長178.0m、路線名は南田良迫線で、起点は伊集院町猪鹿倉474番6地先で、終点は伊集院町猪鹿倉502番1地先となります。

資料の市道認定路線位置図及び市道認定路線図をお開きください。

市道認定路線を赤色の実線に表示してあります。具体的な場所は、ニシムタ伊集院店の東側に当たり、2級河川長松川の左岸河川堤防になります。

以上で、補足説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いたします。

○議長（成田 浩君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第80号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第19 議案第81号日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○議長（成田 浩君）

日程第19、議案第81号日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第81号は、日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてであります。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、農業委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○農業委員会事務局長（重水秋則君）

それでは、議案第81号日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、別紙により補足説明を申し上げます。

この条例は、平成27年の農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の選出方法が公選制から市長の選任制に変更になったことと、農地利用最適化推進委員を新設することに伴い、これらの委員の定数を定めるものであります。

第1条は、この条例の設置根拠と規定事項の内容を要約し、趣旨として規定しています。

第2条は、市長の選任により選出する農業委員の定数について規定しています。

農業委員の定数は、農業者の数、農地面積、現に在任している農業委員の定数や所掌事務などを総体的に勘案し、法令で定める定数の基準に従い、上限の19人と設定しました。

第3条は、新たに設置する農地利用最適化推進委員の定数について規定しています。

農地利用最適化推進委員の定数は、新たな農業委員の定数や所掌事務などを総体的に勘案し、法令で定める定数の基準に従い、15人と設定しました。

附則第1項は、この条例の施行期日について規定しています。

施行期日は、法令の規定により、なお従前の例により在任するものとされる農業委員の任期満了の日、または辞職などにより選挙による農業委員の全員が農業委員でなくなった日の翌日としました。

なお、現に在任している農業委員の任期満了の日は、平成29年7月19日となっています。

附則第2項は、日置市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び日置市農業委員会の選挙による委員の選挙区等に関する条例の廃止について規定しています。

これらの条例は、農業委員の選出方法が公選制から市長の選任制に変更になったことにより廃止するものであります。

附則第3項は、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について規定していません。

この一部改正は、農業委員会の会長、会長代理及び委員の従来の報酬部分を基本給とし、それに加えて活動の成果実績に応じて配分する能率給を「予算の範囲内で市長の定める額」として新設するものであります。

また、農地利用最適化推進委員の報酬を基本給と能率給に区分して新設し、その基本給の額については農業委員の基本給の額を勘案して3万円とし、能率給については農業委員と同じ「予算の範囲内で市長の定める額」としました。

以上で、補足説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第81号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第20 議案第82号日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第20、議案第82号日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第82号は、日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正についてであります。

地域再生法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（富迫克彦君）

それでは、議案第82号日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地域再生法の一部改正によりまして、地域再生法に基づく施策としてまち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）事業やまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地方創生応援税制）等が追加されたことに伴いまして、改正するものでございます。

それでは、別紙をお開きいただきたいと思っております。

地域再生計画の作成を必要とする事業を定めた地域再生法の第5条第4項第1号が総合戦略に位置づけられた事業として改められ、第2号として、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地方創生応援税制）でございますが、追加されました。

これに伴いまして、地域再生法に合わせ号の整理を行うもので、日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の「第2条第1号」及び第2号中の地域再生法の「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改めるものでございます。内容についての変更は生じません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第82号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第82号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号日置市地方活力向上地域産業開発促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第83号日置市行政嘱託員条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第21、議案第83号日置市行政嘱託員条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第83号は、日置市行政嘱託員条例の

一部改正についてであります。

行政嘱託員の服務及び解任に関する事項を明確にするため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（富迫克彦君）

日置市行政嘱託員条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今、市長のほうから提案理由でございましたように、服務の関係と解任の関係をより明確にしたいということから、今回改正をしようとするもので、別紙をお開きいただきたいと思えます。

第7条で、服務ということで、嘱託員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。2項で、嘱託員は、公平かつ適切にその職務を行わなければならない。

第8条のほうで、解任、市長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解任することができる。1号で、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、2号で、嘱託員たるにふさわしくない非行があったとき、3号で、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないときという2条を追加させていただいて、その関係で「8条」を「10条」とし、「7条」を「9条」として改正させていただきたいと。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することにさせていただいております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第83号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第22 議案第84号日置市税条例の一部改正について

△日程第23 議案第85号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第22、議案第84号日置市税条例の一部改正について及び日程第23、議案第85号日置市国民健康保険税条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第84号は、日置市税条例の一部改正についてであります。

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第85号は、日置市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（富迫克彦君）

議案第84号日置市税条例の一部改正につ

いて、別紙によりまして補足説明を申し上げます。

今回の改正の経緯は、日本と台湾との間で租税条約に相当する内容を規定している日台民間租税取決めが結ばれ、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

第34条の7の改正は、引用しております条項の整備でございます。

現行の附則第20条の2の改正は、次のページにあります特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例ということで、附則第20条の2を新たな条文として新設したことに伴い、同条を附則第20条の3とし、同時に規定の整備をするものでございます。

新たに条文を新設しました特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例、附則第20条の2の規定は、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものでございます。

別紙の4ページ目、改正条例附則第1条でございます。

改正規定の施行期日を、第1条で所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するとしておりますので、平成29年1月1日から施行となります。

第2条は、この条例による改正後の日置市税条例附則第20条の2の規定の経過措置でございます。

続きまして、議案第85号日置市国民健康保険税条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正の経緯は、さきにご説明いたし

ました議案第84号日置市税条例の一部改正と同様でございます。

附則第2条中「附則第14条及び第15条」を「附則第16条及び第17条」に改める。と、附則中「第16条」を「第18条」とし、「第15条」を「第17条」とし、「第14条」を「第16条」といたしまして、第13条の次に次の2条を加えるということになります。

特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第14条と下から4行目にごございます特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第15条を新たな条文として新設したことに伴い、条ずれが生じますので、条ずれに伴う規定の整備でございます。

新たに条文を新設いたしました特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、第14条の規定は、市民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

同様に、特定適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例、第15条の規定は、市民税で分離課税される特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

次に、改正条例附則でございます。

改正規定の施行期日を、第1条で所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するとしておりますので、平成29年1月1日から施行となります。

第2条は、この条例による改正後の日置市国民健康保険税条例附則第14条及び第15条の規定の適用区分でございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時といたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、ご報告いたします。

豊永学校教育課長が、校長会のためやむを得ず欠席したい旨、申し出がありましたので、これを許可しました。ご報告いたします。

議案第84号、議案第85号、2件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第84号及び議案第85号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号及び議案第85号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第84号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号日置市税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第85号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第85号日置市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第24 議案第86号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第24、議案第86号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第86号は、日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を行うため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（野崎博志君）

それでは、議案第86号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、多機能端末機による印鑑登

録証明書の交付を行うためのものでございます。

平成29年4月からコンビニエンスストアの多機能端末機により住民票及び戸籍関係等の証明書の交付を行うことから、印鑑登録証明も同様に発行できるようにするものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正するとしまして、第15条の次に次の1条を加えるとし、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付、第15条の2としまして、第8条及び前条の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書を有する登録者は、多機能端末機に個人番号カードを使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるとしております。

附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしております。

ちなみに、住民票等の発行につきましては、住民基本台帳法及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づきまして、交付するものでございます。

補足説明は、以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第86号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

86号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第25 議案第87号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第25、議案第87号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第87号は、日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてであります。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、選挙管理委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

議案第87号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用の限度額の引き上げを行うものでございます。

別紙をお開きください。

日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を次のように改正するとしまして。

内容につきましては、第4条第2号ア中の選挙運動用自動車として使用された各日について支払われる金額の「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中の選挙運動用自動車の燃料供給の契約において燃料代として支払われる金額「7,350円」を「7,560円」に改めるものでございます。

次に、第9条及び第10条中の選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価「7円30銭」を「7円51銭」に改めるものでございます。

次に、第13条中の選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価「510円48銭」を「525円6銭」に改め、加算される基本単価「8万4,000円」を「8万6,400円」

に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、第2項では、経過措置を規定したもので、この条例の施行の日以降その期日を告示される日置市議会議員又は日置市長の選挙については適用し、施行日の前日までにその期日を告示された日置市議会議員又は日置市長の選挙については、なお従前の例によるとしております。

以上が、補足説明になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第87号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第87号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第87号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第87号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運

動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第26 議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算（第9号）

△日程第27 議案第89号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第28 議案第90号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第29 議案第91号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第30 議案第92号平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第31 議案第93号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第32 議案第94号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（成田 浩君）

日程第26、議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算（第9号）から日程第32、議案第94号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題とします。

7件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第88号は、平成28年度日置市一般

会計補正予算（第9号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億2,509万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ280億1,210万6,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の補正予算「未来への投資を実現する経済対策」の実行に伴う予算措置、本年度の収支見込みに伴う予算措置のほか、伊集院北小学校校舎改築事業に伴う継続費の設定、伊集院駅周辺整備事業年割額の変更等に伴う継続費の補正、来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定など所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、分担金及び負担金で、児童福祉費の負担金の保育所の入所児童数の見込み等に伴う保育料の増額などにより606万7,000円を増加計上いたしました。

国庫支出金では、経済対策臨時福祉給付金国庫負担金の増額、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金の増額などにより、6億1,063万3,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、保育所運営費県負担金の増額、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金などの増額などにより、7,274万5,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、一般寄附金並びに指定寄附金の増額により、8,684万1,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金の増額などにより2億2,827万4,000円を増額計上いたしました。

諸収入では、伊集院駅駅前広場造成工事に伴うJR九州からの工事負担金の増額などにより、555万3,000円を増額計上いたしました。

市債では、学校教育施設整備事業債の増額、現年補助公共土木施設災害復旧事業債の増額などにより、2億1,370万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費では、ふるさと納税の返礼品に係る報償費等の増額、まちづくり応援基金積立金の増額などにより、1億5,648万8,000円を増額計上いたしました。

民生費では、経済対策臨時福祉給付金給付事業費の給付金の増額、保育所運営費等の扶助費の増額などにより、4億5,397万9,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、浄化槽設置整備事業費の国庫・県補助金内示による補助金の減額などにより、2,665万6,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費では、焼酎こうじ用米に対する助成金の増額、農業基盤整備促進事業費の用水路改修等の工事請負費の増額などにより、9,540万2,000円を増額計上いたしました。

商工費では、スポーツ合宿補助事業費の実績見込みに伴う補助金の増額などにより、320万円を増額計上いたしました。

土木費では、道整備交付金事業の工事請負費等の増額、地方道路整備事業費の郡中央通り線県施工事業負担金の増額などにより、2億4,501万2,000円を増額計上いたしました。

消防費では、水槽付消防ポンプ車の備品購入費の執行残に伴う減額などにより、837万1,000円を減額計上いたしました。

教育費では、伊集院北小学校校舎改築事業の工事請負費の増額、東市来総合運動公園のグラウンドフェンス購入に伴う備品購入費の増額などにより、1億4,211万4,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費の工事請負費の増額などにより、1億8,952万2,000円を増額計上いたしました。

公債費では、借入利率の見直しなどにより、2,559万2,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第89号は、平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,585万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億2,461万1,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、国庫支出金の国庫負担金で、療養給付費等負担金等の決定に伴う増額、共同事業交付金で、高額医療費共同事業交付金並びに保険財政共同安定化事業交付金の実績見込みに伴う増額、繰入金の基金繰入金では、保険給付準備基金繰入金の増額、諸収入の雑入では、鹿児島県国民健康保険団体連合会一般会計積立資産返還金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、保険給付費の療養諸費で、一般被保険者療養給付費の負担金の実績見込みに伴う増額、退職被保険者等療養給付費の負担金の実績見込みに伴う減額、高額療養費では、一般被保険者高額療養費の負担金の実績見込みに伴う増額、後期高齢者支援金の実績見込みに伴う減額、介護納付金の実績見込みに伴う減額、共同事業拠出金では、保険財政共同安定化事業拠出金の実績見込みに伴う増額などを計上いたしました。

次に、議案第90号は、平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万1,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,864万5,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、分担金及び負担金で、受益者負担金の実績見込みに伴う増額、繰入金では、一般会計繰入金の減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、事業費の下水道整備費で、前納報奨金の増額を計上いたしました。

次に、議案第91号は、平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,635万円とするものであります。

歳入では、繰入金で、一般会計繰入金の減額を計上いたしました。

歳出では、経営費で、施設維持修繕料の増額、備品購入費の執行残に伴う減額を計上いたしました。

次に、議案第92号は、平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ559万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,453万3,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、介護保険料で、第1号被保険者保険料の実績見込みに伴う減額、国庫支出金の国庫負担金で、介護給付費負担金の実績見込みに伴う減額、支払基金交付金の介護給付費負担金の実績見込みに伴う減額、繰入金では、一般会計繰入金の減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、総務費の介護認定審査会費で、認定調査等の一般賃金の実績見込みに伴う減額、保険給付費では、居宅介護住宅改修費の負担金の実績見込みに伴う減額、地域密着型介護予防サービス給付費の負担金

の実績見込みに伴う減額、高額医療費合算介護サービス費の負担金の実績見込みに伴う増額、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費で、任意事業費の扶助費の実績見込みに伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第93号は、平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,147万1,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、繰入金で、一般会計繰入金の増額、諸収入では、人間ドック並びに長寿健診受診申込者の実績見込みに伴う雑入の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、保健事業費で、人間ドック並びに長寿健診の実績見込みに伴う委託料の増額を計上いたしました。

次に、議案第94号は、平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出の予算では、支出額800万6,000円を追加し、水道事業費用を8億3,491万2,000円とするものであります。

支出の主なものでは、水道事業費用の営業費用で、災害対応等に伴う時間外勤務手当の増額、消費税及び地方消費税の増額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出の予算では、支出額に96万5,000円を追加し、資本的支出を4億6,403万1,000円とするものであります。

支出の主なものでは、資本的支出の建設改良費で、災害対応等に伴う時間外勤務手当の増額などを計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから、7件について質疑を行います。

まず、議案第88号について、発言通告がありますので、田畑純二君の発言を許可します。

○17番（田畑純二君）

私は、議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算（第9号）について質疑させていただきます。

私の所属する産業建設常任委員会に属する以外の案件について、2点ほど質疑させていただきます。答弁する各担当課長は、できるだけ詳しく、具体的に、わかりやすく、誠意を持って答弁してください。

まず、19ページ、2款1項5目財産管理費、その他基金積立金、まちづくり応援基金でございます。

この基金積立金9,220万9,000円の内訳、すなわち指定寄附金、一般寄附金、平成28年度活用分、基金利子等の金額を具体的にお示してください。

2番目、最終的に指定寄附金、一般寄附金、おのおのの総額をどの程度見込んでいますか。

3番目、ほか市町の指定寄附金、一般寄附金の総額はどの程度でしょうか。また、本市のおのおのの金額をどう評価し、今後どう活用していくつもりか、お知らせください。

4番目、おのおのの寄附金をふやす方策を現在具体的にどう実行し、今後どうしていくつもりか、お答え願います。

次に、34ページ、3款2項2目児童措置費扶助費補助事業、保育所運営費補正、入所児童数の増減及び保育料改定に伴う補正1億6,562万1,000円とありますけども、この内容と算出根拠を具体的にわかりやすく説明願います。

以上。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

18ページの歳出のほうのご質問からでございます。

まず、1点目の基金積立金につきましては、今回の補正予算におきまして指定寄附金を6,284万6,000円、一般寄附金を3,715万4,000円、合わせて1億円と見込み、この1億円から28年度に現年度分として活用します790万円を差し引いた寄附金の分9,210万円と基金利子の積み立て分10万9,000円がこの基金積立金9,220万9,000円の内訳でございます。

2点目の寄附金の見込額につきましては、ただいまご説明申し上げましたとおり、指定寄附金6,284万6,000円、一般寄附金3,715万4,000円、合わせて1億円を現段階における見込額としております。

3点目の他市町の寄附金につきましては、平成27年度実績で、大崎町の27億円、次いで鹿屋市の8億円、志布志市の7億5,000万円などが高額の実績でございます。県内では、1億円以上が11市町、1億円未満が33市町でございます。

なお、指定寄附金と一般寄附金についての内訳は公表されておりません。

本市の指定寄附金、一般寄附金につきましては、指定寄附金が4割弱、それから一般寄附金が6割でございますけれども、こういった寄附金の活用につきましては、まず指定寄附金はそれぞれの目的をお伺いしておりますし、一般寄附金についてもこれまで指定寄附金の事業などにも充当してございましたので、引き続きこれらの事業に充当していくということで活用したいと思っております。

それから、4点目のさきの9月補正の段階で寄附金を3,000万円と見込んでおりましたけれども、今回の12月補正では1億円と見込んで、ふえております。この寄附金がふえた大きな要因としましては、これまでふるさとチョイスを利用した寄附金の申し込みが主体でございましたけれども、10月初旬から新たに楽天市場の運用を始めたことで、

これまでのふるさとチョイスに加えまして楽天の分がそのふるさとチョイスの2倍の額の寄附をいただいている状況でございます。

これとあわせて、これまで返礼品の事業者に対しまして、返礼品のリニューアル、品目をふやしていただくというようなことでのお願いをしてまいりまして、4月のリニューアル当初よりも24品目ふえまして、現在106品目の品ぞろえとなっております。

このような取り組み、それから県人会などへのPRとともに、これらの寄附金に対する取り組みを引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（東 幸一君）

引き続き、34ページの児童措置費の扶助費、保育所運営費の件でございます。

保育所運営費の平成28年度の当初予算につきましては、平成27年度の入所実績に見込み分を加えまして、延べ児童数1万4,044人分を平成28年度の当初予算として計上したところでございました。

今回、28年度のこれまでの実績と今後の見込みを立てましたところ、延べ、児童数1万4,342人分を見込んでおるところでございます。中身につきましては、市内保育園19園、認定こども園2園、市外保育園15園、合計36園分の年齢ごとの児童数の増減と、それから各園の実態に応じた加算額等の変更によりまして1億6,562万1,000円を計上させていただきました。

なお、当初と比較してみますと、3歳から5歳の児童数が減少しているのに対しまして、ゼロ、1、2歳の単価の高い児童の増加が見込まれておるところでございます。

そういったところで、補正後は、この児童数等の増減が今回の補正の原因ということでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（成田 浩君）

次に、長野瑛や子さんの発言を許可します。

○19番（長野瑛や子さん）

私は、説明資料のP20、9目15節であります。ルート変更工事とありますが、当初の日吉地域光ブロードバンド整備事業に伴うものなのか、また今後の光ブロードバンド未普及地帯への取り組みはどう考えておられるのか、お尋ねします。

○企画課長（堂下 豪君）

お答えいたします。

この工事請負費は、市が光ケーブルを添架しております電柱の移設等が生じた場合に備えたものでございます。

今回、九州電力の大幅な送電ルートの変更が生じまして、既設ルートの撤去と新設ルートでのかけかえが必要になりまして、当初見込んでおりました予算が不足することになったために増額するものでございます。したがって、日吉地域の光ブロードバンド整備事業とは関係ございません。

光ブロードバンドの未普及地帯への取り組みですけれども、ひとまず、今回の日吉地域の整備で4地域全てにおいて光ブロードバンドのサービスが提供されることとなりますけれども、どの地域におきましても全てのエリアがカバーされているわけではございません。

3月議会のおときもお答えしましたけれども、未普及エリアにつきましては、採算性を見ながら事業者の自主事業でサービス提供エリアを拡大していくことも考えられるところですが、今後、通信業者と情報を共有し、連携しながら、市民ニーズやあるいは想定される加入世帯などを踏まえまして、負担金スキームによります事業実施についても検討していきたいと考えているところでございます。

○19番（長野瑛や子さん）

1点目は了解しました。

2点目の件ですが、今回、日吉地域、今、幹線の部分は吹上も日吉も普及がなされるも

のですが、吹上のときにはいろいろ通信業者等への要請、陳情、こういう結果が大であったと、通信業者からも聞きましたけども。まだ吹上のほうも、まだほかのところも、東市来のほう、また伊集院地域のずっと中心地じゃないとこ、まだ未普及地帯があると思うんですが、さしずめ吹上町の永吉地域、何か来年度の候補が上がってるような気がしますけども、今後こういう要請とか陳情がやはり効果が大きと聞きますので、来年度、再来年度、方向性っていうんですか、そういうことはどうお考えですか。

○企画課長（堂下 豪君）

このブロードバンドサービスにつきましては、長年、吹上地域と日吉地域で提供されておりましたので、NTTへ継続して要望書を提出して協議を進めてきたところでございます。その中で、吹上地域につきましては、昨年の9月からでしたか、NTTの自主開局によりサービスの提供が開始されたところでございます。

これまでの取り組みとしましては、平成20年度に県のブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業費補助事業を活用しまして、永吉地域と伊集院の中川地域でADSLのサービスを提供しているところでございます。なかなか、この補助事業で導入しておりますので、直ちにまた整備するっていうのは難しいこともあるかもしれませんが、今後のこのADSLサービス機器の耐用年数もありますので、この耐用年数に係る保守性やあるいは地域住民の要望を踏まえまして、この地域についても事業実施について検討していきたいと考えているところでございます。

また、一部、東市来地域でエリア拡大が決定してる地域もございまして、今後、通信業者とは連携しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○19番（長野瑛や子さん）

吹上も日吉も中心、幹線のところが主に今回されて、ちょっと幹線から外れたらまだ未普及地区ですよ。永吉が特にそうなんですけど。そこはISDLからADSLに変えて、これも非常に、交換局の関係もあったんですが、やはり若い人たち、子育ての人たちは非常に光が来たらなという、そういう要望もあります。

今後、やはり通信業者がこんなふうはその効果があったと、陳情とか要請の効果があったからできたんだという声も聞きますので、先ほどもおっしゃいましたが、ぜひまだ未普及地区、またそういう若い人たち、PTAの方々も要望をされてますので、要請をぜひ引き続きやっていかれたいと思いますけど。

さしずめ、来年度へ向けてのはどこをされるのか、お尋ねして終わります。

○企画課長（堂下 豪君）

今現段階で、来年度どこってということが決まっているわけではございません。一通り、年が明けまして、1月から日吉地域でのサービス開始を予定しておりますので、この負担金方式というのが今どの自治体でも事業を入れておりまして、なかなかこの事業で次のエリアをといてもすぐ来年からってできる状況ではないってということも通信事業者のほうからは聞いておりますので、ひとまず、本年度終わった段階でまた住民の要望も的確に把握することに努めながら進めていきたいと考えております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、各常任委員会に分割付託します。

これから、議案第89号から議案第94号

までの6件について、一括して質疑を行います。

議案第89号について、発言通告がありますので、上園哲生君の発言を許可します。

○9番（上園哲生君）

ただいま議題となっております国民健康保険特別会計について質疑をいたします。

詳細な議論については、文教厚生常任委員会の審議を待つところでありますが、今後の国保財政運営についてこの危機的状況に対し市長の考えを伺います。

補正予算案説明資料65ページの9款にありますように、療養給付費及び療養費の不足に充当するため、保険給付準備基金から1億3,000万円を取り崩し予算計上がなされております。

さきに行われました平成27年度決算委員会においても、保険給付費等の不足に充当するために保険給付準備基金積立金を2億1,224万5,000円を取り崩し対応し、基金残高は7,276万3,000円となり、大変議論になりました。

今年度新たに5,796万6,000円積み増しをしましたが、今回合わせて1億3,000万円取り崩し、基金残高は72万9,000円となります。これから大変寒い時期に入り、インフルエンザ等の蔓延による医療費の急増を勘案しますと、大変心配なところであります。

さきの全協において、執行部の説明では、とりあえず収支のバランスをとるため基金を取り崩して予算計上である。それでも、仮に給付費に不足が生じたときには、平成29年度分から繰り下げを行いながら対応するというような説明でございました。これでは、平成29年度は赤字予算となり、やっていけません。もう既に法定外繰入金1億円を繰り入れて運営をしている状況であります。国保の財政基盤強化のための都道府県への移管は平

成30年度からと決定しております。この間の財政運営には政治的判断を必要とする場面もあるかと思いますが、市長のお考えをお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、今回の補正を含めまして、国保会計、28年度もう基金がないという状況でございます。この28年度の決算見込みを見なければ若干わからない部分がございますけど、補正のとおり基金がないということでありませう。

特に、30年度から国保の県への移管という部分がございます、このときにどれだけのその国の財政措置をしていただけるのか、ここあたりもまだ不透明な部分もございますし、来年から保険料をすぐ上げるということもちょっと大変なことかなと思っておりますので、当分、29年度におきましては、翌年度の繰り上げ分の充用と、こういう措置をとらざるを得ないのかなと思っております。きちっと、30年度以降のそのことがわかったときにおいて、また保険料の審議というのもしなきゃならないということで、まだ30年度のほうで確定しませんので、このことについては29年度はもう赤字予算ということはもう十分認識しておりますので、29年度にそこあたりも、30年度の国保の県への移行がわかり次第、まだ国保のこの会計をすべきなのか、またその後にするのか、今の現時点ではまだよう私も判断つかないもんでございますので、十分また県、国の動向を見ながらこのことを進めていきたいと思っております。

○9番（上園哲生君）

ただいま市長から答弁がありましたとおり、大変不透明な部分がありますので、今できる対応というのはこういうところだろうと思えますけれども、やはり、一面、財政規律という問題もございませうので、よく検討していた

だきたいと思えます。

結構です。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号、議案第92号、議案第93号の3件は文教厚生常任委員会に、議案第90号及び議案第94号の2件は産業建設常任委員会に、議案第91号は総務企画常任委員会にそれぞれ付託します。

△日程第33 請願第2号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願について

○議長（成田 浩君）

日程第33、請願第2号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願についてを議題とします。

本件は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第34 陳情第9号「原子力問題検討委員会（仮称）」設置に向けての意見書の提出を求める陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第34、陳情第9号「原子力問題検討委員会（仮称）」設置に向けての意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

本件は、総務企画常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月8日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後 1 時45分散会

第 2 号 (1 2 月 8 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（14番、5番、1番、2番、18番）
-------	------------------------

本会議（12月8日）（木曜）

出席議員 21名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
22番	成田 浩 君		

欠席議員 1名

21番 宇田 栄 君

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	富迫 克彦 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	川畑 優次 君
東市来支所長	横手 裕治郎 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん

介護保険課長	福 山 祥 子さん	農林水産課長	久 保 啓 昭 君
農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太美雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会 計 管 理 者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、14番、大園貴文君の質問を許可します。

〔14番大園貴文君登壇〕

○14番（大園貴文君）

おはようございます。私は、さきに通告してあります質問事項2点について、市長に質問いたします。

1点目は、水土里応援サポーター制度の導入についてであります。

ご存じのように、日置市内には、水土里サークル組織40組織、中山間地域直接支払地区95地区があります。美しい農村を未来の子どもたちへつなぐため、水路、農道等の点検、管理活動、多面的機能を増進する活動、遊休農地の発生防止に関する活動、景観形成活動の中心に組織ごとに年間計画を立てて事業を進めています。

しかしながら、近年、一段と、過疎・高齢化が進む山間部や未整備地域では、遊休農地は年々増加傾向にあり、青壮年を中心とした活動にも今後限界が感じられる厳しい状況となってきました。これまで取り組んできた活動を継続していくためには、何らかの施策を講じるべきと考えます。

そこで、質問の要旨として提案ですが、一段と過疎高齢化が進む中、頑張る中山間地域を守り盛り上げるため、支援の輪を広げるべきと考えます。

福岡県などでは、中山間応援サポーターを募集し、中山間地域の集落等から要請のあつ

た共同活動に支援する人材を募集、活動内容として、1つ、草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動、2つ、植栽と森林保全活動、3つ、水源地の管理活動、4つ、農作業の手伝い、5つ、伝統芸能の実施、サポート、6つ、集落の祭りや地域行事の運営補助、7つ、その他中山間地域の集落等の維持・活性化を図る上での必要な活動を掲げ、ホームページで登録するとしております。

本市でも、ぜひこのサポーター制度を研究し、独自の手法で導入を検討すべきと考えます。このサポーター制度は、組織の活動に大きな力となり、地域を守り、伝統を守り、未来の持続可能な地域づくりを推進していくと考えますが、市長の見解をお聞きいたします。

2点目は、吹上浜アスリートの森整備構想についてお伺いします。

1つ目は、以前、私は一般質問で市長に本市の目指すまちづくりの方向性についてお伺いいたしました。市長は、福祉のまち日置市を目指すと答弁されました。私はその方向性をお聞きし、市民の福祉の向上に向けた一般質問での提案や、福祉センターの移設にかかわるゆーぶるの施設整備、運用について理解し、同意いたしました。

しかしながら、先日配付された平成29年度から平成31年度にわたる総合計画実施計画主要事業一覧に、キャンプ村跡地周辺整備に、交流を目的としたサッカー場の建設計画が計上されております。予算を見ると、設計業務、整備費合わせて6億5,800万円となっております。果たしてこの事業計画はどれだけの費用対効果を市民の福祉の向上につながるのかをお聞きいたします。

今後の市長の進むべき方向性は、交流による地域活性化なのか、市民の福祉の充実なのか、どちらに主眼に置いているのかお聞きいたします。

2つ目は、さきの一般質問の中に、キャン

ブ村跡地に誰もが参加できるとしたパークゴルフ場の検討について、実施計画に計上されておられません。検討委員会での協議はされたのか、また、どのような検討がされたのかをお聞きし、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の水土里応援サポーター制度の導入についてというご質問でございます。

水土里サークル中山間直接支払地区の中には、施設周りの草刈り等、維持管理を現在は何とか共同作業で行っているものの、今後、高齢化や過疎化で作業ができなくなるとの声を聞いており、市といたしましても、組織の存続が懸念される地区が出てくるのではと危惧しているところでもございます。

現在、組織の広域化に向けた作業を進めており、広域組織設置後、各組織の意見をお聞きし、必要となれば、共同作業のサポート体制の整備を進めていきたいと考えております。

2番目の吹上浜アスリートの森整備計画についてというご質問で、その1でございます。

旧吹上時代に策定された平成2年度の第3次総合振興計画及び平成12年度の第4次総合振興計画の吹上の原整備構想の中で、旧吹上浜キャンプ村に隣接する場所にサッカー場や野球等を中心とした多目的広場の整備が計画されております。

この多目的広場の計画は、市町村合併後の日置市第1次総合計画の中で、吹上浜アスリートの森づくりプロジェクトに、そして、現在の第2次総合計画の中で、約26年間にわたり、旧吹上町時代からの引き継いでいるものであり、近年、特に地元サッカー関係者等からの要請、さらには、日置市施設利用促進協会や県サッカー協会の関係機関等からの要望も届いていることを踏まえ、今回計画したものであります。

2番目でございます。キャンプ村跡地周辺

には、サッカー場建設の計画もございまして、また、吹上浜公園の駐車場が不足している状況もございまして、今後、これらの一体的な整備を計画していきたいと考えております。

パークゴルフ場につきましては、面積的な要件もございまして、これらの整備を行った上で検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○14番（大園貴文君）

今、市長のほうに答弁をいただきました。

2回目の質問に入らせていただきます。

市長は、鹿児島県の水土里サークルの会長をされております。県全体の組織の活動の課題をどのように分析されているのか、また、今後どのような対策をとられていく考えなのかをお聞きします。

今、また、あわせて日置市の課題を、今後の継続は難しいという話の中で検討を、広域組織の設置後に検討していくと言われております。既にもう福岡県、山口県等ではこういった活動をしております。このような状況を踏まえて、率先して鹿児島県としても進めていく会長の立場もあるのではないかと思います。どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

水土里サークルにおきます活動の件のレベルでございますけど、まだ新規でしてない地域もいっぱいございまして、基本的には早い形の中でもう少しその地域を拡大していく必要があるというふうに認識しております。

今、ご指摘ございましたとおり、予算上の問題でも、国のほうに要望いきますけど、その自主的な共同作業等にはある程度の予算確保というのはできておりますけど、また、事務的な経費というのが27年度と28年度にしますと半額になりました。この半額になりました影響の中におきまして、また、推進する体制ということにおきまして、大変支障を来しておりますのが、今回の要望におきま

ても、県といたしましては、この事務的な経費という確保をやってほしいということを要望をしております。

今、ご指摘ございましたとおり、それぞれの地域、県のシンポジウム、また、私ども、日置市のシンポジウムそれぞれやっておりますけど、そこに課題で上げられているのが、今後、やはり持続的にしていくには、高齢化しているので大変だと、いろんな対策を考えてくれというご要望がございますので、そういうことも踏まえながら、今後の推進に努めていかなきゃならないというふうに認識しております。

○14番（大園貴文君）

この水土里サークル、それから、中山間、これはもう日置市にとってどのぐらいの面積を占めているんでしょうか。そしてまた、これにかかわる人的な要因は、総数はどのぐらいを占めているのかお聞きいたします。

○農地整備課長（宮下章一君）

水土里サークル活動の取り組み面積でございますが、水田が1,180ha、畑が620ha、合計の約1,810haが、現在の水土里サークルの取り組み面積でございます。

以上でございます。

人員につきましては、各組織の構成員としまして、約50名から100名の水土里サークルの構成員でございますので、全体で約数千名の構成員になっております。

以上でございます。

○農林水産課長（久保啓昭君）

中山間地域の直接支払につきましては、95集落協定を結んでおりますけれども、面積につきましては、ここにちょっと持ち合わせてございませんので、また、後ほどご説明したいと思います。

○14番（大園貴文君）

私は一般質問の質問事項も出しております。やはり、この面積、そしてまた、これに取り

組む活動組織数千名となると、どうなんでしょう。本当に実体的にその組織の存続について把握しておかないと、また、年齢的なものもひっくるめてしていかないと、せっかくこれまで活動してきているところが、地域を守っていくということが果たして果たされていくのか、市長にお聞きします。

○市長（宮路高光君）

今ちょっと数的なものも、担当のほうもちょっと、私も把握しておりませんが、今後、やはりそれぞれの組織におきます人員の構成、基本的にはいろいろと65歳以上の方が主体的であるという、そういう認識をしておりますので、今後、この高齢化に対します、この組織の活動の活性化というのも十分考えていきたいと思っております。

○14番（大園貴文君）

やはり本市の実態を十二分に把握して、そして、基幹産業である農業をいかに守っていくか、農村を守っていくかということに関しましては、しっかりとした実態の把握、そしてまた、改善の計画、これからの展望を進めていくべきではないかと申し添えておきたいと思えます。

予算的なものにつきましては、市長のほうも、先ほど県のほうとも、他県とのやり取り、または、そういった補助金が減額されてきている、広域化の中でその部分の経費が余りとられないようということで、今進めていращやると思えます。29年度からのスタートに向けて、旧町ごとに一つの地区という形で考えていращやることもお聞きいたしております。

実際に、その活動がスムーズにいけるような体制を検討していただきたいと思えます。

ここで、福岡県の水土里サークルの研修に私もこの前行かさせていただきました。地域を守れ、伝統を守れ、未来を守れということで、賛同する人たちが応援サポーターを県の

ほうでも募集して進めております。ぜひここは無料、有料ではなくて、全くのボランティアですけれども、鹿児島の場合におきましては、やっぱり有料という形もそこには必要なのかなというふうに思います。

自分たちの地域も、下与倉地域なんですけれども、当初、この事業に取り組む前、竹などが繁茂して、非常に人力ではできないところを、建設業者等が協力をいただいて、ユンボによる伐採等もしていただきました。やはり、そういった地域の実情を知っている、そういったところにも、応援の体制の組織づくりをするときには、ぜひ声をかけていながら活動の輪の広がっていくべきだと考えますが、市長の考えをお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

この2つの水土里サークルと中山間直接支払、私はこのおかげで、今、日置市におきまず農地、水はある程度守られていると思っております。もしこれがなかったら、今以上に荒廃化は進んでおります。また、地域の共同作業という意識が大変薄れて危惧されたということは、もう十分考えておきまして、大変大きな役割を果たしていると認識をしております。日置市といたしましては、ほかの市町村と比べて、それぞれ面積拡大、これが多いところであるというふうに認識もしております。

農振地域内におきまず約70%以上をこの形でしております。まだ、県の平均が40%しか満たってないという部分もございますけど、やはり、こういうものを活用しながら、今先ほどおっしゃいました、この応援サポート、これは、もう県でも考えなきゃならないことでございますので、今後、県の会議の中にも、この分についてはご提案をしながら、また、みんなで検討していきたいと思っております。

○14番（大園貴文君）

市長のこれからの取り組み、また、鹿児島県の会長さんとしても役目もあるんですが、やはり、日置市の課題を十二分に認識していただいて、このサポーター制度の早期の研究、検討を進めていただきたいと、そのように考えます。

続きまして、2問目に入ります。

先ほど市長のほうから答弁もいただきました。福祉のほうを市長が進めるのか、それとも、この整備については、観光、スポーツ交流による経済効果、そういったものを中心に進めるのか、まずその点をお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

福祉のまちといいますか、福祉については全般的にずっとやっていかなきゃならない。この10年間を見ましたとき、どうしても、吹上地域の場合は、交流人口をどうふやしていくのか、やはり、これで地域をある程度活性化していく、そういう方向性があるのじゃないかなというふうに感じております。

そういう中におきまして、今回、計画してありますのは、それぞれの団体等を含めた要望もございましたけど、やはり、この交流人口をして、基本的には滞在させていただく、滞在することにおいて、またいろんな地域におきまず波及効果が来るといふ部分でございますので、今回は福祉という分じゃなく、交流人口を中心とした何かの政策をしていくということで、サッカー場建設、駐車場整備というのを図りたいというふうに考えております。

○14番（大園貴文君）

わかりました。それでは、市長の考えは、この吹上浜アスリートの森の構想については、スポーツ等を通じた交流、そして、滞在という拠点に進めていくということよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今までも大変吹上地域には、そういう施設

整備が整っている地域でございますので、今回のこのサッカー場建設というのも、また、地域からも大変ご要望もあった点でございますし、また、旧吹上町からの営林署から取得した経緯におきましても、多目的広場ということでございました。そういう経緯を私は継承しながら、また、地域に少しでも役立つ施設整備ということを図っていきたいというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

私はスポーツをしないものですからよくわからないんですが、このサッカー場を建設した場合に、サッカー以外のスポーツに活用はあるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

サッカー場の後、地域の運動会とか、そういうものも私はできていくと思っております。できたら、グラウンドゴルフはできるかちょっと、そこあたりまではようわかりませんが、いろんな多目的にも活用する部分としても使えるのかなというふうには考えております。

○14番（大園貴文君）

多額のお金を投資しますので、そこにスポーツが悪いとは思っておりません、私は。ただ、サッカー以外の活用ができるのか、今の市長の答弁ではちょっとわからない、私には理解できないところでした。また、市民の要望があったということなんですけれども、日置市の中でのサッカー人口はどのぐらいあるのかおわかりでしょうか。

○社会教育課長（平地純弘君）

申しわけありません。サッカー人口の数等については把握をしております。ただ、地域の城西高校等にも、各学校にもそういう子どもたちのサッカー部もありますので、また、少年団等もありますので、その総体的な数字はちょっとつかんでおりません。後ほど報告させていただきたいと思っております。

○14番（大園貴文君）

やはりサッカーだけにしか使えないとか、そういったことになると、年間の活用日数、また維持費、そういったこと、それから、この財源、その辺も気になるところですが、その辺はどのように試算されているのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的な建設につきましては、この合併債を使わざるを得ないというふうに考えております。また、今後の年間維持というのも、今試算しておりませんが、また、今後計画をする中におきまして、そういう試算等もきちっとやっていかなきゃならないし、また、今後の活用、基本的にはこのサッカー場については1年間活用できるという分があるというふうに思っております。

特に、私もこの利用促進等に福岡、九州管内、宮崎あちこち回ります。その中で、まだある程度、今回のこの県のサッカー場協会からもご要望あるのは、今、南さつま市、また、鹿児島市、ちょうど吹上の場合には地理的にいいというふうな中で、今後、中学校県大会、こういう大会も恐らく誘致もできるという部分がございますので、今後、やはり年間活用できる部分の中では、このサッカー場というのは、一つの大きな地域の活性化を含めた中で行えるし、また、子どもたちにおきましても、そういう地元も使える部分もたくさんあるというふうに認識しております。

○14番（大園貴文君）

今、近隣のまちの鹿児島市等の話がありました。先般の11月30日の南日本新聞に出ておりました。サッカー場の大きさも関係してくると思うんですけれども、その中で、森市政の中で、プロスポーツにより観光振興策も一つに置くということで、JリーグのJ3鹿児島ユナイテッドFCがJ2昇格には、収容人数などを満たすサッカースタジアムの

整備が必至となる、財源をどう捻出するか、将来展望など、早期に提示した上で、十分な説明責任が求められるということで、鹿児島知事も話をしていくということでもあります。

ただ、この大規模な施設と、また、日置市の場合は小さな施設になっていくかと思いません。その辺を見越した練習場といいますか、そういった場所になっていくんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、J3の中でユナイテッドが活躍しております。これは、恐らく専門的な形の球場、スタンドをつけていろいろと大掛かりになると思っております。

今回、吹上につくる中におきましては、そういう大きなスタンドという分じゃなく、やはり、子どもたち、高校生、中学生、こういう子たちを主体とした形の練習場という部分も考えておりますし、また、合宿、そういう中高生、大学までですけど、社会人、プロというのは、整備的に大変大きな施設を抱えなきゃならないという部分でありますので、今ご指摘いたしましたとおり、子ども、中学生、高校生、社会人ぐらい、そういう形でこういう大きなスタンドもなく、練習ができ、また合宿ができ、またそれぞれの大会ができる、そういう内容になるというふうに認識しております。

○14番（大園貴文君）

それでは、キャンプ村周辺の一体的な整備を進めていかれるという話でした。

クロスカントリーのほうの進捗状況はどんな状態でしょうか。

○吹上支所長（大園俊昭君）

お答えいたします。

クロスカントリーコースにつきましては、現在、3kmコースと1.5kmコースの2コースがございまして、現在もYKKの富山のほうから、陸上競技のほうで合宿ということで来ていただいているところでございます。こう

いうことで、現在の段階では、2つのコースが常設コースということで設置はされているという状況でございます。

○14番（大園貴文君）

クロスカントリーのほうは、そういった形で進んでいるということで認識をいたしました。

ただ、先般の拉致のニュースで吹上浜が出てきました。毎年のように出てくるんですけども、やはりこのイメージというのは、今サッカー場の建設を計画されているところは、非常にどちらかという、中に入り込んで暗い、そういったイメージになっておりますけれども、そしてまた、廃屋になっているキャンプ村の跡地等も考えますと、一体的な整備が必要かと考えます。年次的にこういった形でその一体的な整備を計画されているのかお聞きします。

○市長（宮路高光君）

約10ha以上あるというふうに認識しております。特に、保安林の問題がございまして、保安林解除という分もございまして、基本的にはサッカー場建設と駐車場建設を併用しながら進めていく、また、若干の市道、道路が入り口がありますけど、その整備も若干しなきゃならないのかなというふうに思っております。基本的に保安林がございまして、保安林の解除というのは、大変大きな目的がなければできませんので、そういうサッカー場、駐車場のところにある保安林等は解除しながら、その周りは若干難しい状況があるというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

そのサッカー場の建設予定地なんですけれども、市のほうで今伐採してもらった雑木を、この前、語る会のときに捨てる場所がないというふうに言って、困っていらっしやいました。その辺な代替地を計画されていらっしやるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、あすこにいろいろ災害等があったのが大変積んであります。基本的にはこれは違法なんです。ですので、今後、やはりこういう伐採等におきましては、恐らく塵芥処理場を含めた中で処理をしていかなきゃならないという分でございますので、今後、それぞれの業者の皆さん方とも、今後また私ども市道の伐採の後の利用というのも考えていかなきゃならんという、また、そういう置き地をしてつくっていくというのは大変難しいことであるというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

あそこに仮置き場か、そういった方がいいのか悪いのかわかりませんが、やはり、そういった対策もしていけないと、災害等の産物をどこに置くかという非常に困った問題も実際に作業をされている人たちの声からありましたので、その方向性もきっちりしていただきたいと思えます。

運動公園から入っていくときに、市長が今言われるように、道路が非常に狭いんですね。でも、車がすれ違うことも難しい、その道の整備は必要じゃあないかなど。そして、駐車場、サッカーに来たときに駐車場、サッカー場に入りましたとしていったときに、一番奥のほうの、海岸の近くのところ、雨が降ったら、あそこも一体的に水がたまって、ウミガメパトロールに行くときに非常に困るんです。その辺まで道路の整備をしておかないと、不便さが、せっかくいい施設ができてでも不便さを感じるのかなと思えます。その辺まで計画の中に入れることは可能でしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には海のそばで排水対策、これも基本的にそれも排水対策もその計画の中に入れながらきちんとしていかなきゃ、入り口の道路の問題を含めて、ここあたりも一緒にやっていく必要があるというふうには認識してお

ります。

○14番（大園貴文君）

あと2問目のキャンプ村の跡地活用についてですが、やはり、イメージ的には一体的な整備を進めて、サッカーというのは、我々も全然したことがないので、する人たちにはいいのかもしれませんが、パークゴルフは以前も紹介しましたように、子どもたちから高齢者までできます。また、ゆーぶるのところに、今度福祉センターも移設されてきて、やはり、そういった方々が市民のためのスポーツが取り組まれることがグラウンドゴルフとあわせてできていくといいのではないかと思います、市長の見解をお聞きします。

○市長（宮路高光君）

吹上の場合は、大変すばらしいグラウンドゴルフ場もできております。そういう意味も含めて、とりあえずパターゴルフ場の問題はこういう一つの計画が終わった後に、またどこに適地になるのか、吹上だけでなく、日置市全体でもまた考える必要があるのかなと思っております。何か所も同じようなものをつくれないというのが今後でございますので、これは、さっきパターゴルフという、県内に3カ所程度あるのは認識しております。その中でございますけど、吹上の場合につきましては、私もさっき申し上げましたとおり、どうしても交流人口を多くして、宿泊をしていたりかなきゃならない。そういう部分を市民の方々も憩いも大事でございますとは思っておりますけど、やはり交流人口を多くしていくことが大事であるというふうに認識しております。

○14番（大園貴文君）

やはり市長が今話をされる中で、スポーツとあわせて福祉という部分もできていかないと、このゆーぶるの施設の利活用、もっと地域住民だけではなくて、市外からも、また若

い研修生の宿泊施設としても活用を楽しめるような場所づくり、拠点づくりというものが必要だと考えております。

そういった中で、市長のほうで、吹上浜のこのアスリーの森の整備計画について、スポーツをここ3年ぐらいの間に来年度から整備を進めていくことをお聞きいたしました。一体的な整備ということで書いてありますので、その辺もひっくるめて検討の中に入れて、やはり、暗いイメージから明るい地域づくりに変えていけないと、いつまでたっても、ああやってテレビで出てきて、行きたくないよね、交流から滞在してほしいと言うけども、夜の人口が日置市が少ないというのは、やはりそういったものを払拭していく必要がある。そういった改善も頭に入れながら計画を進めていただきたいと考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの整備をする中においては、街灯等もつけながらやっていかなきゃならないというふうに思っております。この拉致の問題とはまた別に切り離した中で、拉致は拉致として、また、風化させない形もしていかなきゃならない。そういう正と負の問題があるわけなんですけど、やはり、ここあたりをうまく今後とも計画をする上においては、うまくマッチングさせながらやる必要があるというふうに思っておりますので、今、ご指摘あったことも十分心にとめながら進めていきたいというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

私は、今回の一般質問で地域の課題、日置市全体的なところで、農村地域が非常に疲弊し過疎化が進んでおります。そこで抱える課題、そしてまた、その中で何か必要なのか、何をどうしよう、皆さんの市民の税金を使って、こういった形で福祉もあわせてスポーツ振興、地域の交流から滞在という市長の言わ

れるところにつなげていけばいいのかということでも質問させていただきました。

やはり大事な市民の税金ですので、生きた形で、そしてまた、生きがいのある地域づくり、元気の出る地域づくりを進めていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○社会教育課長（平地純弘君）

先ほどご質問がありました日置市内におけるサッカー人口の人数ですが、把握しているのは、スポーツ少年団で6団体の約200名、中学校で5校で110名ということです。また、吹上地域に社会人のチームが2チームあるということですが、市内全体としてのサッカー人口については把握をしておりません。

ただ、県の協会に登録されている、これは県内ですが、約1万6,000名の方が登録されているということでございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

次に、5番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔5番黒田澄子さん登壇〕

○5番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。公明党の黒田澄子でございます。年末を迎え慌ただしくなっておりますが、市民の皆様が無事故で過ごされますようお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、配偶者暴力相談支援センター設置について伺います。

平成26年9月議会でこの提案をさせていただき、市長にはDV被害者の状況をご理解いただき、早速取りかかる、27年にはと大変に前向きな答弁をいただき、南日本新聞にも掲載されました。

そこで、1点目に、いまだに設置を見ませ

んが、先進地調査の経過と現状とお尋ねします。

2点目、DV支援として、被害者が裁判所に保護命令を申請の際、ほとんどの被害者が女性であるにもかかわらず、被害の証明を出す警察では、ほぼ男性警官が担当されている中、市では、女性職員や女性相談員が相談に対応でき、市でも警察同様の証明書が出せるセンター設置はいつになるのかお尋ねします。

次に、子育て世代包括支援センター設置についてお伺いします。

この提案はことし3月議会でも行ったところですが、子ども支援センターでこの機能は既に展開していると答弁されましたが、残念ながら、妊娠期からの機能は有しておりません。妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うセンターの設置は、児童の虐待死が大きな視点であり、心中を除いての虐待死のうち、ゼロ歳児のゼロカ月児が45.9%、特に生後間もない虐待死が43.2%と大きな問題となっているため、国はいよいよ来年4月に法定化を決めました。本市の今後の取り組みをお伺いします。

3番目に認知症徘徊の対策について伺います。

1点目、本市の認知症者及び予備軍と思われる方々は、どれくらいおられるのでしょうか。

2点目、認知症の方が徘徊して、帰宅ができずに、警察等が捜索した回数と見つけれなかったケース及び残念ながらお亡くなりになられたケースはないでしょうか。

3点目、特に、認知症高齢者や家族など希望者に対して、靴や持ち物に蛍光色の日置市番号シールを張っておくことで、ひとり歩きの高齢者の危険を回避する（仮称）見守りステッカーを提案します。これは、この番号の高齢者の状況を申請者等の許可を得て、市役所、警察、消防署が共有し、このステッカー

をつけた高齢者が気がかりなひとり歩きに遭遇したとき、市民が通報することで、高齢者の発見につなげるものです。高齢者の安心安全の視点で取り組まれないかお尋ねします。

4番目に、女性の生涯にわたる健康支援と乳がん手術後の社会復帰への支援ができないかお尋ねします。

1点目に、がん検診の受診状況及び未受診の理由を市はどのようにお考えか、また、受診率向上への対策をどう考えておられるのかお尋ねします。

2点目に、国内では、毎年新たに9万人が乳がんと診断されています。乳がん検診の結果報告において、現在は、精密検査不要と要検査で市民に報告が行われていますが、日本人の半数以上の女性の乳房は、乳腺の密度が濃い高濃度乳腺のために、マンモグラフィでは乳房全体が白く映り、異常の有無がわかりにくく、判別が困難でも異常なしと判定されてしまうようです。

2016年6月12日付の読売新聞には、乳がん判別困難伝えずとの大見出しで、鹿児島市の相良病院に附属ブレストセンター放射線科戸崎光宏部長が、自治体は受診者に不利益にならない通知の方法を早急につくるべきだと、超音波検査の勧奨をすることが必要であると指摘されています。

そこで、本市でも、高濃度乳腺の方への超音波検査の勧奨を考えられませんか、お尋ねいたします。

3点目、乳がん罹患による乳房全摘手術を受けた女性への近年における乳房再建の状況をお尋ねします。

4点目、乳房再建は、女性の社会復帰を支える意味のあることとして捉えられています。そこで、再建を望む女性に対して、低所得者への助成を考えられないかお尋ねします。

最後に、地域おこし協力隊の現状と今後の配置のあり方をお尋ねします。

初めに、日置市における地域おこし協力隊の定義は、どのようなものでしょうか。2点目に今後の配置の目標はどのようなミッションでの公募をするのか、また、今後何人の人を日置市の協力隊として受け入れていきたいと考えているのかお尋ねします。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の配偶者暴力相談支援センター設置についての現状等ということで、その1でございます。

配偶者暴力相談支援センターにつきましては、現在設置しておりません。これまでに、始良市、鹿屋市、薩摩川内市の状況について、直接あるいは電話で調査を行ったところでございます。

それぞれの市の相談員設置体制により、配偶者暴力相談支援センターの設置と運営をされています。その状況を参考にさせていただき、日置市の体制で最良の支援が機能していく仕組みを今後検討している状況でもございます。

2番目でございます。配偶者からの暴力の被害者が希望する場合や、相談内容から保護命令申立が必要な場合がございます。保護命令申立書の作成支援等が、配偶者暴力相談支援センターの支援業務として、迅速に適切な対応ができる体制の整備と、警察署等の関係機関との連携や、庁舎内の関係課における支援の連携の整備を行い、配偶者暴力相談センターの機能も兼ね備えた仕組みをつくっていきたいとも考えております。

2番目でございます。子育て世代包括支援センター設置を問うということでございます。

子育て世代包括支援センターについては、国は32年度までに地域の実情を踏まえながら、全国展開を目指していくとしております。

今後、本市におきましても、子ども支援セ

ンターの相談機能を活用していきながら、体制整備を検討してまいります。

3番目の認知症徘徊対策を問う、その1でございます。本市の認知症の方については、介護認定申請をされた方が3,308人中、認知症高齢者の日常生活自立度I以上と診断された方が2,611人で、高齢者人口の17%を占めております。

地域には、認知症の診断を受けてない方も多くいると考えております。全国では、認知症予備軍を含めると、高齢者の4人に1人の割合と言われている状況でございます。

2番目でございます。行方不明の捜索につきましては、消防署からの情報として、平成24年度から27年度の4年間で行方不明捜索者33人のうち、認知症のある方が13人で、うち無事発見された方が8人、亡くなって発見された方が3人、発見に至っていない方が2人という状況でございます。

3番目でございます。見守りステッカーにつきましては、持ち物等に張られたステッカーを発見した第三者が見守りや情報提供を行うことで、認知症の方の安全を確保していくと認識しております。

本市においては、認知症を正しく理解してもらうことへの取り組みとあわせて、今年度は2カ所において、徘徊模擬訓練等の取り組みを始めたところでございます。見守りステッカーについては、当事者の人権や個人の情報等の課題もあることから、他自治体の状況を見ながら検討してまいります。

4番目でございます。女性の生涯における健康支援と乳がん手術後の社会復帰への支援を問う、その1でございます。

昨年度の健康実態調査については、がん検診を受けてない理由について調査しておりますが、多い理由として、元気だからが31.5%、日程が合わないが23.3%、忙しいからが20.1%となっております。

受診率向上につきましては、これらの理由を受けまして、土日の検診を各地域実施していることに加え、昨年度から夕方検診にも取り組んでおります。

2番目でございます。平成28年2月4日付で改正されたがん検診の指針によりますと、乳がん検診につきましては、乳房エックス線検査、いわゆるマンモグラフィ検査を40歳以上に実施したということで示されております。国のがん検診あり方検討会中間報告では、超音波検査との併用につきましては、引き続き、死亡率減少効果の検証を行っているとのことでもあります。

本市でも指針に従い、現在のところ導入は検討しておりません。

3番目でございます。乳房再建につきましては、平成25年に保険適応の範囲が拡大となっているようでございます。このことで、乳がん手術において、全摘術を受けた後、再建術をされる方も増加していると思われまます。県内の専門医療機関でも約2割の方が再建術を受けられているようでございます。

4番目でございます。保険適応となったことで、所得に応じた高額医療制度も利用できますので、助成につきましては、ほかの治療と同様、現在のところ考えておりません。

5番目の地域おこし隊の現状と今後の配置のあり方について、その1でございます。地域おこし協力隊につきましては、意欲ある都市部人材の定住・定着により、地域力の維持・強化を図るとい、国の狙いに準じています。本市におきましても、地域外の人材を新たな地域社会お担い手として受け入れるよう、日置市地域おこし協力隊設置基本計画に基づき取り組みを始めました。第一弾といたしまして、美山版総合戦略の一つとして提起され、美山観光協力隊をこの7月に配置しました。

地域おこし隊の配置につきましては、年々

多様性を増した配置が行われていると認識しています。また、期間満了後、隊員には定住もしくは起業が大きく期待されております。日置市において現在は、地域の課題解決と隊員の仕事の創り方と密接にかかわる配置を行いたいと考えておりますので、隊員の活動状況を見きわめながら、地区公民館等からの要望をもとに、今後の配置を検討してまいります。

以上で終わります。

○5番（黒田澄子さん）

今、市長のほうから答弁をいただきましたので、2回目以降の質問にさせていただきたいと思います。

この配偶者暴力相談支援センターについて、ただいま機能も兼ね備えた仕組みをつくりまますというふうにご答弁をされました。配暴センターではなくて、ほかに何かこのようなものをつくるということなのでしょうか、また、そこで証明書が出せるわけでしょうか。そして、寄り沿い業務もきちんとされていくということでの備えた仕組みということなのでしょうか、市長にお伺いします。

○市長（宮路高光君）

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律に基づきまして、業務の実務が可能になると考えております。通報や関係機関の連携、協力、保護命令の関与は住民基本台帳の閲覧等の制限や医療保険、年金、児童手当等の証明等の交付ができることで、支援内容の充実が図られていると考えております。

○5番（黒田澄子さん）

今のご答弁では、証明書は出せるのか、それと、寄り添い業務まで、裁判所に行って寄り添い業務もできるのか、その点がお答えできないので、よろしく願いいたします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

配偶者暴力支援センターの件でございますが、配偶者暴力支援センターの設置というこ

とにつきましては、建物とか、あるいは看板と、そういうのを設置するんじゃないくて、その機能自体も配偶者暴力センターの関係になるというふうに思っております。

現在、配偶者暴力センターは、先ほど市長のほうからも答弁がございましたが、設置はいたしておりませんが、男女共同参画専門員と福祉課のほうに席を置きまして、相談等があった場合は、警察への書面等に、取得につきましては、寄り添いを行っていききたいというような業務を行っているところでございますが、現在の市でやっている業務につきまして、配暴センターがなくても、その機能というのは十分に果たしているんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

答弁になってないです。聞いたことに答えてない。

○地域づくり課長（平田敏文君）

証明自体は、現在のところは出せません。

○5番（黒田澄子さん）

出せないんでしょう。寄り添い業務も言っていない。寄り添い業務どうですか。

○地域づくり課長（平田敏文君）

寄り添い業務のことにつきましては、センターがないわけですけど、現在の男女共同参画専門員、そしてまた、福祉課の職員等と一緒にやっている状況でございます。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

何ゆえ、このセンターの設置をあえて阻むような現状なのでしょうか。何がこれがネックになっているのでしょうか。証明書が出せなければ、結局、被害者はやっぱり男性職員がほとんど対応される警察に行かないと証明書が出せないわけなんですけれども、じゃあこの配偶者暴力相談支援センターの利点は何だと思っておられますか、お尋ねいたします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

利点でございますが、先ほど市長のほうからも答弁がございましたとおり、センターができますと、そのセンターで保護命令等に関する証明が出せるということと、それに基づきまして、住民基本台帳の閲覧の禁止とか、そういうのができますので、支援内容が充実されるというふうに考えております。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

先ほど市長もまた担当の方も機能の設置であるというふうに、もちろんそうなんです。既によその市町村、5市町村ぐらいで導入をされていますのも、そもそも相談体制とか機能があるので、何ら問題なくすんなりと看板設置という形でやっておられます。日置市もそういう体制であるというふうに思っておりますので、すんなりと配暴センターの設置はできるというふうに思っておりますけれども、なぜそこが、ほかのものの兼ね備えた仕組みまでつくってやらなくてはならないのか、非常に理解しがたい点なんですけど、なぜセンターの設置ができないのでしょうかお尋ねします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

センターの設置ができないかというふうなことですけど、現在、センターがなくても、その機能自体が回っているというふうなことです。現在のところはセンターは設置しないという状況でございます。

○5番（黒田澄子さん）

センターを設置しなくてもできるのではなくて、証明書などが出せるのは、センターが設置されなければできない、だから、警察に行かなくても、女性がたくさんおられる本市で相談ができる体制、そこが大事だからこれを提案しているわけでございますが、全然ちょっと答弁とかみ合わないのですが、もう一度その点の理由をお伺いします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

本市におきましては、警察署に行ってもその証明等はもらっているわけですが、幸いに、警察署等も近いし、そのようなことも含めまして、現在は設置に至っていないというような状況でございます。

○5番（黒田澄子さん）

証明書が出せないから警察に行かなくてはならないのでありますが、なぜそういう答弁になるのか、ちょっと何回話をしてもかみ合わないのですけれども、じゃあ県からこの設置に対する勧奨はなかったのでしょうか、お尋ねします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

県からのほうは、このような勧奨はございません。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

県からは勧奨があっているはずですが、県のほうにも確認をしておりますし、毎回6月のDVの研修会に私も地域推進員としてうかがっておりますが、このような勧奨をされていると思いますが、今の答弁は本当にそれではなかったでしょうか。

○地域づくり課長（平田敏文君）

私が理解している範囲ではないというふうに調べてみたんですけど、また今後ちょっと確認をしてみたいと思います。

○5番（黒田澄子さん）

一応その仕組みを検討している状況だということと、兼ね備えた仕組みをつくるというふうな答弁なので、もう一度よくこの相談支援センター、配暴センターの持つ意味、ほとんどおわかりだと思いますが、しっかりとこれをまた進めていってほしいというふうに考えます。

このセンターの設置に対しても、児童虐待、DV対策等総合支援事業費、国庫補助金によって、相談員の人件費、また相談員等が研修を受ける費用も出るようになっていきます。

これは、多分配暴センターを設置しなくてもできるというふうに伺っています。こういった補助金等も使って充実していこうというお考えはないか伺います。

○地域づくり課長（平田敏文君）

現在のところ、この補助金は使っておりませんが、また、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（黒田澄子さん）

再度、私の質問に対して正しくお答えいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

先ほど課長のほうからる説明もございました。今後、特にこのセンターという分を設置していかなきゃならないと思っておりますけど、来年4月から、警察のOBも入れたいと、そういうことも含めまして、やはり、今、男女共同参画の相談員もおりますし、福祉ときちっと連携がいき、こういうDVを受けた対策というのはやっていきたいというふうに思っております。

○5番（黒田澄子さん）

明確なご答弁いただきました。配暴センターのこの設置については、本当に真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次にまいりたいと思います。

子育て世代包括支援センターについては、体制整備を検討していくということでございます。先般も、子ども支援センターの機能がほぼ充実しているの、そこにつなげる

ところは、妊娠期から出産直後のこの辺ぐら
いまでのところがしっかりとのっかっていく
と、機能を有したものとなっていくというふう
に考えています。どのような感じで体制整備
を考えていかれるのかお尋ねします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

開設の準備ということになりますけれども、
32年度までに全国展開を目指すということ
にしております。

先ほどおっしゃいましたように、子ども支
援センター、子ども支援センターの構成とし
ましては、産科がかかわっているということ
ですので、その中で、子育て世代包括支援セ
ンターの機能としまして、母子保健型と基本
型というのを想定しております。母子保健型
のほうは、健康保険課のほうで現在行ってい
ます、そういう業務をやはり充実させていく、
そして、基本型につきましては、子ども支援
センターのほうで相談支援というような形で、
現在のところは想定しておりますけれども、
29年度になりまして、産科のほうで一応検
討して、設置の方向に向けて協議をしていく
というスケジュールになっております。

○5番（黒田澄子さん）

ことしの6月3日に公布された児童福祉法
等の一部改正でいろいろ変わっています。児
童虐待の発生予防について、また、改正事項
の体制強化という部分がございます。市町村
におけるどのような点が体制強化になってい
るのかお尋ねします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

改正のほうの概要の中に4本柱がございま
して、1本目が、児童福祉法の理念の明確化
と、2番目が児童虐待の発生予防、3番目が
児童虐待発生時の迅速・的確な対応、4番目
が、被虐待児童への自立支援というふうにな
っております。その中の2番目の児童虐待の
発生予防というところに、この支援センター
のほうに位置づけられているというふうにな

っております。

○5番（黒田澄子さん）

この法律の中で、特定妊婦という言葉が出
てきます。特定妊婦とはどういう人のことを
指すのかお尋ねします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

この通知の中には、特定妊婦という言葉が
明記されておられません、児童福祉法の条文
の中には、出産後の養育について、出産前
において支援を行うことが特に必要と認めら
れる妊婦というふうに定義されております。具
体的には、望まない妊娠、若年の妊婦、精神
疾患を有するなどの事情を有する妊婦とい
うふうになっているようでございます。

○5番（黒田澄子さん）

この子育て世代包括支援センターについて
は、基本的な部分と、また母子保健型とい
うことで、今後対応されていくと思いますが、
特に、特定妊婦が、見ただけで職員のほう
がこの人は特定妊婦だとわからないようなも
のです。例えば、私が望まない妊娠をしてい
るなんていうことは、多分わからないと思
います。そして、10代の若い若年層であ
っても、もうしっかりと婚姻をして、子ども
ができてうれしいといってくる人とそうで
ない人、その若年の妊娠、ですから、や
っぱりこのセンターの設置によって、こ
こに相談にいけばいいよというところが
わかるわけです。これまでは、いろい
ろな形で行政のほうにそういう人た
ちを見つけ出して相談に向き合っ
て、丁寧に来ておられることも十分理
解をしておりますし、そこは評価さ
れるべきところですが、そこにプラス
、やはり向こう側から親に言えな
かったり、夫にも言えなかったり、本
当にこの子を産んで育てていけるだ
ろうかという経済的な不安をお持ち
だったり、そういう人たちが、やは
り来れる場所として、やっぱりセ
ンターの設置という看板は大事だ
と思っておりますが、その点はいか
がお考えでしょうか、

お尋ねします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

看板ということですが、今センターという名前がいっぱいございます。地域包括支援センター。そして、子ども支援センター、子育て支援センターということで、非常に住民の皆様も混乱されているような状況でございます。そこにまた子育て世代、包括支援センターというのを、看板をつくることについては、ちょっとやっぱり躊躇している部分もありますが、それはわかりにくいところで、今後は、その分のどういう表現にするかとか、できるだけわかりやすいセンターの設置ということを検討しておりますので、なかなか相談ができないというところに関しましては、やはり、現時点では子ども支援センターのほうが一応相談の場ということになりますけれども、なかなかそういうわからない妊婦さんとか、そういった方が相談できる場というのは、やはり、保健師のいる場ということになるかと思っておりますので、その辺もアピールしながら、いろんな方々に相談に来ていただけるような体制でしたりとか、あとは産婦人科とも連携をよくとっておりますので、そういったようなところ、学校、保健の分野ということと連携をとっていくことが、そのセンターの設置についてはとても重要なことかなというふうに考えております。

○5番（黒田澄子さん）

明確な答弁いただきました。名前はいろいろな形でよそも、かわいい、育みとか、いろいろな名前を使っておられますので、内容的にしっかりと相談を受けられる体制があれば、もうそれで構わないと思っておりますので、今後、しっかりと設置に向けて頑張っていっていただきたいと、申しとめておきます。

次の認知症の徘徊対策でございます。ほぼ高齢者の4人に1人が認知症予備軍というふうに国も考えていると。今回行方不明につい

てお尋ねをしましたが、4年間において33名で、そのうち、認知症の方が13人、無事に発見された方が8人で、亡くなっておられた方が3人、いまだ発見に至っていない、どこかにいらっしゃるのか、どうなっておられるのかわからない、この数について、市長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

私どもも大変搜索という部分で、さっき言ったように、現状として私も現場に何回も行きました。本当に多い少ないよという評価という部分があるかもしれませんが、基本的には年々ふえているのも事実でございます。やはりそういう形の中で、どう今後対策をしていくのか、これが特に、認知予防対策におきまして、こういう搜索まで至る経緯という部分で、十分私どものほうも、このことに認識しながら、それぞれまた市民の皆様方とも十分こういうことも周知しながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○5番（黒田澄子さん）

答弁の中で、徘徊模擬訓練を今年度2カ所で行っているということです。この内容について、詳細をお尋ねします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

徘徊模擬訓練についてお答えいたします。今年度2カ所におきまして予定をしております。1カ所が、妙円寺地区になります。もう一カ所が、日吉地域になります。妙円寺地区におきましては、地区担当を中心にしながら、認知症の方々を含め、高齢者皆さんの方々のいろいろな暮らしやすい地域をつくるというような観点から、認知症サポーター養成講座、それから、いろいろな認知症、そして、高齢者全体の支援にかかわるような勉強会をしながら、その中の一つとして徘徊模擬訓練をやっていくというふうな形で、今現在、地域包括支援センターと一緒にしながら進

めているところでございます。

同じく、日吉地域におきましても同様に、医療機関等も一緒に協力をしていただきながら進めていくというような現状でございます。

○5番（黒田澄子さん）

認知症の皆さんのお元気な時期は、本当に歩いて出ていかれます。自分で帰ってこられる地域にお住まいの場合は意外と帰ってこられる方もいるんですけども、病状によって、また違う地域に子どもと一緒に住まわっている人などは、なかなか外に出ても、古い記憶がありませんので、帰ってこれない。全国でも、そのままバスや電車に乗ってしまうと、もう全然知らないまちに行くと、降りた途端、ここはどこ、私は誰の状態になって、そこの行政で面倒を見てもらって、全然知らないところの施設で一生を閉じられるというようなものもたくさんテレビ等でも報道をされておられて、本当に見つけられずに亡くなっていることが、どれだけ残念なことか、本人にとっても、家族にとっても、何か手だてがないかなということで、GPSがあったり、いろいろお金をいっぱい使えばたくさんあるんですけども、身近なところで、大変アナログが提案ではございますけれども、今回この見守りステッカーというものを提案したところでございます。

実は、私の母も14年余り介護しておりました。一番心配なのは出ていったときです。もう大変申しわけなかったですけども、夕方を超えると命に及ぶという思いで、本当に警察に電話を入れるときのこの震えるような心で、見つけてほしいという思いで電話をしたことがあります。

実はちょっとの間に、隣の自治会のところに母が行って、そこで確保されていたんですけども、隣の自治会の方は私の家族だということをご存じありませんので、わからなくて、ずっと確保してくださっていたわけな

んですけども、今回、この見守りステッカーの提案をするに際して、あのとき、うちの母の靴とか持ち物にも張ってあれば、どの誰だということがすぐにわかって、早目に自宅を帰すこともできたのかなと、皆様にご迷惑を余りかけずに連れて帰ってこれたのかなということも思い起こしながら提案をしたところでございます。

このステッカーは、もちろん申請制ですので、誰でも彼でもつけてくださいということではございません。例えば、ひお吉くんのマークとか、日置市といった文言を入れて、一番最初の方が001番、002番というような形で、その情報はしっかりと申請をされた方が公開していいですということで、市役所や消防や警察などにしっかり情報を提供しておいて、その上でひとりで歩いておられるちょっと不思議の感じの高齢者を見かけたときに、そのステッカーが何かについていれば、ああ、この人は、ひとり歩きを大変心配だと言われている方だなという認知を市民がしてくださると、すぐ電話がいて、見つけることになるというような、もう本当にアナログな感じですけども、高齢者の徘徊をとめるということがなかなかできない、そして、近年においても、亡くなられたり、また、見つけられずにいるという人がいることを考えると、何かこういった手だてが大事なという点で今回提案することにしました。市長の再度の見解をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

ステッカーの問題、先ほどもちょっと答弁しましたとおり、全体的にいけますと、人権、個人の問題、これを自主的にそういう要請がある場合は、一つの形として私はできるというふうに思っております。

今後、このことについては、介護保険課、また、社協、いろんな方々とも十分また施設の皆様方、また、認知症を持っている家族の

皆様方とも十分相談した上で実施するかしないかということは今後決めていきたいというふうには思っております。

○5番（黒田澄子さん）

私も、本当に高齢者の方が1人で歩いていると心配で、いろんなまちでも声をかけたりしたことでありますが、いや、僕は違うんですと言われて行ってしまわれると、本当にこの人はそういう人じゃなくて、健全な人なのかなどうなのかなというのがわかりづらくて、そのまま放っておきながらもすごく気になって帰ってきたことがあります。今後検討ということですので、その点またしっかりと検討していただきたいと思います。

次に、女性の生涯にわたる健康支援、特に、乳がんの手術の社会復帰の支援をお伺いをしたいと思います。

今回、高濃度乳腺についてお伺いをしているわけでございます。私も、先般、マンモグラフィの検査を受けまして、そのときに、検査不要というんですか、必要ありませんよというのが来ましたので、これが、乳がんはなかったというふうに受けとめておりますが、私は、今度勲章をお願いしたいと言ったのは、高濃度乳腺の超音波検査を導入してくださいというふうに申し上げているわけではありません。全国でも8つから9つの自治体が受けた人に結果が出るところで、再検査不要と要検査というやり方だけではなくて、あなたの乳房は密度が濃い高濃度乳腺の状態にありますので、超音波検査をお勧めしますというスタンプをぼんと押して返していらっしゃるところが今出てきているということで、それに対して医学界のそういったところでも、高濃度乳腺の女性が日本人の半分いるということの基本に置くと、半分以上の人は再検査要らないというふうにあったとしても、実は、乳がんが隠れている場合がある。国もこの問題を認識しておりまして、7万人に行った大規

模調査で、マンモグラフィに超音波を併用すると早期がんの発見率が1.5倍になる、0.5%上がるということですね。だから、その人たちは、その中に入り込んではいらなくても、実は、乳がんが隠れていますよ。だから、これは、市がお金を出して導入をしてくださいという提案ではございません。もう一度この点についてのお考えをお尋ねします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

通知のことにつきましてですけれども、今、全てのがん検診を委託先であります検診機関のほうから直接出している状況でございます。

その内容につきましては、精検不要というような、いわゆる異常なしの方への通知と、あと精密検査が必要ですよという方につきましては、がんであるとは限りませんので、早目に受診してくださいというような文言で抑えられております。

それだけかという項目、ちょっと短いような気もいたしますが、とにかく心配を与えないで、精密検査をできるだけ受けていただきたいというふうな思いもありますので、そこにまたいろいろなものが入ってまいりますと、余計に心配をいくというようなこともちょっと懸念されますので、そういったような文章になっているということで、検診機関のほうともちょっとやり取りをいたしましたけれども、現在のところは、そういう文言で通知をしているというようなことでございます。

○5番（黒田澄子さん）

多分、今後、そういった検査のセンターも変わってくるというふうに思います。なぜならば、やはり、要検査は要りませんよ、不要ですよと言われる方の中に、日本人女性の半分以上がやはり見えない乳房、白くなって、乳腺が白く映るために見えない乳房、そういったことがはっきりと学会ではもうわかって

いるわけです。ので、もう一度申し上げますが、厚生労働省は、この高濃度乳腺への対応は、今後検討が必要な課題の一つと認識している。また、相良病院の戸崎先生は、自治体は受診者に不利益にならない通知の方法を早急につくるべきだ。だから、心配をかけるかけないとか、心配をするしないよりも、私は高濃度乳腺の乳房だということを、1回目受けたときに教えてもらってれば、その人によって、超音波検査までされるとはっきりしますよということがわかれば、個人が受けられるわけであって、行政がそこまでしてお金を出さないよということを私は要求しているわけでありませぬので、乳房のタイプに、そのような乳房のタイプが日本人女性には多くあるということ、まず教えていっていただくこと、そして、白く映ると、がんも白く映るので、非常に見えにくいんですよ、あなたのところでは見えませんでしたよ。けれども、高濃度乳腺なので、できれば、超音波検査も受けられたほうがいいですよということを勧奨できないのかということ、今回は問わせていただいているわけです。

新たに、毎年9万人が乳がんが発見されていますが、多分、高濃度乳腺で見つかっていない人は、この中には入っていないのかなと思います。再度この勧奨についてのご答弁をお願いします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

高濃度乳腺の方も含めまして、通知のあり方につきましては、検診機関のほうとも十分協議しまして、検討して、県全体としての動きもありますので検討していきたいと思ます。

それと、今、がん検診のあり方検討会というのが国のほうでもなされておまして、現在中間報告というような形です。今、おっしゃったように、発見率からいきますと、超音波のほうは効果があるというふうに言われて

おりますけれども、死亡率の低下というところまではまだ検証のほうがいっておりませぬので、その報告がまたいずれあろうかと思ますので、そういったところからも含めて、今後検討をしていくべきだと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

やはり、検診で乳がんがわかった人からも、見落としのおそれがあるならば、そういう乳房であるならば、はっきりと伝えてほしかったということも、この読売新聞の記事には載っておりますので、申し伝えておきます。

それと、あと、乳がんをなさった方は、何らかの形で手術をされます。そのときに、私も今回勉強して大きく意識が変わったのですが、温存法をとって、そこの部分だけをとるやり方のほうが、形がきれいに残っているというふうな大きな勘違いをしていました。本当に申しわけないですけれども、きれいな形ではなかった。今ちょっと映像で映すことはできませんけれども、それよりも、今は全適手術をもうしたそのときに、すぐオペをして、放射線治療が必要な方は皮膚が固くなるそうですので、すぐにはされないそうですが、放射線治療のない方は、すぐそこに入れて、そこに生理食塩水を入れながら皮膚を伸ばして、その後、しっかりとまた入れかえるという手術が、今はもう普通に行われているそうです。

私たちのようなもう高齢のおばちゃんたちになると、余り裸でどうのということはないですが、若いお母さんたちは、子どもと一緒にプールに行ったり、海に行ったり、水着を着たりする。また、子どもと一緒に温泉に行く。そういったことが望めない子育てをしなければならぬので、この乳房再建は、最近、非常に効果的な女性の健康支援、生活を支援していくものとして勧めておられるそうです。乳頭とか乳輪についても、自分の細胞をとって形成することももちろんあるんですけれど

も、今は、びっくりしたんですけど、本物そっくりのシリコンがあって、ぺたとつけるだけで、温泉などに入るときに、乳房や乳輪がないと、ええって思われたくないときには、張っておけば、もう全然普通に見える、そういった技術まであるそうです。

今回は、低所得者に対しての助成ができないかということで、そこはほかのものもあるので考えていないということですが、ぜひこの乳がんになる方が、今11人に1人と言われている中で、乳房再建についても、もっとアピールをしていただけないのか、全適しても全然怖くないですよ、再建もできますよ、鹿児島県内でも、5つか6つの病院がそれをされているようでございますので、私も学んでみて初めてわかったことですので、市民の方もほとんどご存じない方が多いのではないかと、また、自分が乳がんで摘出をしたよということを余りしゃべりたくないです、秘密なことなのでしゃべりたくないです、なかなかそういう話は広まっていかない、ぜひこういったことも啓発していただけないのか、その点についてお尋ねします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

同じ女性として、やはり、そういうことは知っておられるべきかなというふうに思います。

その乳房再建につきまして、実際、実情のほうもこの質問を受けまして調べてみましたが、国保のデータのほうでは、27年の1月から28年の9月までなんですけれども、20名の方が手術をされておりまして、半分の方がいわゆる全適というような手術で、お1人の方だけ再建術を受けていらっしゃるようです。ということは、ちょっとまだ1割というようなことでありまして、そして、専門機関のほうに聞きましたら、2割ちょっと、強まではいきませんが、2割程度の方が再建を受けていらっしゃるということです。

で、そういったことも、がんの治療の情報とか、がん検診とあわせて、何か情報発信できたかなというふうに考えております。

○5番（黒田澄子さん）

最後の質問になります。地域おこし協力隊についてお尋ねをいたします。

先日、第2次総合計画の実施案が出ていまして、その中でも、地区地区地区というような感じで、地区に配置というような感じでしたけれども、そもそも協力隊の配置の背景について、日置市が取り組む背景についてお尋ねをします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

地域おこし隊の配置の背景でございますが、地区公民館では、それぞれの地域の特性に応じた活動を展開していただいているところでございます。その中で、外部の知恵や情報、技術などの支援を必要とするケースが生じております。それらの中期的な支援策としまして、日置市総合計画実施計画に地域おこし協力隊の配置等をかけておりましたので、これに基づきまして配置をいたしましたところでございます。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

配置初年度のことは、地区という方法での配置でした。これは、どこの先進事例を参考にされたのでしょうか、また、そのほうが我が市が合っているという根拠はどのあたりにあるのかお尋ねをします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

近年、本市の地区公民館のような小規模多機能自治組織が全国的に配置されるようになっていますが、地域おこし協力隊につきましては、コミュニティ組織に配置した先進事例を特に参考にしたものではありません。地区公民館の課題を外部人材とともに解決したいという観点から、地区への配置を行っているものでございます。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

普通はこういった新たなものを配置する、また、既にもう7年ぐらい前から国がやっているのを行うときに、どこかをやはり勉強に行ったりとか、研修に行ったりとか、そういうこともなかったということになるのでしょうか、お尋ねします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

当然、地域おこし協力隊は、本市に初めて配置したわけですが、ほかの市とか、ほかの市町村の勉強とか、そういうことで資料を取り寄せて行ったところですよ。

その中で、うちの配置については、どのような方法が一番いいだろうかというような検討を行いまして、26地区公民館を主に地域づくりを行っておりますので、ここの配置ということで行ったという背景でございます。

○5番（黒田澄子さん）

今回、美山は観光というミッションで応募をされています。今後の応募、公募に関してはどういった専門性のある人を募っていきたいというふうに考えておられるかお尋ねします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

美山地区におきましては、観光と物づくりと地区住民の融合が市の掲げるテーマで公募をいたしまして、隊員はそれをビジネスとして構築したいというふうに考えているところですよ。

今後におきましては、地区独自の課題解決に即した人材を公募しますが、コミュニティの自治という観点から、地域経営にかかわり得る、経歴の人材が必要だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

行政の職員の方がいろんな事業を起こしてやっていかれても、なかなかうまくいかない。

だから、民間の知恵、そういったノウハウのある人たちをどんどん送り込んで、地域を活性化していきたいとか、定住促進したい、そういった狙いでこの国の補助金もあって、こういった制度が始まっているというふうに思います。

地区独自の課題解決というふうにおっしゃったんですけども、地区独自の課題というものを、地区の人たちがどういったふうに出していくのか、また、その方たちは、全然プロではございません。自治会長さんにしても、地区館長さんにしても、何らかのライセンスを持って、そういった経験値がたくさんあってなっているとかというわけではないので、どちらかという、行政の人たちと同じように、余りよくそういったことがわからない人たちもたくさんおられると思います。

地区独自の課題を見つけるというのは、また、それを解決するというのは、イメージとしてちょっと湧かないんですけども、どのようなお考えなのでしょうからお尋ねします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

本市では、地区振興計画を策定するときに、地域のほうで未来会議等とかやっていましたが、その中で、その会議には、いろんな方が出ておられます。その中で、それぞれの地域の将来的なビジョン等を話をしながら、課題とかそこらを発掘して、そして、またそれが地域で課題できるもの、そしてまた、外部の人材等の力を必要とするものとをすみ分けをしながら、課題等を掘り起こしていくというような方法で行っているところですよ。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

それでは、その公募の方法はどのような方向で行われるのでしょうか、お尋ねします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

公募につきましては、地区公民館長さんに手を挙げていただきまして、地域に配置希望

等がございましたが、希望をとるといふような方向で行っております。

以上です。（「そっちじゃなくて、公募」と呼ぶ者あり）協力隊の公募には、JOIN、東京にあります。そのホームページとか、あるいは日置市のホームページに掲載して公募は行ったところがございます。

○5番（黒田澄子さん）

今回、美山に配置されている方は、総務省のローカルベンチャースクールで学んでおられるときにその情報が入った。ホームページなんか誰も見ませんよって、ほとんどそういうお答えです。長島のほうに勉強にちょっと行ってきました。つい最近まで、地域おこし協力隊の導入すら考えていなかった自治体、ご存じのように、総務省から副町長がおみえになって、いろいろなノウハウで人を公募しておられました。楽天を経て来られた方、DeNAを経て来られた方、IT企業の関係、また、大学の名誉教授、東京大学を卒業されて、慶大に行かれても、そこを休学してまで来られる方、それはなぜかという、大変魅力がある、そういうふうにおっしゃっています。

現在8人の方がおられますけれども、もっともっと公募していくというふうに担当の係がおっしゃってありました。24職種公募をされています。

一日長島にいても何もできないので、好きにやってくれていいから、これが担当者の言葉です。もちろん副業もオーケーですし、起業もどんどんしていただきたいというふうに思っておられます。この人たちは、人脈と情報と専門的なアイデアを持った人たちであり、複数人いることでそれぞれのコラボレーションが一つの大きな制度を進めたり、事業を進めたり、そういった成功を見つけてくということで、今回のようなたった1人の単体の起用というのは余りメリットがないように思わ

れますが、今後もこのように1人ずつという考えで配置をしていかれるのか、また、地区館という狭い区域内でしか配置ができないのか、市長のご見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

美山のほうで1人ということで、まだ実験実証というのもまだやっておりません。1回目やって、どういう結果、また、どういう課題が残っているのか、ここあたりも十分やっけていかなきゃならない。今、ご指摘のとおり、前期的にテーマを決めて、その協力隊をする。これも一つの手法だというふうには思っております。

今のところ、私どもは、やはり26地区館がそれぞれ課題解決して、そこで今館長、支援主任、3人いらっしゃるけど、それにサポートできる方がという、そういう、今のところは、それぞれ目的じゃなく、地域をどうにか起こしていただきたいということで基本的に考えておりますので、また、地区館の皆様方とも十分考えながら、また公募もやってきたいというふうに思っております。

○5番（黒田澄子さん）

富山県の氷見市では、2015年から6人、16年度から3人、協力隊のミッションとして、今市長がおっしゃったのは、都市農村交流ソーシャルプロデューサー、そういったものの一つだと思っています。また、移住・定住コンシェルジュ、この辺ぐらまで入るのかなと思います。そのほかに、エコレストラン6次産業化とか起業ファシリテーター、棚田米ブランド化、自然にやさしい農業、起業実践を提案、婚活と観光をマッチング、いろんな種類で公募をされていますが、日置市は、そういった定住だとか、過疎地域の再生のみのこの公募になっているというふうに理解をしたのですが、それだけを求めて今後も公募されるおつもりなのかをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今、おっしゃました専門的ないろんな6次産業、そういうものもあろうというのは認識しておりますけど、やはり、この地区館の体制を、また過疎地域等が一番悩ましいという部分がございますので、本市といたしましては、この地区館を盛り上げていける、そういうものが一番私は大事なことであるのかなというふうに思っております。

この中には、特別交付税で幾らかされます。ただ、公募する中でも一つの義務があります。起業を提唱しなきゃならない、地域に定住しなきゃならない、そういういろんな課題もございますので、それにマッチングする方がどれだけおるのかわかりませんが、とりあえず日置市としては、この地区を底上げしていただける方を公募してやっていきたいというふうに考えております。

○5番（黒田澄子さん）

最後の質問とします。では、この方が1年間の経過の中で、途中でまずおやめになったら、一体この交付金はどうなるのか。あと1点は、たくさん来ていただいて、やりたいことをやっていただいて、その中に自分が起業されることもあって、運よくばこのまちに住んでくださる人が何名かでも残ること、それがもう成功であるというふうに思っておられる成功事例の市町村が多くあります。何か急性な結果を求める、そういったことによりかは、おおらかにもっと幅も広げてやっていかれたほうが成功するのではないかというふうにご提案しますが、このことをお伺いして最後の質問といたします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

国からのその交付金について、もし1年で帰った場合は、その1年分だというふうになります。初めて本市で一応配置したわけですので、その隊員が美山に来まして何をしたいのか、そしてまた、地域としてもどのようなことを希望しているのか、そして、市とし

てどのように支援していくのか、この3つががっちり組まないと、これはうまくいかないというふうに思っています。市としても、今後、この美山に配置された隊員を検証しながら、今後の公募と、そしてまた、配置につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

次に、1番、中村尉司君の質問を許可します。

〔1番中村尉司君登壇〕

○1番（中村尉司君）

私は、さきの通告に従いまして、2項目の質問をいたします。

まず、初めに、明治維新150周年記念、島津義弘公没後400年記念についてであります。

皆さんご存じのとおり、西暦2018年は、明治維新から150周年の節目の年であります。本市にゆかりの深い小松帯刀や維新の三傑、西郷隆盛、大久保利通など多くの偉人をこの薩摩から輩出しております。

2018年のNHK大河ドラマも「西郷どん」に決まり、主役の俳優も決定しております。先日の南日本新聞の社説にも、大河「西郷どん」もてなし見直す好機だという見出しで、過去の大河ドラマは鹿児島に観光客を呼び込み大きな経済効果につながった。九州経済研究所によると、1990年の「跳ぶ如く」で183億円、2008年の「篤姫」では262億円に上る。今回は、明治維新150年の節目と重なり、相乗効果も期待できる。全国の注目度は各段に高まるに違いない。訪れた人に心から満足してもらえるよう、観光県鹿児島県の底力を見せたい。大河ドラマは、待ち望んでいた追い風だ。県は、全市町村や観光連盟と会合を持ち、西郷ゆかりのスポットの洗い出しを要請した。受け入れ体制の整備や情報発信に生かしたい考えだ。地域

を挙げた取り組みを期待したい。一過性に終わらせないよう今から策を講じる必要がある。改めて見直したいのはおもてなしの心である。自分が観光客だったらという視点を忘れず、温かく迎えたいと、大河ドラマ、明治維新150年のことが書かれておりました。

そして、翌年の2019年は、島津義弘公没後400年の記念すべき年であります。2014年には、島津義弘公大河ドラマ誘致委員会も立ち上げられ、義弘公を大河ドラマにと頑張っていたところであり、大変残念ではありますが、「西郷どん」に決まったからには、頭を切りかえて、前向きに考え、今こそ全国に鹿児島県、そして、日置市を発信、PRし、そして、日置市のことを学ぶことができるよい機会ではないかと思えます。

日置市として、今後どのような対応を考えておられるか、市長、そして、教育長に伺います。

次に、2020年かごしま国体に向けての進捗状況についてであります。

鹿児島県では、2020年に第75回国民体育大会が、1972年の第27回国民体育大会、テーマ「太陽国体」から48年ぶりに開催されることになりました。

太陽国体では、「あかるく たくましく うるわしく」をスローガンとして開催され、天皇杯・皇后杯を獲得した本県選手団の活躍や県民総参加で大会で盛り上げていったことは記憶されている方も多いことだと思います。

今回の国民体育大会は、愛称を「燃ゆる感動かごしま国体」、趣旨として、世界有数の活火山である桜島や明治維新を成し遂げた偉人に象徴される熱く情熱的な鹿児島、アスリートたちの熱気あふれるパフォーマンスや県民の心のこもったおもてなしが熱く燃えるような感動を呼び起こす国体を目指します。スローガン、「熱い鼓動風は南から」、趣旨として、熱戦を繰り広げるアスリートたちの

熱い鼓動と会場に響き渡る歓声が、鹿児島から南の風に乗って全国に広がってほしいという思いが込められています。

鹿児島県は、南北600kmに及ぶ温暖で広大な県土を有し、特色ある島々、桜島などの火山、緑あふれる森林、豊富な温泉など、多彩で豊かな自然と個性ある歴史、文化、多様な食材などに恵まれております。

国体開催は、本物鹿児島県の魅力を全国に発信する絶好の機会となると国体の開催意義を開催基本構想にも書いております。

国体開催まであと4年を切っております。日置市では、軟式野球とレスリングが会場として決定しておりますが、国体に対する人員配置など、具体的な準備の状況はどのように進めているか、また、日置市を国体の開催意義でもある、全国に発信、PRする機会ではありますが、日置市としてどのような対応を考えておられるか伺いたいと思えます。

以上、2項目の答弁を求めまして、私の1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の明治維新150周年記念、島津義弘公没後400年記念についてというご質問でございます。

初めに、明治維新及びNHK大河ドラマ「西郷どん」の関連につきましては、県を初め、観光連盟、関係市町村において、ゆかりの地の観光素材として役割や磨き上げを行い、平成29年下期から集中すると予想される旅行者に対応できるように準備を始めています。

本市におきましても、ゆかりの地の発掘に努めるとともに、関係市とも連携し、広域的な関連するパンフレットなどの作成を考えております。

島津義弘公については、記念事業の実施などを目指して、義弘公と縁の深い4市町で平成26年三州同盟会議を締結しております。

これまで、パンフレット作成やバスツアーを実施して、今後も三州同盟会議において記念事業を行っていく計画でございます。

2番目については、教育長のほうに答弁させます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

国体についてお答えをいたします。

平成32年度に第75回国民体育大会が鹿児島県で開催予定であります。本市においては、軟式野球競技とレスリング競技の2競技が開催予定であります。そのため、今年度、国体担当参事を社会教育課に配置し、準備を進めているところであります。また、会場施設の整備についても計画的に進めてまいります。

全国介護サミットや国民文化祭なども開催した実績を生かして、全国に日置市の情報を発信していきたいと考えております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどといたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○農地整備課長（宮下章一君）

先ほどの大園議員の質問の水土里サークル活動の取り組み人数につきまして報告申し上げます。農業者の数が3,597名、これは、延べでございまして、1人の方が複数の組織に加入されている場合がございますので、延べでございまして、それから、団体数が143、これは、自治会、子ども会、営農組織等の数でございます。非農家の人数が5,929名、これも延べ人数でございます。

以上でございます。

○農林水産課長（久保啓昭君）

大園議員の質問に回答していなかった中山間地域等直接支払の全体面積と参加人数でございますけれども、全体面積が765haです。参加人数につきましては、複数集落協定にまたがる人もおりますので、延べ人数としまして2,313人となっております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。それでは、一般質問を続けます。

○1番（中村尉司君）

ただいま一通りご答弁をいただきましたので、2問目に入らせていただきます。

明治維新150周年記念については、先ほど答弁にもありましたが、鹿児島県としても、大河ドラマもあることから、県を挙げて全体的に力を入れていくと思っておりますが、1問目でも申しましたように、日置市には、幕末の小松帯刀、薩摩藩の若き家老として、下級武士の西郷隆盛や大久保利通を登用し、薩長同盟や明治維新に尽力した幻の宰相と呼ばれた明治維新の立役者がおります。そして、鹿児島三大行事妙円寺詣りには、西郷隆盛、大久保利通なども一緒に参加した記録があります。西郷隆盛は、伊集院に領地もあり、吹上温泉は、温泉好きで知られた西郷が湯治に訪れ、狩りも楽しんだ場所でもあります。

NHK大河ドラマ「篤姫」が放映されたとき、小松帯刀や日置市が注目され、園林寺跡などの史跡を訪れる方も多くなり、観光客もふえました。今回はまた日置市の交流人口をふやすために、前回以上に力を入れていかなければならないと思っております。

そこで、NHKに西郷どんで小松帯刀や日置市を取り上げてもらえるような要望を出していくような考えがないか伺います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、今回のこの明治維新に日置市の方々も大変携わったとい

うふうに認識しております。特に、ゆかりの地という部分もございますので、また、NHKを含めまして、それぞれの団体で、日置市のPRも兼ねて要望をやっていきたいと思っております。

○1番（中村尉司君）

大河ドラマに取り上げられるか取り上げられないかでは、雲泥の差がありますので、強く取り上げられるように努力されることを期待いたします。

次に、2018年は、明治維新150周年記念、2019年は、島津義弘公没後400年記念と続けて節目の年を迎えます。この機会に子どもたちや市内外の方々に幕末維新期の郷土の偉人たちや戦国島津氏などの活躍、その時代背景などを学んでいただけるいい機会であると思っておりますが、今後、日置市として何か取り組まれることはないか伺います。

○市長（宮路高光君）

今のところ具体的な計画を持っておりませんが、昨年、薩長同盟150年記念として、バスツアー、また、講演会等も計画しております。さっきの話にございましたとおり、三州同盟という3市1町でやっておりますので、こういう合同のいろいろと企画をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○1番（中村尉司君）

特に、教育関係の取り組みを期待したいのですが、教育長の見解を伺います。

○教育長（田代宗夫君）

今、市長が答弁しましたのも教育の一環であるとは思いますが、私どもは、もうご案内のとおり、29年度からは小中一貫教育をやります。その中にふるさと学というのを取り上げております。その中で、日置市内のほとんどの優れた偉人について、あるいは史跡等については、1年生から小学校、中学

校3年まで学ぶようなカリキュラムをつくっておりますので、その中で、子どもたちが日置市を十分学んでいくんじゃないかなと思っております。

○1番（中村尉司君）

今後の取り組みを期待いたします。

義弘公没後400年を迎えるに当たり、記念事業の実施などを目指して、義弘公と縁の深い4町が、先ほど市長も申されたとおり、三州同盟会議を締結しております。この三州同盟会議の参加自治体は、日置市、えびの市、湧水町、始良市ですが、これは、義弘公が居城した、5年以上居城した団体で構成されております。

その中で始良市ですが、商工観光課が400年記念に当たり、パネル展を実施する、そして、社会教育課は、資料館もあるので特別展も予定しているということでした。えびの市の観光商工課は、まだ計画はないということで、湧水町の企画課は、町長が勇退を表明されたので、今のところ、4月の選挙が終わらないと新しい計画が立てられないと。ですが、日置市に9月まで、社会教育課の職員でおられた岩川拓夫さんが、歴史に堪能で優秀な方なんです。この岩川拓夫さんが三州同盟会議のコーディネーターに決まりましたので、岩川さんを中心に4市町合同で計画をしていくことになるのではないのでしょうかという3市の状況です。

日置市での独自の計画は持っておられないか伺います。

○市長（宮路高光君）

先ほども答弁いたしましたとおり、独自というものがございまして、今から三州会議の、年2回会議でございますので、没後400年に向けて、それぞれ合同である企画、また独自である企画をそれぞれ出し合って、今後進めていきたいというふうに思っております。

○1番（中村尉司君）

この独自でというのは、観光施設等の整備とか、そういう計画、そういうのはないか伺います。

○市長（宮路高光君）

まだ、今まで具体的に、今それぞれ計画しておりませんが、今後、そういうものは計画していきたいと思っております。

○1番（中村尉司君）

それでは、今後の計画を期待しております。

昨年の国民文化祭、薩摩焼の里美山を遊ぶ、関ヶ原の隼人たちと銘打って盛大に行われたわけですが、湧水町の企画課の方がおっしゃっていたように、歴史に堪能で優秀は岩川さんが裏方でおられたので成功したのではないかと私は思っております。日置市としても、2018年から3年続けて、明治維新150年、義弘公没後400年、そしてまた、かごしま国体というふうに、イベントというか行事が続きますが、やはり、優秀な学芸専門員を確保する必要があると思います。市としての見解を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回、優秀な学芸員がおったわけですが、それぞれ個人の中におきまして退職をいたしました。とても残念なことでしたが、今後におきまして、また、市といたしましても、募集を行い、なるべく早く学芸員の資格を持った方が入れるよう努力していきたいと思っております。

○1番（中村尉司君）

本市としても、歴史、伝統文化、そして、教育に力を入れているということではありますので、必ず必要であると思います。今後早い時期の採用を期待したいと思っております。

県の観光課でお聞きしたのですが、薩長土肥スタンプラリー「平成の薩長土肥連合」、鹿児島県、山口県、高知県、佐賀県の指定の観光施設を巡り、スタンプを集めて応募する

と、抽せんですてきな商品をプレゼントするというもので、スタンプを集めながら4県の歴史や文化に触れてみるができるという企画があります。各県の特産品詰め合わせ4万円相当や偉人グッズがもらえます。若い女性や歴史ファンに人気になっております。2018年の12月31日まで実施しています。4市町で先ほどから言うように三州同盟会議を構成しておりますが、そこで提案ですが、えびの市から吉都線で、それから、湧水町から肥薩線で、始良市から日豊本線、鹿児島本線に乗りかえて日置市へとJRを使って各地を巡り、スタンプを集めて応募してもらおうという薩長土肥スタンプラリーの三州同盟会議版をやってみたらいいのではないかと思います。検討いただけるか伺います。

○市長（宮路高光君）

一つのいいプランだというふうに思っております。さっきもありましたとおり、こういう議題を今後の会議の中で、また、それぞれのほかの市町もございますので、こういうご意見を賜りながら、今のご意見というのも拝聴して、その提案の中に入れていきたいと思っておりますけど、今、ここでできないというのはちょっと格言できませんので、提案していくということだけをお聞きいただきたいと思っております。

○1番（中村尉司君）

ぜひとも検討されることを期待いたします。

先日の新聞の記事に、薩摩街道に客をといる記事がありました。この出水筋とも呼ばれる街道は、義弘公を称える妙円寺詣りの参道を含んでいる街道であります。そして、小松帯刀や西郷隆盛、大久保利通、坂本龍馬、篤姫なども通った道であります。一部、土橋から清藤まで当時のままの状態で街道が残っているところではありますが、今回の明治維新150周年記念、義弘公没後400年記念にあわせてこの街道などの整備を計画されない

か伺います。

○市長（宮路高光君）

約2km区間に特に太陽化学から清藤まであります。それぞれの団体からもちよっといろいろご援助いただきながら、今ある程度通れるふうになっております。このことを全面的にどういう形の整備をしていくか、今のところ計画はないわけでございますけど、また、いろんな事業等があらわれる場合について、今後一つの整備の手法はあるというふうに思っておりますので、その時期が来る中におきまして、特に農道というのもありまして、どういう形でできるかはちょっと今は約束はできませんけど、何らかの形はやっていかなくやならんというふうに思っております。

○1番（中村尉司君）

一部農道整備で計画があるというふうなことを伺っておるんですが、そこはどうなっているでしょうか伺います。

○農地整備課長（宮下章一君）

薩摩街道の改修でございますが、現在、中山間地域総合整備事業の集落道路といたしまして、県道の徳重横井鹿兒島線のナガノ食品から五本松の集落道路へ入る道路約450mほどございます。このうちの約220mが薩摩街道と重複してる区間でございます。この区間につきましては、中山間の集落道路整備で整備するような計画を現在行っております。以上です。

○1番（中村尉司君）

今、中山間の集落道整備でということでありましたけど、これは、歴史ある薩摩街道ということを配慮された設計になるんでしょうか、そこを伺います。

○農地整備課長（宮下章一君）

この整備につきましては、現場が非常にぬかるむとか、そういう苦情もいただいておりますので、側溝を入れまして、路面につきましては、普通のアスファルト舗装で計画して

いるところでございます。

○1番（中村尉司君）

普通のアスファルト舗装と今答弁されましたけど、カラー舗装とか、景観に配慮されたような舗装、そして、側溝もふたが、側溝に見えない側溝とかいう二次製品もありますが、そういうのは使用されないんでしょうか、伺います。

○農地整備課長（宮下章一君）

工法につきましては、これは、農水省の国庫補助事業をいただきまして、県営事業で整備する事業でございます。事業の要件、それから、基準からいきまして、通常の整備での通常の舗装、それから、側溝ということで、通常の集落道路としての整備でしか対応できないということでございます。

○1番（中村尉司君）

せつかくの薩摩街道ですので、でき得れば、景観に配慮した街道の、今の面影を残して工法されるような形をとっていただければと思います。今のはこれで終わります。

それと、その改良のナガノ食品のところからということやったですけど、ナガノ食品の上から太陽化学の間までが250mほど整備されずに残るわけですけど、そこの整備はされないんでしょうか、伺います。

○市長（宮路高光君）

今のところ計画はございません。今までも、いつも言っているように、ある程度、補助事業等を対応しながら、歴史街道というもう十分ですけど、さっき言ったように、排水対策が悪いということでございますので、そういう歴史的な背景というのも十分配慮はしますが、基本的には、そういう湧水、雨水対策、こういうものも兼ねてやっていかなくやならんというふうに思っております。

○1番（中村尉司君）

その区間は、建設会社の方が毎年妙円寺詣りの前に無償のボランティアで整備をされて

おられるような状況であります。でき得れば、2018年の明治維新150周年ぐらいまでに整備していただければというふうに思います。

1項目めはこれで終わります。

次に、かごしま国体へ向けての進捗状況であります。担当の職員は、社会教育課に、国体担当して参事が1人いるだけであります。その人員で現在問題はないのでしょうか。

先日の新聞の記事では、霧島市は、かごしま国体に向けた実行委員会を、県内市町村に先駆けて立ち上げた。設立総会には、商工関係者、高齢者や女性団体など、官民のリーダー100人が顔をそろえた。全国から多くの選手団や観光客が鹿児島にやってくる。充実した大会にするためにも、準備は早いほうがいいとありました。確かに、霧島市は7競技と種目が多いので、早目に対応していると思われませんが、本市では、国体に向けて人員配置など、官民を挙げた計画をされているのか伺います。

○教育長（田代宗夫君）

本県で国体が開催されますということは、一応事実上は決定をしておりますけれども、来年度の夏ごろ、日本の体育協会におきまして、本県開催、それから、会期等が正式に決定をされるということになっておりますので、これに合わせまして、本市では、実行委員会を設立して準備を進めていこうというふうに考えております。準備実行委員の委員については、各種団体をお願いをして、幅広く協力を得る形で進めていきたいなと思っております。

また、開催事務が、開催年度に近づくにつれまして、業務量も多分ふえてくるだろうと予想はされますので、それに対応した人員体制をとって進めていきたいなと思っております。

○1番（中村尉司君）

霧島市では、もう早速立ち上げたということですので、本市も、できるだけ早い時期から計画して、組織を立ち上げていただきたい、人員も補充していただきたいと思っております。

次に、県のほうで宿泊輸送等に係る調査を行っております。本市の軟式野球、レスリング競技に係る受け入れ体制はどのような状況なのか。せっかく本市に全国各地から来ていただくわけですので、日置市に全員宿泊できて楽しんでいただける状況か、また、本市に宿泊できない場合、どのように対処されるのか伺います。

○社会教育課長（平地純弘君）

お答えいたします。市内の宿泊施設の規模や受け入れ可能人数等については、1次調査を今実施したところでございます。宿泊は日置市に来てもらうように調整をしておりますが、宿泊施設が不足しているのが状況であります。宿泊ができない場合、競技会場と宿泊場所はできるだけ近いところを要望されますので、現時点では、鹿児島市内の宿泊施設を想定しております。

○1番（中村尉司君）

これまで開催された先催県、そのほかの県の状況などは把握されているのか、市と県と連携してスムーズにできる状況か、そういうのは調査はされておられるのでしょうか、伺います。

○社会教育課長（平地純弘君）

先催県のほうの開催地での視察等を行いまして、実態がどんなふうに行っているかという調査をやっておりますが、今まで、岩手とか和歌山のほうの受け入れ体制を聞きますと、民間の旅行会社あたりが入って、広域的な宿泊センター等を設立してやっているようですので、県としてはまだ未定ということですので、それに合わせた形で本市でも県のほうにお願いして、広域的な配宿ができるような形

で対応していきたいと考えております。

○1番（中村尉司君）

県のほうでも先催県のほうで、JTBやJR、エージェントを入れていろいろ組織をつくってやっているということでお聞きしておりますけど、本県でも、そういう形になっていくんでしょうか、伺います。

○社会教育課長（平地純弘君）

本県でもそのような形になっていくんではないかとは思っておりますが、まだ、県のほうも決定ではないということでしたので、もし決まりましたら、そういうふうな形でお願いしていきたいと思っております。

○1番（中村尉司君）

48年前の太陽国体で鹿児島県は、天皇杯・皇后杯を両方獲得しております。上位入賞者も多数出ております。今回の国体でも、当然上位入賞を目指していると思います。日置市から、上位入賞し、全国に名が売れる有名選手が出れば、本市のPRにもなります。日置市内の国体に向けての出場選手はどのような状況か、また上位入賞を目指しての選手の強化策などは検討されていないか伺います。

○社会教育課長（平地純弘君）

国体に向けての選手強化ですが、日置市からは、市の体協の激励金の実績からですが、27年度に7競技13名、28年度は10競技に12名が、選手、監督として出場をされていらっしゃると思います。鹿児島県出身、また、日置市出身ということについては、県外での活躍もありますが、そこまではちょっと把握はしておりません。

また、強化策ですが、県が各種競技団体へ補助金を出して、選手の育成強化を進めていることから、市独自の強化策は検討しておりません。

ただ、大会開催や練習時の施設利用について、優先的な使用とか、使用料の免除等、選手強化につながるような支援は行っていき

いと考えております。

以上です。

○1番（中村尉司君）

ことしのいわて国体では、天皇杯・皇后杯ともに2位でした。今までの開催県の状況を見てみますと、ほとんどが天皇杯・皇后杯手にしております。ことしの鹿児島県の状況は、天皇杯が32位、皇后杯が28位ということになっております。強化策の内容というか、具体的な取り組みはどうなっているのでしょうか、伺います。

○社会教育課長（平地純弘君）

選手の強化につきましては、県の各競技団体のほうで県のほうから助成等も行われているようですので、内容等については、各競技団体が取り組みを行っている状況だと思えますので、私のほうにはその取り組む状況について、詳細には情報をいただいておりますので、申しわけございませんが、内容等については回答できませんので、よろしく願いいたします。

○1番（中村尉司君）

今後の早い時期からの対応を期待いたします。

大勢の選手や関係者、観覧者が鹿児島県を訪れると予想されております。県の推定では、今までの先催県の参加者の数を参考に約60万人から70万人来られると予測されております。日置市には、どの程度の参加者、来客が見込めるのか、そして、参加された方に日置市に来てよかった、また来たいと思っただけのような、どのようなおもてなしを考えておられるのか伺います。

○社会教育課長（平地純弘君）

県の予測なんですけど、レスリングでは、選手、監督、役員が会期中に延べ3,892人、軟式野球は、選手、監督、役員が会期中に延べ379人が宿泊するとなっております。このほか、チーム応援団、家族、報道関係、ま

た、今後開催される開催県の視察関係者などが見込まれております。

また、おもてなしについては、日置市の特産品等を提供するなど、日置市を感じてもらえるような取り組みをしたいと考えておりますが、今後設立されます実行委員会等で検討していただけたらと考えております。

以上です。

○1番（中村尉司君）

最後の質問といたします。正式競技とは別に、デモンストレーションスポーツという競技があります。エアロビック、お手玉、3B体操、ジャズ体操など16競技、本県では今あるそうです。いわて国体では29競技、わかやま国体では27競技が実施されました。今後、県としては、さらに追加を検討しており、平成29年5月まで行う予定で、県内各市町村に募集するそうです。県内の在住者の競技であります。日置市にさらに交流人口を呼び込むことにつながります。本市で検討できないか伺いまして、私の一般質問を終わります。

○社会教育課長（平地純弘君）

日置市では、現在16競技の中のソフトバレーボールを開催する予定であります。県内の市町村では、まだ開催を予定していないところもありますので、県全体の盛り上がりを見ると、県内で広く開催していただければと思っております。そのため、本市においては、ソフトバレーボール以外の開催は予定しておりません。

以上です。

○議長（成田 浩君）

次に、2番、畠中弘紀君の質問を許可します。

〔2番畠中弘紀君登壇〕

○2番（畠中弘紀君）

私は、さきに提出した通告書に従い、日置市における農地の利活用と市街地に近い農地

の住宅化について、市長にお尋ねいたします。

日置市は、県と鹿児島市に隣接しており、そのベッドタウンとして最適の条件下にあります。そこで、市長は、地の利を活用した人口増を図るため、数々の施策を実行されてまいりました。市街地では、効果が顕著で発展のめざましい部分もありますが、その反面、中山間地域など農村部では、急激な過疎・高齢化に歯どめがかからず、市全体の人口減は一向にとめられない現状であります。それは、本市だけの問題ではなく、全国共通の課題となっております。解決策の一つとして、本市の特性を生かし、農地の利活用で住宅化の促進を図ることで、展望が開けるのではなかろうかという思いから、今回の質問のテーマを設定した次第であります。

農村部からの離郷者の一つの流れは、高齢者が子どもたちの暮らす鹿児島市へ流出するというケースが意外と多いという事実があります。これを食い止めるために、日置市内の便利な場所に、お年寄りが定着できる受け皿づくりが必要です。

もう一方では、市外や県外で暮らしている移住希望者の積極的な呼び込みも必要です。そのためには、住みよい環境を整備し、新しいすてきな住宅地をどんどん提供する努力をしなければなりません。最近の傾向として、新しく家を建てたいという方の希望は、高台より平地という流れになっております。特に、高齢者を抱え、家族全員で山と下りたいという方々です。その条件にかなう土地が率直に言えば、田んぼや畑を潰して宅地にするということになります。従来の国策である農地保全最優先の考え方が今も浸透していて、なかなか議論しにくい問題でもありました。

ちなみに申し上げますと、県と鹿児島市に隣接して地理的に日置市と同じような条件下にある始良市は、合併時の人口より、今現在約1,000人ふえております。

一方、我が日置市は、約3,000人の減となっております。単純に比較しては失礼ですが、この現実には直視しなければなりません。宅地化対策の差が出ているのではないのでしょうか。

新しいまちづくりの基本は、定住促進で人口増を図ることです。大切な農地保全と相反する面もありますが、調和のとれた両立できるような対策を講じていただきたいという願いを込めて具体的な質問に入ります。

質問の要旨の1つ目は、耕作放棄地の利活用と対策についてお伺いします。

2番目に、日置市内の農地の住宅化の状況についてお伺いします。

3番目として、伊集院町平田地区の農地の住宅化についてお伺いするものであります。この地区は、現在、農振法の網がかかっており、宅地転用はかなり厳しいと聞いておりますが、実態はどうかお答えください。

4番目に、農地と住宅のすみ分けと今後の日置市の展望について、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

以上で、第1回目の私の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の農地の利活用と市街地に近い農地の住宅化について、その1でございます。

農業生産法人や担い手農家が、補助事業を活用して農地を再生した実績が、平成25年度で2.7ha、平成26年度で3.9ha、27年度で2.2haとなっております。今後も、再生可能な耕作放棄地につきましては、この事業を活用して規模拡大を希望する担い手農家等に推進を図ってまいりたいと思っております。

なお、現況確認により再生不能と判断された農地につきましては、農業委員会の協議を踏まえ、非農地としての判断をしております。また、水土里サークルや中山間地域直接

支払事業等により、地域が一体となって耕作放棄地が拡大しないよう推進を継続していきたいと思っております。

その2でございます。住宅建築を目的とした農地転用の許可件数は、平成25年度で、一般住宅で60件、賃貸・建売住宅などが6件、26年度は、一般住宅が34件、賃貸・建売住宅など14件、平成27年度は、一般住宅及び農家住宅が37件、賃貸・建売住宅など10件となっており、3年間で合計161件の住宅の農地転用許可となっております。

3番目でございます。

伊集院町平田地区は、県営圃場整備を実施しておりますので、県としましては、農振用地区域の角地以外は、基本的に除外できないとの方針でございます。しかしながら、事業完了告示が8年を経過しているため、区域内の角地で、かつ具体的な住宅建築の計画があれば、農業委員会の農地転用申請と連携して、農振除外における県知事の同意を求めることは可能であると考えております。ただし、宅地分譲を目的とした農振除外や農地転用を基本的に許可できないこととなっております。

4番目でございます。

厳しいテーマであります。これからの農業を考えると、守るべき農地を確保していくことは非常に大事なことであると思われま。また、人口増を考慮した場合は、定住促進に向けた住宅地の確保も必要であると考えており、総合的な土地利用計画を推進していくことが重要になってくると思っております。

以上で終わります。

○2番（畠中弘紀君）

ただいま市長からご答弁いただきましたので、おのおのの項目について、再質問をさせていただきます。

まず、初めに、農業生産法人や担い手農家が補助事業を活用して、農地を再生している

ということで答弁をいただきましたが、補助金の内容についての説明を願います。

○市長（宮路高光君）

事業名としましては、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業で伐採や抜根、整地などにかかる費用の半額補助になります。また、作物が作付された時点で、営農定着への支払いとして、10a当たり2万円が交付されます。

○2番（畠中弘紀君）

ただいま補助事業の内容についてはお伺いしました。

次に、耕作放棄地についてお伺いをいたします。

全国、また鹿児島県においても耕作放棄地はふえていると認識しているところですが、日置市における耕作放棄地の面積はどのくらいあるのでしょうか。ここ数年分の推移もわかればお示してください。

あわせて、非農地認定の推移の状況もお示してください。

○農業委員会事務局長（重水秋則君）

お答えいたします。日置市における耕作が可能となり得る耕作放棄地の面積は、平成25年度が476ha、26年度が401ha、27年度が553haであります。また、非農地認定の件数と面積は、平成25年度が460件で51ha、26年度が53件で4ha、27年度が8,136件で1,025haとなっております。

以上です。

○2番（畠中弘紀君）

ただいまの答弁にありましたように、耕作放棄地と非農地認定については増加傾向にあるということで、データでは示されているような感じを受けました。

平成27年度において、耕作放棄地は550ha、補助事業の利用は2.2ha、550分の2.2ということで、ほとんど活

用が少ないように見受けられるんですが、この活用が少ない理由についてはどうお考えでしょうか。

○農林水産課長（久保啓昭君）

理由につきましては、農業生産法人や担い手農家におきましても、経営の効率化を考慮して、拠点の地域内や近隣での規模拡大を目指していること、それに一定規模以上の面積を確保できる候補地に限定していることが主な要因であるというふうに考えております。

○2番（畠中弘紀君）

補助事業の少ない理由については、今お聞きしましたが、こちらの補助事業の周知の方法と今後どのようにふやし、活用していくつもりかをお尋ねします。

○農林水産課長（久保啓昭君）

周知方法につきましては、市の認定農業者連絡会などで説明を行いまして周知を図っているところでございます。

また、担い手関係協議会とか担当者会で事業の推進を図りまして、面積をはかっていくようにしていきたいというふうに考えております。

○2番（畠中弘紀君）

耕作放棄地の周知の方法と今後の事業の活用についてはお尋ねすることができました。

次に、水土里サークルや中山間地域等直接支払制度により、耕作放棄地が拡大しないように推進をしているということですが、関係者も高齢化して、保全にも苦勞しているとお聞きしております。現在の状況はいかがでしょうか。

○農林水産課長（久保啓昭君）

議員がおっしゃるとおり、高齢化が進んでおりまして、担い手不足というふうになってきておりますけれども、協定集落間の合併とか若手兼業農家、また、地元企業などの協力も得ながら、耕作放棄地の防止に努めていきたいというふうに考えております。

○2番（畠中弘紀君）

ご答弁いただきました。

続いて、水土里サークルについてもう少しお尋ねしたいと思います。

水土里サークルは、平成29年、来年の4月より広域化ということで、1月には、各水利保全会が加入するかの方向を決めないと聞いていると聞いております。広域化するメリット、デメリットや今の加入への状況などはいかがでしょうか。

○農地整備課長（宮下章一君）

水土里サークルの広域化のメリット、デメリットでございますが、広域化の目的としましては、まず、1番に、各組織の事務の簡素化を目的としております。メリットといたしましては、各組織で毎年政策していただいております実績報告や賃金の支払い、これなどが広域化によりまして、事務局でまとめて実施することができます。その点につきましては、各組織の事務の簡素化が図れるんじゃないかというふうに考えております。

デメリットでございますが、デメリットは、活動をした場合賃金の支払いがございます。その活動の報告書を支払いがあるたびに事務局へ提出していただくということが出てまいりますので、そこら辺がデメリットと申しますか、お手数をおかけすることになると思います。

現在の状況でございますが、広域化に向けた説明会を今1回しまして、今度は代表者を集めての準備委員会も1回開催しております。大方の方の組織の合意はいただいておりますので、今後、細部についての詰めをまた準備委員会のほうで行ってきたいというふうに考えております。

○2番（畠中弘紀君）

状況については、現在説明のほうを受けましたので、今後ですが、耕作放棄地の再生のための補助事業、耕作放棄地の現状、保全の

事業、水土里サークルの広域化など、今質問したところが説明はお聞きしました。これから耕作放棄地を再生して有効活用することによって、日置市も食料自給率向上のための農地の確保を図り、また、きちんと保全することによって、病害虫の繁殖や鳥獣被害、廃棄物の投棄等、地域におけるさまざまな問題の発生を防ぐことにつながるかと思います。

利活用と対策について、この設問の市長のお考えをお聞きして、この質問は終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に、中山間の谷間になったところ、排水が悪かったり、これが担い手に集積する、大変こういう場所が今後荒廃化されていくし、特に、その地には、イノシシ、鹿の害も出ます。そういうことで、そこあたりの対策というのは大変難しいでございます。農家戸数の減少を含めて、この耕作放棄地をまとめていかなきゃならないんですけど、これは、相当なエネルギーも必要であろうかというふうに思っておりますので、また、現場の皆さん方と一緒に検討をしていきたいというふうに思っております。

○2番（畠中弘紀君）

次に、日置市内の農地の住宅化の状況について、再質問をしていきたいと思っております。

住宅建築を目的とした農地転用は、ここ数年で何件あるのでしょうか、一般住宅と賃貸・建売住宅の、また、地域別の件数はどのくらいあるのでしょうか、お答えください。

○農業委員会事務局長（重水秋則君）

お答えいたします。ここ3年間で161件の許可でございます。内訳としまして、東市来地域が51件、内訳は、一般住宅が45件、賃貸・建売住宅が6件です。伊集院地域が72件、内訳は、一般住宅が49件、賃貸・建売住宅が23件です。日吉地域が21件、内訳は、一般住宅が20件、賃貸・建売住宅

が1件です。吹上地域が17件、内訳は、一般住宅が17件です。

以上です。

○2番（畠中弘紀君）

住宅建築を目的とした農地転用の一般住宅と賃貸・建売住宅の地域別の件数については、今お尋ねしました。やはり、伊集院地域が一番多かったようです。その中で、農振農用地の除外申請をして、それにより建築されたものの件数をお示してください。

○農業委員会事務局長（重水秋則君）

お答えいたします。平成25年度から27年度において、住宅建築を目的とした農振農用地除外決定の後、農地転用許可した件数は3件であります。

以上です。

○2番（畠中弘紀君）

住宅建築を目的とした農地転用は3件ということで、非常に少なくは感じるんですが、このお答えいただいた3件について、どのような地域、用途で、申請から許可がおりるまでの状況を少し具体的にお聞かせいただけますか。

○農業委員会事務局長（重水秋則君）

お答えします。農地法では、農地転用許可の基準を規定しておりまして、農地をその営農条件及び周辺の市街化の状況から見て区分し、許可の可否を判断する立地基準と農地転用の確実性や周辺農地等への被害の防除措置の妥当性などを審査する基準である一般基準によりまして、その許可の可否を審査しております。

申請書受理後は、農業委員会総会を経て許可の可否を決定し、一部は県の農業委員会の意見を聞いた後、許可指令書の交付を行っているところでございます。

○2番（畠中弘紀君）

一応2問目の質問はこれで終わり、次の質問に入りたいと思います。

それでは、伊集院町郡の平田地区の農地の住宅化について、具体的な例を挙げて再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、宅地分譲目的の農振除外や農地転用は基本的に許可できないということですが、例えばですが、郡平田地区の10人の地権者で1ha約3,000坪農振農用地の角地の田んぼを持っており、ほぼ全員の同意も得て、宅地分譲用に6mの道路の土地も提供できる状況であっても、宅地分譲目的であれば、農振除外や農地転用は許可できないということでしょうか、お答え願います。

○市長（宮路高光君）

特に、農地転用制度については、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を図っていくこととございます。今、具体的なご指摘の中で、約1haぐらい角地を転用すると、そのことについては、やはり、一番目的、そこがどういう形の中で、誰がどういうふうにして分譲し、建築していくのか。やはり、最終的にそういう目的があれば可能であるというふうには思っております。

ただ単純に、ただ宅地をして、それがその後において、荒廃地されたり、いろいろしていくことにおいては、大変ちょっと難しい部分がございます。今後におきましても、特にこの土地利用につきまして、主管課であります農業委員会とか、いろんなところにお尋ねをしながら、その造成地といいますか、恐らく土地利用という部分が出てきますので、土地利用協議をしていかなきゃならない。その事前調査ということにおいては、特に農業委員会のほうにご相談をしてほしいというふうには思っております。

○2番（畠中弘紀君）

基本的にはできないが、要件があればできないはないという認識でよろしいでしょうか。ただ、例えなんですが、今回より規模が大きく、これが例えば4haであっても、やはり条

件としては同様になりますか。

○市長（宮路高光君）

最近の状況でいきますと、ニシムタ約5haの農地でございました。ああいうふうにして、商業用地とか、そういう目的で、誰がどういう形で土地利用協議をしていくんだと、そういう目的がきちっとしておれば、除外になる可能性もございますので、ただ単純にこの部分を外して、ただ住宅という漠然的な形じゃ大変難しい。ひとつの目的を持って、土地利用協議をきちっとしていく、そういう方向だったら、除外ということもやむを得ないというふうには思っております。

○2番（畠中弘紀君）

説明をいただいてよくわかりましたが、例えばなんです、ニシムタのような従業員をたくさん雇えるような施設、スーパーとか病院とか、そういう条件があった場合は、宅地転用に関しては可能な条件があると思えますが、そのほかに可能は施設というのは何かありでしょうか。

○市長（宮路高光君）

住宅団地を、ミニ団地を誰か造成したいということがあれば、さっきも言ったように、ただ、地主がするには、その角地であれば除外できれば、1筆で自分が所有するから除外してほしいとか、ここを貸家にするからすると、やはり、地主のほうと、また施工するほう、誰でもいいんですけど、そういう目的をきちっとしていなければ単純に除外を外していくということは難しいというふうには思っております。

○2番（畠中弘紀君）

今までの答弁で、郡平田地区に関しては、単純に農振の解除というのは難しいという、住宅地にするには難しいところもあるのかなと感じましたが、知事の同意を求めることは可能だが、やはり厳しい状況であると認識はいたしました。

現在の状況は説明をしていただいて把握はできました。現況を踏まえて、今後の農地の住宅化の見通しと市長のお考えをお伺いしたく思います。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この優良農地の確保ということと、さっき出ました宅地化、その両面の中でこれを進めなきゃならないというふうに思っております。また、その逆に、耕作放棄地がたくさん多くなっているのは事実でございます。そこあたりの部分につきましては、その都度といいますか、その要件によった形の中でそれぞれ判断をしておかなければならないというふうに考えております。

○2番（畠中弘紀君）

ご答弁いただきました。今回、日置市における農地の利活用と市街地に近い農地の住宅化についてということで、市長に4項目質問させていただきました。食料の自給率向上のために農地の確保を図り、耕作放棄地を保全し、一方では、人口をふやすための住宅地の開発もしなければならず、農地と住宅地のバランスをとるのも難しいところがあるかとは思っています。

最初にも答弁していただきましたが、今までの答弁を踏まえて、最後に、今後の日置市の定住促進なども考慮した農地、住宅のすみ分け等に対してのビジョンをいま一度市長にお聞きして、今回の私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

基本的には農地法という法律ございますので、これに基づいた形を基本的にはやらなきゃならない。また、宅地造成におきましても、それぞれの目的がある中においてやっていかなければならない。ただ、すみ分けというのは大変難しうございます。特に角地、住宅がそこまで来てる、そういう部分については農

振除外もしながら転用をやっていきます。また、農地のど真ん中に、何かつくるかというのは大変このことには難しい状況であるという部分を持っております。今後におきましても、農地と宅地のすみ分けをきちっとしながら、少しでもその地域が活性していくという考え方の中においては、転用もやむを得ないというふうに思っておりますので、いろんな中におきましては、農業委員会また農林水産課のほうにお尋ねをしていただきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を2時10分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、池満渉君の質問を許可します。

〔18番池満 渉君登壇〕

○18番（池満 渉君）

5年前の東日本大震災、ことしの熊本地震を初め、専門家の間では、地震発生周期の訪れを警告する声もございます。度重なる豪雨や台風の進路もこれまでとは異なり、異常気象を実感しているのは、私だけではないはずであります。人口減少・少子高齢化の社会現象の中で、より一層地域の防災力を高めなければなりません。そのために、自助、共助、公助の連携が不可欠であり、本市におけるこれらの現状など、私たちができる防災についてまず質問をいたします。

初めに、最も基本となる自助、共助による市民の防災意識の向上は十分に図られているのでしょうか。また、意識の向上はどのようなところで見受けられ、それによる成果はどのようなのでしょうか。そして、現在、組織化されて

いる自主防災組織の活動内容はこれで十分でしょうか。また、これらの自主防災組織の活動に行政としてどこまで関与し、あるいは関与できるのでしょうか。

さて、合併から12年が経過し、本市の人口もついに5万人を割りました。もちろん人口減少の潮流は、国全体の流れであります。しかし、それでもわずかでもありますが、人口がふえている自治体もあります。本市においても、地域ごとの人口推移が明らかになり、それぞれの地域差は施策の評価とも解釈ができます。そこで、市長にお伺いをいたします。合併してからの12年間、市長としての主なマニフェストの達成度について、みずからどのように評価されているのかお伺いをいたします。

あわせて、総合計画などに沿った地域ごとの目標はどの程度達成できているとお考えでしょうか。もちろん全てが順調にいくはずもありませんが、未達成の事項はどのようなことでしょうか。

いよいよ来年は市長選挙がございます。一部に立候補を模索する動きも聞こえております。これまでの3期12年の成果、未達成事項を検証し、今後の日置市のかじ取り役を他に託すのか、それとも、続けて出馬されるのか質問をし、誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の人口減少・少子高齢化が進む中、地震や豪雨などの自然災害が多発し、一層地域の防災力を高める必要がある。自助、共助、公助のあり方、現状についてというご質問でございます。

その1番目でございます。自主防災組織で、防災訓練等さまざまな活動を実施しており、市民の防災意識の高揚につながっていると感じております。成果につきましては、災害が

起きたときの負傷者の救出、救護、初期消火、住民避難誘導など大きな役割を果たすと考えております。

2番目でございます。活動内容といたしましては、避難訓練、初期消火訓練、危険箇所点検、炊き出し訓練など各自治会で訓練内容を決めて実施しており、実効性があり、効果的な訓練となっております。また、行政といたしましては、活動の充実強化や防災資機材の整備を図るため、助成金の交付や初期消火訓練指導、防災意識の啓発など、出前講座により支援をしているところでございます。

2番目の合併から12年が経過し、人口推移の地域差は施策の評価でもある。その反省とこれからについて問うということでございます。

1番目のことでございます。ひかり輝く日置市の創造を目指し、これまで3期12年、市民の皆様方の負託にお応えできるよう、マニフェストに掲げさせていただき、項目の達成に向けて、さまざまな政策の取り組みを進めてまいりました。

その中で、職員定数の適正化を初め、過疎化に伴う計画的な公営住宅の整備、地域芸能文化保存支援のほか、自主防災組織の推進や農林水産物を生かした6次産業化の推進、再生可能エネルギーの導入推進、伊集院駅前周辺整備など、一定の成果が得られたと考えております。

一方では、少子高齢化の進展により、平成27年度国勢調査において、総人口が5万人を下回る結果ともなっております。

活力ある日置市を維持することができるよう、「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち」の形成に向けて、これからも全力で市政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

2番目の地域ごとの目標については、計画的な公営住宅の建設や定住促進を図るための

住宅新築の購入の補助のほか、伝統芸能・文化伝承事業、地区振興計画に基づく地域づくりの推進など、人口減少対策や地域の活性化を支える地区公民館活動の充実、支援など地域の課題解決につながっていると捉えております。

人口減少は、今後も減少傾向で進んでいることが予想されていますが、活力ある地域を維持することができるよう、引き続き地域の課題解決や地域の特性を生かした事業の推進、展開を支援していきたいと考えております。

3番目でございます。マニフェストに掲げた5部門24項目ごとに、目標達成に向けての取り組みの施策、事業の実績、進捗を毎年度、点検し、評価しているところでございます。

マニフェストの実現に向けて取り組んだ施策ごとの各事業については、継続中も含め、実施済みまたは計画どおり進捗して、約80%程度は達成をしておるんじゃないかなというふうに感じております。

4番目でございます。これまで3期12年間、市民の皆様方の負託をいただきまして、一生懸命頑張ってまいりました。次の4期目に対しましても、市民の負託が得られれば出馬したいと考えております。

以上で終わります。

○18番（池満 渉君）

先月、東北地方でまた地震がございました。しかし、避難行動など、5年前の大地震の教訓は生かされなかったといったような場面もあったとマスコミは報道をしておりました。あの東北でさえ教訓が生かされなかったというわけでありませう。

最初に、防災のことについて質問をいたします。

山村武彦防災システム研究所長は、いざ地震が起きたら、すぐに行動できる人は10%、取り乱す人が15%、残りの75%は、呆然

自失の状態になるんだと、大体一般的にこのようにことを講演で話しています。

初めに、まず確認のためにも質問をいたします。一般的に言われる災害とは、それほどのようなものなのか、規定するその種類あるいは範囲について示していただきたい。例えば、地震とか大雨とか台風とか、また交通事故もそうでしょうが、大きな工場の爆発とか何とかというのに入るのかということなど、大体お示しをいただきたい。それから、同じように、防災ということの定義についてもお示しをいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

災害とはということで、自然現象や人的な原因によって生命や社会生活に被害が生じる事態のことをいうと思っております。その範囲でございますが、防風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、そのほか異常な自然現象がなっているというふうに思っております。

防災とは災害を未然に防ぐために行われる取り組みで、被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を迅速に図ることであると思っております。また、市民への防災意識の高揚を図るための啓発も行っていかなきゃならないというふうに思っております。

○18番（池満 渉君）

いわゆる人災というのも災害に入るんですか、災害の規定として考えればいいんでしょうかね、大規模な火災とか何とか。

本市の第2次の総合計画がいよいよ始まりましたが、その防災分野では、自主防災組織のさらなる組織化、防災訓練の継続的な実施によって、自助、共助による市民の防災意識の向上を図りますと、しっかりと明記をしております。

今答弁にありました市民意識は向上、高揚をしていると言われましたけれども、そのことを具体的に感じられるのはどのようなとき、

どのようなことなんでしょうか。市民の意識レベルが上がってきたとか何とかといったようなのは具体的にはどのようなときに、そのように比較して感じられるんでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

市民一人一人の防災意識の度合いをはかることはなかなか難しいところがございますが、やはり、一つの尺度として、自主防災組織の活動があります。防災組織は、実は年々上がっており、各組織で初期消火訓練、炊き出し訓練、それから、防災講演会など、さまざまな取り組みを行っていることで、防災意識が向上していると捉えております。

以上です。

○18番（池満 渉君）

確かに防災組織、これ条例に規定はしていないけれども、自主防災組織は、補助金交付の条例はございますが、条例に規定をしてつくりなさいといったようなことはやってないわけです。その中で組織率が上がってきたということは、一つのバロメーターかもしれません。

例えば、私は、住宅用の火災報知器の設置の状況、これは市民の意識レベルをはかる一つの目安にもなると思います。もちろんご承知のように、家庭用の火災報知器、これは、罰則はありませんけれども法で規定されてきたわけです。そして、それにのっとなって、消防署あるいは消防団の方々が回って、尽力をしてくださったというおかげはありますので、一概に比べることはできないかもしれませんが、その火災報知器の設置率は、今、本市ではどのようなことでしょうか。

それから、この報知器も電池があります。電池切れになったときには機能しないというふうなこともありますので、その電池切れの場合の点検、あるいは補充といったようなものは、その後どのような計画でなされていくんでしょうか。

同じように、もう一つですが、これは、家庭用の消火器の設置率などは本市においてはどのようなことでしょうか。消火器も大体5年に1回程度、中の薬剤を入れかえるというふうなこともありますけれども、そのような計画はどのような手順でなされているのかをお伺いをいたします。

○消防本部消防長（川畑優次君）

まず、住宅用の火災警報器の設置率についてでありますけれども、日置市全体では、平成28年11月末現在で、全体では84.51%であります。地域別では、東市来地域で77.89%、伊集院地域で85.11%、日吉地域で92.43%、吹上地域で87.41%というふうになっております。

電池切れでありますけれども、現在販売されている住宅火災警報器の電池の寿命については、1年、3年、5年、10年物というふうになっております。ほとんどが、10年物ということであります。

これについては、平成28年の10月の広報誌ひおき及び各種団体の消防訓練、自治会の防災訓練等において啓発活動を行っているところでございます。

また、家庭用の消火器につきましては、法的に設置義務はないということで、設置率の調査自体は実施していないところでございます。また、薬剤の詰めかえにつきましては、メーカーはおおむね5年というような目安を持っておりますけれども、家庭用の消火器については設置義務がないということで、これについては、自治会等の防災訓練、そういった機会を捉えて、消火器の性能を有効に保持するのであれば、詰めかえたほうが望ましいというような指導にとどめている状況でございます。

○18番（池満 渉君）

火災報知器の設置率、私、地元の東市来が一番低かったなとちょっと反省をしていると

ころでございますが、この消火器については、全く法的に規制はありませんので、自主的な取り組みです。しかし、実際はこの消火器の取り付け状態が自主防災の意識のあらわれになるかもしれません、その尺度をはかることになるかもしれません。ぜひ、今後はこのようなことにも力を入れてやっていただければというふうに思います。

災害が発生してからというよりも、発生する前にまず自分のことは自分でしっかりと守らなければならないというのが、これが基本だと思います。例えば、それぞれの個人の住宅、自宅の不安定な瓦、あるいは家の中での安全な場所の確認、それから、万が一の連絡先、消火器具などの点検、非常用の持ち出し品をどうするかということの確認、それから、タンスの補強、寝る場所の選定、自分が寝ているところの頭、倒れそうなのがあったりするよりも、そういうところをよけて寝るとか、そういったようなことを家族間で話し合いをするなど、全く金もかけずに何もせずに、とにかく日ごろから自分たちで話し合いをするとかというような自助の自覚というのを促すための方法などは、行政としてどのような形でなされておりますか。

○市長（宮路高光君）

特に、広報ひおきにおきまして、防災に関する意識や情報、また、住民喚起の啓発を行っておるところでございます。

また、各地域からの要望により、出前講座も実施しております。自助努力に関する説明を行っております。市民の防災意識の高揚、このことが一番大きな課題でございますので、あらゆる機会を捉えて、この自助のことにつきまして啓発をしていきたいというふうに思っております。

○18番（池満 渉君）

意識の向上というか、自分自身がかねてから備えてほしいというのを徹底するのが精神

運動ということでは一番難しいという、そのことは私も承知しております。しかし、それがやっぱり基本でありますので、繰り返し何とかやっていかなければという思いであります。

兵庫県の南部地震のときの火災に関する調査報告書があります。それによりますと、どうして助かったかという調査をしたんです。生き埋めや閉じ込められた際の救助について新たに伺いますと。そのときに答えた人の35%が自力で逃げましたと。1人で一生懸命逃げましたと。それから、その次に、家族に助けられたと、32%です。その次が、隣人に、隣の人に助けられたと、28%、通行人にとというのが2%です。最後に、救助隊、いわゆる公助であります——に助けられたという人が2%に過ぎなかったと。これどうということかといいますと、近助、自助、あるいは近助、近い人が近い人を助けるという意味で、自助と共助の間に位置すると考えていただければ、近助というのが、97%に実には上がっているんです。もちろん公助が2%というのは、時間差もあって、その後、駆けつけたということで、当然の数字かもしれませんが、このことから、やっぱり自助、自己責任の意識の向上というのがやっぱり防災のかなめに、まず起きる前の少しでも防ごうということのかなめになると思いますので、今後の取り組みをぜひ期待をしたいと思います。

次に、いわゆる共助、自主防災組織についてお伺いをいたします。

答弁にありましたように、組織率は確かに上がってまいりました。資機材の充実も順次進められております。それぞれの自治会で自主的に自主防災訓練に取り組まれておることも私もよく存じております。では、結成された自主防災組織における組織の構成のあり方、それから、訓練の内容などは、行政が理想とするもの、いわゆる行政側が防災組織として

はこうであってほしいというふうに思うことと、実際に自主防災組織がやっておられる訓練とか何とかというのは合致しているのでしょうか、実際にどうなんでしょうか、どうお感じですか。

○総務課長（今村義文君）

訓練構成についてでございますが、自治会単位での組織づくりを推進をしております。地域の実情に沿って構成されております。訓練内容は、消火器の取り扱いや水バケツを使用しての消火訓練、それから、避難訓練、身近なものを使用しての搬送要領訓練、それと、自主防災組織の役割や活動等の防火講話などを行っております。

自主防災組織の活動内容は、地域住民が一体となって実施し、地域の安全安心を目指している組織であるため、地域住民が連携して実施している訓練については成果のあるものであると考えております。

以上です。

○18番（池満 渉君）

もちろん自治会単位で大体組みますので、同じ隣の自治会でも隣組とか何とかいうと、別の自治会のほうが近いとか、あるいは職場でのこととか、ケース・バイ・ケースでなかなか難しいことは承知しております。

先ほど述べました兵庫県の南部地震の報告書のデータが示すように、組織の構成、まず自主防災組織の消火班とか情報班とか何とかずっとあります、炊き出し班とか、そういった組織をつくる場合でも、まずは、やっぱり自助と近助、隣組といったようなものを何か基本をすとかとといったようなのを考えるべきだというふうに思いますが、そこ辺はどうなんでしょうか。

それと、もう一つ訓練の内容なんですが、炊き出しの訓練をしたり、消火訓練をしたりとかいろいろございます。しかし、救急講習会の受講者数というのの実績を見てみますと

非常に少ない、低い気がいたします。

AEDというのを今市内の公共施設、学校などにも設置をしておりますが、それを使える人がいないと、AEDはふえても、実際それを使える人がいないと何もならないという気がいたします。もちろん私自身、いざAEDを使う場に立ち会ったら、果たしてすぐやれるだろうか、尻込みをするんじゃないかという気さえてしております。繰り返し何か訓練が必要だというふうに思いますが、あくまでも自主防災組織、自主的組織だからといって、組織任せになってしまってるんじゃないかという気がするんです。ぜひこれは行政として実効性のある取り組みを継続的に支援をする。そして、それぞれの地区ごとにモデル組織をつくるか、そういったものをつくって、行政が出前講座といったような形式だけでなく、一緒になって一体的な関与が必要だと思うんですがどうでしょうか。もっと踏み込んで自主組織とはいえ、もう少し一体となった取り組みというのが大事な気がしますが、今後はどのようにお考えですか。

○総務課長（今村義文君）

普段から地域コミュニティを図り、災害に強い地域づくりを目指すことも自主防災組織の役割であるため、継続的に実施することで、住民同士の意識が根つき、その体系が築き上がってくるものであると感じております。

モデル組織の指定については、自主防災組織の活動状況を考慮して、今後検討していきたいと考えております。

また、自主防災組織の活動により、効果的で実効性のあるものにするために、今後も活動事業を継続して支援していきたいと考えております。

以上です。

○18番（池満 渉君）

息の長い活動になるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

自主組織、いわゆる自主防災組織と行政側の考えとありますが、連携がうまくいかないギャップがあると市民のやる気をそぐということにもなりかねないという気がするんです。ある自治会の消火訓練での事例、これ実際に私相談を受けたことです。市の公設消火栓を使用しての、道路とかいろんなところにある消防用の消火栓ですね。使用して消火訓練をしたいということで水道課に届け出をいたしました。そうしたら、水道課は、水質の濁りなどを理由に許可できないという返事だった。もちろん非常の場合は消防署、消防団は使用は可能であります。この時点で、せっかく訓練をやると思っていたのに、消火訓練の中で消火栓を使ってどれぐらいの水が出るのか、どれぐらい人が必要で、どれぐらいの消火活動を自分たちはすればいいのかという訓練をしようと思っていたけれども、あっさり断れたということでやる気をそがれたという話を聞きました。このことは、自主防災組織の活動範囲について、いわゆる市民と行政の間にギャップがあったという気がするんです。つまり、連携がとれていなかったということになるんじゃないでしょうか。自主防災組織は、初期消火活動として、消火器やバケツリレー、それだけが活動範囲なんでしょうか。どこまでやれるのか、そこ辺の取り決めが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

消火栓の使用は、水圧の関係や消火栓の使用方法により消防団の消防訓練でも水道水の濁りが発生した事例があるように聞いております。火災等の緊急時での使用とは異なり、訓練での濁りは住民の方々の理解を得れないこともあり、不測の事態を考慮して許可していないというふうに上下水道課のほうから確認はとっております。

自主防災組織の活動としましては、あくまでも出火防止のための消火器やバケツリレー

などによる初期消火訓練であります。消防団員でいて、消火栓での対応ができるところについては、訓練を実施するのは可能かと思いますが、現在のところ、消火栓訓練は日常生活に影響があるので中継訓練までの実施として行っております。

以上です。

○18番（池満 渉君）

この事例は、もう一つちょっと市民に曖昧な気持ちを抱かせるところがあつたような気がします。水道事業の給水条例及びその規定の表現が曖昧な気がしているんです。

本市の給水条例では、私設消火栓の使用については、練習も火災も届け出をして管理者の立ち会いのもと使用できるとなっている。実際には、消防白書の中では、本市には私設消火栓はありません。同じように、公設消火栓の使用については、消火については言及はしておりませんが、公設消火栓からの給水は届け出をして、管理者の許可を得て立ち会いの上に行われなければならないと規定しているんです。一般的には、非常の場合には、さっき言ったように、消防団、消防署は消火栓を使うわけだから、訓練でも届け出をすれば可能じゃないかなというふうに理解をしまいそうな気がいたします。

これは、ぜひ誤解を招かないように、公設消火栓については、非常時を除いて訓練等にも使用できないといったようなことをしっかりと条例の中で規定をすべきだというふうに考えます。また、答弁がありましたように、水圧も非常に強いです。そのために、事故、けががあれば大変なことです。一般市民には不適だというようなことも加え、加えなくても、そういったことも踏まえて規定すべきだと思いますが、この例規、条例の内容の検討についてはどのようにお考えでしょうか。

○上下水道課長（丸山太美雄君）

消火栓は設置箇所的高低差等の要因から水

圧が高い箇所もありまして、使用時に危険を伴う場合もあります。また、消火栓の開け閉めによって、水量が変化し、水道水の濁りが発生する場合もありまして、現在は緊急時の使用に限定しているところでございます。

公設消火栓での訓練での使用につきましては、近隣市町の条例、規定等の内容を確認し、見直しの是非を含めて検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○18番（池満 渉君）

ぜひ市民もその行政の担当者の方々も気持ちよく意見の交換ができるような体制、例規に、条例にやっていただきたいと思っております。

さて、少子高齢化が進む中で、自助、近助、共助というのは大事ですが、公助の充実はますます大事であります。私は2つだけ提案をしたいと思っております。それは、災害防除の観点からであります。災害は起きてからじゃなくて、起きる前の観点から、公助ですよ。行政として何とかこの部分はできないかというのを2つ提案をしたいと思っております。

一つは、大雨や台風などにかねてから備えるという意味で、市内の雑草、倒木前の倒れそうな木などをしっかり除去する作業など、かねてからの管理体制についてであります。平時の管理は防災のかなめであります。もちろん同僚議員からも、これからいろんな質問が、幾つかの質問が出ておりますけれども、自治会ごとのいわゆる作業の場合でも、もう高齢化が進んでなかなか草払いができないという話はよくこれまでも出ておりますけれども、私は、もうこのままでは、自治会の清掃もできないので、市民が一人一人1年間に100円でも200円でもまた別に出して、日置市全体を除草作業も含めて守る手だてはないだろうかと提案されたこともありました。今よりももう少し金を出すから、自分たち体力はないけれども、何とか100円、

200円ぐらい出すから、草払いもしてほしいと。といいますのは、私の父、あるいはその先輩方は、大雨の前には大概鍬を担いで、田んぼ、畑に行くもんでございました。そして、ちょっと畦道をきっちよらんな、水が流れんなよというようなことをよくおっしゃってました。災害の前に、そのようなできることをやっておけば、幾らかでも被害もまた違うんじゃないかという気がいたします。

そこで、質問は重なるかもしれませんが、この後、詳しく同僚議員がされますけれども、本市に直営の作業班がございます。もちろん業者への委託もやっておりますけれども、この直営の作業班をもう少し若い人たちも採用したりとか、人数をふやしてでも、地域を守っていくというようなことはできないかと、検討しないかということなんです。質量ともに、直営の作業班の充実について提案をいたしますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘にもございましたとおり、事前のそれぞれの対策ということであり。今はそれぞれ地域ごとに直営の作業班があります。このことにつきまして、また量とか質とかも若干違うようでございますので、今後、このことは充実の方向の中で見直しをしていきたいというふうに思っております。

○18番（池満 渉君）

非常に財政も厳しい中で、我々議員が余りにもお願い、要望をすることは非常に心苦しいのであります。一方では、あるときは、一般質問でもっと緊縮にしろという質問をしながら、一方では何とかしてほしいということ、自分なりにギャップを感じているんですが、もう一つ提案であります。崖崩れの危険から住民を守る努力を一つ創設できないか。

ご承知のように、裏山が崩れるといったときに、大規模になれば、公共治山事業がございます。それから、県単の治山事業もござい

ます。これは、しかし、補助金でございますので、厳しい規定、決まりがありますけれども、住宅が2戸以上ないと該当しないとかいろいろございます。

それでも、私、市民の方々によく聞くのは、もうそれこそ見てみれば50万円住みそうな後ろの土手のかぶりが来てるんです。これをとるだけでも随分違うような気がするんですが、そのような、1軒しか、1戸しか対象がなくても、後ろの少しをとるとか、そのような市民の生命を守るといったようなことから、1年間にそれこそ何件でもいいと思います。そのような制度など、市単独の崖崩れ防除のための治山事業などの検討はできないかということをお伺いをいたしますが。

○市長（宮路高光君）

今ございましたとおり、国の事業におきましては、それぞれ2戸以上という部分でございます。1カ所の事業費が80万円以上800万円以下という部分である程度規定があるのも事実でございます。その中で、市の単独ということでございますけど、この治山の単独も、近隣も見なきゃならない。もう一つ、災害の土手が崩れたとか、もう40万円以下はできないと、このことも含めて、やはり、そこあたりを今後考えていかなければ、補助事業にはのる分にするけど、のらないものにはしない。自己負担も半分ぐらい出してでもそこを改善するとか、そういう小規模なものにつきまして、近隣の市町村もちょっと調べさせていただき、治山だけでなく、その災害のときのそれも検討をさせていただきたいというふうに思います。

○18番（池満 渉君）

受益者の負担金といいますか、その人が一番受益するわけでありまして、当然の負担金をお願いするにしても、しっかり、今市長からありましたように、何とか救えるところを研究をしていただきたいというふうに思い

ます。

さて、防災について、市民の意識向上、助け合いの精神そのものを育むことは非常に難しいです。しかも、それを持続させるのはなお困難な取り組みであります。息の長いことでもありますけれども、しかし、災害はいつ起こるかわかりません。もしかしたら、今すぐ地震が起こるかもわからない。今後に期待をして、次の質問に移りたいと思います。

市長のこれまでの反省と決意をお聞きをいたしました。ちょうど10年前に北海道の夕張市が財政再建団体になりました。夕張市のホームページには、借金時計が掲載をされておりました。そのときに290億円というたしか借金だったと思います。もちろんエネルギー政策が変わって、夕張市の基幹である石炭産業が衰退をしたのが原因でございまして、日置市とはまた事情が異なるかもしれません。しかし、人口が減少する、高齢化が進むといった社会情勢は夕張も日置市も大体、スピードは違っても同じだというふうに思います。

今、夕張市は、行政サービスへの過度の依存から、住民みずからが参画するまちに変わってきているとも言われております。そういう意味では、夕張市は私たちの近未来図のような気もいたします。何とかそこ辺に行く前に少しずつという気がしています。

そこで、市長に質問をいたします。市長選挙への出馬を明言をされました。市民生活は安定継続が大前提でございます。しかし、社会状況は非常に厳しくなる。行政サービスも継続をしながら、あわせて絞って行って、そして、住民参画、住民がみずから一緒にやっていくんだという、その意識づけを図っていかなければならないわけであります。次世代へのスムーズなバトンタッチをするためには、余りにも膨大な起債、借金があって、次は頼むぞと言われても、次にバトンタッチする人はどうしていいかわからない。絵も描けない

という状態がありますので、スムーズにバトンタッチ、ソフトランディングをしていくために、今後どのような方針を持って、来年の市長選へ向けて決意をされたのか、そこら辺をお聞かせをいただいて、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

この3期12年間を振り返りますと、合併した当初、4町の融和と申しますか、これが一番大きな前提であったというふうに思っております。

その中におきまして、行政改革という言葉が一つ出てまいりますし、また、住民サービスが出てまいります。このバランスをいかにしてとっていかなければならないのか、これが一番12年間の中で大きな課題でもございました。そういう行革という分につきましては、ある程度職員数を含め、また、無駄な補助金、無駄じゃないかもしれませんが、そういうものも若干整理しました。ですけど、まだまだそこまでの行きつかない部分も多々あるのかなというふうに思っております。

今おっしゃいましたとおり、やはりまちづくりというのは、ただ行政だけがするわけじゃなくて、やはり市民が参加した形の中でやっていかなければ、ただ、行政はお金を配って工事をする、それだけじゃあ、もう今後の行政運営というのは大変難しいというのを一番認識しております。それで、いかにして市民が参加した形のいろんなことができるのか、その仕組みづくりというのを、次の期におきましては、基本的にやっていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

あす9日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時53分散会

第 3 号 (1 2 月 9 日)

本会議（12月9日）（金曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	富迫 克彦 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	川畑 優次 君
東市来支所長	横手 裕治郎 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太美雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会計管理者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、4番、橋口正人君の質問を許可します。

〔4番橋口正人君登壇〕

○4番（橋口正人君）

皆様、おはようございます。昨年は地球温暖化対策に話し合うCOP21が開催され、パリ協定が発効の段階を迎えましたが、近年は私たちの身近なところでも温暖化が進むことで、異常気象現象が発生しております。農地を初め、道路や森林などへの経済的な損失にもつながっているのが実情です。

通告書に従い、1問目は、松くい虫対策について質問いたします。

松くい虫による松林の被害は、この地球温暖化によって年々拡大するとされております。

まず、1問目は、日置市といえば日本三大砂丘の一つ吹上浜を有し、白砂青松と言われる松林だと思います。市の木でもあるクロマツが、松くい虫の被害を受け、海岸線沿いの松林で枯れているのが見られます。

海岸線沿いの松林のほとんどは国有林で、森林管理署が管理しており、毎年松くい虫駆除を実施しています。

しかしながら、場所によっては赤く枯れている現状です。松くい虫対策をしてきたのに被害が拡大していることの被害状況について伺います。

2番目に、国有林は森林管理署が管理していますが、地元自治体としても被害の拡大を防ぐために、森林管理署とどのような連携を

図り、被害対策をしていたのか、伺います。

3番目は、今後の被害防止策について伺います。

次に、森林整備について伺います。

飯牟礼のふれあいロードから矢筈岳・諸正岳の森林整備をすることで、森林保全や水資源の涵養ばかりではなく、大気の浄化や車から出る排気ガスの防止、地球温暖化、生活環境の重要な役割を果たしていくと思っております。

健全な森林づくりを行うためには、植林、育林、間伐等の森林整備が必要であります。観光振興を含めた矢筈岳・諸正岳の森林整備の計画はないのか、伺います。

次に、市道・農道の利用に支障を来している道路沿いの樹木伐採のあり方について伺います。

先月、議会では、市内8カ所の地区で議会報告会を開催いたしました。その中で、住民からの要望が一番多かったのが、市道・農道に覆いかぶさって、車両の通行等を妨げている樹木の伐採依頼でありました。

しかし、民間所有の樹木が多いため、勝手に伐採できないことが大きな課題となっております。当然伐採となると、地権者の同意をとらなければいけないこともわかっております。

しかし、所有者確認等難しい箇所等が多いと聞いており、そこで、市長判断で伐採できる条例などルールづくりはできないのか。また、市町村で市長、町長判断で伐採できる条例を制定している市町村はないのか、伺います。

これをもって、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の吹上浜の松くい虫対策について、その1でございます。

被害状況といたしましては、国有林が面積で6.7ha（日吉4.07ha、吹上2.63ha）、被

害木が6,596本（日吉4,034本、吹上2,562本）、材積で1,630m³（日吉786m³、吹上844m³）、また、市有林を含む民有林が、被害木355本（日吉339本、吹上16本）、材積で120m³（日吉112m³、吹上8m³）の被害となっております。

2番目でございます。砂防林として重要な地域につきましては、例年、森林管理署と合同で特別防除活動を実施しております。今年度も4月から5月にかけて、県、森林管理署、森林組合と合同で対策会議を行い、地域への説明会等も実施しながら、情報の共有と連携強化に努めております。

3番目でございます。枯死した松を放置しておきますと、マツノマダラカミキリが枯死した松の中でふ化し成長して、翌年の松枯れ発生源となってしまうため、適宜、伐倒処理を実施して、被害拡大防止に努めてまいりたいと思っております。また、例年実施している空中散布や地上散布を継続していきたいと考えております。

2番目の森林整備についてご質問でございます。

矢筈岳と諸正岳を結ぶウォーキングロードを整備いたしました。周辺の間伐等につきましては、かごしま森林組合に打診しながら、所有者の了解を得られるよう推進していきたいと思っております。また、矢筈・諸正岳の森林整備は、登山道を整備したことで、自然を生かした利用を推進していきたいと考えております。

3番目の市道・農道の利用に支障を来している樹木の伐採のあり方について、ご質問でございます。

公道上に民有地からの樹木の枝などが張り出すなど、車両の通行等を妨げている場合は、その土地の所有者等に剪定等の義務が生じるものと判断しており、現時点では条例整備で

市が伐採することは難しいと考えております。今後、国や県などの動向を注視してまいりたいと考えております。

また、道路管理者といたしましては、道路交通の安全と事故防止の観点から、広く住民等に対して樹木等の適正な管理について、啓発活動を通じてご理解とご協力をお願いするとともに、引き続き、良好な道路管理に努めてまいりたいと思っております。

以上で終わります。

○4番（橋口正人君）

ただいま市長答弁をいただきました。もう少し具体的にお伺いいたします。

吹上浜の松林は、保安林として、また観光資源として日置市の重要な財産であります。しかし、何十年もの年月を経て成長した大木がかなりの数で枯れております。

ただいま市長答弁でもありましたとおり、国有林6,596本、市有林を含む民有林355本は、例年以上だと思えますが、被害防止策をとりながら、なぜここまで被害が拡大したのか、またどのように認識しているのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

ことは大変夏高温、また降雨という部分がございます。発生率が物すごく高かったというふうに思っております。

県におきましても、この松くい虫の対策会議というのが例年行われておりまして、私もその委員になっております。それぞれの箇所におきます、私ども日置市だけでなく、指宿市、また鹿児島市、そういうところにおきましても、大変こういう松枯れのあるという状況をいただいておりますので、今後、空中散布等を行いながら、適宜この防止をやっているかなきゃならないというふうに思っております。

特に、委託として、森林組合のほうに委託をしながら伐倒作業をしていただいております。

すので、こういうこともひとつ後処理をきちっとやっていかなければ、そこに置いておくことで被害が拡大しますので、こういうところに十分気をつけていきたいと思っております。

○ 4 番（橋口正人君）

今、被害が拡大していることは以前から同僚議員や地域からの指摘もありましたが、被害防止策の協議と対策はどういった内容であったのか、もう一回伺います。

○市長（宮路高光君）

市有地もございまして、国有林、森林管理署の所有のところも大変多く私ども吹上・日吉地域にございまして、このことについて、特に森林管理署と十分打ち合わせをし、市と森林組合、森林管理署、この3者で随時対策協議を行っているところでございます。

○ 4 番（橋口正人君）

ただいま3者で行っているということですが、森林管理署と互いに確認しながら被害木の伐倒駆除を実施するようにしているとのことですが、この間、NHKの番組だったと思いますが、酵素を使ったスーパーER農法での松くい虫の対策がありました。使ったことがあるのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

このスーパーER法といいますか、酵素を使った薬でございまして、これは静岡のほうの大学等で実験実施をしているという段階でございまして、今私ども現場の中ではこの酵素は今使っていないということでございます。

○ 4 番（橋口正人君）

スーパーERは、根の張りや樹勢がよくなり、病虫害や風災害に強いと言われております。実験的に使ってみるのもいいかもしれません。

白砂青松と言われる吹上浜は、日置市の財産でありますので、森林管理署との十分な連

携を図りながら、実効性のある被害防止策について努めていただくよう強く要望いたします。

続きまして、森林整備についてお伺いいたします。

飯牟礼ふれあいロード、ウォーキングロードが整備されたわけですが、これからの観光拠点としての位置づけし、次の世代の宝物として、矢筈岳・諸正岳を森林組合と協力しながら整備して、美しい森づくりをしていただけたらと思います。

次に、ふれあいロードの利用状況と効果はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

3月にこのふれあいロード、県の県単事業で整備をさせていただきました。この開所式におきましては、約230名の皆様方が参加していただきました。

また、8月11日、山の日ということにおきまして、飯牟礼地区館のほうが中心になりまして、登山のする方々を募って地域のよさを生かしながら、健康づくりという部分の中で公募もしております。

この整備でございまして、ことしにおきましては、特に看板等が設置されておりませんので、ことしは看板等を整備していかないとかならない。またもう少し、まだ全部完成したわけじゃございません。予算的なものがありまして、また来年以降もこのところの整備を進めていきたいというふうに思っております。

○ 4 番（橋口正人君）

3月も登山大会には230人、8月11日の山の日には、日置市内からのたくさんの方が登山者が訪れたとのことでした。

セイカ食品が来年度は完成いたします。セイカ食品の工場見学、そしてまた飯牟礼のお茶園、飯牟礼物産館との今後観光を一体化し

た、ふれあいロードを含めての観光ルートはできないのか、市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

特に地域の皆様方が盛り上がるのが一番大きなことをごさいますして、特に地区館主催におきまして、かごしま探検会の東川隆太郎さんをお迎えいたしまして、地域の歴史的なことも学びながら、今取り組んでいる最中のごさいます。

今ご指摘ございましたセイカのほうも来年度末には完成するというふうにお聞きしております。特にこのセイカの中におきまして、製造するのも大きな一つの重要なことをごさいますけど、ここにアイスクリーム等ができる見学コースができるというふうにお聞きしております。

そういう中におきまして、特に子どもたちの1日遠足、このセイカ食品、また矢筈・諸正岳の登山、こういうものを活用していけば、多くの皆様方がご利用していただけるというふうに考えておりますので、特に飯牟礼地区館との連携を十分果たしながら進めさせていただきたいと思っております。

○4番（橋口正人君）

今、また遠足等しながらまた取り組んでいくというふうに市長のほうの答弁がありました。

私も諸正岳に登ってみました。約20分ぐらいで山頂に着きますが、とても見晴らしがよく気持ちのよい最高でした。

今、市長の言われるとおりの健康ブームです。伊集院からウォークラリーしても、1時間ちょっとで飯牟礼まで来ます。その間、工場見学をしたり、お茶園を見たり、物産館でおにぎりを食べたり、ウォークラリー感覚でまたいい汗をかく気がいたします。すばらしい誘導看板等も今度設置できると言っておりますので、観光協会とも連携を図り、観光ルートとなるように努めていただきたいと思います。

それと、先月研修に行った中で、岡山県真庭市の取り組みに、バイオマス発電所や木材を活用したCLT材の開発がありました。日置市でもできないのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

今現在、鹿児島県の中で稼働しているのが、霧島市と薩摩川内市のほうでバイオマス発電を稼働しております。

特に、私どもこの日置市を含めたかごしま森林組合におきましては、間伐等の材料につきましては、今薩摩川内にごさいます中越のほうに木材を配送しておるのが現状のごさいます。

日置市の中で、このような発電所というのも大事なことをごさいますけど、木材の需要供給という中におきまして大変難しい部分もごさいますし、これには大変大きな投資額もかかってまいります。

鹿児島県で、また今臨海工業センターのほうにも大きなバイオマス等をつくる計画もごさいますので、鹿児島県におきましては、この3つぐらいの中でバイオマス発電ができて、再生エネルギーに取り組んでおるということをごさいますので、日置市にできるというのにはちょっと難しいことであろうかというふうには認識しております。

○4番（橋口正人君）

日置市ではなかなか難しいということですが、地域で検討していくべきであるとも思っておりますが、南薩地域でバイオマス発電所が計画されていますが、そのことは市長はご存じだと思いますが、そのことを最後に伺いまして、森林整備の質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ちょっと南薩のどこかということにはちょっと私も存じ上げておりませんが、特に私のほうも、今森林組合、理事しております、木材料の需要と供給のバランスの中で、これ

があちこちにできて、できることは大変だというふうに思っております。

特に、この木材については、今志布志港を活用した中におきまして、外国のほうにも輸出しようという大きな流れもございますし、また、そういう部分の中で森林整備というのは大事なことでございます。

今後とも自然を大切にしていくなしにおいては、森林整備を年次的に計画的にやっとなきやなりません。特に今、近年、ちょうど樹齢50年という、もうこれが全部倒伐する時期に来ておりまして、また、これを植栽していかなきやならない。ここあたりもまた大変大きな課題でございますので、また住民の皆様方と十分協議をしながら、また森林組合とも協議をしながら十分やっていきたいというふうに思っております。

○4番（橋口正人君）

そういうふうにしていろいろと取り組んでいていただきたいと思っております。

次に、市道・農道の利用に支障を来している樹木の伐採についての質問で、啓発活動を通じて理解と協力をお願いするとの先ほどの市長答弁でしたが、県の啓発チラシにも、「緊急の場合は道路管理者が通行の支障となっている木や竹を了解なく伐採、撤去することがありますので、ご理解ください。なお、木や竹の倒木等により自動車や歩行者等に損害が発生した場合、被害者から、木や竹の所有者が管理責任を問われることがあります」と載っておりますが、今までそのような事例はなかったのか、また、市としての対応についての考え方を伺います。

○建設課長（桃北清次君）

質問ですけれども、今までそういった伐採した、緊急時に伐採した苦情等はございませんでした。

○4番（橋口正人君）

今、担当課長のほうからなかったというふ

うに今口頭でいただきました。

日置市の啓発チラシのほうは、ホームページのほうに掲載されておりますが、お年寄りの大多数はホームページを見ないと私は思います。

樹木の伐採については、水土里サークルや中山間直接交付金等で行っている箇所もあります。日置市の啓発チラシは、自治会や地区館に配布しているのか、伺います。

○建設課長（桃北清次君）

はい、啓発チラシの件でございます。

これにつきましては、ことしの3月に県と同様のチラシを作成して、市のホームページに掲載しているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、今後につきましては、地区館、それから、自治会長研修会等を通じまして配布をしたいというふうに考えております。そして、住民の理解と協力をもたらえるように努めていきたいというふうに考えております。

○4番（橋口正人君）

本当に一部の方はまだわかっていない方が多いようですので、自治会や地区館に必ず啓発チラシを配布してください。

次の質問に移ります。

私も会社経営をしておりましたが、経営者感覚で考えますと、例えば災害が起きてから1,000万円かかる倒木等の災害を事前に処理することで、50万円から100万円で済むとしたら、一応例えですけれども、災害が起こってから国の災害対策費で100%の補助事業でできます。

崖崩れ、倒木等など災害被害、災害以前にすると国からの補助金は出ないし、市の単独予算ではないといけないこともわかります。

この前の議会報告会でもありました。どちらも国民の大切な税金でありますので、早目の対処することが大事ではないでしょうかという意見もありました。市長、この例えに関

して、どのように思っているのか、お考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、いろんな中におきまして、事故そういうものが起こったら大きな損害が発生するのはわかっております。

今担当課長もお話ししましたとおり、チラシをしながら、私どもも道路パトロールという部分も十分やっていきたいし、市道、農道、また県道もございますけど、それぞれのいろんな中におきます情報というものもいただきながら、それにすぐ対応できるような体制を今後ともつくっていききたいというふうに思っております。

○4番（橋口正人君）

今、道路パトロールをしながらでもまた頑張っていきたいと言っておりました。難しいことは十分私もわかっておりますが、あくまでも道路等の通行に支障を来す、もしくは樹木伐採について、本来、樹木の所有者が費用負担をするべきものであるし、連絡が困難なことを理由に、程度の問題がありますが、市道・農道の管理責任という観点から常識的に伐採はできると、私は思います。

ただし、所有者から事後に器物破損などの訴えが起こることも想定しつつ、腹をくくって向かう必要があるだろうし、仮に抗争が起きても、市長、執行部の覚悟があればできるのではないのでしょうか。このような案件は樹木のみならず、土手や崖崩れなども想定されます。

これから高齢化が進む中、国道、県道にしろ、車を運転しながら見える車中で集中豪雨が来たら崩れるだろうと思う箇所はたくさんあると思います。

本日の南日本新聞で、農林水産課に重点を置き、地域の活性化に全力でチャレンジしたいと市長が述べていた記事もありました。積極的に検討していくべき課題だと私は認識し

ていますが、このことを最後に再度市長にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今ございましたとおり、こういう樹木等におきます道路管理者また所有者、ここあたりの民法上の問題も多々あるというふうに思っております。やはり私どもも安全に走行できる、そういうことをするのが私どもの管理者の義務であるというのは十分認識しております。

先ほどご指摘ございました、これを条例化してできないかということもございますけど、このことについては、他の市町の動向、また県等のご指導、そういうものをいただきながら、条例化していかなきゃならないというふうに思っております。

いろいろとこの中において、例えを言いますと、事前に所有者に断りなく切った部分がありました。そのとき大変叱られた部分もございました。そういう部分の中で、今後ともいろんなケース・バイ・ケースが出てくるというふうに思っておりますので、なるべく所有者との確認も的確にしながら、今後とも進めていきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、6番、下御領昭博君の質問を許可します。

〔6番下御領昭博君登壇〕

○6番（下御領昭博君）

おはようございます。私は、さきに通告しました2問について質問します。

1問目に、交通安全対策について、4点、市長、教育長に伺います。

毎年のように命が失われ、被害者が出ており、現在は車社会で便利な世の中である反面、交通戦争が生み出されています。

いつ我が家にも交通戦争の犠牲者が出るのか、考えれば不安な社会であります。交通安全は、交通指導員らの関係者のみで実践しても、その目的は達成できない状況であります。

車を運転する者、歩行者など道路を通行する者、児童生徒、高齢者に至るまで交通事故をなくし、安全な交通社会を構築するためにはどうすればよいのかを考えなければなりません。

正しい交通ルールやマナーは、誰でも知っているはずであります。事故を起こさなければ、検挙されなければと自己本位に軽く考えているところに大きな原因があるのではないのでしょうか。

最近では、交通事故によって家庭が崩壊するなど、痛ましい問題が続出しています。自分のため、家族のためでもあります。一人一人が交通安全の自覚を高め、安全安心な地域、交通社会を構築していくことが求められています。

そこで質問いたします。

1点目に、交通安全対策として、どのようなところに重点を置いて取り組んでいるのか、市長に伺います。

2点目に、児童の交通安全に対する指導・教育はどのようになされているのか、教育長に伺います。

3点目に、通学路で歩道のない箇所が、国道、県道、市道でどれだけあるのか、教育長に伺います。

4点目に、高齢者による事故が多いが、市として何か対策をとっているのか、市長に伺います。

2問目に、自主防災組織の取り組みについて、4点、市長に伺います。

防災に関する質問は、これまで多くの議員がなされています。また、きのうは18番議員も質問されていますので、重複する部分もあるでしょうが、私は私なりの視点で質問いたします。

平成23年3月に発生した東日本大震災や、ことし4月に発生した熊本地震、また広島県で発生した豪雨による土砂災害など、多くの

死者や負傷者が出ています。また、災害の処理もできずに痛ましい痕跡が残っている状況です。このことは、多くの人たちが記憶に新しい出来事であります。

我が国周辺は、地球の表面を覆うプレートが4つ重なり合う境界に位置しており、世界のマグニチュード6以上の地震の約2割が発生している地震多発地域であることに加え、四方が海で囲まれ、海岸線は長く複雑であるため、津波による大きな災害も発生しやすいようです。

地球温暖化の影響で、1時間降水量が50mm以上の発生回数は増加傾向にあり、また、強い台風の増加等などで、水害や土砂災害の発生の危険性も高まっています。大雨や台風は事前に避難することができます。地震については、いつ発生するか予測しにくいいため、地震が起きた場合にはパニック状態に陥ることが予想されます。

そこで、従来の行政主導による展開だけでは限界があり、全てを行政に頼らない方法で地域の防災力を高めることが求められます。そのために、防災に対する意識改革を行い、一人一人、ひいては地域住民全てを巻き込んで、地域住民が主体となった取り組みが必要であると考えます。

以上のようなことから、自治会単位による自主防災組織の強化が求められているのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

1点目に、自主防災組織を立ち上げていない自治会もあるようですが、何が原因であるとお考えますか。

2点目に、自治会が防災訓練を行っているが、どのようなことを想定し取り組んでいるのか、また、市民の参加状況はどうか、伺います。

3点目に、自治会と行政の役割と協働についての考え方を伺います。

4点目に、災害の種類に応じて、マニュアルはそれぞれ作成されているのか、伺います。

以上で1回目の質問とし、当局の誠意ある答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の交通安全対策について、その1でございませう。

第10次日置市交通安全計画では、交通事故による死亡者の中で高齢者の割合が極めて高いことや今後の高齢化の進展を踏まえ、高齢者の安全確保を最重点に取り組んでまいります。

2と3については、教育長のほうに答弁をさせます。

4でございませう。子どもと高齢者の交通事故防止を重点に春・秋の交通安全運動による街頭キャンペーン、街頭指導、車両広報、立哨活動、高齢者向けの交通安全教室などを実施し、交通安全の啓発と意識の高揚に努めております。このほか高齢者の運転免許自主返納メリット制度の周知を図ってまいります。

2番目の自主防災組織の取り組みについて、その1でございませう。

各自治会の事情にもよりますが、高齢化で組織構成員の担い手不足が主な原因であると考えております。

2番目でございませう。災害発生時に交通網の寸断、通信手段の混乱などで消防、警察など公的機関が迅速に対応できるとは限りませう。このような事態に備えて、地域住民が連携して被害を最小限に抑え、地域ぐるみで防災力を高めていくことを目的に取り組んでおります。

また、今年度は既に全体の51.4%に当たる73の組織が積極的に防災訓練を実施しており、自主的な取り組みがなされております。

3番目でございませう。大規模な災害には、

道路などライフラインの損壊や多数の災害発生により、十分な防災活動ができなくなることも予想されます。そのような事態に備え、地域住民が連携して被害を最小限に抑えることが役割であり、災害時にどのように行動するか日ごろから話し合うことが重要であると考えております。

4番目でございませう。水害、土砂災害、高潮、暴風、津波など各種災害に対しましてマニュアルを作成しており、災害対応が円滑に進められると考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

交通安全対策についての2番目をお答えいたします。

各学校では、年度初めに交通安全教室を全校実施し、警察署や交通安全協会の方を講師として招き、横断歩道の正しい渡り方や自転車の安全な乗り方などを指導しております。また、始業式や終業式、春・秋の交通安全運動の時期においては、校長や各担任による講話を行い、児童生徒の安全意識の高揚を図っております。

さらに、自転車通学生のいる中学校では、自転車の点検を複数回行うなど、計画的な安全指導を実施をいたしております。

3番目です。各学校では、国道・県道・市道における通学上危険と思われる箇所については、歩道があるなしにかかわらず、把握をいたしております。また、通学路については、年2回の通学路安全推進会議にて、通学上危険と思われる箇所の確認及び夏季休業中に実施する通学路合同安全点検の結果報告を行うとともに、関係機関では安全対策を年次的に講じております。

○6番（下御領昭博君）

ただいま市長と教育長に答弁をいただいたんですが、まず1問目の、市長より答弁をい

ただいたんですが、市としての交通安全対策としての重点の取り組みはわかりました。

ちなみに、日置警察署の方から伺ったんですが、事故の多い箇所を重点的に取り締まりを行うそうです。法令講習をしても、幾ら口で言ってもわからないことが最大の原因であるようです。

交通安全対策としては、当然範囲が広いので、二、三点に絞って再度質問いたします。

まず1点目に、見通しの悪い箇所のカーブミラーの設置や標識は、以前と比べて大分整備がされていると私は思っています。しかし、道路の路面の外側線、中心線、停止線、横断歩道の標示等が薄くなって、わかりづらい箇所が見受けられるようです。そうした箇所は、事故につながる危険性も高く、また、事故が起きてからは遅いので、早目の対応が望まれるんですが、行政としては把握されているのか。また、今後どう対応するお考えなのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

交通事故の防止のためにおきまして、自治会や交通安全市民運動推進会議等が開催される中において、それぞれの箇所についてのご要望をいただいております。中央線、ガードレール等の整備も行っております。

また、今地域づくりにおきましても、ロードミラーを含めて、そういう防護柵、こういうものについては地域の中で、裁量の中でもできるというふうに思っております。そういう地域でできないものについては、私のほうに要望いただければ予算計上いたしまして実施していきます。

○6番（下御領昭博君）

地域で取り組んで、できない分は行政のほうに言ってくれということですので、そのように進めていただきたいと思います。

2点目に歩道設置について伺います。

児童が安全安心に登下校するには、整備された歩道があることが一番の条件であります。子どもを持つ親として、最も願うところであると思います。

しかし、予算の関係と諸事情で整備がなかなか進まないのが実情であります。歩道設置の要望、相談などがあつたかと思いますが、それらに対してどのように対処されているのか、市長に伺います。

○建設課長（桃北清次君）

歩道の要望の件でございます。

平成24年度に京都での通学路での事故がございまして、それから非常に関心が高まっているところでございます。

そういったことで、通学路のプログラム、通学路交通安全プログラムというものをつくりまして、その中で推進会議等で地域からの要望とか、そういったものを吸い上げて検証をしているところでございます。

ちなみに、24年度からでございますけれども、5路線の要望等がありまして、今事業等も進めているところでございます。

○6番（下御領昭博君）

今課長のほうから24年度で5路線の要望があつて、それに進めてやっているということなんですが、歩行者の安全安心を考えますと、歩道を歩行することが一番の条件になります。特に、学童児が歩行するスクールゾーンで歩道設置のない箇所については、早急な対応・対策が望まれます。

本市においては、国道、県道、市道それぞれありますが、今回は管轄の市道について、平成27年度では歩道設置を何カ所され、何m程度施工されたのか、また、今後の計画はどのようにされていく考えか、伺います。

○建設課長（桃北清次君）

先ほど申しました平成24年度からは、5路線整備をしている、5路線で965m実施しております。平成27年度では2路線の

135mの歩道設置を完成しているところがございます。

参考までに、国道につきましては、270号線の中で3カ所、それから県道では4路線の5カ所を改良と同時に施工をしているところがございます。

○6番（下御領昭博君）

今課長のほうから説明がありましたが、歩道設置が結局子どもの安全を守るためにはどうしても歩道設置が必要ですので、今後、進めていってほしいと思います。

3点目に、歩道設置のない箇所、最近、車道部と路肩部の舗装の色分けをされているのをよく見受けられます。本市においても、スクールゾーンで歩道のない箇所については、車道と路肩部分を色分けするカラー舗装を取り入れることはできないのか。色分けすることによって、歩行者も車も見やすく、歩道だと識別しやすいと思います。児童の安全性を確保するために、コスト面など厳しい面もございしますが、前向きに検討するお考えはないか、市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

特に日置市におきましては、妙円寺小学校の地域におきますスクールゾーン、これで色分けをしてございます。ほかの学校等もまたいろいろと今後とも整備していかなくちゃならないというふうに思っておりますけど、一番課題として、速度の制限とかいろんな問題が出まして、地域住民の理解もきちっと得なくちゃならないという部分もございします。

そういう点でございまして、今後、予算を獲得しながら、また小学校、PTA、こういう方とも十分打ち合わせをしながら、このカラー舗装等については整備していきたいというふうに思っております。

○6番（下御領昭博君）

今、市長のほうから今後進めていくというご答弁でしたので、子どもたちの安心安全を

願いますと、将来日置市を背負っていく子どもたちですので、しっかりと前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

教育長の2番目の質問のところ、交通安全教室の実施、自転車の点検を複数回行う、警察署や交通安全協会の方の講話、先生方の指導など、児童生徒の安全意識の向上を図るために努力されていることはわかりました。

しかし、指導しています、自転車の点検を行っていますと回答されましたが、児童が本当に理解しているのか、何らかの形で確認はされているのか、伺います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

交通安全教室の実施状況、自転車の点検状況について各学校に調査をしたところ、次のような回答を得られております。

まず、交通安全教室の実施でございしますが、4月実施が23校、5月実施が2校です。また、年間に複数回実施している学校も5校あります。

内容についてですが、下学年では登下校時の安全な歩行の仕方や横断歩道の正しい渡り方などを実地を通して学習するとともに、道路への急な飛び出しや道路で遊ばないなどの指導を行っております。

上学年並びに中学校におきましては、自転車の点検の仕方や正しい走行の仕方を、同じく実地を通しまして学習するとともに、ヘルメット、たすきの着用や交通法令遵守などの指導も行っております。

自転車点検の実施状況でございしますが、25校全て実施しております。特に自転車通学生のいる中学校では、複数回実施している学校が2校、点検の必要性を指導している学校が4校と、自転車を利用する生徒の安全確保に努めております。

学校では、このような学習を終了した後、児童生徒が振り返る時間を設ける、またその

日の日記に整理をする、また自転車の点検におきましては、朝の立哨指導の際に、担任の職員や校長が指摘などをすることによって、児童生徒が自覚をするように図っているところでございます。

○6番（下御領昭博君）

今、課長のほうから詳しく答弁いただきましたので、次の質問に移りたいと思います。

児童の登下校の安全確保について、伊集院北小の校長先生とPTA会長が各事業所を訪問され、お願いに回られたことを紹介いたします。

実は、国道3号より市道下神殿田代線付近の交差点付近は、国道3号の右側の歩道が五、六十cmと狭く、また、家とブロック塀があるため、児童の姿が見えない状況であり、学校職員や保護者の見守りも強化されていますが、児童の登下校時間帯——登校7時から8時、下校15時から16時30分における車の出入り時の安全確認をお願いしたいと、ことしの6月に事業所を回られました。児童を交通安全から守る熱意が感じられたところでもあります。

また、改善されるまでこのような危険な箇所を、学校、PTA、地域が取り組んでいくことが、児童を守る意味でも大きな効果があると私は考えます。教育長はどのように認識し、今後どのように取り組むお考えか、伺います。

○教育長（田代宗夫君）

ただいま伊集院北小学校の校長とPTA会長が連名の文書を持って子どもたちの安全指導について近隣の事業所、あるいは自治会長さん宅を訪問したということで、大変細やかな指導をしているという点で、大変ありがたいなと思っております。

交通安全の指導などというのは、ただ何かを設置したりすればいいものではないという意味で、このことについては、また他の学校

にも紹介しながら、交通安全指導はある一面だけのものではなくして、多様な面からの見て細やかな指導をするように、今後指導してまいりたいと思っております。

○6番（下御領昭博君）

今、教育長のほうから答弁いただいたんですが、他の地域でもこのような箇所があるかと思えますけど、今後、前向きに取り組んでいただけたらと思います。

次の質問に移らさせていただきます。

3番目ですね、私が質問した内容に対して期待した答弁ではないように感じましたので、若干角度を変えて質問いたします。

この前議会報告会の資料の中で、文教厚生常任委員会は、小中学校の通学路の安全対策について説明がありました。内容について具体的な説明がなかったため、この場をかりまして質問いたします。

小中学校の通学路の28年度の改善要望が21カ所、27年度の改善要望が38カ所で、27年度末現在で17カ所が改善されましたとの報告でありましたが、改善前改善後の状況について伺います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

平成28年度現在の改修要望38カ所中、17カ所の改善済みの具体的な状況について申し上げます。

改善された17カ所の内訳は次のようになります。信号機、側溝のふた、道路の穴などの補修が3カ所、横断歩道、ライン、ドットマークの引き直しが9カ所、防護柵、注意喚起の看板、横断歩道の新設が5カ所となります。また、未改修の21カ所の内訳は次のとおりです。

崖崩れのおそれがある箇所が4カ所、歩道・車道が狭く歩行が心配な箇所が4カ所、横断歩道や外側線などのラインが不鮮明な箇所が8カ所、交通量が多く、例えばスピードを落とせ、通学路あり等の標示、看板の設置

が必要な箇所が5カ所となっております。

これら未改修の箇所における改修の状況については、平成29年2月開催の第2回通学路安全推進会議にて確認をする予定でございます。

○6番（下御領昭博君）

今、課長のほうから説明があったんですが、あと改善されていないところはこれからおいおい改善して、児童の安全のためにしていただきたいと思います。

次に移ります。平成24年4月に、京都府亀岡市で発生した登下校中の児童の列に自動車が入り込む事故を初め、登下校時に児童が負傷する事故が連続して発生しております。

このことを受けて、通学路の緊急合同点検が実施されています。本市におきましても、学校、PTA、自治会、県、日置市、警察署が安全点検を実施され、改善に向けて取り組んでおられるようですが、どのような箇所を指摘があって、どう改善されたのか、また改善策が出されたのか、具体的にお伺いします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

通学路安全推進会議は、先ほどからございますように、平成24年に全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いだことから、児童生徒の通学時における安全確保を目的に、警察、道路管理者、学校等が連携して開催する会議でございます。

主な活動は、先ほどの答弁にもありましたように、夏季休業中における通学路の安全点検の実施、点検結果の状況を踏まえた安全確保に向けた対策の推進です。

平成24年度における点検で指摘された箇所から順次対策を講じておりますが、これまでに警察による対策では、標識の設置・移設が5件、横断歩道の設置・移設が6件、速度制限規制が7件、ラインの引き直しが3件でございます。

道路管理者による対策は、路側帯、ガード

レール等の設置・改修が23件、カーブミラー設置が1件、ドットライン、スピード落とせ等の標示が11件となっております。これらは本年度までに全て改修されたものでございます。

○6番（下御領昭博君）

今、課長のほうから答弁いただいたんですが、わかりました。しっかりと取り組んでおりますようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

4番目ですが、免許証の自主返納のメリットということがありますが、その質問の前に、日置市管内では65歳以上で運転免許証を持っている方が、平成28年10月末で4,091名で、全体の23.87%だそうです。また、免許証を返納された方は、平成27年度で97名あったそうです。

75歳以上の方は3年に一度免許証更新の際、認知機能検査が義務づけられます。しかし、認知機能が低下している、少し低下していると判断されても、現行の制度では原則運転免許証の更新はされている状況であります。

年齢から来る運転機能の低下だけではなく、最近では、疾病をベースに持ち、事故を起こすケースも少なくありません。本市在住の男性が宮崎県内で事故を起こしたのは、記憶に残っていることと思います。

交通社会を取り巻くさまざまな状況を踏まえて、平成29年3月より更新時には、知能機能低下という方全員に医師の診断が義務づけられ、そこで認知症と診断されますと、免許証は取り消されることとなります。

今後ふえるだろう免許証の返納者への対策と、また移動手段がなくなるなどの問題に、市としてどのように取り組んでいかれるのか、お考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

この高齢者の免許返納という、メリットという今回一番大きなことになろうかと思って

おります。その中で、今交通会議の中でもこのことがいろいろ論議されております。

今、私どもデマンドタクシーとこの地域内のバスがありますけど、こういうものに対しましても、本当に低額の中でやっていきたいというふうには考えております。

また、ほかにまだいろんなこういう自主返納をした方々にタクシーチケットをやったり、いろんな形は何回かあるというふうな方策はありますけど、今いろいろとご意見を伺いながら、交通会議の中で警察の交通課長も交えて、今後実施し、なるべくそういう方々については自主返納をしていただきたいと思っております。

特に家族の方が一番心配して、本人は返したくない、家族の人はもう返せという部分でございまして、ここあたりがいろいろと意見が沿わない部分もございまして。特に日置市も高齢者の方々も大変買い物、病院に行く、距離的なものがあるというのは十分わかっております。ここあたりは家族とも十分話をしながら、自主返納がしやすい環境を私ども行政としてはつくっていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。

○6番（下御領昭博君）

先ほど市長から答弁いただいたんですが、運転免許証の自主返納をされた場合、メリット制度の周知を図っていますとありますけど、どのようなメリットがあるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきも話申し上げましたとおり、今自主返納されたとき、交通会議の中で今しているのが、デマンドとか、障がい者と一緒で100円、バスにつきましても、100円とかそういう低額で今やっておるのが事実でございます。

そのほかにいろいろと各市町村もいろんな返納のやっておりますし、こういうこともやはりいろいろと今後返納した場合に、不自由——不自由というのはやっぱり不自由ですけど、いろんな対策を今後またいろいろと考えていきたいというふうに思っております。

○6番（下御領昭博君）

今後対策を考えていくと言われましたので安心したわけですが、1点だけ紹介したいと思います。

この前、テレビで報道されてたんですが、宮崎県の西米良村の役場では、タクシー利用券を14万4,000円交付されているようです。このことは日本で初めての試みでありまして、それには有効期限がありまして、交付の日から1年間、利用できるタクシーは、村内のタクシーに限るという条件のもとで、そういった補助金が出ているようです。

そこまで出せとは言いませんけど、今、日置市でも確かにそういったサポートをしているわけですが、これはあくまでも1割引きというのは各事業者が行っていることで、市としては何もそういったサポートはしていないように私は感じるんですが、その辺について市長は、今後どのように考えるのか。先ほど前向きに考えるというご答弁でしたけど、再度答弁をお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

さきもちょっと答弁したんですけど、交通会議の中でタクシーの問題、私どもはデマンドとコミュニティバス、この両面でやっております。その中で、とりあえず返納した方々

については、それに対します割り引きをやっ
ていこうというのが一つでございます。

今、ご指摘ございましたタクシーチケット
の問題、ここあたりもどういう程度のもの
にしていけばいいのか、ほかの市町村もいろ
いろと参考にしながら、今後日置市として
の返納者に対しますメリットと申しますか、
こういうものを何かやっければ多くの方
が返納しやすくなるというふうに思っ
ておりますので、対策は今後やっ
ていきたいと思っております。

○6番（下御領昭博君）

今、市長の答弁をいただきましたので、前
向きにぜひ検討していただきたいと思
います。

それでは、自主防災組織について質問さ
していただきます。

高齢化が進んで防災組織をなかなか立ち
上げることができないとの答弁であり
ましたが、私はまだ立ち上がっていな
い地域を見ると、果たして高齢化
だけが原因なのか、疑問に思
っています。

災害が大きくなればなるほど被害も大き
くなる地域に拡大していき、地域内
の自主防災組織だけではとても対応
できなくなることが考えられます。

他の自治会と連携し、防災組織を立ち
上げることも一つの選択肢と考
えます。行政側としては、そう
した取り組みへの助言などは
できないのか、このことにつ
いて市長はどのように認識
されているのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

この自治会単位の防災組織というのを
今私どもは進めながら、今特に
自治会長さんにそういうこと
の啓発をやっているのは事
実でございます。

まだそれぞれ、またパーセン
テージが今80%近くはあり
ますが、まだまだだとい
う認識は持っております。

特に、この中におきまして、さ
っき言いま

した高齢者というのも一つは
一つの要因かと思っております
けど、まだそれぞれの自治会
におきます防災に対します意
識というのが希薄であるとい
うふうに思っております。

自分たちの地域はいろいろと
そういう災害に遭ったことも
ない、何をしたこともない、
平穏でおられる地域も、や
はり環境的にはあろうかとい
うふうには思っております
けど、今後におきまして、
この場合について河川とか
豪雨とかありますけど、一
番大変なのは地震だと思
います。地震の場合、いろ
んなそういう自然環境
じゃない中において、大
きな災害になりますので、
まだ私ども日置市にお
きまして大きなそう
いう地震という災害に
遭ったことはござい
ません。

ですので、またそういう意識も
薄いのも事実でござ
いますので、今後にお
きましても、自治会
長含めてとりあ
えず自主防災組
織の目標は100%
にしたいという
部分はあります。
だから単独で
できないところは、
隣の自治会と
組み合わせを
しながらでも、
そういうこと
を今後とも啓
発していきたい
と思っております。

○6番（下御領昭博君）

今、市長の答弁
の中で、100%
を目指して頑
張っていくとい
うことですので、
そのように取
り組んでほしい
と思っております。
災害が起きて
からでは遅い
ですので、早
目の対応が必
要ではないか
と思っております。

2番目の質問
に移らさして
いただきます。

市長の答弁
の中で、今年
度、既に全
体の51.4%
に当たる73
組が防災訓
練を実施さ
れているよ
うです。自
分の命は自
分で守る、
また地域
を守ること
の大切さと
災害を最
小限にし
ようとする
熱意が感
じられる
ところ
であります。

そこで、私
たちの地
域の防災
訓練の状
況をこの
場をかり
まして紹
介したい
と思
います。

実は、先
月11月27
日、下
神殿1
区から

4区までの合同の防災訓練が鹿児島大学の井村先生を初め、日置市消防署、日置市医師会からの協力を得て開催されました。

訓練の内容は、震度6強の直下型地震を想定した訓練内容で、震度6の地震を知る防災アドバイザーを井村先生に、地域内の被害情報の収集と伝達訓練と、それと初期消火活動及び救出活動を日置市消防署に、すぐに医者による治療が受けられない状況下での負傷者のトリアージと応急救護を博悠会温泉病院の柳田先生がそれぞれ講演と指導がありました。

自分たちの住んでいる地域の状況、地形、地質について、これまでは風水害の視点からのみで、地震の視点から見ることはなかったため、実際地震が起きた場合、パニック状態になることが予想されることから、少しでも地震に対する知識があれば、パニックになることなく活動できるのではないかと取り組んだところでもあります。

そこで質問ですが、防災訓練を積み重ねることで、多くの知識と避難する心構えが、頭で覚えるのではなく体で覚えるため、しっかり自分のものとなり、これもまた自分自身の大きな財産になるのではないかと私は思います。

このことについて、市長はどのように認識し、各自治体に対し、防災訓練の内容の充実をどのように図っていくお考えか、伺います。

○市長（宮路高光君）

そのように私どもの市におきましても、防災訓練というのはそれで地震、津波、想定した中でやっておりますけど、自治会単位の中でやっていただけることは大変ありがたいことだというふうに思っております。

特にそれぞれの講師の先生方、依頼、こういうものにつきましても、市としてももしそういう依頼がございましたら、いろいろとご紹介をしていきたいというふうに思っております。

今後におきましても、そういう自治会自体がいろんなものを体験する、講話という部分も大事でございますけど、いろんなことを体験して実践していく、このことがいざというときに役立つというふうに認識しておりますので、今後とも、今議員がおっしゃった地域のそういうことを、ほかのところにも自治会長さん通じて啓発していきたいと思っております。

○6番（下御領昭博君）

前向きにやっていきたいというご答弁でしたので、この結局、地域の防災訓練の内容でちょっとお伺いしたいことがございますので、ちょっと質問いたします。

朝8時半より始まったのですが、私としては若干訓練時間が長かったように感じました。終了時には参加者も少なくなっていたようです。やはり全員が最後まで参加できるような訓練内容、時間が大切だと思います。参加者の年齢、性別等十分考慮し、訓練を開催することも大切なことと感じました。

他の自治会の訓練時間、また内容はどのようなことをされているのか、市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

私も全部ほかの地域に行って自治会に行ってこれを見たことないんですけど、まあそれぞれの中におきましては、救助と特に今消防職員の出前講座というのをあちこちの自治会でいろんな総会を含めたり、いろんなするときに併用してやっている。

ただ自主防災、防災訓練というテーマじゃなく、それぞれの地域の皆様が寄り集まったときに、それぞれ話をさせていただいております。一番しているのは、初期消火で、やり方、方法というのをそれぞれ実際に訓練をしたり、そういうことが主であろうかなというふうに感じております。

ほかのところもいろいろまたお聞きしながら、また私もその場に行きながらいろいろと

ほかのところも見ていきたいというふうに思っております。

○6番（下御領昭博君）

今市長の答弁、確かにうちなんかの地域の防災訓練に来ていないので、どれだけ長かったのかわかりませんが、確かにちょっと長いなあと感じたところであります。

この防災訓練を開催する際に、消防署や自治体の協力を得て、どこの自治体も防災訓練を行っていると思いますが、訓練内容を把握され、または必要であれば訓練内容、手順について市のほうで指導されているのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

若干の予算も組みながら、いろいろとあるところは、この防災の中におきまして、チェーンソーを買ったりやっているところもあります。これは地域のそういう倒木等含めた中も含めてやっているという部分もお聞きしております。

さきも申し上げましたとおり、初期消火といえますか、初期行動、それが一番大きなもので、時間的にも30分から1時間以内の中でどこも終わっておるのが事実でございます。

下神殿も私昨年に行かしていただきまして、約2時間半ぐらいありました。大変時間的にも長く、いろんなことをやっているのも、下神殿の場合は私も実際昨年行きましたのでわかっておりますけど、ほかのところもまたご要請がございましたら行って現場を見て、またいろんなご指導もしていきたいと思っております。

○6番（下御領昭博君）

昨年度は1時間半程度でしたけど、今年度は約4時間にわたる訓練内容だったので、ちょっと時間は言いませんでしたけど、ちょっと長いなあと感じたところです。

次の質問に移ります。

私も3番目の質問ですが、話し合いは重要

だと考えますが、認識しております。3、4については関連部が多いですので、まとめて質問したいと思います。

まず最初に、先ほど答弁をいただいたんですが、災害の種類には台風、豪雨、地震やほかにも火山噴火など、多種多様になってきています。

地域も山間部、都市部、海岸部、河川隣接部などがあって、発生した災害の種類や地域によって当然内容も異なると思います。マニュアルの作成に当たっては、災害の種類、発生地域を考慮した内容なのか、伺います。

○総務課長（今村義文君）

マニュアルにつきましては、今年度作成をしております。その内容につきましては、今議員のおっしゃるように、種類ごとにどういった初動をするということで明記をしております。

以上です。

○6番（下御領昭博君）

今、課長のほうから答弁をいただいたんですが、確かにマニュアルというのは、私が思うには、地域とか、条件によって異なってくると思うんですね。だから、大まかなマニュアルが行政側のほうにつくってもらって、後はもう地域が取り組んでつくるべきだと私は思っておりますが、そのことについてどのようなお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私ども行政がつくるのが普通といえますか、バージョン、標準型のマニュアルになります。ですけど、特に地域の状況といえますか、海岸なのか、また河川のそばなのか、崖下の地域なのか、それ全部違います。違う中において、応用していくのはやはり自治会の中でもしていき、いろいろと応用すべきだろうというふうに思っておりますので、市のほうはそれだけに、その地域地域に応じたマニュアルはつくっておりません。

さっきも言ったように、災害の内容によったマニュアルしかございませんので、これはまた地域版というのにも必要であろうかというふうに思っております。

○6番（下御領昭博君）

今の、そのようにしていけたらすばらしい防災のあれができるんじゃないだろうかとも私も思います。

一つ防災士の件について伺います。

防災士の有志が集まり、2004年秋に日本防災士会が誕生し、2010年11月には、特定非営利活動法人（NPO法人）として認承をされました。まだ新しい法人団体であります。

この防災士の登録状況は、平成15年10月を皮切りに、平成28年10月現在までに全国で11万7,560名いまして、九州では大分県で7,814名、宮崎県では3,167名、鹿児島県では1,054名で太平洋側に面したほうが多いようです。

我が日置市においても、何名の防災士がいらっしゃるのか、また、その防災士間の横の連携はなされているのか、以上の2問について伺います。

○市長（宮路高光君）

日置市におきましては、8月末現在で約29名いらっしゃいます。この横の連携というのはまだやっておりませんので、今後また、その登録者の皆さん方とも話をしていきたいと思っております。

○6番（下御領昭博君）

今、市長のほうから29名の防災士がいるということでしたが、防災士の方がふえることによって、その防災意識が高まってくるんじゃないだろうかと思っておりますので、今後の市民の方々の防災士の資格を取ることを要望しまして、次の質問に移ります。

防災組織を立ち上げている自治会には、それぞれリーダーまたは班長的な役割を担う方

がいらっしゃると思います。その方を対象に、防災訓練の方法、防災に関する知識を深めていただくために研修会を定期的開催するお考えはないか、市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

今までもこの地域リーダー、自治会長さんを含めた皆様方に防災講演ということでやっております。年に1回ぐらいなんですけど、これをどの程度していけばいいのか、またこれは事務的に十分検討もさせていただきたいと思っております。

○6番（下御領昭博君）

この防災の状況などを定期的開催することで意識が高まってくると思っておりますので、前向きに検討して進めていってもらえればと思います。

最後の質問に入ります。

海沿い、山沿いなどの地域によって防災訓練の内容は違ってくると思います。各自治会の防災訓練への意識を高めていくためにも、防災活動の発表会を開催することも一つの方法ではないかと私は考えております。

他自治会と意見交換もでき、活性化も図られるのではないかと思います。防災訓練発表会を開催、または前向きに検討するお考えはないか、市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

リーダーを今話いたしました講演会というのをやっておりますけど、それぞれの今やっている自治会の防災の事例発表、これも大事なことだというふうに思っております。

特に自治会長さんとも十分このことをし、それぞれの自治会研修というものもあります。そういう中でも、とりあえず自治会長さんにも、それぞれほかの地域の方がどうしているのか、これは大事なことでございますので、自治会研修の中にもこの事例発表というものも組み入れていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、11番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔11番坂口洋之君登壇〕

○11番（坂口洋之君）

12月定例議会2日目、3番目の質問者となります。私は、社民党の自治体議員として市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、次の2問について質問をいたします。

1点目であります。日置市が現在農業者の高齢化や耕作放棄地の有効活用として取り組み、6次加工による農家の収益と雇用につなげ、活性化につなげる事業としてオリーブの栽培が進められています。

この取り組みは、平成24年5月に、鹿児島銀行との包括的業務協定協力を通して鹿児島銀行から提案され、その後、鹿児島銀行の紹介で野村證券、野村アグリ株式会社と契約を結び、4年6カ月が経過しました。

現在、本市においては、オリーブの植栽が日置市が650本、オリーブ研究会が350本、栽培農家が65戸数、1,674本、合わせて2,674本が植えられています。今年度6kg、来年度60kgの収穫が見込まれております。

また、昨年2月25日には、日置市と鹿児島銀行、市内の企業が出資する鹿児島オリーブ株式会社がオリーブ専門店「Vigore（ビゴレ）」をオープンさせました。

本市の新たな活性化として取り組むこの事業は、日置市民はもとより地元金融機関と自治体との連携する事業として、全国の金融機関も大変注目されております。

そのような中で、日置市のオリーブの栽培の現状と今後の取り組みについて、4項目について質問いたします。

1つ目は、これまでのオリーブ栽培の取り組み状況と生育の課題は何か、伺います。

2つ目、今後の収穫への見通しと鹿児島オ

リーブ株式会社と販売計画について、どのような協議がなされているのか、伺います。

3つ目、長期的な収支の見通しはどのように考え、また市民に対してどのように周知させていく考えなのか、お伺いいたします。

4つ目に、オリーブの加工施設・レストランの構想が計画されておりますが、どのようなものか、理解していいのか、お伺いいたします。

次に、冠婚葬祭の簡素化に向けての取り組みについて質問いたします。

12月に入り、朝夕は寒さを感じる季節となりました。急な気候の変化は特に高齢者は体調を崩す方も多く、亡くなる方も多い季節となります。

今日本は超高齢化社会であり、多死社会であります。市内各地でお葬式も行われております。昨年、私は、生活保護受給者の方が亡くなり、その親族の方から生活保護受給者はお葬式の費用は葬祭補助制度が支給されますが、限度額が21万円程度であり、祭壇なし、参列者なしを想定しております。いわゆる病院から火葬場に行く直送分程度の支給しかなく、その方はかわいそうですので、親族の方がプラス15万円親族で出し合いまして、身内だけの質素な葬式を上げたという話を伺いました。

でも、この話は特別な話でもなく、経済的な理由で直送を選ぶ方も多いというデータもあります。あわせて、お葬式を上げる家族も、葬式に香典を持つ市民の方も、多死社会の中で経済的な負担を感じる市民も多いのではないかと思います。

そこで質問いたします。

新生活運動について質問いたします。新生活運動とは、昭和20年代から30年代にかけて、あちこちで新生活運動という住民運動が広まり、葬式の香典は金額を少なくし、香典返しは少なくしましょう。結婚式は公共施

設でしましょう等の言葉が叫ばれました。

しかし、高度成長とともに徐々に忘れられた経緯もあります。そういう中での新生活運動（冠婚葬祭の簡素化）について、市長、教育長に考え方を伺います。

次に、多死社会の中で葬祭の簡素化を求める声もあります。本市の団体等からそのような声が上がっていないのか、市長、教育長に伺います。

3つ目に、冠婚葬祭の簡素化をまちぐるみでできないのか、市長、教育長にお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のオリーブ栽培の現状と今後の方向性について、その1でございます。

平成25年度からの植栽は、市の実証圃場に650本、日置市オリーブ栽培研究会に350本、平成27年度は、市民への苗木購入助成で1,674本、合計で2,674本を植栽しております。市民の方々による植栽が今後もふえることから、オリーブ栽培研究会に協力をいただき、栽培講習会の開催や圃場の巡回指導を継続して実施していきたいと考えております。

昨年の台風を教訓に、台風対策を行うことや、剪定・病虫害対策等が課題と思われませんが、オリーブ栽培歴に従って、管理していくことが大事であると認識しております。

2番目でございます。植栽から3年目のことは、約6kgの収穫であり、来年度は60kg程度の収穫を見込んでおります。今後、1本当たり10kgの収穫を目指しております。

販売計画につきましては、店頭販売やデパート・ホテル販売に加え、今年度からインターネットによる通信販売サイトも開設しましたので、それらによる販売も計画しております。

3番目でございます。鹿児島オリーブとは、

1kg当たり800円で買い取ることでありまして、成木で1本当たり8,000円の収入を見込んでおります。また、市民にはオリーブ栽培説明会時に説明をしております。

4番目、加工施設につきましては、搾油・充填に加え、ネット販売などにも対応した施設を考えております。また、レストランにつきましては、観光複合施設も兼ねたものと考えておりますが、鹿児島オリーブとの協議の中で、数年後に建設は予定しております。

2番目の冠婚葬祭の簡素化に向けての取り組み、その1でございます。

冠婚葬祭につきましては、昨今、家族葬や会費制の披露宴など、ある程度簡素化が進んでいると考えてもおります。また、祝儀や香典などにつきましては、各個人のおつき合いの程度などもあり、各個人の判断によるものと考えております。

2番目でございます。本市の各団体から、葬祭の簡素化についてのご意見は今のところはちょっといただいております。

3番目、冠婚葬祭の簡素化につきましては、各個人の考えもでございますので、市全体で取り組みは難しいと考えております。まずは各種団体や地域の自主的な取り組みを考えてありまして、またいろんな生活学校とか婦人連絡協議会等もございまして、こういう方々とも今後、協議をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

冠婚葬祭の簡素化について、1番目ですが、新生活運動（冠婚葬祭の簡素化）については、昭和30年代から始まったようであります。

以前、旧4町の婦人会や生活学校等でも取り組んできた実績があります。

現在、一昔前と個々人の生活スタイルも多様化していることから、地域女性連や生活学

校においては、積極的な取り組みは行っていないようであります。

2番目です。高齢化の進展により、市の人口の約3割は高齢者ということもあり、今後も高齢化により死亡していく人数は多くなっていくものと思われまます。

しかし、葬祭の簡素化について、本市の各団体からは特に運動の推進についての要望は聞いておりません。

3番目です。隣接の自治体で、町ぐるみで取り組んでいるところはほとんどないようであります。

本市においては、各種団体ごとの活動の中で自主判断で取り組んでいただければと考えております。市民の方々の考え方も、生活スタイルや価値観の多様化もあり、一律に統一することは難しいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

市長、教育長よりオリーブ栽培の現状と取り組み状況、また冠婚葬祭の簡素化についてご答弁をいただいたところでございます。

きょうは女性団体の方も来られております。オリーブの事業のこととか、また冠婚葬祭のことについては非常に関心があらわれているのではないかなと思っております。

では、まず最初に、オリーブ栽培の現状と課題の方向性について再度質問をいたします。

このオリーブ事業につきましては、市民の方から多数声が寄せられております。オリーブが本当に地域の活性化になるのか、また、民間事業者と事業を進める中で課題はないのかという、そういった意見、また、新しい日置市の地域の活性化としてオリーブが活性化につながるのではないかという、そういったさまざまな意見が寄せられているところでございます。

先般、日置市議会、議会と語る会におきましても、オリーブについてさまざまなご意見をいただいたところでございます。

私がやはり聞いた中では、これから5年間、5年後、10年後、この事業を成功させるためにも、やはりこういった事業については、市民に長期的な見通しを示すべきではないかという、そういった声も複数いただいております。

そういった中で、まず、市民へのこの事業への期待と不安、市長はどのように認識をされているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

このオリーブ栽培を開始してもう3年程度になります。今も気候的なもの、いろいろなものを勘案して、今の時期におきまして大変不安に思っている市民も多いというふうに思っております。私ども実際、こういう栽培してみますと、大変難しい部分もたくさんございます。

その中におきまして、やはり継続していかなきゃならない。きちっとした実を見していかなきゃならない。その中で市としては、実証圃場をつくっております。ここにおいて、実証圃場の中において、皆様方に見学できる、そういう圃場をつくるのが一番大事なことでございまして、今のこの段階ではいろんなご意見が殺到するのは当たり前だというふうに思っております。

そういう中におきましても、それぞれの技術を駆使しながら、少しでも早く実をならせることが大事なことでございまして、そういうことを含めながら、まだ今さっきも申し上げましたとおり、まだ全面的に市民の皆様方をお願いという分はしておりませんが、実証圃場を早く成果を出すことが一番大きな肝心であるというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

このオリーブ事業というのは、長期的な視点が必要でありますし、これまで多額の税金も投入されておりますので、私自身もこの事業についてはぜひ成功させないといけないと

いうことも十分認識しているところでございます。

私は、今回、オリーブの一般質問に当たって、小豆島の取り組みの状況を調査をさせていただきました。

たまたま小豆島に社民党の議員がいらっしゃいましたので、その方を通して、小豆島町のオリーブ課長の方について、小豆島の状況について少し述べさせていただきたいと思っております。

小豆島につきましては、平成15年のオリーブ振興特区認定後、企業が農業参入することになりました。苗木を1本500円で配布をしまして、農地を貸し借りのあっせん、耕作放棄地の解消に取り組んでおります。

現在、小豆島では、栽培面積が140ha、収穫量が年間350tまで回復しているところでございます。

また、どういった課題がありますかということでお聞きいたしましたら、やはりオリーブ農家の方々、高齢化が進んでいると、70歳を超えた農家の皆さんが、夜に蛍光灯の下できずの有無を見分ける選果作業はとてもつらいと思えますと、高性能な選果機の開発が急務であると、また、栽培面は、本町の主力品種であるミッションの炭疽病対策がこれがなかなか進んでいないという、そういった状況もありました。

また、鳥獣対策のこともお聞きをいたしました。オリーブについては、鳥獣対策とはどちらかという、そう関係ないかなと思ったんですけども、小豆島もイノシシが四国とか中国地方から海を泳いで小豆島にすみつく、そういう意味では鳥獣対策もそういった課題になっているという、そういったこともお聞きをしたところでございます。

市長は、小豆島にこれまで何回か行かれておきまして、熱心にこのオリーブについて調査をされているというふうにもお聞きしてお

りますけれども、まず、市長は、小豆島に行きまして、どういったことを学んだのか、そのことについて市長の考え方を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ちょうど小豆島もオリーブを一時的に大変減反といいますか、面積が減ったという時期があったということです。

今は小豆島のほうはちょうど108年ぐらい、あと来年、再来年110年ということでもあります。百年祭という大きな一つのイベントもやったということでございますけど、やはり100年という経緯の中におきまして、それぐらい考えていかなければこういう一つの特色的な栽培はできない、この二、三年、四、五年でできることではないということを実際に痛感しました。

それぞれの場所も見させていただきましたけど、いろいろと鳥獣のといえますか、イノシシの害のところもありますし、基本的にはあそこの圃場というのがそんなに大きな圃場じゃなく、1畝、2畝の段々畑でございます。収穫にしても、高齢化になっていきますと、大変収穫もしにくい場所であるというのは十分認識しております。

ですけど、基本的に一番いいのは雨量が少ないということの中におきまして、そのようなことで、向こうに定着していると思っております。

今おっしゃいましたとおり、種はミッションという品種でございます。ミッションにつきましては、炭疽病に弱いと、そういう部分もありますし、いろんな種類もございます。

その中におきまして、私ども向こうの町長ともお話をしまして、今後、今九州を含め関東まで栽培している地域がございますので、この連携をどういうふうにとっていくのか、今後の課題もありますし、特に今オリーブの冠ですね、先般もマラソンとかいろんな中に

なっとなるときは、あれはオリーブの冠なんです。

日置市におきましても、そういう夢じゃないけど、オリンピックにおいて冠もやっぺいこうとか、そういう部分もあります。

基本的にオリーブというのは、実もなんですけど、葉っぱもだし、いろんなものが全部いろんな健康食というふうな中で、私はあるというふうに思っております。いろいろと市民の皆様方にまだ3年ぐらいする中では、大変不安がっているのも事実でございますけど、この結果を早く出さなきゃいけないというのもありますけど、焦ってもできないことでもございますので、長期的な中におきまして、このオリーブ栽培というのは進めていきたいというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

先ほど小豆島のオリーブの鳥獣被害のことをちょっと指摘したと思っておりますけれども、聞いてみますと、鳥獣がオリーブの実を食べるわけではなくて、穴を掘って、その苗が倒れるという、そういったのが課題とお聞きしましたけれども、そのことについての市長の認識をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれあそこの海岸端と山と二手に分かれます。鳥獣の被害、イノシシにしても、そういう山手については電柵ですか、そういうものの対策もやっておりました。こういうものもやはり私どものところもイノシシ、鹿も多いんでございますので、今後大きくなるにつれ、そういう対策というのにも必要であろうかというふうには思っております。

○11番（坂口洋之君）

次に参ります。平成24年の鹿児島銀行と包括的連携協定を結んでおります。

当初、協定を結んだ時点で市長は議会答弁で、オリーブの生産加工販売は同時に進めなければならないと答弁されております。日置

市がオリーブの生産啓発を、加工販売は鹿児島銀行の野村が主に取り組んでおります。

そこで質問いたします。日置市、鹿児島銀行、野村証券との生産加工販売の産・官・金融が連携して事業を推進する体制づくりについて、これまでの取り組みの成果と、この3年間をどう総括されているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に当初皆様方にお話ししたとおり、生産体制については行政のほうでやる、販売体制については野村証券、鹿児島銀行でやってもらう、そういう取り決めもさせてもらっております。

そのような状況の中、鹿児島銀行を中心に鹿児島オリーブ株式会社というのを設立させていただきました。その中におきまして、販売、加工のほうにつきまして、特に一昨年からスペインとイタリアのほうから鹿児島オリーブのほうはもう輸入をしております、日置産という中におきまして、販売ももう実践をしております。

今、もう2年間の中におきまして、1年に4,000㍔というイタリアから2,000、スペインから2,000という中で、約2年間販売もしてまいりました。

その中におきまして、いろいろと苦勞もしておりますけど、その中におきましては、最初の皆様方にお話ししたとおり、すみ分けは今しながらやっておりますし、特に来年に向けてもまだ鹿児島銀行のほうはイタリアとスペインの現地に行きまして、原油といいますか、それを購入もしてもらっております。

おかげさまで今、ふるさと納税というものの中で、鹿児島私ども日置産のオリーブ、これも大変好評で、鹿児島オリーブを通じてネットで販売もされております。やはりそういうすみ分けはきちんと今後ともやっていきたいというふうには思っております。

○ 1 1 番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中で生育状況の課題につきましては、剪定・病害虫対策が課題という答弁がございました。

そこで再度質問をいたします。現在、日置市は小豆島に若手の職員が派遣をされております。除草、防除、定植、収穫、搾油の内容で、技術習得に延べ150日行く予定であります。

まず、12月14日に前半戦が終了すると思えますけれども、収穫、搾油、加工を中心とした前半の研修を実施をされたとお聞きいたしますけれども、小豆島研修の年内の研修について、その効果と、また本市がオリーブの生育を成功させるために何が必要だということを認識されているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

職員のほう約半年という中におきまして、特に小豆島の一農家の方にこの2年間、私どものオリーブの栽培講習会を来ていただいております。今その農家のところに研修にやっております。とりあえずまだ私どもも栽培経験は浅うございますので、当分の間は小豆島の農家の方に、また剪定にしても、防除にしてもご指導をいただきたいと思っておりますし、職員のほうも半年行っておりますので、ある程度の技術的な習得というのはなされたというふうに思っております。

○ 1 1 番（坂口洋之君）

次に、本市のオリーブの生産・加工・販売体制について状況をお聞きしたいと思っております。

本市がオリーブ事業を進める上では、鹿児島オリーブ、鹿児島銀行、野村証券との連携・協力が必要と私も認識をしております。

その進め方は、日置オリーブ事業合同会議で定期的に進められていることをお聞きしておりますけれども、そこで質問いたします。

まず、設置協議についての基本的な考え方や、また参加メンバーの役職、開催周期、議長は誰がするのか、お伺いしたいと思います。

○農林水産課長（久保啓昭君）

オリーブ事業の合同会議につきまして、役割分担等は決めておりますけれども、それぞれの進捗状況とか、今後の計画など共通認識を図るために開催している状況でございます。

メンバーにつきましては、鹿児島銀行が担当の部長、室長、伊集院の支店長、担当者でございます。野村グループのほうは、野村アグリプランニングの社長、鹿児島の支店長、次長、それから鹿児島オリーブのほうは社長、部長、次長でございます。日置市のほうは部長、課長、課長補佐、担当者でございます。

開催の周期につきましては、定期的ではなく、必要に応じて開催している状況でございます。

議長につきましては、鹿児島銀行の担当部長が務めている状況でございます。

○ 1 1 番（坂口洋之君）

先ほど答弁があったわけでございますけれども、現在本市では、日置市で650本、オリーブ研究会が350本、そして契約農家が65名で1,674本が植栽をされております。

本市においては、将来的には2万本という目標を立てられております。現在、2,674本の植栽状況であります。毎年基本的には2,000本の植栽が目標とお聞きしておりますけれども、生産体制について、議会の中でも課題であるのではないかと、そういった指摘もありますけれども、鹿児島オリーブ事業合同会議で進捗状況について、当然定期的に供給をされてきておりますけれども、現在の植栽の状況、収穫量の見通し、また、販売戦略についてどのような共通認識を持っているのか、お伺いしたいと思います。

○農林水産課長（久保啓昭君）

共通認識ということでございますけれども、収穫につきましては、先ほど議員のほうからもありましたとおり、ことしは6kgほどの収穫がございまして、木の成長とともに収穫量はふえていくというふうに考えております。

販売につきましては、現在、インターネットを使って販売とか、マーケティングを広げておりまして、日置市産のオリーブオイルが生産化・製品化された際にはまた、それなりの販路にのせていきたいというふうに考えております。

○11番（坂口洋之君）

3月定例議会の中で、産業建設委員会の中でも、今後のオリーブの植栽につきましては、どう進めていくのかという質問に対しまして、日置市のお茶の協議会と連携をしながら話し合いを進めながら、転換させることも考えるという、そういう答弁がありましたけれども、お茶の事業者組合との話し合いというか、状況はどうなのか、そこら辺についてお尋ねいたします。

○農林水産課長（久保啓昭君）

茶業振興会のほうとはお茶の伐根の時期とか、あと収穫、茶の摘採の時期とか、いろいろオリーブとの競合しない部分等もありますので、そういう場所の選定とか、そういうものをいろいろ植栽をしていただくところをまたお茶の振興会のほうとも協議をしながら進めている状況でございます。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどいたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

○11番（坂口洋之君）

オリーブの植栽について、再度質問をさせていただきたいと思っております。

日置市の地域再生計画、日置市のオリーブ産業プロジェクトという書面を見ますと、地域間の連携、南さつま市等と連携してブランド化を目指し、本事業の効果は南九州全域にわたると書かれております。

植栽については、本市だけではなく、当然広域的な連携が必要と思っておりますけれども、現状はどうなのか、お尋ねをいたします。

○農林水産課長（久保啓昭君）

広域連携についてですけれども、今のところは各市お互いに植栽をふやしているという状況でございます。

オイルを搾る段階になってくれば、本市を中核とした広域的な連携が生まれてくるというふうに考えております。

○11番（坂口洋之君）

あわせて、次に3月補正、産業建設常任委員会の審議で、新産業創出支援事業5,026万9,000円が鹿児島オリーブに補助金として支出されております。デザインやコンサルタントについて、福岡在住の方であり、補助の趣旨から地元の経済効果につながらないという議員からの指摘もございました。

地方創生交付金を原資に多額の補助金を投入する以上、鹿児島オリーブ株式会社の販売計画や売上目標を明確にするとともに、関係機関による詳細な説明まで申し入れが委員長から報告をされました。

この3月議会で会議録を読ませていただきましたけれども、補助金のあり方や販売計画の説明不足等厳しい意見がされております。まず、市長は、この産業建設常任委員会の指摘事項の委員長の報告について、どのような認識をされ、またその後どのような対応をされたのか、お尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

委員会の中のそれぞれ質疑の得ている中で、

委員長からそのようなのをいただいた、それぞれ地域に循環していく、これができていないというようなご指摘もあったというふうには思っております。

今回の地方創生におきましては、基本的に開発、また販売ルートの確立、これが大きな一つの地方創生のあり方でしたので、特に今、お願いしている化粧品の開発、それとさっき言いました販売ルートの確立、こういうものは今予算の中で実施をしております、化粧品のほうもある程度できまして、今モニターといいますか、これを使っていただけの方々のご意見というのを今から実施をするということでございますので、3月までにそういう結果、経過、こういうものはいただくという気になっておりますので、このことについてはきちっとまた議会のほうにも報告していきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

その会議録の中を見ましても、鹿児島オリーブへの公金支出についてのさまざまな質疑があったようでございます。

本市においても、この事業を進める上で資金的な協力も必要かもしれません。販売に5,026万円今回支出されておりますけれども、鹿児島オリーブに対しての公金支出の考え方をお伺いしたいと思います。

また、民間企業への支出は明確な目的と収支の見通しが重要であると考えておりますけれども、事業化が進む中での鹿児島オリーブへの補助金等の支出についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○農林水産課長（久保啓昭君）

鹿児島オリーブにつきましては、地域の活性化やオリーブの産業化による雇用創出に向けて日置市をオリーブの産地にするための事業を推進してきておまして、市としましても、鹿児島オリーブの自立を前提としながら地域活性化につながるオリーブの産地化に向

けた事業に対しては、必要な財政支援を図っていくということで考えております。

○11番（坂口洋之君）

この長期的な収支とかまた販売計画なんですけれども、多くの市民の方が非常にこのことについては関心があります。

民間企業であれば、民間事業者が金融機関からお金を借りて投資をするわけですが、これは国の国庫事業とはいえ、原資は市民の税金であります。多くの市民の方が、この事業に対してどの程度の投資をして、どの程度の効果があり、どの程度の収支の状況があるのかというのは、非常に関心があります。

多くの議員の方も、このことについて市民の方から尋ねられております。私だけではなく、ここにいる多くの議員の方が、そのことについて非常に関心を持っておりますけれども、そこら辺の市民に対しての長期的な見通し、また販売計画、先ほどの私、答弁書を見ますと、鹿児島オリーブとは1kg当たり800円で買い取ることとしており、成木で1本当たり8,000円の収入を見込んでおります。また、市民には、オリーブ栽培説明会のときに説明をしておりますと書いてありますけれども、多くの市民の方がオリーブ栽培の説明会に行って、その状況を把握できる状況であったのか。やはり市としての広報紙などで、そこら辺の長期的なビジョンについては示すべきじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺の考え方について、市長にお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今回の補助金の中におきますやりとりの中で、さっきも言ったように、実績報告、こういうものはきちりいただいた中においてしか今のところはわかりません。まずは、本年度はまだ継続中でありまして、こういうものについては、やはり議会のほうにもきち

と私のほうも報告をするつもりでもおります。

今おっしゃいましたとおり、鹿児島オリーブの構成というの、鹿児島銀行だけじゃなくほかの企業も入っております、日置市のほうはまだ入っておりませんが、行く行くは日置市のほうも鹿児島オリーブの中に入って、その経営状況というのはきちっと見ていかなきゃならないというふうには思っております。

そういう中におきまして、さっき栽培をした方々にはそういう説明をしながら今やっております。また、議会を通じた中においても、市民の皆様方にそういう報告をするべきことは今回の約五千何百万円の委託をした分についても、きちっと説明する時期が来るというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

民間企業との共同事業ということで、きめ細かい金額までを市民に周知させるとは言いませんが、やはり多くの市民の方が、どのくらいの投資をして、どのくらいの効果があるのかというのは非常に関心がありますので、そのことは十分認識をしていただきたいと思っております。

次に、鹿児島オリーブについては、28年度は販売計画につきましては、3月の補正予算の中で、28年度については購入については店頭が1割、ネットが4割、あとは関係機関を通しての販売が5割で販売するというところで答弁がなされておりますけれども、28年度の販売状況と、また今後の販売の見通しについてご説明願いたいと思います。

○農林水産課長（久保啓昭君）

28年度につきましては、スペインとイタリアのほうからそれぞれ2,000Qを輸入しまして、総本数で2万2,000本、食品や化粧品を合わせまして4,710万円ほどの販売計画をしております。

先ほどありましたとおり、店頭、ネット以

外では山形屋とかJR九州、城山観光ホテル、白水館等での販売をしております。

また、市長のほうからもありましたとおり、ふるさと納税の返礼品としても注文がふえている状況でございます。

○11番（坂口洋之君）

あわせて、先ほど述べた地域再生計画のことについてお尋ねをいたします。

先般、日置市の総合計画を議員各位に配付をされておりました。日置市総合計画を見ますと、29年度の事業計画が示されています。計画額も29年度から31年度まで、オリーブ事業の内容と計画額が示されております。

29年度は5,581万円、30年度は801万円、31年度は1億1,924万円という計画が示されております。この事業につきましては、新産業創出支援事業交付金事業であります。目標計画、重要業績評価指標、KPIと言われておりますけれども、この中で補助金等が出ると理解しておりますけれども、これについては、毎年評価をしなければならないと思われま。

それとあわせて、今後の補助金の見通しとこの重要業績評価指標についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○農林水産課長（久保啓昭君）

これからの補助金の見通しということでございますけれども、今年度から地方創生の推進交付金を活用しておられまして、一応3カ年、30年度までの事業計画でございます。

補助としましては、50%の補助ということでございます。KPIにつきましては、そういう雇用の創出とか、いろいろそういう地域に活性化をするものの目標をしております。

○11番（坂口洋之君）

済みません、先ほどにちょっと戻るんですけども、先ほど販売計画につきましては、店頭1割、ネット4割、そして企業の関係が

5割ということで、企業の関係につきましては、城山観光ホテル等に販売しているということだったんですけれども、ネットが4割ということで、私も鹿児島オリーブのホームページを見させていただきました。

オリーブの品評会というか、ので、非常に金賞をとった、銀賞をとったということで、高い品質であるのではないかとことを理解しておりますけれども、ネットの4割というのは、どういった方々が購入をされているのかという傾向がもしわかれば、通常ネットで申し込む場合は、年齢とか住所とか、そういったのをまず表示して申し込むわけがございますけれども、そのネットで売られている4割の販売の傾向とか、販売先とかそこら辺がもしわかればお聞かせ願いたいと思います。

○農林水産課長（久保啓昭君）

農林水産課ほうではそのネット販売の状況の内訳等はまだちょっともらっておりません。

○11番（坂口洋之君）

当然、ネットの場合は申込者から申し込みの発送先までは十分わかっているはずだと思います。販売する上では、県外の方の売上げが多いのか、県内の方の売上げが多いのか、若い方が多いのかといった傾向はつかむのが必要だということで、営業をする方も当然のことだと思いますけれども、そこら辺の販売ニーズの把握というのを市としてやっぱりしっかりとした形でつかむ必要があるのではないかとことを伝えたいと思いますけれども、その辺の認識を再度お聞かせ願いたいと思います。

○農林水産課長（久保啓昭君）

販売につきましては、そういう年齢層、いろんなどの地域からとか、そういうものを今後把握しながら推進をともに図っていきたいと思います。

○11番（坂口洋之君）

次の質問をいたします。

日置市の鹿児島オリーブの商品と今オリーブオイルにつきましては、1瓶180mlだったら2,000円ぐらいやということをお聞きしております。当然、高級なオリーブオイルですので、買う方々もある程度の所得の高い層が多いのではないかなと思っております。

一方、これから日置市がオリーブを新たなまちづくりにつくるためにも、やっぱ市民の方々がオリーブをぜひ使いたい、使ってみたいなという、そういった取り組みと工夫が必要なんじゃないかなと思っております。

どうしても価格的にも非常に高いですので、日置市民がたくさん買えとは申しませんが、もう少し市民が鹿児島オリーブの商品を使えるような、そういった工夫が必要だと思いますけれども、そこら辺についての考え方を市長にお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

議員がご指摘いただいたのは、私のほうからも直接鹿児島オリーブのほうにお話をさせていただきました。基本的に180で2,000円ぐらい、こういうふうなお歳暮ならいいけど、やはり私どもは当初から市民の方々も使える価格というのがあるんだと、また、それぞれ買えばそんなすばらしい瓶ではなくてもいい、もうペットボトルでもいいんだ。そういうものも提案をして、恐らく29年度からそういう店頭で何かg入りでもうそういう形じゃなく、販売もし、価格も安くして市民の方々に提供するよう指導しましたし、恐らくそういう報告もいただいておりますので、29年度からそのような方向になっていくというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

先ほど市長が29年度からもう少し使いやすい商品を販売するという答弁があったところでございます。

日置市もいろんな飲食店とか、ホテルとか、旅館とかあると思います。私もこれから日置市がオリーブを力を入れていくということは、私も応援したいと思っておりますけれども、しばらくは外国からの輸入をしながらの販売となりますけれども、日置市内の飲食店とかホテルとか旅館で、オリーブという字がホームページ上では全く出ていないという、そういった状況ですし、またよそから来たお客さんが、オリーブのまちということをアピールするためにも、すぐにたくさんものを出せとは申しませんが、もう少しオリーブを実感できるような工夫が必要じゃないかなと思っております。

最後に質問をいたします。

私も今回質問いたしまして、いろんな全国各地のオリーブの植栽をしている自治体の状況を調べてみました。天草市は九電工が非常に力を入れてまして、一企業が岩田屋などの地下にお店を出しているという、そういった事例もありました。

また、荒尾市では地元のオリーブ研究会が一生懸命取り組みまして、建設業などの参入が進んでいるようでございました。

国東市も、同様な形でいろんな形で参入されております。

今は、どこも植栽をしながら徐々に生産をふやしていくと思っております。

将来的には、各自治体のオリーブ油についても、競争が行われてより品質が高まっていくのではないかと考えております。

最後に、このことについて市長に決意をお聞きいたしまして、オリーブの質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今までオリーブといえば小豆島、香川県、これが一つの日本の定番になってきたのは事実でございます。この10年間ぐらいの中におきまして、基本的には健康ブームという中

におきまして、このオリーブが見直されたということも事実でございます。

そのような中におきまして、特に九州管内におきまして、行政、また企業、それぞれの方々がこの取り組みをやっているということでございまして、今オリーブが関東まで、小田原、神奈川県まで延びている。それぞれの関東農政局のほうもオリーブに対します講習会したりやっております。

そのようなことがあって、先般、小豆島のほうに私も出向きまして、向こうの町長と全国のこういうオリーブのサミットをしたらいかかということも提案を申し上げました。そういう中におきまして、小豆島のほうで来年、再来年、ちょうど110年に当たるときに、全国のサミットをやりたいということをお話もしていただきました。

そのようにして、今後、地域間のオリーブの競争も出てまいりますけど、それ以上に栽培技術に研究をしていかなきゃならないと、そのように考えておりまして、今後におきましても、ちょっと長い目で見ていただきながら、また私どももそれに甘んずることなく、やはり厳しくこの栽培、また販売をやりたいと。

鹿児島オリーブのほうにいろいろ委託もしますけど、やはりそういうふうにつきましては、今いろんな開発の時期でございまして、こういうことについてはさっき言いましたように、補助金とかいろんな使われている道がございまして、こういうのは透明化した中において、議会のほうにもきちっと報告するようになりたいと思っております。

以上です。

○11番（坂口洋之君）

次の冠婚葬祭の簡素化に向けての取り組みについて、再度質問いたします。

お葬式の全国の平均費用が234万円とも言われております。家族葬や直葬で平均額は

下がる傾向であります。経済的な負担が必要であります。今後、医療や介護、年金が見直され、高齢化社会の中で収入の少ない方には、生活することが困難なことが予想されます。

この問題は、個人の問題であり、個人が判断するものであります。まして行政が指導するものではありません。誰かがどこかで問題点を指摘し、行政が市民の声を反映させなければならぬと思います。冠婚葬祭を簡素化し、香典等の経済的な負担について地域全体で考えればと思います。

質問します。

まず最初に、冠婚葬祭についても、社会的、経済的に大きく変わっております。結婚式においても、式や披露宴を実施しない若い世代も増加しております。冠婚葬祭の現状について、市長はどのような認識を持たれているのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

最近におきます冠婚葬祭、恐らく多様化といえますか、さっきご指摘ございましたように、もうそういう披露宴もしないで入籍だけする人もいらっしゃるし、また、葬式にしても家族葬、これも広がっているのも事実でございます。

昭和50年代、さっきご指摘ございましたこの簡素化、特に婦人部の皆様が中心になりまして、お返しもなし、また会費制でやりましょうという運動が約十数年続いたというふうに思っております。それが今、なし崩しになった状況の中で、今の現状の冠婚葬祭が行われているというふうに思っております。

先ほど答弁いたしましたとおり、今後、こういう自治会とか、婦人部とか、生活学校とか、こういう方々がたくさんいらっしゃいますので、そういう方々にこのことについて行政として問い合わせをいたしますか、アンケートかわかりませんが、そういうご意見

を聞きながら、冠婚葬祭については取り組んでいきたいというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

新生活運動について再度お尋ねをいたします。

先般、同僚議員が8月に鹿児島県の長島町に新生活運動について政務活動に行っております。

時間がありまして、細かい点はお話をしませんけれども、長島町は平成22年度から新生活運動を推進し、5年目を迎えております。

そこで、各自治会長にアンケート調査をしております。事前に教育長にアンケートについてお渡しをしました。長島町で新生活運動を始めてよかった、自治会長にアンケートとっています。効果があったと思いますかという質問に、64%の自治会長が「よかった、少しは効果があった」、新生活運動は今後も継続して運動を進めるべきではないかという質問について、「運動は継続してやるべきだと思っております」「新生活運動でお返し辞退のしおりをしております」、利用しておりますか、「利用した」という方は2割でございました。長島町は漁師町でもあり、昔はもと非常にこういった冠婚葬祭が盛んであったわけでございますけれども、長島町はこういった形で新生活運動について効果があったという、そういったアンケート結果、教育長も読まれたと思っておりますけれども、そのことについての見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

長島町の取り組みにつきまして、文書も読ませていただきましたが、やはりそれぞれ地域の特性もあるんじゃないかなと思います。長島町のほうでは、今ご指摘がありましたとおり、新生活運動の一環として香典袋等に入れて使用できるお返し辞退のしおり等を作成して、配布などもされているようでありますが、実績評価のアンケートでは、35%程度

ということで、まだまだこれを見ると評価は低いのかなと私は思っております。

それぞれ、ということは課題も多いような気がしております。したがって、日置市でこれを取り組むかどうかについては、まだまだちょっと時間が必要かなと、そんな気持ちを持っております。

○11番（坂口洋之君）

特に葬式につきましては、新生活運動を私調べてみましたら、群馬県がその名残が残っております、通常の葬祭の受付と新生活運動の受付2カ所ありまして、新生活運動に賛同する方はシールを張って、新生活運動で受け付けを済ませるといことですね、受付が2カ所あれば、十分可能なのかなといことをお聞きをしたところでございます。

そういった意味でも、すぐにこの新生活運動が広がるとは私は思っておりません。全国的にも、西之表等もこういった啓発は書いてありますけども、啓発が書いてあっても、じゃあ実際できるのかといこと、そういった問題もありますので、まずは長島町のような形で、自治会長、民生委員にアンケートをとれないのかなあとは思っております。

やはり自治会長、民生委員の方が、近年、非常に亡くなる方がふえてきていると。自治会長、民生委員をすれば、全てのところにやっぱり葬式に顔を出さないわけにはいかないと、そういった負担が非常に厳しくなっているといこと指摘もございませう。市長も教育長も地域を回って、この話題について余り聞かれないかもしれませうけれども、そういった思っている方が私は一定数いるんじゃないかと思っておりますけど、そこら辺の見解について、市長にお答え願ひます。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、本当に負担になっている方もいらっしゃるといことは十分わかっております。このいこと、やはりこのい意

見といものを十分お伺いしながら、このいことも大変行政が主体的にやるよないことじゃない。ただ、側面からいろんな団体がこのいことをしていく、このい後押しはいいいことであるといふうに思っております。

今後におきましても、さっきございませう自治会長、民生委員、生活学校の方々にこのいことについての問ひ合わせを29年度の中にもやっていただき、またその結果についてはご報告も申し上げたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

2分しかありません。

○11番（坂口洋之君）

最後の最後です。

先ほど市長が、このいことについてはアンケートをするといことと理解してよろしいでしょうか。

まず、私は、これはまず、地域の皆様方の状況について、アンケートが必要だと思ひますので、そこからまたこのいことについて広がっていきたいと思っております。

今回、オリーブと新生活運動2つの問ひをいたしました。私の問ひもこれで終わりたいと思ひます。

○議長（成田 浩君）

答えはいいですか。

○11番（坂口洋之君）

はい。

○議長（成田 浩君）

次に、15番、漆島政人君の問ひを許可しませう。

〔15番漆島政人君登壇〕

○15番（漆島政人君）

さきに通告していましませう今後の河川・道路の維持管理体制について問ひいたします。

日置市も合併してやがて12年がたちませう。合併当時の高齢化率は27.41%でした。しかし、現在は32%です。中でも、山間部においては、予想以上に高齢化の進行が進ん

でいるようです。

ちなみに、高齢化率60%を越す自治会は、ことしの4月1日現在で、東市来で2自治会、日吉で1自治会、吹上で8自治会です。吹上の場合は、その中でも70%の自治会が1、80%を越す自治会が2つあります。そうした自治会は、さきの議会報告会の中でも多くの意見や要望が寄せられましたが、道路や河川の維持管理作業に苦慮されています。

市は、愛護作業については無理せずにやれる範囲でいいですよと、そう言われますけど、それを自治会が真に受けて放置していけば、市の負担は幾らでもふえていきます。また、最近では、高齢化等が起因する愛護作業の事故もふえています。

そこでお尋ねしますが、自治会から作業依頼等の要望はどういった状況にあるのか、また、要望があった自治会への対応はどう対処されているのか、お尋ねいたします。

また、高齢化率50%を越す自治会も東市来で8、伊集院で4、日吉で5、吹上で20となっています。このことを考えただけでも、今後、道路や河川の維持管理作業については、大きな課題となっていくことは間違いないと思いますが、今後どういった方針で臨んでいくのか、お尋ねいたします。

次に、自治会や地域づくり事業で対応できない道路や河川の草払い等については、業者委託のほかに直営の道路作業班で対応しています。

しかし、この道路作業班についても、雇用環境や作業環境について、さまざまな意見や要望が寄せられています。

そこで、作業員の賃金及び作業に必要な経費は、委託料で積算している人件費や必要経費と比較して適正な額と認識されているのか。

また、地域ごとに作業面積や作業体制も異なっているようですが、作業員の配置や作業に必要な経費等は地域ごとに適正に配分され

ているのか。そのほか地域別に平成27年度作業員1人がこなした道路延長や道路以外に作業した面積と経費について、大まかな数字で結構ですので、お示ししていただきたいと思えます。

また、作業時に使用する車両の保険加入や作業時の安全対策などについて、問題なく整備されているのかお尋ねして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の今後の河川・道路の維持管理体制について、その1でございます。

市道・河川の愛護作業は、市民協働による住みよいまちづくり、美しい地球環境づくりを目指すため、年間を通してお願いしているところでございますが、過疎化の自治会からの愛護作業が大変になっているという意見も伺っております。

27年度に自治会から愛護作業で行うことができなかったところの作業要望は、伊集院地域で6件、東市来で1件、日吉で5件、吹上で3件の合計15件が、道路作業班において作業を行っております。

2番目でございます。作業困難な自治会があれば、道路作業班や業者に委託するなどの対応を検討したいと考えておりますが、基本的には、河川及び道路の愛護作業におきましては、自治会や地元の協力をいただきながら、引き続き、適切な管理に努めてまいります。

3番目でございます。道路作業員の雇用については、市で定めた賃金及び作業内容を説明し、合意の上で雇用契約をしているものと認識しております。

作業に必要な経費は、消耗品、燃料費、修繕費などがあり、その必要額を毎年度、積算して予算計上を行い、執行しております。

また、市道伐採業務委託については、交通量などが多く道路作業班での作業が危険と判

断される箇所を土木業者等に委託しており、単に作業量だけの比較には当たらないと考えております。

4番目でございます。平成27年度の作業体系は、伊集院8名、東市来7名、日吉6名の道路作業員体制、吹上は、道路監督員1人、道路作業員6名の7名体制で市道の草払い及び樹木の伐採を行っております。

各地域の27年度の実績につきましては、市道管理延長で、伊集院で211km、東市来で221km、日吉で107km、吹上で215kmとなっております。

作業員の作業内容は多種にわたるため、1人当たりの作業面積までは記録していませんが、必要経費は、消耗品や燃料費等で、伊集院で8万9,000円、東市来で7万7,000円、日吉で5万9,000円、吹上で11万4,000円となっております。

市民や自治会からの要望が多様化する中、各地域の作業班に係る作業負担の平準化が図られるよう今後取り組んでまいります。

5番目でございます。作業を行う際は、夏場の熱中症対策などの体調管理や作業中の車両事故防止のための看板設置、または草払い機の作業中には、安全を図るため間隔を十分とって作業を行うなど、作業員に対しても安全対策の注意を喚起し、作業時の事故の防止に努めておるところでございます。

以上で終わります。

○15番（漆島政人君）

今いろいろ回答をいただきました。一つずつ順を追ってまた質疑をさせていただきたいと思っております。

私も今まで幾つかの自治会から、やはり高土手や道路に覆いかぶさっている木々の伐採依頼等、そういったものを受けて、支所のほうに相談をしました。そうしたところ、道路作業班のほうで対応していただいて、非常に助かったケースが幾つかあります。この作業

依頼の流れは、今後ふえていくことは間違いないと思います。

そこで、先ほどの答弁の中では、このふえていく分については、業者委託や道路作業班のほうで対応していくということでしたけど、委託するにしても、やはり必要なのは多額のお金です。

現在、28年度だけでもやはり街路樹の剪定作業までいけば2,000万円ぐらいの予算を組んでるわけですね。これがさらにふえていけば、予算的にどうなのか、新たな財源の確保はどういうふうに考えておられるのか、それと道路作業班についても、今の体制はほとんどどの地域でも限界じゃないかと思うんですけど、今の体制でやっていけると認識されているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれの地域におきまして、作業班のニーズも違うわけでございます。今後、やはりある程度実態に合った形をまた今回見直しをやっていきたいというふうに思っております。それぞれ無理をしているところもあつたりしているのかなというふうには思っております。

ご指摘にございましたとおり、それぞれ道路・河川の愛護という分の中で、地域の皆様方の協力をいただいて、市道・河川をみんなできれいにしましょうという大きなそういうことを掲げてやっているわけでございます。これを全部市がやってしまうと大変な予算になるというのも十分わかっております。ここあたりをそれぞれのご理解をいただきながら、さきもお話しございましたとおり、高齢者、危険な箇所、こういうところは自治会からも指摘をしていただき、また作業班でできるのか、また、それはもう業者委託しなきゃならないのか、また現場をそれぞれ見ながら今後見直しをしていく考えでございます。

○15番（漆島政人君）

自治会の協力を得られるうちはいいわけですよ。でも、それが非常に困難な状況になるというのは、これからの大きな課題となっています。

そこで、仮に延長4kmの市道の草払い作業をするのに、業者委託にした場合と、あと道路作業班の方をお願いしたときのその経費的な違いがどれくらいあるのか、お尋ねいたします。

○建設課長（桃北清次君）

試算的には4kmということですが、作業面積で業者委託の場合は、作業面積で積算をいたしております。そこで、作業班との賃金との差異というのは当然出てくるかと思えます。

試算はちょっとしておりませんが、業者委託のほうが高いのは当然になってくると思います。

以上です。

○15番（漆島政人君）

私もこのことについては、いろいろちょっと調査してみました。道路作業班の実情については、私も吹上の状況しか把握していませんけど、作業班の方の能力というのは、業者委託の業者の方とほとんど能力は変わりません。

むしろ作業班の方は、草払いのプロですので、仕上がりはきれいです。経費については、現在、作業班の方は1日6,000円ぐらいですかね、6,500円ぐらいですか、これを仮に1日8,000円で見積もって、それとあと交通安全対策費まで含めても、私が計算したところでは直営班でやるほうが業者委託より3分の1の金額でおさまるようです。

したがって、今後は、やはり経費の面、また事務効率の面において、この道路作業班の体制を充実させて、この道路作業班で対応していくのが一番いい形ではないかなと思いますけど、こういったことについて具体的に検

討された経緯はないのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、対比というのは大事なことでございます。基本的にそれぞれして、この道路班に募集していただける、来る方、1回そういう募集もしたんですけど、吹上は吹上地域内の方が来ていただければよろしいんですけど、1回募集したら誰も来てもらえなくて、ほかの地域からもやはり来ていただきました。

地元の雇用という部分の中においては、そういう道路班におきますそういう方々がいっぱいいらっしゃれば、本当にそれが一番ベストだと思っております。

今の作業班の中の年齢とかいろんなもので交代もしていきますけど、今後やはりこの作業班のあり方、そういうことも十分しながら、今業者委託している部分について、賃金的なものも全体的を今回また見直しをさせていただきたいと思っております。

○15番（漆島政人君）

あときのう同僚議員の質問の中で、市長はこの道路作業班については、今後中身を充実させていく方向で考えていると、そういうお話をされました。

私もその経費的な面いろいろ考えたときに、その道路作業班の中身の充実の問題ですけど、日置市全体を総括する管理公社を設置して、その管理公社の指示のもとで各地域作業に従事していただく。

また今後は、作業効率を上げていくためには、機械化も必要だと思います。機械を4地域で共有しながら、また人員も共有しながら、そういった体制も必要ではないかと。

それとあと、まだ今も吹上もですけど、払った草を松元の焼却場で燃やしておられますよね。日置市は、生ごみの堆肥化事業に一生懸命力を入れているわけです。将来的には燃やすごみをなくするという方針もあるわけで

す。そのことを考えれば、整合性はとれないんじゃないかと。

したがって、この管理公社の中で払った草も堆肥化していく、そういった体制づくりも必要ではないかと。私はシルバー人材センターもかなり起動しているわけですけど、シルバー人材センターより対応できない、一つ作業レベルの高い、そういった管理公社を設けることが、今後財政効率、また事務効率両面において非常に効果的だと思いますけど、こういうことを具体的に検討をしていく必要があるのではないかと思います、いかがお考えか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、一般的に管理公社、これも今まで、特に吹上のほうに管理公社はございました。今私ども行政の中で、任意の管理公社、これはできないんです。一般財団法人にしていかなきゃならない。そうしたことが、いろいろ指摘もされてまいりました。そういう公社の任意のほうに委託はできない。一般的な法人化した形の中の団体にしか市の委託はできないという部分になっておりまして、だから今、そういう直営でするにはそういう作業班というものだけでしなきゃならないという、その事情がございまして、吹上の任意の公社も解散せざるを得なかったんです。

そのことの中におきまして、今出てまいりました、今シルバー人材センター、この活用の問題、また今おっしゃる業者、委託の問題、いろいろと今後、市道・河川等の作業を含めた中で、これは大変大きな課題があるというのは十分認識しております。

そこあたりも含めて、今後どういうふうにして日置市に合った形をやっていけるのか、こういうもののまた今の産業建設部の中で十分検討をし、また新しい一つの全体的にバランスのとれた作業班というあり方でやっていく。一番作業班するとき、さっき言ったよう

に、募集をして来てくれればいいんですよ。これが一番問題で、これが完全にあるということがわかっておればいいんですけど、やはりこれも常時来るのか、またどうなのか、これが一番大きな私は課題であったということ認識しておりまして、今ぎりぎりの人数の中でやっておるかもしれませんが、これを大きくしたときに来るのか、それとももうやはりこういう人的な確保というのが一番今大きな問題でございますので、業者のほうにも委託せざるを得ないという部分もあろうかと思っておりますので、ここあたりも含めて担当課の中で十分検討させます。

○15番（漆島政人君）

管理公社の設置が難しければ、何ら管理公社は設置する必要はない。今の直営班で総括した形でやっていく。要は組織の性質じゃなくして中身の問題だと思います。総括してきちんと統制がとれて管理していく、その体制ができりゃそれで十分だと思います。

まず、やはりいろんな研究調査をしないところに新たな展望は開けませんので、ぜひこれをしていただきたいと思います。

次に、道路作業班のことについてお尋ねいたします。

この道路作業班については、先ほどから雇用のそういった難しいことも今市長お話しされましたけど、賃金の問題、また必要経費の問題等でいろいろご意見や要望も伺っております。

そこでまず、賃金のことからお尋ねいたします。

委託料で積算している人件費ですね、これは幾らで積算されているのか、お尋ねいたします。

○建設課長（桃北清次君）

一般作業員で積算しております。一般作業員は、1万7,000円程度だったと記憶しております。

○15番（漆島政人君）

先ほどから言いますように、道路作業班でやっても、業者委託でやっても、作業効率は全く変わらないわけですね。

そこで、民間に委託した場合は1人の日当1万7,000円、私は1万5,000円ぐらい見ているのかなと思ったけど、1万7,000円で積算していると。これに対して、今の作業班の方は時給870円です。これを7.5時間で計算すると、6,500円ぐらいですか、この程度ですよ。

まあこの答弁書の中には、やはり契約の中で合意を得てやっているということでしたけど、この金額というのは、時給870円は誰が何を基準に決めたのか、実際その道路作業班の方々が行っている中身も把握した上で決められたのか、お尋ねいたします。

○総務課長（今村義文君）

道路作業員の賃金の時間給870円の件につきましては、これにつきましては、平成18年度に県内自治体の状況等を参考に800円と設定をしております。その後、鹿児島県の最低賃金の推移を考慮して引き上げてきたところでございます。

今後も鹿児島県の最低賃金の推移や県内の市の状況等勘案して、適切な時間単価となるように努めてまいりたいと考えております。

○15番（漆島政人君）

県内の状況等、また最低賃金等も考慮して決めたということでしたけど、やはり実態に即した感じで決めなければ、やはり賃金体制というのは公平なものではないと思います。

先ほど私は業者委託にした場合は、業者委託と比較した場合、道路作業班の方の人件費を1日8,000円で見ても、3分の1の額で仕事ができるんだということを申し上げました。

日当8,000円といえば、時給1,070円ぐらいです。草払い作業はご承知のとおり、

危険であるし、きついです。夏の作業は半端じゃないです。ここにいらっしゃる方々が、1週間続いてやれるだろうか、というふうに思います。

そういった中で、1万7,000円と6,500円、これだけの開きがあるのは、契約で同意を得たつうでも、それは理解を得られる話ではないと思います。私は最低でも時給1,000円は適正な額ではないかなと思いますが、どういったお考えか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、総務課長が話ししましたとおり、地域の実態に合ったということでございますし、恐らく各市町村、このように作業班を持っております。そういう部分の中で、やはりしていかなければ、時給880円がいいのか、時給1,000円がいいのか、ここあたりはやはりある程度のいろんな市町村のそういう賃金体系も参考にしていかなければならないというふうに思っております。

○15番（漆島政人君）

周りを参考にするんじゃなくして、日置市の作業員の方がやっている能力に応じて見ていただきたいと、私はそれが本来あるべき姿だと思います。

しばらく移行期間はあるようですが、今後、法改正等によって作業員の雇用年齢を引き下げなければならない、そういった制約もあるようです。でも今の賃金体制では、若い人は幾ら募集しても多分来ないと思います。ぜひ若い人は生活していける、そういった賃金体制だけは来年度から確保していただくように要望しておきます。

次に、今度は道路作業班に必要な経費の問題ですね、これについてお尋ねいたします。

草払い機の更新や修繕費、あと草払い機の刃の購入、この必要経費が足りないということは、私もいろいろお聞きしましたが、

4地域どこも共通した課題になっています。今の経費が適正な額であると、作業量に対して適正な額であると認識されているのか、お尋ねいたします。

○建設課長（桃北清次君）

必要経費の件でございます。

必要経費の中には、消耗品、それから燃料費、修繕料、それぞれ人数も異なります中で、若干差異はあるようでございますけれども、機械だけですね、あっても燃料は足らなければ当然要求していかなければならないと考えております。

当初の段階である程度予算はいただいておりますけれども、年によっては草木の茂りが早い年、そうでない年、いろいろさまざまでございます。そういった関係で草払いのチップソー、そういったものの不足等は当然出てくると思います。その中で、予算要求の形で対処していると認識しております。

部分的に、機械が故障したり、作業できないという修理に回していくというようなときもありますけれども、一般的にはそのように考えております。

作業班の作業内容につきましては、伐採だけじゃなくて、道路の補修とか、側溝の傷みの補修とかさまざまな作業がありますので、このような形になっているというふうに認識しております。

○15番（漆島政人君）

足りているという認識ではないと、所管課長が、いやこれで十分ですよ、いやあ足りてないですよということはなかなか言えないと思いますね。やっぱり所管課は予算要求をしていくわけですので、それに対して予算を扱う財政がどういった対応にやっていくのか、財政は財政の立場でいろんな状況があるというのは認識しています。

そこで、これも何かちょっといろいろ調べてみましたけど、委託の件によって条件が異

なることは十分承知しています。

そこで、仮に3.5kmぐらいの市道、3.5kmの市道を両面年間3回業者に委託したときに、大体580万円ぐらいの委託費になるのかなと思います。そのときに、業者委託にした場合、かかる人件費は、私は1万5,000円で計算したんですけど、先ほど1万7,000円と言われましたけど、大体5人体制でやったときに、1カ月ぐらいかかります。そうなったときに、人件費が二百二十万円、それに交通安全対策費を50万円、それに油代を10万円見ても、大体二百七、八十万円ですとまるわけですよ。残りのお金300万円が必要経費となるわけですね。

これに対して、現在、日置市で道路作業班の方々が4地域で使っている修繕費、あと消耗品費、これを合わせても、28年度は備品購入費は計上されていませんので、170万円ぐらいです。となると、1路線、民間委託をする経費の半分程度しか道路作業班で使う経費予算はないわけですよ。

このことからしても、予算が足りないと言われる理由になると思いますが、このことについて、どう認識されているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

現場の中に、さっき課長のほうがいろいろと積算等の説明しましたけど、今お話ございましたとおり、道路の伐採、基本的にこのことを発注しても、業者は喜んで来るのはどこもありません。基本的に不調になる可能性がどこもあるんです。

その中で、いろいろ会社の経営もあると思っております。話のとおり、あんましこういう道路伐採を喜んで業者がとってくれないようなことではございますし、いろいろ事情があらわれるかもわかりませんが、今回、こういうことの質問が出ましたので、ここあたりも十分直営班でいけるものなのか、それだけの

人数確保はできるのか、本当に今言った単価が、1日の単価がこれでいいのかどうか、これは根本的にまた担当課の中で見直しをしていきたいというふうに思っております。

○15番（漆島政人君）

道路作業班の方がやるより3倍の予算を使っても、なかなか入札で不調になってるちゅうのは、私もお聞きしています。

それだったら、道路作業班も3分の1の額で済むんだったら、道路作業班の中身を充実して、道路作業班で交通安全対策もしっかりやって、やっていけばいいのではないかと。ぜひ今後においては、やはり優先順位、必要な経費、そういったものを重視した形で予算配分に努めていただきたいと思います。

次に、支所ごとの作業員の配置と経費の配分についてお尋ねいたします。

亡くなった方のお話をするのは非常に私も心が引けたんですけど、お亡くなりになる前々日、私は吹上支所の産業建設課長とこの道路作業班のことについていろいろお話をしました。

課長は、人手も足りない、少ない予算の中で作業班の方に対しては非常に無理を言ってる場面が多いと。しかし一方で、やはり山間部からは作業依頼が来ているのも多いと。でも草払いというのは1年放置すれば、あとは手をつけられなくなると、そういうようなお話をされました。

そこで、私も数字的なものはここに持っていますけど、4地域の作業員は、東市来で7人、伊集院で8人、日吉で6人、吹上で7人ですね、先ほどもお話がありましたけど。実際、先ほどの課長がお話しされた道路の延長というのは、これは作業しなくてもいい場所もあるわけですよ、舗装になって。これは交付税措置されてる道路の延長をお話しされたのではないかと思いますけど、実際に作業班が作業したその延べ延長ですね、それに

ついて4地域どういった割合であったのか。また、道路以外の、例えば公園ですね、これについては、吹上以外については業者に委託費で処理されています。

吹上の場合は、これが管理公社時代からの流れで作業班で対応しています。この面積は、日数に換算したときにどれぐらいの日数になるのか、それも道路延長、作業した延べ延長ですね、これとあわせてお尋ねいたしたいと思います。

○建設課長（桃北清次君）

作業延長でございますけれども、作業延長につきましては、特に新興団地については、のり面がないところが大部分でございます。しかしながら、例をとって妙円寺団地につきましては、一部やはり自然林の保護ということで、残してある自然林がございます。

そういったところもありますけれども、団地を除いた数でいいますと、伊集院が大体160km前後、それから東市来が200km、日吉が97km、吹上のほうが213kmというふうになっているようでございます。この数字については、測索したわけではありませので、大体の目安になるかと思えます。

それから、管理公社からの意向で作業をしているという箇所でございます。これにつきましては、地域振興課のほうで9件で、年間38日、教育振興課で5件の19日、市民課で3件の7日、農地整備のほうで4件で18日、あと県河川の、これは建設課所管になりますけれども、これが3日ということで、トータルで85日になっているようでございます。

○15番（漆島政人君）

どこの作業班の方も一生懸命頑張っていたということは、私どもも十分承知しています。

しかしその一方で、今お話があったとおり、作業した延べ延長、当然のり面もありますか

らあれですけど、かなりの違いがあるのも事実です。

また、吹上においては、道路以外に85日といったら年間の3分の1ですよ。これだけの日数を道路作業班が費やしている、こういった現状について、適正に分配を、経費が分配されている、また人員が適正に配置されている、そういうふうに認識されているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほどから申しておりますとおり、今後この現場を4地域を全部洗い直しをさせていただきまして、人数的なものなのか、また28年度、27年度実績をもとにいろいろと今後見直しをさせていただきます。

○15番（漆島政人君）

最後の質問ですけど、ぜひ見直しをしていただきたいと思います。やっぱり必要な経費が足らなければ、作業効率もですけど、一番心配されるのは、作業中の事故ですので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

過疎高齢化は確実に進行しています。それに伴って、今質問していますこの山間部の河川・草払いの作業、そのほかちょっとあれは違いますけど、国保財政、また介護保険財政、それと庁舎整備、こういうような新たな財源を必要とする緊急性の高い課題が、待ったなしの状況です。

したがって、やっぱり新たな財源を確保するというのは、今喫緊の迫った重要な課題ではないかと思います。

そこで新たな財源を確保していくためには、徹底した精査、改革、そういった姿勢が必要ですけど、平成28年度で終わる太陽光発電設置補助ですね、これ今年度で500万円ですか、それとあと市内業者が設置したときの浄化槽設置補助金、これ4,000万円です。これはどう見ても、先ほど申した事業からすれば、優先順位は低いです。となると、一応

3年間で補助事業の約束ですので、補助金交付の約束ですので、ここを思い切ってやめれば4,500万円は浮いてきます。

また、道路作業班に、先ほどから言っているとおり、民間委託を道路作業班に変えていけば、道路作業委託だけでも1,000万円ですので、500万円もまた浮いてくるのかなあと。

それとあと、隣の南さつま市では、ふるさとの景観保全のために、ふるさと納税を使ってやっておられますよね。これについては、平成27年度でふるさと納税が3億2,500万円です。今年度はもう既に10月現在で3億5,000万円を突破しています。今年度は5億円を目標にしているんだと、そういうことを聞けば、隣のまちができて我々のまちでできないことはない、そういうふうに思います。

ぜひここについても、見習って研究をしていけば、新たな5,000万円ぐらいの上乗せはできるのではないかなあと、やはりこういった一つ一つの課題に真剣に突き詰めて改革をしていこうという姿勢が、まだまだ皆さん実感としてないんじゃないかなと思います。このことを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

いろいろと行革の中で見直しもやらしてもらっております。さっき言った補助金の問題でございますけど、この問題につきましてはそれぞれの今後の推移とかいろんなものもあると、ただ単純にぱっと切ることもしないところもあるというふうには思っております。

そういういろんな財源を新しく見つけていくことも大事な事だというのは認識しておりますので、基本的にはさっき言いましたように、本当に作業班のこれがみんな平等にそれでやっているのかどうか、このことも一番大事にしながら、そういう見直しはやらなき

やならないというふうに思っております。

今後のいろんな中におきまして、どこをどうカットして、何をという部分もこれは大事なこともかもしれませんが、それはそれなりのまた今までの経緯もございますので、ここあたりの部分も含めて今後検討させていただきます。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

12日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時07分散会

第 4 号 (1 2 月 1 2 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（17番、7番、12番、8番）
-------	---------------------

本会議（12月12日）（月曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	富迫 克彦 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	川畑 優次 君
東市来支所長	横手 裕治郎 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太 美 雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会 計 管 理 者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、田畑純二君の質問を許可します。

〔17番田畑純二君登壇〕

○17番（田畑純二君）

皆さん、おはようございます。私は、さきに通告しました通告書に従いまして、2項目一般質問いたします。今までの同僚議員の一般質問と重なる部分もありますが、私は私なりに、私の立場で一般質問をいたします。

第1の問題、本市の危機管理体制についてであります。

1番目、台風、地震、豪雨、雷など、最近特に異常気象が日本列島を襲っており、4月に発生した熊本地震や9月に日本へ上陸した台風16号の被害は、我々の身近でも起きており、数多くの危機的状況が発生しております。

また、最近では、11月22日、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震があり、福島、茨城、栃木の3県で震度5弱を観測し、各地で計17人が重軽傷を負い、各県で避難所など一時身を寄せたのは約1万4,000人に達しました。

自然災害は、いつ、どこで何が起こるかわかりませんが、もし災害が発生したら、その情報を地域住民の皆様いかに早く伝えるかが大きなポイントになります。そして、さまざまな災害を想定して、迅速かつ的確に対応していくためのさらなる危機管理体制の強化、充実や、関係機関、専門家との連携を図り、

ハード・ソフトの両面から危機や災害に強い、安心安全なまちづくりを進めていく必要があります。

本市では、日本列島を襲う異常気象の中で、災害に対する市民への情報発信等の危機管理体制はどうしているか、具体的にお示してください。

2番目、私たち住民は、日ごろから身近で起こり得る災害の知識を深めるとともに、自分ができることは何かを考えるなど、防災に対する意識を高めていく必要があります。そのためには、家庭や地域で防災について話し合う機会をつくり、先日、一般質問で同僚の18番議員も指摘しましたように、自助、近助、共助、公助の役割を再確認するなど、万が一に備え、みんなで協力して災害時の困難を乗り越えるための体制づくりをするように、地域住民を行政も指導していくことが重要であります。

いつ発生するかわからない災害に備えて、いざ日置市として、平成28年度鹿児島県総合防災訓練がことし9月2日、東市来総合運動公園において実施され、防災関係の84機関、住民計約2,100名が参加しました。市長は、日置市民に対するその効果をどう見ておられるのでしょうか。

このことも含めて、本市では、一般市民の災害に対する認識の徹底化をどう図り、その成果、効果はどう出ていますか。また、今後どう強化していくつもりでしょうか。市長、具体的詳細に、わかりやすく教えてください。

3番目、昨年12月議会での同僚議員の一般質問に対して、総務課長は次のように答弁されています。すなわち、平成25年に災害対策基本法の改正で、避難行動要支援者の名簿の作成を市町村に義務づけがされております。

本市では、災害発生に適切に対応するため、平成26年3月に、日置市の災害時における

要配慮者の避難支援計画を策定して、避難者に関する考え方を示しているところがございます。今後、関係機関と連携して個別支援計画書を作成して、避難行動要支援者の把握と精度を高めていきたいと考えているところがございますと、このように答弁されました。

そこで、市長にお尋ねいたします。平成26年4月からの改正災害対策基本法と、同3月に本市が策定した災害時における要配慮者の避難支援計画の本市での実施状況と、その効果はどう出ているのでしょうか、答弁を求めます。

4番目、同じく昨年12月議会の同僚議員の一般質問に対して、市長は次のように答弁されております。すなわち、消防団組織の見直しと再編は既に終わっており、現在、分団拠点の車庫建設を計画的に進めているところでございます。消防団員につきましては、各方面団の定数は現状数を維持し、分団ごとの地域性を考慮しつつ、各幹部会等で検討いただき、定数及び階級の見直しを行っております、このように答弁されました。

市長、その見直しの結果を具体的詳細に、わかりやすくお示してください。

5番目、また同じ一般質問に、当時の消防本部消防長は次のように答弁されております。すなわち、今後拠点となる分団車庫の建設も進めてまいりますので、自然災害等における消防団招集のあり方について、団幹部会等で協議していきたいと考えておりますと。

さらに詳しく、また次のように答弁されました。すなわち、台風のときは招集しております。今後、市の幹部会、それと方面団の幹部会、それらを含めまして、自然災害等に対する消防団員の招集について再度協議していきたいと考えておりますと。

そこで、市長に質問いたします。その協議の自主的な協議結果と、それとも関連する本自治会の自主防災組織の現状と課題、対処策

を具体的にお示してください。

第2点、本市の空き家対策についてであります。

1番目、本市の空き家対策については、今までも私を含めた何人かの同僚議員が何回か一般質問してきましたが、残念ながら、本市では目に見えて実感できる目立った成果、効果が現時点ではまだ出ていないようですので、私はあえてまた今回も取り上げることにしました。

昨年9月議会での本件に関する私の一般質問に対し、市長は次のように答弁されました。すなわち、現在把握している空き家の件数は2,453棟でございます。今後、平成27年から3年間のうちに、全ての地区公民館で定住促進や防犯防災対策などを目的とした空き家の調査を行うこととしておりますと、このように答弁されました。

それから1年3カ月が経過しましたが、その途中経過と今後の見通し、予定等を具体的に詳しく示してください。

2番目、昨年3月議会での同僚議員の一般質問に対し、市長は次のように答弁されております。すなわち、有効活用できる空き家につきましては、一時的に移住の体験ができる施設や地域の交流拠点としての活用など、定住促進及び地域づくりの一環としての活用策を、空き家対策マニュアル等を参考にして研究していきたいというふうに思っておりますと答弁されました。

それから1年9カ月が経過しましたが、その研究結果と今後の具体的計画等を詳細に答弁願います。

3番目、本市内においても、道路に倒れそうな危険な箇所の空き家や、自然の草木が生い茂って見苦しくて環境を悪くしている空き家等がふえており、それらを身近に感じて悩んでいる市民の方もふえていると思われま。これらに対処するためにも、地域と行政が一

緒になって取り組む体制を1日でも早くつくり上げる必要があります。

本市では、現在、空き家に対する市民からの相談、苦情はどんなものがあり、それらに今のところどう対処していますか。これらを含めた本市の現状と、それらに対する市長の考え方、見解と、今後の方針も含めて率直、明快に教えてください。

4番目、現在、空き家についての本市の窓口は、本庁の企画課とか、総務課とかトータルでやっているが、今後の戦略も考えて、空き家対策のための総合窓口をどこにするか、具体的に早く決めていこうと思っておりますとの、昨年3月議会時点での市長の答弁でした。

その結果はどうなっていますか。市長の具体的、内容のある、わかりやすい答弁を求めます。

5番目、同じく昨年の3月議会の同僚議員の一般質問に、次のように答弁されました。すなわち、どうにか早い時期に空き家対策条例もつくっていききたいし、それに対するいろんな財政的な措置を、この条例と並行しながら、どういう形の措置をしていくのか、ちょっと時間もかけて、また議会の皆様のご意見もきちっといただきながら条例制定を、いつとは言いませんけど、早くしたいです。解体とかのいろんな財政措置もある程度含めた中で、市としては空き家条例をつくったんだということを早目にやっていきたいと思っておりますので、それぞれの各課でこのことは検討させたいというふうに思っておりますと、このように答弁されました。

その後、どうなっているのでしょうか。本市の現状と空き家対策条例の制定の時期と市長の見解と今後の方針を、具体的にわかりやすくお知らせください。

以上申し上げ、おのおのに明確な内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私

の第1回目の質問は終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市の危機管理体制について、その1でございます。

地域防災計画に基づき災害対応マニュアルを作成しており、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、正確な情報を把握し、防災行政無線、エリアメール、MBCデータ放送などにより広く市民に周知を図っております。

2番目でございます。

住民が災害に備え、速やかに避難していただくためには、ハザードマップの作成、ホームページ、広報紙、出前講座、防災行政無線、防災訓練などあらゆる機会を通して住民への普及啓発に努めており、防災意識が高まっていると感じております。今後も災害に適切な行動ができるよう、自主防災組織化や活動の充実、防災訓練の継続的な実施により地域防災力の強化に努めてまいりたいと考えております。

3番目でございます。

平成25年6月改正、平成26年4月施行の災害対策基本法により、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成が義務づけとなりました。

また、昨年度、避難行動要支援者管理システムを導入し、個別支援計画の充実に努めております。具体的には、調査員により要支援者の状況調査を行い、自治会長や民生委員の協力をいただき、その支援体制の確立に努めております。同意が得られれば、名簿情報を消防、警察、民生委員、自主防災組織等に提供し、いざ災害が起きたときには、円滑な避難支援につながるものと考えております。

4番目でございます。

まず、消防団員の定数及び階級の見直しの結果についてでございますが、消防団員の定

数は、現状を維持し613名で、各方面団ごとの人員についても変更はありません。

各分団の定数見直しにつきましては、分団の再編が終わっていなかった吹上方面団の分団ごとの定数の見直しを昨年7月1日に行っております。見直し後の人員は、中央分団が35名、湯之元分団と永吉分団が各33名、和田分団と花田分団が各25人としました。

階級の見直しは、1分団について、分団長は1名、副分団長は1名、部長については分団人員により二、三名、班長については分団の人数により4名から6名で、残りが団員という階級になります。

5番目でございます。

平成28年2月開催の日置市消防幹部会において、県内の各消防本部の状況等を参考に協議していただいた結果、雨量、風速等による基準で招集基準を設けることは困難で、その都度、市災害対策会議の結論に基づき団員を招集することになりました。

自主防災組織の現状については、本年10月1日現在、組織率84.7%、142組織となっております。課題については、組織結成に伴い構成員の高齢化による担い手不足が考えられます。対処策といたしましては、一自治会での結成が困難な場合は、複数の自治会での検討など、組織化できる環境づくりが必要であると考えております。

2番目の本市の空き家対策について、その1でございます。

空き家調査につきましては、昨年5月末に空き家対策特別措置法が施行されたことを受け、第3期地区振興計画ソフト事業において取り組んでいただくよう、地区公民館に要請しております。

早目の対策を講じたいことから、今年度中の調査をお願いしているところでございます。調査項目の概要といたしましては、住める、住めない、貸せる、貸さないなどの4点でござ

います。現時点で報告いただいている件数は、空き家総数は2,667件で、住める2,325件、住めない342件で、居住可能な住宅のうち、貸せるが154件、貸さないが2,171件となっております。

2番目でございます。

空き家の利活用を促進するため、今年度より空き家改修補助制度を開始し、これまでに3件の申請を受けております。

また、来年度に向けて、空き家バンク制度の創設に向けて取り組んでいるところでございます。

3番目でございます。

空き家に関する市民からの相談につきましては、本年度は10件ほどでありました。内容につきましては、空き家敷地内の雑木等の繁茂や倒壊の危険性があるとの相談を受けております。

このような相談等に対しましても、所有者や相続人等を確認の上、文書で空き家等の適正な管理について依頼するなど対処しております。

このほか、空き家の改修事業や空き家を探している方などからの相談も10件ほどございました。

4番目でございます。

現在、総合相談窓口を総務課に設置しており、相談のあった空き家の所有者や相続人など調査を行っております。その後、相談内容に応じ、関係各課と連携し、適正管理の依頼を行っております。

5番目でございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、行政においても、特定空き家等について助言・指導、勧告、命令などの措置ができるよう規定されております。

条例制定につきましては、各地区公民館の調査を踏まえて対応してまいりたいと思っております。

以上で終わります。

○17番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁をいただきましたすけども、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って質問していきます。

まず、本市の危機管理体制についてでありますけども、先ほどの答弁がございました。防災計画に基づき災害体制マニュアルを作成しており、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、正確な情報を把握し、防災行政無線、エリアメール、MBCデータ放送などにより広く市民に周知を図っておりますと。この答弁につきましては、先般の同僚議員の一般質問に対しましても同じようなことを言われましたすけども、今までの本市での災害で得た教訓を風化させないよう、市民の関心と知識を深めるような情報提供も本市の役割の一つだと私は思います。

市長は、今まで述べられましたような本市の現状の情報発信体制と情報提供は、市民への災害対策としては十分と考えておられるのでしょうか。もしまだ不十分と思われる点があれば、それはどんなもので、今後どう対処されていくつもりか、市長の見解と今後の方針を詳しくお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

ただいま答弁いたしましたことにおきまして、精いっぱい今の現状の市民に対する周知であろうかというふうに思っております。

ほかにつきましては、またいろいろとほかの市町村等も研究していきたいと思っております。

○17番（田畑純二君）

そういうことで、非常にこれは重要なことでございますので、いろいろ今後とも研究をして続けていきたいということを強く要望いたします。

それからまた、地理的には大部分が山間地

域で、全地域にシラス土壌が分布し、豪雨のたびに崖崩れ等の危険箇所も多く、土砂災害警戒区域480カ所、土砂災害危険箇所183カ所、浸水想定区域などハザードマップにより、本市では市民の皆様には周知しております。そして、本市では現在、全部で46カ所の市指定避難所があります。

そこで、市長にお尋ねいたします。本市では、現在、これら4分野の場所をどのように市民の皆様には定期的に周知させて徹底させていますか。また、これらの場所は何年間ぐらいの周期で定期的に見直すことにしているか。また、場所によっては地域の実情に応じて随時見直しを行うことも必要ですが、そのようにされているのかお答えください。

○市長（宮路高光君）

広報紙等によりまして、この46の指定避難所については広報しております。今後におきましても、いろいろと協議の中におきまして、この避難所の見直しというのは随時やっていきたいというふうに考えております。

○17番（田畑純二君）

今市長の答弁がありましたように、これは非常に変わりやすいというか、その時々的情勢によって避難所の場所も変わってきますので、それは今後ともぜひ実情に応じた調査をしていただくように要望しておきます。

それから、第2次日置市総合計画平成29年度総合計画実施計画主要事業一覧、計画期間は平成29年度から31年度。基本目標に、豊かな自然と調和し、安全で安心して生活できる快適なまちづくり、生活環境の中の22、災害・非常事態に対応できる消防・防災体制の確立の中に災害対策費を計上しています。

所管は総務課で、事業内容は、防災及び保護に関する会議等や総合防災訓練を実施し、災害時等における防災体制の確立及び円滑な運用を図る。補助事業実施により災害時に物

資を確保する。また、平成28年度より、電源立地地域対策交付金事業、原子力発電施設緊急時安全対策事業を実施するなどとしています。

計画額は、平成28年度、3,290万6,000円、29年度、3,514万6,000円、30年度、31年度それぞれ3,125万9,000円です。これらに対する、市長、関係の総務課の意気込み、やる気と今後の具体的詳細な実施等の内容をお知らせください。

○市長（宮路高光君）

この補助金がございますので、基本的には、災害に備えます飲料水、非常食、また非常用発電機等の機材等、こういうものが主になるかというふうに思っております。詳細につきましては、それぞれの当初予算等に掲載しますので、またそのときにきちっと説明していきたいと思っております。

○17番（田畑純二君）

そういうことを期待しております。

そしてまた、この一環として、本市は去る10月26日、生活協同組合コープかごしまと災害時の物資供給で協定を結びました。地震、風水害などが発生したとき、市の要請を受けてコープかごしまが、水、食料、生活用品を優先的に避難所などに供給し、運搬する。市が後日代金を支払うと、先日の南日本新聞でも報道されました。

それで、ここで改めて、この協定の詳細を説明してください。

○市長（宮路高光君）

基本的に、今ご質問ございましたとおり、水、物資につきまして、コープかごしまが自分たちで避難所に、それぞれ容量を含めて運んでいく。私どもに持ってきてするということがなく、向こうのそういう機動力を生かしながらやっていくということの協定を結ばせていただきました。

○17番（田畑純二君）

それで、1問目でも述べましたんですけども、また9月3日の南日本新聞でも報道されましたが、豪雨と大規模地震の同時発生に備えた鹿児島県総合防災訓練が東市来総合運動公園周辺において実施され、防災関係の消防や自衛隊など84機関、住民約計2,100人が参加しました。熊本地震で問題化した救済物資のミスマッチを踏まえ、担当者同士が携帯情報端末を使い、避難所のニーズを共有する訓練もありました。

市長は、これらの開催実施が日置市民にとってどのような効果があったと見ておられるでしょうか。先ほど明確な答弁がなかったようなので、改めて再度質問いたします。そして、来年度以降、日置市独自の総合防災訓練の実施は、いつ、どこで、どのように開催していく予定か等も含めてお答えください。

○市長（宮路高光君）

特に、県の今回の総合防災訓練につきましては、海岸沿いを含めた中で実施をいたしまして、また、山手のところについては、市民の皆様方にも関心がないのかわかりませんが、参加した方々は少なかったように思っております。

今後、また来年も、日置市独自におきましては、吹上のほうで実施をしていきたいというふうに考えておきまして、また、多くの市民の方々がどうしたら参加していただけるのか。特に今、消防関係とか、また医療関係とか、そういう方々はいつも参加していただき、住民におきまして、それぞれの自治会に限っております。今後におきまして、またそういう多くの市民がどうしたら参加するのかを考えて、この防災訓練等も実施していきたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

今市長が言われましたように、いかに市民の皆さんが、こういう防災訓練にいかに多く

参加していただくか、そして災害に対する知識、興味を持っていくかということが一番大事ですので、そのような視点から、今市長が言われたようなことをぜひ強力に実行していただきたい。要望しておきます。

それから、去る9月議会での同僚議員の業務継続計画、避難要支援名簿作成に対する一般質問に対して、市長は次のように答弁されています。すなわち、改正災害対策法に対応して、6項目からなる継続計画は策定したが、具体的な対応を順次進めていく。平成26年3月に避難行動要支援者名簿を作成し、システム整備を行いつつ、名簿の充実を図っている。同意が得られた対象者は、消防、民生委員等に情報提供していく。

そこで、市長に改めてお聞きいたします。業務継続計画の今行っている具体的な対応、例えば1、職員の参集体制、2、本庁舎が使えない場合の代替庁舎の特定、3、多様な通信手段の確保など、この6項目ごとにできるだけ詳しく、具体的に、わかりやすく対応策をお示しいただきたい。

○市長（宮路高光君）

今ご質問の中におきまして、特に地域防災計画におきましては、意思決定の代理順序、また職員の参集体制、また配備基準、災害対策本部の代替場所、多様な通信手段確保などを定めております。

特に今、要支援におきます名簿等を入力しております。また、そこで要支援者等の確認をして、またそれぞれ、さっきも申し上げましたとおり、消防団とか、民生委員、こういう方々には名簿も配付していきたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

それから、人口減少や少子高齢化を見据えて、鹿児島市と周辺の日置、いちき串木野市、始良の3市は、お互いに連携しながら地域経済を牽引している。圏域全体の活性化を図る

うとしており、本市も、鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成にかかわる連携協約を締結しようとしています。

この連携協約は、鹿児島市及び日置市が、人口減少、少子高齢化社会にあっても、住民が安心して快適な暮らしを営むことができるような活力ある連携中枢都市圏を形成することを目的としています。

そして、その3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の中に災害対策を設け、大規模災害発生時における相互応援など、鹿児島市と日置市は協力して災害対策に取り組むことを規定しています。

したがいまして、災害対策についても、本市が今後鹿児島市と協議していくこととなりますが、具体的にどんなことを協議し、鹿児島市と連携した災害対策はどんなことを計画されているのか、市長の見解と今後の方針をここで明確にはっきりと示してください。

○市長（宮路高光君）

特に大規模災害発生時におけます相互協定につきましては、今後協議していくことでもございまして、向こうとの意見調整ということもございまして、この項目については、今後協議をしていきたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

先日の9日の一般質問でも同僚議員も質問しましたですけれども、自主防災組織についてお伺いします。自主防災組織とは、言うまでもなく、地域住民が連携し防災活動を行い、自分たちの地域は自分たちで守る組織のことをいいます。日ごろは、防災訓練や防災の安全点検、防災資機材の備蓄といった活動を行って災害に備えています。そして、災害時においては、負傷者の救出や救護、初期消火活動、住民の避難活動、誘導等、避難所の運営などに従事します。

それで、先ほど答弁もありましたように、

本市での自主防災組織の比率は84.7%、142組織というふうになっております。それで、県の89.4%の率を下回っており、本市では地域防災力が充実しているとは言えない状況にあると。

このことは、ことし11月号の広報紙ひおきナンバー139で特集として掲載し、自主防災活動の重要性を再認識し、積極的に参加して、災害に強い町、地域をつくり上げましょうと、市民の皆様にも広く呼びかけております。

そして、先ほども言いました第2次日置総合計画の中でもこれを取り上げておまして、自主防災組織育成事業、市として全部で、決済時に3万円、それから避難等の活動に1回2万円、2回までということで、2万円掛ける150組織の300万円、それから防災資機材の整備に対する経費として、10万円掛ける34団体の340万円を計上しています。

それで、本市での一般市民の災害に対する認識の徹底化の図りについては、1問目でも一応の答弁は市長からお聞きしました。しかしながら、今新たにこの自主防災組織の結成について、このような具体的方策計画を聞かれて、どのように感じ、また今後どのようにやる気を起こさせるのか、市長の今の思い、見方、見解と今後の具体的方針を改めてさらに詳しくお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

組織率にしましては、県の平均を下回っております。この三、四年、大分差がありましたけども、85%程度、今は県が89ということで、毎年、そのような組織の拡充というのはやってまいりました。若干今、小規模の自治会等がまだ組織されておられませんので、隣の自治会と組んでできないのか、こういうことを、また今後とも自治会長と相談しながら、県の平均並みには早いうちに持っていきたいと思っております。

○17番（田畑純二君）

今度は、本市の空き家対策についてお伺いいたします。

現在、全国の空き家率は13.5%。平成25年度の約820万戸ですが、全国的に今後、急激に増加する傾向にあり、特に人口減少が続く中山間地域では、二、三割空き家になっているところもあります。

本市では、平成27年から3年後の平成30年はどうなっていると市長は予想されますか。また、全国平均、鹿児島県に比較して、本市はどうなっていくと思っておられるか、市長の予想上の数字をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今、本市におきましては、空き家率が約20%程度という部分でございまして、鹿児島県は17%、そういう中を含めまして、いろいろと状況を見ますと、二、三%程度はまた今後ふえていくというふうに思っております。

実際、今空き家調査は地区館のほうにお願いしておりますので、これは来年の3月31日までということでございますので、ここあたりの実態の集計、きちっとした中で、また今後、皆様方にもお知らせをしていきたいと思っております。

○17番（田畑純二君）

では、そういうことを期待しております。

それで、昨年3月議会での同僚議員の空き家に関する一般質問に対する市長の答弁は、次のようなものでした。すなわち、市全体の空き家数は2,453棟である。特定空き家にかかわる土地については、住宅用地特例の対策から除外するとなっており、地方税法等の改正する法律等が国会で可決された後、市市税条例を同様に改正する。

また、更地にした場合の固定資産税特例の延長については、税制上の措置はされておらず、今後、国の動向及び近隣市の状況等を踏

まえた上で判断する。地域づくり対策の限られた予算の中で、各地域での課題等、いろいろな手法を試しながら、3年後をめどに日置市での方向性を確立し、空き家対策に取り組むと、このように市長は答弁されております。

それから1年9カ月が経過しましたが、特定空き家にかかわる市市税条例は改正したのか。改正したのであれば、その内容も詳しく答えてください。また、更地にした場合の固定資産税特例の延長については、どう判断されたのかお知らせください。そして、3年後をめどに日置市としての方向性を確立し、空き家対策に取り組むとされたことには、その後、具体的にどう取り組んでいるか、その途中経過も含めて、わかりやすく明快に答えてください。

○市長（宮路高光君）

まことに今回の改正におきまして、この税法の固定資産税におきます改正もなされておられませんので、市単独ですするというのは大変難しい状況であるというふうに思っております。

そういう中におきまして、この税条例の改正ができませんので、どういう形でこの倒壊している部分を含めて助成していくのか、そこあたりが一番大きなポイントになってきますので、今後、まだ具体的な詰めをしておりますので、今後、そういうことも詰めをしながら、さっきも言いましたように、全体的な構造が出た後において支援を示していきたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

それで、空き家を活用しないで放置している理由としては、一般的に次の6点が考えられます。1番目に、修理する費用を出せない、2番目に、家財道具が残っている、3番目に、手続が難しそう、4番目に、どういう人が入ってくるかわからない、見知らぬ人に貸すのは不安、5番目に、仏壇がある、6番目に、

時々使っている、もしくは将来使うかもしれない、こういうことが考えられます。

それで、市長は、本市ではこのうちどんな理由が多いと考えておられるでしょうか。本市の空き家に対する市長の考え方と、今述べました1から6までのおおのの解決策をどのように考えておられるでしょうか。非常に難しいこととは思いますが、ざっくばらんにお聞かせいただきたい。

○市長（宮路高光君）

さきの調査の中で明らかになったように、貸したくないという人が約80%以上おります。それは、恐らく家具等いろいろとあるから、そういう理由であろうかと。貸したいという方も1割程度おるわけなんですけど、その内容がどれぐらいのものなのか、実態が全然つかめておりませんので、今後の対策としては、そういう貸す方について、どういう空き家なのか、そういう調査等も十分やっていく必要があるというふうに思います。

○17番（田畑純二君）

そして、考えられるそれぞれの解決策を関係者が粘り強く家主さんと交渉して、人と人とのつながりをつくることによって、初めて活用してもらえと思われれます。それには、関係する地域住民の主体的な取り組みがぜひ必要です。空き家の活用は、できるだけ多くのさまざまな世代の住民が地域の将来を真剣に考え、話し合うことが非常に重要であります。

これは、新しい住民自治の形であるとも思われれます。これに対する市長の考え方と、本市では今後とも空き家の活用をどう図っていくつもりか、ここで改めて市長の方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

特に空き家の活用というのは大事であるというふうには思っておりますけど、基本的にはこれは個人財産でございます。私ども行政

が扱えない部分もございます。特に地域の皆様方が取り組んでいただければ、こういう人と人との人間のつながり、こういうもので解決する部分があるかというふうに考えておりますので、今後におきましても、この空き家については、自治会、地区公民館を中心とした中において、いろいろとあっせんというのにも必要であろうかというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

それで、本市では、空き家の可能性にある家に対して、空き家になりそうな入り口の段階で、その家主に対してどのような指導、助言をしているか、現状をお知らせください。また、本市での空き家の納税状況はどうでしょうか。場合によっては、納税代理人を立てるように指導していく方策も考えられますが、市長はどう考えられるでしょうか、市長の見解と今後の方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

空き家の中におきます固定資産税におきます未納といいますか、ここまで若干調査もしております。特に相続の問題もあったり、管理人の問題もあろうかというふうに思っておりますけど、ここあたりも今後精査しながら進めていきたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

それで、先ほど申し上げました第2次日置総合計画平成29年度総合計画実施計画主要事業一覧の中で、空き家等の改修事業費が計上されてます。詳細も、いよいよ時間ないですけども、計画額は、平成28年度、29年度おのおの400万円、平成30年度、31年度はおのおの800万円です。

それで、こういう事業計画あるのに、一般の市民の皆様や転入予定者は、この事業を余り知らずに、積極的な利用姿勢に欠けているのではないかというふうに私は危惧しております。

す。

本市では、この事業の市民または転入予定者の周知や利用促進をどう図り、今までの実績等からこの計画額の達成率をどう見込んでおられますか。具体的詳細な対応策、実施計画も含めての市長の答弁を求めます。

○市長（宮路高光君）

お知らせ版とか、不動産協会の会員とか、こういう方々にはお知らせをしております。今月16日に宅建協会とまた協定を結ぶつもりでおります。そういう方々に、今後、いろんな情報というのはやっていきたい、情報を出していきたいというのは考えております。

○17番（田畑純二君）

発言時間があと2分になりましたので、これで私の一般質問を終わりにしますけども、例えば伊佐市と市シルバー人材センターは、11月22日、空き家の適正管理を推進する協定を結びました。センターが手がける空き家の清掃や小規模な修繕などの管理業務を、市が所有者に紹介したり、広報紙などでPRしたりしてます。

これは、空き家の放置を未然に防ぐ狙いがあります。このことは、先日の南日本新聞でも報道されました。この業務を通じて、生活環境の保全とともに、高齢者の就労機会創出を図るためにもぜひ必要と思われませんが、市長はどうお考えでしょうか。本市では、このような協定を結ぶ計画は立てないか、市長の見解と今後の方針をお伺いして私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今後伊佐市におきますこのことについてまだ調査しておりませんので、今後、調査もさせていただきたいというふうに考えております。

市といたしまして、今後、宅建協会等とも締結をしながら、どういう形が空き家を持っている方々の管理の方法がいいのか、こうい

うものは十分調査したいと思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、7番、山口初美さんの質問を許可します。

〔7番山口初美さん登壇〕

○7番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。市民の皆さんから寄せられた声を市政に届け、その実現のために今回は3項目について一般質問を行います。

まず初めに、受動喫煙防止のさらなる具体策について、公共施設の喫煙所の見直しが必要ではないかについて、まず伺います。

市役所の本庁舎や各支所、公民館や福祉センター、文化会館、体育館、物産館など、喫煙所が設けてある施設などで、見直しが必要と思われるところがあるようです。今回、取り上げさせていただきました。人が通行する、または出入りするところ、あるいは、その通路の近くに喫煙所が設置してあるのはよくないと思います。公共施設全ての喫煙所をチェックしていただき、見直しが必要なところは、受動喫煙をなくすために適切な場所への移動ないし灰皿を撤去するなどしていただきたいと考えます。

次に、公共施設内禁煙徹底のためのステッカーの掲示をさきの9月議会で提案させていただきましたが、どのように検討されたか、伺います。

さて、たばこを吸わない人が有害物質を含むたばこの煙を吸わされることを受動喫煙といいます。喫煙者が吸い込む主流煙に比べ、たばこの火の先から出る副流煙はより毒性が強く、周囲の人に健康被害をもたらします。副流煙には、有害物質200種類以上、発がん物質は60種類が高濃度に含まれています。市民の健康づくりと医療費削減のために健康づくり条例を定めたまちにふさわしい、まちぐるみの運動としてもっと積極的に取り組む

考えはないか、市長に伺います。

次に、教育長に、たばこを吸わない世代を育てるためにも、学校教育の場で、たばこの害、健康被害について学ぶことが大変重要と考えますので、今、学校ではどのように教えておられるのか、伺います。

次の質問は、学校の部活動のあり方についてです。

子どもが楽しそうに部活動をしていれば親もうれしいものです。子どもが意欲的に取り組んでいれば、家族も応援したいと思います。部活動には、子どもたちが成長し、それを支える先生方の姿があります。

本市の学校の部活動のあり方は、教育の一環としてふさわしい部活動になっているか、伺います。

次に、子どもの成長のためにも休養日は必要ですが、顧問の先生の休みは保障されているのかどうか、伺います。

さて、今、全国でブラック部活と言われる部活動で生徒が理不尽なことをさせられたり、顧問の先生が過剰な負担を強いられたりすることが大きな社会問題になっています。本市の学校では、部活がつらいという子どもや先生はいないか、伺います。

また、部活に係るお金の問題で部活に入れない、もしくは続けられない問題はないか、伺います。

3問目です。脱原発について伺います。

まず、ことしの原子力防災避難訓練の実施についてです。

昨年は12月に実施しましたが、今年度の訓練は、いつ、どのような設定で、どんな内容の訓練をする計画なのか、協議はどこまで進んでいるのか、お示してください。

さて、定期点検でとまった川内原発を、もう二度と動かさないでほしいというのが多くの市民の声ですが、市長の見解を伺います。既に、定期点検後1号機は稼働がされてしま

いましたが、通告しておりましたので、一応お答えいただきたいと思っております。

また、危険な原発にかわる再生可能な自然エネルギーの活用が本市でもどんどん進んでいます。このことは大変喜ばしいことであり、私たちの望むことでもあります。安全なエネルギー、自然エネルギーの活用を進め、危険な原発をなくし、本当に安心して暮らせるふるさとを未来の子どもたちに手渡したいと、多くの市民が誰もが願っています。

しかし今、自然エネルギーの活用が進む中、業者の一方的で強引な進め方で、周辺住民とのトラブルがあちこちで発生し、市民の安心・安全を守るためには、きちんとした対策が必要と考えます。トラブルの中には、反社会的勢力が介入した事業もあり、住民の方が転居された例もあったというふうに伺っております。市外からいろんな業者が入り込んできています。ずさんな工事を行い、景観の悪化や災害時に悪影響を及ぼす例も出てくる可能性もあります。

これまで、環境影響に関するガイドラインなどはありませんでしたが、これからは緻密なルールづくりが必要と考えます。市長の見解を伺いまして、私の1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の受動喫煙防止のためのさらなる具体策という、その1でございます。

公共施設は、施設内は禁煙となっておりますので、喫煙場所は建物外に設置しております。天気のことを考慮しますと、屋根がないところへの設置は厳しいところでもございますが、建物の出入り口付近となっている状況もございます。それぞれの施設の所管課におきまして、見直しが可能なところは検討をしていきたいと考えております。

2番目の禁煙ステッカーの掲示については、

まだ実施しておりませんが、今後、地区や自治会、公民館からの要望を取りまとめポスターを作成し、依頼してまいりたいと思っております。

3番目でございます。これまで受動喫煙防止対策に取り組んでまいりました。保健所と連携した中におきまして、飲食店の「煙のない店」の登録率は、県内でも高くなっております。また、現在、自治公民館の分煙状況を調査しております。まずは身近な集会所から対策に取り組んでいただけるよう依頼をしていきます。

4番目は教育長がいたしまして、2番目につきましても教育長のほうに答弁をさせます。

3番目の脱原発についてでございます。

平成28年度の原子力防災計画につきましては、平成29年1月28日に、県を初め関係市町合同で開催する予定でございます。

訓練内容につきましては、屋内退避や避難所への避難など、県や関係市町と協議を進めているところで、今のところ具体的にまだ詳細にはわかっておりません。

2番目でございます。そういう声もお聞きしております。県知事も定期検査以外に特別点検もお願いしてございまして、国及び九州電力には安全対策を充実していただくとともに、市民の理解を得られるよう安全確保を最優に、的確な対応をお願いしたいと考えております。

3番目でございます。自然エネルギーによる発電施設等の建設工事計画については、一定の開発面積を超えた場合は、日置市土地利用対策要綱に基づき、事業者にも申請をお願いしているところでございます。

その際、排水計画や造成計画等を提出していただき、現場を確認した上で、関係各課において、適正な工事が行えるかどうか、ほかに及ぼす影響はないか等、計画内容を協議し、必要な対策については施工業者に指示しているところでございます。

あわせて、地元への事業説明をお願いしているところがございますが、地域住民の理解を得られることが第一になりますので、今後も業者に対しては適切な対応を求めていきたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

受動喫煙防止について、お答えいたします。

各学校では、担任や養護教員による学級活動や保健領域の学習、外部講師を招いての薬物乱用防止教室などを実施し、たばこの健康に及ぼす害や、望ましい健康な生活のあり方について、計画的に学習いたしております。

次に、学校の部活動のあり方についてです。

1 番目です。部活動については、中学校学習指導要領に、「生徒の自主的・自発的な参加によりスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである」と明記されております。

各学校では、年度初めの部活動紹介・体験入部などの機会を経て、生徒が自主的に部活動に参加しており、市内の全中学校における部活動参加率は約80%に達するなど、顧問の指導・助言のもと、生徒が主体的に取り組んでいるものと考えております。

2 番目です。各学校では週1回、ノ一部活デーを設定しており、中体連の大会等がある月を除いては100%実施しております。生徒は帰宅後、家庭学習に取り組み、顧問は校務整理後、早目に退庁するなど、各学校では有効に実施をいたしております。

3 番目です。生徒は、部活動と学習の両立や、チームとして部員をどうまとめるかなどの悩み、また、顧問は部活動指導のあり方や練習計画、大会等の参加において、保護者や他校との調整に苦慮することもあり、各学校で事案ごとに対処をいたしております。

4 番目です。市では、中体連各種大会や音楽発表会等の参加に係るバス借り上げ等の予算措置をしており、部活動に係るお金の問題で部活動に参加できない、または続けられないといった事案は、今のところ上がってきておりません。

○議長（成田 浩君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

○7 番（山口初美さん）

私は、けさちょっと早目に参りまして、J Tのほうで設置していただきました喫煙スペースといたしますか、喫煙所といたしますか、それを見てまいりました。透明の壁が設置してありまして、しかし、出入り口はあいている形でした。ドアがないんです。それで、完全にたばこの煙が外に出るのは防げないような、そういうつくりなんだなというふうに理解をしました。

そして、そばにベンチが置いてありましたので、そこで市民の方がたばこを吸っておられたんですが、この中が喫煙所ですよというふうにご案内をしましたけれども、うんと顔ではうなずきながらそこを動こうとはされずに、その喫煙所のスペースの中には椅子が設置してなかったもんですから、やはりその人は座って吸いたかった方のような感じでした。

今後、皆さんが利用されていけば、その中が喫煙所だというようなことははっきりわかってくるんだろうと思いますが、椅子の設置とか、外でたばこを吸わないようにするための対策とか、そういうことが必要なのかなというふうに考えましたが、その点は、いかが

お考えでしょうか。市長は、もうその喫煙スペースはごらんになりましたでしょうか。

1階に。

○市長（宮路高光君）

そこをまだ見ておりませんので、済みません。

○7番（山口初美さん）

分煙というのでは、なかなかその受動喫煙を完全に防止することはできないというふうに私は思っております。

市民の中には、健康づくりのための施設などは全部禁煙にするべきではないかというような、そういうご意見の方もあるんですが、そのことについては、市長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、さきに申し上げましたが、屋内といいますか、ここはある程度禁煙したほうがいいというふうに思っております。喫煙と分煙、そういう中で特に今は空港に行っても、ホテルに行っても、やはりきちっとした分煙室をつくってございますので、これはきちっとやるべきであるというふうに思っています。

○7番（山口初美さん）

当面は、やはり分煙をきちんと、そういう場所を設置していくお考えだというふうに伺いました。

きのうの南日本新聞に大きな広告が載っていたんです。ごらんになった方もあられるかと思いますが、「吸う人も吸わない人も快適に、工夫を凝らし進む分煙、鹿児島分煙最前線」ということで、紙面のほとんど全部使って、3分の2を使って、こういう広告が出ておりました。これはJ Tが出された広告だと思うんですが。

この中に、厚生労働省の受動喫煙防止対策助成金を活用した施設として、鹿児島中央ビルディングに、換気を徹底してにのびのびの苦情

がないというようなことで、こういうような記事が載っておりましたので、まだごらんになってない方はぜひまたごらんになっていただきたいと思います。14面に公告として載っておりました。

私は、やはり子どもたちに受動喫煙を防止するということが本当に大事だろうと思っています。そして、日置市は健康づくり条例をつくった特別なまちなんです。健康づくりに一生懸命取り組みますという、そういうまちであるということで私は認識をしておりますが、今回も健康づくり条例を定めたまちとして、まちぐるみ、町民ぐるみ、自治会や地区公民館など、まち全体で受動喫煙の防止に取り組むことを提案したいと思っております。

市長自身は、この提案をどのように思われますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

大方の自治会に行ってみても、この部屋の中は、もう禁煙というふうになっております。さっきも申し上げましたとおり、自治会、地区館、こういう身近な施設等におきましても、そのようなことをきちっとやっていくべきだというふうに思っております。

特に、先般、日吉の老人福祉センター、あの前にありまして、もういち早く、あの部分をほかのところに撤去させていただいております。ほかにも、やはりそういう入り口とか、そこじゃなく、やっぱりきちっとした形の中で人目のつかないところの中でもいいのかというふうに、そこあたりはそれぞれの施設管理者を含めて協議をしていきたいと思っております。

○7番（山口初美さん）

私は、今回提案したいと思っているのは、禁煙に挑戦する人を各自治会とか、地域で募集をして、登録をしてもらって、自治会ぐるみでその人を禁煙できるように応援する。そういう人を励ます、そういう取り組みができ

ないかなというふうに提案をしたいと思っていますところ。禁煙に成功した人の体験談などを発表してもらったり、それから、禁煙に成功した人が出た自治会はやはり表彰したり、そんなユニークな取り組みができたらいんじゃないかなというふうに考えているんですが、市長の感想をぜひお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

一般的にそれは個人の問題も幾らかあるというふうに思っておりますので、個人自身がやはり自覚して禁煙するなり、取り組んでいくべきだろうかというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

行き着くところは、それぞれのマナーというところになるのかもしれませんが、市長もたばこをお吸いなんです、市長は主にどういうところでたばこを吸っておられるんでしょうか。済みません。

○市長（宮路高光君）

基本的には、その分煙があった場所を含めて、目立たないところで吸うような形をしております。

○7番（山口初美さん）

本当にたばこのポイ捨てとか、これもやっぱりまちのあちこちで目にしますし、やはり周りの人に構わずに、お酒が出る席などでは、やっぱりたばこを吸うことを我慢できない方もいらっしゃるようですので、そこら辺は、たばこを吸われる方同士でもぜひ注意をし合うような、そういうことをお願いしておきたいと思います。

次に、教育長にお伺いをいたしますが、学校でも位置づけてきちんと教えていただいているということでございますが、たばこの害については、繰り返し学ぶことが大切ではないかと私は思います。子どもたちにも、自分の身を守ることで受動喫煙の防止について学ばせる必要があるというふうに考えますが、教育長の考えをお聞かせください。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

それでは、各学校におけるたばこの害についての指導状況について申し上げます。

小学校では、5・6年の保健領域の中で、健康を損なう原因の一つとして喫煙を取り上げております。主な内容としては、動悸や息切れなど、すぐ体にあらわれる害であること、副流煙に有害物質が多く含まれていることなどです。

中学校では、保健分野の学習で、喫煙は心身にさまざまな影響を与え、健康を損なう原因であり、適切に対処する必要があるということをお話しております。主な内容としましては、毛細血管の収縮、血圧の上昇、咳、心臓への負担など急性影響があること、喫煙開始年齢が早いと喫煙期間が長くなり、肺がん等の病気にかかりやすいことなどです。薬物乱用教室というものも、内閣府設置の薬物乱用対策推進本部が平成20年8月に出した第三次薬物乱用防止5か年戦略において、全ての中学校で少なくとも年1回開催することと規定してございまして、本市におきましても、7校全て実施しておるとともに、小学校でも10校ほど実施しております。

また、小学校では学級活動の時間などにおいて、特に13校においては、きれいな空気と汚れた空気、たばこと健康、ストップ・ザ・薬物、うまく断るためになどという単元で学習をしております。

○7番（山口初美さん）

詳しく子どもたちがどういうふうに勉強しているのかというのがよくわかる説明をしていただきました。私は、父母や保護者にも学んでもらう、そういう機会をつくれなかと、学校を通じそういう機会をつくれなかなというふうに考えまして、家庭教育学級というのがありますけれども、この受動喫煙の防止についてもそういう家庭教育学級の中で、お父さんやお母さん方、保護者の皆さんにそう

いう学習をしてもらい、そういう機会をつくれなかなということをご提案したいと思っておりますが、家庭教育学級、10回ほどその学習があると思うんですが、その中の1回はそういうお勉強をしていただくような、そういうことを提案いたしますけど、できないものかどうか、ちょっと教育長、お聞かせください。

○教育長（田代宗夫君）

家庭教育学級の内容については、やはりその学校の校長等を含んだ中で、今、どういふことをするべきかということの内容を考えておりますので、今ご指摘のありますとおり、学校として必要であると判断すれば、できないことはないと思っております。

○7番（山口初美さん）

わかりました。何かそういう話をされる機会があったら、こういうこともどうだろうかということ一言アドバイスをしていただけたらというふうに思います。

学校の先生方の中にもたばこを吸われる方があるわけなんです、学校の施設内はもう禁煙でございますので、先生方は施設の外に行かれてたばこを吸っておられる状況があるんじゃないかと思うんですが、そういう先生方のために設置してある喫煙所というのは教育委員会のほうでつかんでおられるのかどうか伺います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

各学校におきましては、敷地内禁煙はもとより、敷地外の各学校で指定したところで喫煙をしている状況にあります。これは25校全ての学校で取り組んでおります。

○7番（山口初美さん）

先生に用事があって子どもたちが、やっぱり先生はあそこでたばこを吸っているというのはわかっている子どもたちが多いわけです。そこに、やっぱり先生に用事があって行って、やっぱりたばこの煙を吸ったり、そういうこ

とがあつておりますので、ぜひそこら辺に、たばこを吸われる先生方には厳重に教育委員会のほうからもご注意をお願いしたいと思います。子どもがそば近くに来たときは、もう火を消すなり、本当に離れて対応するとか、できるだけそういうご指導をお願いしたいんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

そういう申し出があれば、校長会等を通じまして細かい部分まで一応話はしたいと思っております。

○7番（山口初美さん）

今度は市長のほうに改めて、今後、喫煙室の設置のために、先ほど申し上げました厚生労働省の受動喫煙防止対策助成金の活用を考えたらどうだろうかと思うんですが、その点についてはどのようにお考えか、伺います。

○市長（宮路高光君）

それがどこに対応するのかわかりませんので、今後調査をさせていただきたいと思えます。

○7番（山口初美さん）

調査研究していただいて、活用できるのであればぜひ活用して、本当にこの受動喫煙がなくなるように努力していただきたいと思えます。

次の部活動のあり方について伺いますが、本当に私も子どもたちに何人か声をかけまして、部活は楽しいですかというふうに聞いたたら、楽しいですという明るい声がほとんど返ってきまして、安心をしたところなんです、先ほどご答弁いただいた中に、お金の問題でというところで、そういう声は上がってないということでご答弁をいただいたわけなんです、実際、部活をするには部費が要ります。その部費について調査されたことがおありかどうか、伺います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

19市において部活動にかかる支援について、特に準要保護関係のところなんです、部活動に関しては、出水市だけがクラブ活動費として補助を出しております。ほかの18市は部活動に関するものの補助は出ておりません。

○7番（山口初美さん）

それでは、この部費について調査をされたことはないというふうに理解してよろしいんでしょうかね。部活動をするのには部費をみんな払うわけなんです。その部費も、その部によって決められていると思います。それをやはり保護者が負担をして、部活動をさせているわけなんです、あと、部活をするにはスポーツ系の部活では、かねての練習は体操服でもよくも、正式なユニフォームが必要になったりします。また、靴までそろえないといけないかったり、いろいろボールが必要だったり、そういうことでお金は結構かかるわけなんです。

また、文科系の部活で、例えば音楽部やコーラス部とか吹奏楽部、コンクールに行く際の交通費やチケット代などが要ります。その交通費については市のほうでちゃんと教育委員会のほうで負担を軽減するためにバスを出していただいたりしているということで伺いましたけれども、それから、学校の予算が少ないために、部費から楽器のメンテナンス代を出したりしています。音楽関係の部活は、やはり楽器が高価なものですから、やはりそれも保護者の負担になっていることです。また、担当する楽器の消耗品、いろいろあるんですが、そういうものも個人で負担しているところもあります。上げれば切りがないんですが、このように、それぞれ部活にはいろいろとお金がかかります。

ですから、部活をやりたくてもできない、部活を続けたくても続けられない問題も出てきているんです。そこら辺を、今、子どもの

貧困の問題が大きな社会問題になっていますので、やっぱり部活がやりたくてもやれない子がいるんだということをぜひ認識していただいて、そこで、やはり就学援助制度です。私がいつも申し上げております。これを活用して部活をやりたいと思っている、部活で頑張りたいと思っている児童生徒を援助していただきたいというふうに考えるわけです。

国もそういう必要性を認めて就学援助制度の中でクラブ活動費を認めているわけですので、そこら辺をまた本当に子どもたちが部活動をするのに当たって、どれぐらいの費用がかかっているのか、それをきちんと調査をしていただきたいんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

そのような具体的な部活動費とか、修繕費とか、いろいろあるだろうと思うんです。楽器については、やっぱり個人の持ち物についてはそれぞれはしているだろうと思うんですが、そのあたり学校によっても違うのかもしれませんが、今ご指摘がございましたので、そういうものについてどういう形で調査ができるかわかりませんが、調査については学校と連携をとりながらやってみたいと思います。

○7番（山口初美さん）

ちょっと後先になってしまいましたが、先生方の休養日のことです。100%実施しているということでご答弁いただきました。これを徹底していただいて、先生方はボランティアで部活の指導などもしていただいているわけですので、本当に休みの日は家族とのそういう時間がきちんととれるように、休養ができるように、また教育委員会のほうでもご配慮をいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

部活のことは以上にいたしまして、最後の脱原発の質問のほうに移りたいと思います。

ことしの避難訓練というか、原子力防災の避難訓練というのは、来年の1月28日に、県を初め関係市町と合同で開催するというところで、訓練の内容も屋内退避や避難所への避難、そういうことをやりたいということで、今、協議を進めているところだというご答弁でございました。

昨年12月に実施されたこの原子力防災訓練のときに、いろいろ課題が出されていたと思うんですが、それを取り入れた内容になるのかどうか、そこら辺を、検討されている内容を少しご説明いただけたらと思います。

○総務課長（今村義文君）

原子力防災訓練の市のほうの訓練ということで、内容につきまして若干ご説明をさせていただきます。

訓練内容につきましては、警戒事態震度6強の地震発生、これを受けて市の災害対策本部の設置訓練、それから、これは九電の原発の敷地緊急事態を受けてオフサイトセンターとのテレビ会議の参加、それから、全面緊急事態を受けて、住民への情報伝達訓練、それからUPZ圏内の住民の地震による家屋倒壊などにより屋内退避が困難となった場合を想定しての、近隣の避難所への屋内退避訓練、それから受け入れ体制の確立のための避難先市、これは南さつま市になりますが——との通信連絡体制、それから発災から受け入れ決定、それから避難所開設までの初動対応訓練の実施を予定しております。

また、UPZ圏内の避難訓練につきましては、実際に昨年同様避難バス6台、120名程度の住民を避難先の南さつま市のほうへ避難する計画で、現在進めているところでございます。

以上です。

○7番（山口初美さん）

この訓練には市民が人数でどれぐらいの人数が参加することになる計画になっています

でしょうか。

○総務課長（今村義文君）

実際の避難訓練のバスでの避難ということでは120名程度ということで、UPZ圏内の120名の参加を予定しているところでございます。

○7番（山口初美さん）

UPZ圏内といいますと、日置市内の大体2万7,000人ぐらいがUPZ圏内には住んでいると思うんですが、その中の120人となりますと、どれぐらいの割合で参加することになりますか。

○総務課長（今村義文君）

パーセントにすると0.4%程度になるようでございます。

○7番（山口初美さん）

合同の訓練で0.4%のUPZ圏内の市民しか参加できないというのは、ちょっとどうなんでしょうか。これで十分というか、これでするしか仕方がないというふうにお考えなんでしょうか。もっと大がかりなものにできないのか、そこら辺の見解を市長に伺いたいと思います。

○総務課長（今村義文君）

とりあえず避難訓練、実際に避難バスを使っただけの避難ということについては、限られた数での訓練しか現在のところ計画はしていないところでございます。

また、この避難のことについては、十分パンフレット等で避難の重要性とか、避難の仕方、そういった熊本地震を受けての屋内退避ができない場合にはどのような体制をするなど、そういった面も含めて広報に努めていきたいと考えております。

○7番（山口初美さん）

この訓練にうちの自治会も参加したい、それから私も参加したいというようなそういう市民からの応募というか、そういうやはり自主的に参加したいという人の参加はお考えに

なりませんでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

現在、今のところ自主的に参加さしていただきたいという意見等は伺っておりません。また、今回の訓練につきましても、そういった東市来、伊集院、日吉の30km圏内の地域の方々の避難訓練ということで、また、今度は南さつま市のほうの受け入れのほうの体制、それとの連携ということも計画しているところでございます。

○7番（山口初美さん）

120人といえば、本当に一部の人の参加で行われることになるわけですが、もう少し具体的に、やはりこの120人の内容をどこら辺まで検討されているのか、伺いたいと思います。

○総務課長（今村義文君）

実際に参加される方は120名ということで計画はしているんですが、県のほうの一体的な訓練という中で、伊集院の総合運動公園を除染場所ということで計画をしております。ここは薩摩川内市、いちき串木野市のほうから避難して、そこを通過して各避難場所へ行くという計画になってございます。そういった状況をまた広く市民の方に周知をして、見学もできるということですので、見学をしていただくような周知も図りたいと。

また、この6台のバス、120名についても、県のそのゲートを通過して金峰町のほうに避難するという段取りで今調整をしているところでございます。

○7番（山口初美さん）

いろんなどころは、まだ今から詰めていかれるんだと思いますけれども、できるだけたくさんの市民がその見学という形でもいいですから、参加ができるような形にしていたらというふうに思います。

定期点検の後に1号機はもう再稼働してしまいましたが、2号機は今月の16日に停止

して定期点検に入ることになっているわけですが、地震は本当に各地で次々発生しています。もし本当に福島のような事故が起きてしまえば、本当にもう取り返しがつかないことになると思うんです。せめて避難訓練だけでも市民が体験ができて、いざというときに具体的な手だてがとれるようにしなければと考えますので、ぜひ本当に市民全員を巻き込むような、そういう訓練のあり方にしていただきたいというふうにご要望しておきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか、市長。

○市長（宮路高光君）

具体的には総務課長が話をしましたけど、毎年これはやっていくと思っております。それぞれ自治会単位に、それぞれの地域の皆様方をお願いするわけでございますので、今後、年次的に幅広い形の自治会の方々にお願いをしていきたいというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

原発は動いていても、いなくても、放射性廃棄物の問題で危険を伴いますし、しかし、動いているのと、動いていないとでは本当に危険の中身も違ってきます。いずれにしても、原発は停止をして、一日も早くとめて廃炉にしていく。これが一番よいのだということをまた確認の意味で申し上げておきたいと思えます。

自然エネルギーの活用設備がいろいろできていっているわけですが、開発の際には、ほかの開発事業の場合と同じように、環境影響を含めてきちんと調査する必要があると考えますが、今、それは十分されているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

今、土地利用対策要綱に基づきまして一定の面積、都市計画区域内では1,000m²以上、それ以外にあっては3,000m²以上の開発にこの要綱を適用して、協議書を提示

していただいているところでございます。

その協議書に基づきまして、書類に基づきまして関係各課で内容を審査して、必要な遵守すべき内容や必要な措置・対策等については、きちんととっていただくように事業者のほうに指導しているところでございまして、今のところは、この要綱に基づいて適正に行っているところではございますけれども、法的拘束力というのを持たないために、もしそういう無責任な業者がいた場合に、強制的な執行というか、指導はなかなかできないところではございます。

○7番（山口初美さん）

環境影響に関するガイドラインを霧島市ではつくられたというふうに聞いておりますが、これはご存じでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインというのは霧島市と湧水町が県内では2つの自治体が制定しているところでございます。お伺いしたところ、このガイドラインはつくったけれども、同じく法的な拘束力を持たないために、トラブルが全くなかったということではないということ聞いてるところです。

○7番（山口初美さん）

ほんとこれから次々このトラブルは出てくる可能性がありますので、ほんとに国にもやっぱりきちんとした対応を求めていかないといけないし、市でできることは、やはり市のほうでもきちんと市民の安心・安全を守るために、できる範囲で今のところはやっただくしかないと思うわけですが、そのようにお願いしておきたいと思えます。

重平山のできた風力発電、あれまだ動いてないようなんですが、あれは見通しは立ったのかどうか、その点についてわかっておりましたら伺います。

○企画課長（堂下 豪君）

年内には再稼働する予定と聞いておりましたけれども、ちょっと若干延びまして年明け、1月になる見込みだっているのを今聞いているところでございます。

○7番（山口初美さん）

わかりました。

本市でも、よそから入り込んだ業者がやはり自然エネルギーのいろいろな事業をやっている例があるんですが、地域にメリットが還元されるようにするには、できるだけ地域内でお金を循環させるようにすべきだと考えます。部材の調達や工事を誰がやるのか、誰が手がけるかで地域への影響は全く違ってきますので、地域の事業者を中心に仕事を回した場合と、地域外の資本に頼った場合とでは、経済効果が2倍程度違うという研究結果も発表されているようですが、このような点について市長はどのようにお考えか、伺います。

○市長（宮路高光君）

なるべく市内の業者に設置の要請が来たときにはお話をしております。基本的に特殊な工法といいますか、市内でできない工法も、業者でできない工法もございますので、なるべくやはり幅広く地元業者が少しでも仕事ができるような形の中は、その業者のほうには私のほうからも指導しております。

○7番（山口初美さん）

ぜひそういう形でお願いしたいと思います。

さて、脱原発知事が誕生したと全国から注目された三反園知事ですが、随分当初とは変わられたなと感じておられる方も多いのではないのでしょうか。

知事選で公約した原発の安全性などを検証する県独自の検討委員会の設置も、1号機の運転再開には間に合いませんでした。知事は9月の県議会で、「運転再開も含め、検討委員会の提言を踏まえて県の対応を総合的に判断する」と述べておられました。なぜ有権者との約束を破ることになったのか、その理由

をきちんと説明する責務が知事にはあるはず
です。

また、知事に原発を停止する法的な権限が
ないことは、最初からわかっていたことでし
た。だからこそ、県独自の検討委員会を早急
に設置して、原発の安全性や避難計画を検証
し、問題点を九電や政府に問うていく必要が
あったのではないのでしょうか。

また、知事が検討委員会のメンバーについ
ては、16日に議案が可決するまでは公表で
きないとしておられますが、検討委員会の公
正さを確保するためには、氏名を明らかにし
て県議会に諮るのが筋ではないでしょうか、
そのようなことを私は今考えております。

さらに、市民団体と政策合意した際、検討
委員会には反原発の方々など、幅広い人に入
ってもらおうと述べておられたのに、県議会
では「約束したかどうか、記憶が定かではな
い」と答弁されました。三反園知事を応援さ
れた方も、日置市もたくさんおられたわけな
んですが、脱原発を掲げた知事として、公約
をしっかりと守ってほしいと日置市民も願っ
ております。

市長に答えられる範囲でいいですから、今
後三反園知事にどういうことを期待しておら
れるのか、市長の見解を最後に伺いまして、
私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今のなんか質問は、県議会の場面みたいな
感じで、私が答弁できるのは何もございませ
ん。また、お互い同僚の県議会議員がいらっ
しゃいますので、これは県議の場で今みたい
なことは答弁していただけるようお願いした
いと思います。

○議長（成田 浩君）

次に、12番、花木千鶴さんの質問を許可
します。

〔12番花木千鶴さん登壇〕

○12番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告しました2件について質
問いたします。

この2件は、これまで何度か質問してきま
したので、また同じ話かと言われるかもしれ
ませんが、どうしても取り組むべき課題だと
捉えて質問いたします。

まず、農産加工センターの設置について伺
います。

これまでの答弁では、農業大学の活用や
大隅にできた県の加工施設の利用などを検討
すればどうかというものでしたが、それらは
個人の農家や一般市民が気軽に利用できるも
のではありません。そこで、農家や市民が加
工品を開発、研究、試作等気軽に利用できる
加工センター設置について見解を伺います。

新しい施設をつくるとなると、費用もかか
ります。そこで、平成30年度から小学校の
統合が予定されています日吉地域の学校跡を
活用すればどうかと考えます。

日吉地域は、数年前まで自校方式の給食を
実施していましたので、給食室があります。
このような施設を活用できれば、費用負担も
軽減できると考えますが、いかがですか。

次に、エコミュージアム構想について伺い
ます。

本市は、歴史、環境、文化を生かしたまち
づくりを目指しています。市の計画では、そ
れらの取り組みを進めるために、エコミュ
ジウム構想が明記されており、以前組み
組みを伺ったときには、「考え方として取り
入れている」と答弁されました。

私は、合併して間もなく施行された議員政
務活動の最初の調査が、大分県豊後高田市の
田染庄田園空間博物館構想でした。本市の合
併時のまちづくり構想をイメージ化したとき
に、これだなと思っていましたので、迷わず
そこへ行きました。そのこともあって、一般
質問で何度か取り上げてきた経緯があります。

エコミュージアムも、田園空間博物館も、

イメージとしては同じようなものです。エコミュージアムは文科省の補助事業であり、田園空間博物館は農水省の補助事業ですが、構想の目指す姿に大きな違いがないと思っています。

本市では、現在地域づくりを地区館中心に行い、その主たる事業を地区振興計画で進めています。行政の掲げる構想と各地域の地域づくりとその将来像がマッチングしているのでしょうか。

エコミュージアム的考え方というだけでは、市民にも観光客にもわかりにくいと思います。日置版エコミュージアムでも、日置版田園空間構想でも、看板を掲げて市民と行政がイメージを共有し、地域づくりを進め、対外的にも具体的な姿を示すべきではないかと思いますが、見解を伺い1問目として答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君） 1番目の農産加工センターの設置についてという、その1でございます。

加工センターの設置につきましては、本市の農林水産物を生かし、こういった加工品を目指していくかによって、必要な機材等も変わってくることから、現時点で本市が加工施設を設置することは、今のところ考えておりません。

2番目でございます。薬用作物等で廃校利用が計画されている今、扇尾地区の学校には、この部会が入りまして施設を活用するというところでございます。

ほかのそれぞれの小学校につきましては、今の現時点でこの加工センターを入れるという考え方は、今のところは持っておりません。

2番目については、教育長に答弁させます。

○教育長（田代宗夫君）

エコミュージアム構想についてお答えをいたします。

1番目ですが、地域における有形・無形の文化財の保護のために、郷土芸能等伝承活動支援交付金による地域の伝統芸能等への助成や、市指定文化財の保護活動を行っております。

また、バスツアーの開催やひよし歴史資料室の設置、パンフレット等の資料作成、史跡の説明板の設置など、整備を進めながら市内外の方に日置市の魅力を発信し、訪ねてもらえるよう取り組んでいるところでございます。

2番目です。市内各地区館や自治会等においては、地域おこしのイベント、行事等を企画・開催され、人的交流や情報発信等を行うなど、エコミュージアム的構想の一部分の充実に努めてもらっていると考えております。

吹上歴史民俗資料館やひよし歴史資料室、伊集院駅前の観光案内所や市の公共施設等と連携しながら、地域の情報を発信し、日置市全体をエコミュージアム的なものとして整備しながら、まとめていけたらと考えております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

○12番（花木千鶴さん）

それでは、それぞれの内容について細かく伺ってまいりたいと思います。

先ほど加工施設の問題では、今のところ難しいものと考えているという答弁でございました。この中に、必要な機材も変わってくると、何をつくるかによってということで、特定のものをつくるための特定の施設をお考えのようですが、後ほどそこについては私のほ

うも提案していきたいと思っておりますけれども、そのようなものを私は提案しているわけではないんですね。

ただ、今日大きな地方の活性化の一つである6次産業化は、6次産業法制定以降、いろんなところでいろんな補助制度もできて、そしていくら地方が元気を取り戻すために活性化に取り組んではおりますが、まず今県内で注目されている規模の大きなもの、人たちが使うと思うんですけれども、大隅のほうにできました県の加工技術研究センターですかね、そこのほうには私も残念ながらまだ行けてないんですけれども、資料を読ませていただきましたたり、向こうのほうの知人に何人か聞いてみましたら、大変規模の大きなもので、大変立派なものなんですね。

それで、私はそういう規模のものを提案したいと思っているわけではないんですけれども、ただ本市にも大きな農家もごございます。それで、まずは大隅のほうの県の施設を本市の農家で研修とか見学とかではなくて、あの施設そのものの加工施設を利用された農家があるのかなのか、把握しておられたらご説明いただけませんか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、大隅の加工センターは今議員からご指摘のとおり、ちょっとこの大きなといいますか、企業的な形でなければ、ちょっと難しいのかなと私も現場を見させていただきましたが、そう感じました。

まず、先ほど関連して、今この加工センターというものの中でございますけど、特に2番目にございます廃校等もございますけど、今日置市におきましても加工センターという、似ているのが約七、八カ所はあります。東市来にしても、伊集院にしても、日吉にしても、吹上にも特に地区館を中心とした形の中で、それぞれできているのも事実でございます、特にみそをつくったり、そういうものが主で

あろうかと思っております。

今後、今2番目に出てきてます廃校等の問題も、給食センターがございましたから、使える部分もあるのかなと思っておりますけど、やはり一番大事なのは、その地区がまとまって、特に婦人の皆様方が、女性の皆様方が何かやりたいという、そういう機運も上がってこなきゃならないということで、今の現時点で、どこかにどういうことをつくってくれということは来ておりませんが、今後統廃合のこの中で、跡地検討委員会等もやっておりますので、そういう部分の中で、そういう地域が機運が上がってくるようだったら、また私どもも考えていかなきゃならないというふうに思っております。

○12番（花木千鶴さん）

私は、今ある加工センターのような発想で申し上げているのではないんですね。今市長がご答弁されたように、現在の加工センターというのは、農村地域の女性の方々が、その地域の活性化のためにというような趣旨でつくられているということは承知しております。

私も県内の加工センターいろいろ見てみました。そして、県内相当数ございますので、いろいろチェックさせてもらったんですが、それぞれの加工センター、加工施設の利用の仕方はあるようで、ある意味特定に決まりというのも、そんなに縛りはないんだなというのを感じております。

ただ、ここで私の提案とちょっと違いますのは、本市で見えますと、その本市の施設は指定管理者に管理させているのと直営で、その使い方の中では、指定管理者もしくは加工グループの皆さんが管理を頼まれて、その方たちが指導をして、その施設にある機械でこれ、これのものをつくらなければならないと、つくれる施設だからということで、特定の加工品をつくるということが決まりなんです。それ以上の使い方は今できません。

私が申し上げているのは、そういうことではないんですね。特定のものをつくるために、そこを使わせてくれというのではなくて、これから何か新しい物をつくっていきたいという場合に、これはどんなものだろうか、これはペーストにしたほうがいいのか、乾燥したらどうなのかとかいうものを、いろいろチャレンジしてみる、試作してみるという場をつくってもらえることができれば、いいのではないかという提案なんですね。

一番大きいのが、農家は豊作のときには市場価格が暴落するというので、もう畑一枚全部キャベツを捨ててしまうとかっていうのも、よくニュースで出てきます。もしくは、A級品ではあるんだけど、これを何とかしたいと思っても、付加価値の競争で勝ち抜いていけないという場合も、一番市長ご存じなんですけど、そういった場合に、そんなことをしなくても、とれ過ぎたときには何か加工して置いておくことはできないか。

そうすると、こうすれば1年もつ、こうすれば2年もつとかというようなものがあれば、もっとその加工して乾燥させたりしたもので、何かをまたつukれないかということを考えることができるかもしれない。そういうことができるさきやかな場でもいいから、つくってもらえないかという提案なんですけど、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、6次産業化の中におきましては、今おっしゃいましたとおり、いろいろとそういうものを付加価値をつけていかなきゃならないというふうに思っております。

現実的には、今あるものでそれぞれの加工センターにおきましても、いろんなことはチャレンジはしております。これが商品化になるところまではいってない部分もありますし、商品化でそれぞれ物産館で販売してるところ

もございます。

今市としてこれを本当に取り組んで今後いくには、まだそういうものの熟練した先生といますか、そういうリーダーといますか、そういうこともやはりきちんとしたことをしていかなきゃならない。

漠然的にただそういうものをつくって、いろんなものをする、そういうこともいいかもしれませんが、やっぱりある程度具体的なものも、やはり必要であるのかなと思っております。今そのようないろんなご意見というのが、今のところ上がってなく、それぞれの加工センターでそれぞれの女性団体の人が工夫をしながら、いろんなことをつくっているのが現状でございます。

いろいろとこういう専門的になると、また企業の方がどういうことをしていくのか、またそこあたりも加工センターだけでなく、やはり私ども日置市にもいろんな企業、食品関係の企業がいっぱいございますので、そういう方々とも十分そういうノウハウというのをもらっていかなきゃならないというふうに考えております。

議員がおっしゃる加工センターという意味もわかるわけでございますけど、これをどういうふうに出現化していくかは、いろいろと課題も多かろうという部分も考えております。

○12番（花木千鶴さん）

市長の立場では、ある意味そのようだろうと思いますが、私は一般的な市民とか、小さな農家の皆さんとの話の中で出てきた声だと受けとめていただきたいと思うわけです。

私も小さな事業所を持っておりますが、その中で将来に向けて障がいを持った方たちが何かをつくっていかうとするとき、どんな展開があるのかということも、いろいろなところの事業所の皆さんと話をしたりもしたこともございます。

また、農家の皆さんとの話の中でも、先ほ

どのような話が出てまいりました。これから先人口が減っていくとか、いろんな食料問題が出てくるとするときに、何でもいから私たちに何かができないかと思う人は、たくさんいると思うんです。

今、加工センターでは、加工センターは一般的な人たちが利用できるというのも、条例上はあると私は見ているんですね。ただ、本市がその使い方の中で今のような形を取り入れていて、そして、ただここは販売するための加工ができないというのが原則でございますが、市長が許可したものはこの限りではないということで、加工グループの皆さんがその地域を限定した形で販売ができるようになっています。

ですので、私はその大きな施設が必要だというふうには思っていないんですが、いろいろ野菜を乾燥する機械だとか、製粉する機械だとか、家庭ではなかなかその加工品をつくることできないようなものを置いてくだされば、そして、それを試作の段階で販売するわけでもございませんし、ただ成功しそうだといったときには、一定エリアの販売許可を市長がしてくださればいいのではないかとこのように思っているところです。

ただ、特定の方がということもございますが、また企業の話もありましたけれども、今企業、大規模の事業者ですとか、法人がこういったものをするためにも、補助してもらえ制度もあるわけです。だけれども、小さなところはそれが無い。だから、チャレンジするチャンスとしてお願いできないものかと、そして検討していただけないものかのご提案申し上げたところです。

ぜひ先ほど学校の跡地の問題については、薬草関係のところが入ってくるということでございましたが、給食センターは最低限衛生管理上の基準も満たして設置されておりますので、ぜひともそういったところも考えてい

ただきたいと思って、次の質問にもうこれは移っていこうと思います。

平成27年の去年ですね、6月議会の同僚議員の一般質問が、こういうのがございました。歴史・伝統・文化の総合的顕彰施設建設をつくってほしいという質問項目だったと思いますが、それに対して本市は、エコミュージアム的な考え方をしていくんだと。吹上の歴史民俗資料館は中核施設としながら、4地域に向いていただいて、それぞれの歴史や文化的施設を回ってもらうことで、4地域の活性化にもつながるんだと、これはたしか市長が答弁されて、教育長さんが答弁されたんですよね。で言うておられます。

今年度から新しく日吉地域には、新しい資料館もできまして、日吉の部分はいいのができました。ご答弁にもいただきました。でも、やっぱり中核施設として位置づけている、まずはこの吹上の民俗資料館ですね。今のままでいいんだろうかというふうに思うんですが、その点についてはいかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

歴史資料館とか博物館となりますと、大変大きなものになりますけれども、吹上地域をまとめる意味で、今吹上の資料館ができております。今回、日吉支所をつくりましたときに、もう絶対入れてもらおうと思ったのが、ひよし資料室であります。

ここには、歴史的なものも入れていくんですが、あと東市来、伊集院と、本市は4つの町から合併してできたところでもありますので、私は先ほどの答弁の中でも、まだ今の段階ではエコミュージアム的なという言い方をしておりますけれども、本来の意味のエコミュージアムになるかどうかというのは、これからの私は検討課題だと思っております。

したがって、日置市全体のそういう地域全体が博物館というふうに捉えていったときに、4つの地域でそれぞれの核を1つずつ持って

いくという意味で、その中でも一番古いのが吹上の歴史資料館と。あとは東市来と伊集院のほうには、どこか今ある施設の中にそれらしいものを持っていくことによって、日置市全体の中に4つの核ができる。

それを核としながら、それぞれの地域の歴史・文化的なものを何とかつなぎ合わせながら、つくっていくことが今の段階では大事じゃないかと。将来的にはどうなるかは、これはわかりませんが、今私が申し上げたのは、この4つのうちの1つの町域のテリトリーをつくってやろうという今構想で考えておりますけれども、将来的にこれがもっと細分化されるのか、あるいは全部もう本当に一つにまとめてしてしまうのか、いろんなテリトリーの設定の仕方があると思います。

また、もっと別に、海辺の周辺だけを一つのテリトリーとして考える方法もいろいろあると思います。それらは、これからまた考えていかないといけない。

したがって、今のご質問では、吹上で足りるのかということですが、当然大きなものがあれば越したことはないと思いますが、今あるもので何とか4つに分散させることで、何とかしていかなければならないと、そんなふうに考えております。

○12番（花木千鶴さん）

前回のときには、4つの地域の一番の中核ということで、今回2つになったということでしょうか。

私は、その4カ所にできるという考え方というのでは、構想として今伺ってわかりましたが、ただ一番気にかかりますのは、吹上の資料館ももう随分たって、日吉は新しくなったからあれですけど、もう少し吹上のほうも、古い歴史のものを納めていたりしますが、あそこ少しリニューアルする考え方はいかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

失礼いたしました。まず、そのリニューアルについては、今後検討しなけりゃいけないと思っておりますが、あそこを核としたということは、あそこの資料館にはほとんどの資料も入っておりますし、また資料を保存するためのこの部屋の温度の設定とか、いろんなそういうものがきちとなされて、ある程度なされているから、あそこに保存しておけば、いろんなものはある程度長期保存できるという意味から、そのように今のところはしておりますけれども、今後将来的には、ほかにまだ大きなのがもっとできるのかもしれませんが、今のところ何とかまだリニューアルの面は、今のところは考えておりません。

○12番（花木千鶴さん）

博物館は保管はありますけど、見ていただくものが博物館の役目でございますので、見ていただくという意味からいったときに、もう少し見ていただきやすいものにといいところで、ご検討いただかなければならない課題はあるのかなと申し上げておきたいと思えます。

今教育長がずっとこの間、エコミュージアムについてご答弁をいただいております。エコミュージアムというと、日本でいうとエコミュージアム構想に対する補助金が文科省だったから、割と教育サイドということになって、補助金の出方のところが、そういう意味もありますが、本来スタートがヨーロッパのほうでしてね、これは地域全体を捉える考え方だから、文科省の史跡とか伝統文化とかという、範囲に限らない考え方ですよ。

ですから、そういった意味でもう少しこのエコミュージアムを広く捉えていただきたいと思うわけです。このエコミュージアムについて、事業構想大学院大学というところが、エコミュージアムを活用した事業構想、地域資源の再発見と観光まちづくりプロジェクト研究というのをつくっております、それに

よれば、「地域を活性化するための補助金頼みの時代は終わった。コンサルタントに一任する横並びの地域活性化は実現できない。地方創生が地方の住民が主人公であり、自分たちがこの地域をよくするという情熱がなければならない。その中で、エコミュージアム構想が有効な取り組みである。地域資源を活用し、地域の個性をアピールすることが重要だ」といって、この研究を取りまとめております。

教育サイドだけではなくて、地域づくり、地方創生とそのエコミュージアムというのは、切っても切れないものなんだというこの考え方ですね。それについて、市長の見解を伺いたいんですが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、その文部省関係じゃなく、やはりいろんなこういうエコミュージアムとか、さっき言いましたこの田園空間の博物館とか、市全体、またそれぞれの地域をコラボ、農村地域なら農村地域全体をコラボした中でのという考えという、これはこれで大きなものの見方が、やはり一番ふさわしいのかなというふうには思っております。

○12番（花木千鶴さん）

そうなんですね。だから、構想という言い方をするんだろうと思います。それで、議会はこの11月に8カ所の地区館で議会報告会を開催いたしました。多くの課題は、このエコミュージアム構想でくることができ、集約できるのかなというふうには感じるところです。

初日の坊野では、縄文文化からの歴史的遺跡遺産等の保存継承、その環境整備、交流人口などなど、地域の活性化を図りたいというような課題が上げられました。

そのほかの地域でも、河川の整備や道路の雑木等の伐採を何とかしてほしいとか、周辺整備など多かったことは、市長もご承知のと

おりでございます。

エコミュージアムというのは、今市長が言われたように、地域全体を博物館として、教育長も言っておられるその地域全体の博物館として見てもらうわけですから、美しく整備された田園風景がまずなければならない。そして、その中に遺跡や遺産、文化を継承した人々の生活が息づいている、これがエコミュージアムの全体的な条件になるわけですね。

ですから、地域課題がこの間、いろんなことが出てきたんですけれども、地区館に行く。結局、課題がばらばらなんです。それは、ばらばらにこの史跡、この田んぼやこの河原とかいうことになって、それは個別的な課題ではあります。

しかしながら、そのエコミュージアムだという見方からすれば、全体をどのようにして一つの博物館として、美しく見せることができるのかという視点で考える必要があると思うわけですね。

そういったことを見せてもらうミュージアム構想という考え方に立てば、教育長でも市長でもよろしいんですが、いかがでしょうか、両方に伺いましょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、そういう一つの箱物をつくって、そこに集約するというのではなく、今議員がおっしゃいました全体の地域をそのようにする、今言ったように、河川にしてもどこにしても、いろんなものはきれいにしていかなきゃならない。

また、そういう部分で、やはりいろいろと小さいことでも、その地域を訪れて見に来てほしい、そういうふうな中で全体をといますか、同じ共通する部分が若干は違うかもしれないけど、基本的にはその環境とといいますか、そういうものを大事にしながら、また自然のものは自然で残し、またきれいにしていくものはきれいにしていく、そういうこと

をやはり構想ですので、全体的な理念といえますか、そういう日置市とし、また旧町ごと、また地区館としても、その理念の中の構想というのは、いろいろなものに私はつながってくるというふうに考えています。

○教育長（田代宗夫君）

これまで市長がいつも申しておりますように、共生協働のまちづくりということで、地区館等もソフト事業も50%になりまして、さまざまな取り組みができております。

今議員がおっしゃったように、坊野の地区館のほうは、ふるさと発見塾などという講座を開いて、昔の料理をそこで再現させて、そしてその中から現在に通用するようなものをみんなでつくって、物産館に持って行くという活動や、さまざまな文化的なものも結びつけてしております。

一番わかりやすいのは、私は高山の地区館だと思って、まさにこれは今からやろうとしているエコミュージアムモデルというか、形になっていると思っております。

私は、2年ほど昔から高山に行ったときに、「ここはミニエコミュージアムなんですよ」と、私がいろいろ調べたところでは、めだかの里、棚田、一本杉とかりうど墓、あるいはやたけ、溪流釣り、かずら工房、炭焼きホテルの生息地、仏の森、岩屋観音、こんにやく体験地、馬頭観音など、まだいっぱいあります。

こういう文化財や地域のものがいっぱい存在しておいて、しかもここでは棚田、米つくりも田植えから刈り取りまで、その現地でやるようなものがある。

そして、秋にはこれらを一体化した中で、たくさんの方がここに来ている。形としては、ほぼこういう形だろうと思います。これをどんなふうに今後結びつけていったり、年間にこれを振り分けていったり、あるいは地域の方々をこれをどう説明され、主役になってし

ていくとか、そういうことを総合的にまとめていくと、今おっしゃったような田園構想的なものができる。

だから、ほぼこの形は、私はもう高山がつくってくれたと思っています。しかしながら、他の地域はまだここまではできていないけれども、市長が言う共生協働のまちづくりを、これまでも既にいろんなところで、例えば飯牟礼あたりでは登山道を整備して、そして森林に名前をつけてくださったり、あるいは、焼酎づくりをするところがあったり、それから郷土芸能の復活・伝承、それからホテルの里づくり、ニジマス、いろいろなものを自分たちの地域を何とかしてやろうとして、今やっています。

私は、そういうことがいっぱいあるから、今後は今おっしゃった方法も取り入れながら、これらを集約しながら、全体として成り立っていくようなものに仕上げていくのは、今後だろうと思っております。

したがって、これまで一生懸命やってきて文化財のほうも、そういうふうに全体を博物館で見立てたときに、看板をどう統一するかとか、いろんな問題の底辺の部分も、私はこの12年間市長もいろんな交付金をもとにしながら、やってきたと思っております。

だから、今後はもうおっしゃるようなどんな形にだからこのテリトリーをするか、高山というそういう田園都市を一つにまとめていくのか、あるいはもっと別な、先ほど言いましたように地区をまとめる方法もあるし、重なっても構わないと思うんですが、そういうものをつくり立てて、あわよくば産業、経済的な面まで発展していけば一番いいんですが、なかなか厳しい面もあるとは思いますが、そういう段階に今あるんじゃないかなと私は思っております。

○12番（花木千鶴さん）

今教育長が言われたその高山ですね、実は

その高山のことをモデルにしたいという、それが印象的だったわけですがけれども、私は今回のこの質問のために、最新の情報を収集しなければならぬということ、観光案内所に行って来たんですね、この間。いろいろなをいろいろ見せてもらいました。

そこで、観光ガイドの方が2名いらして、ゆっくりしていきなさいと、話をしようということで、いろんな話をさせていただきました。そして、タクシー助成がことし始まると、これなかなかぼちぼちじゃあるけど、好評だよという話とか、その中で観光の皆さんがどんなことをおっしゃるとかという話でした。

それから、今度は日置まち歩き、今回こんな質問をするんですよって言ったら、「ああ、それならこれよくできているよ」と、幕末維新編とかね、島津編とか、いろいろできて、「どのコースをめぐりたいですか」とか、そういうふうにしてなかなかこれもいいんじゃないかという話で、話は大変盛り上がりました。

その中で、このエコミュージアムの話も少しさせていただいたわけですね。あなた何を質問するのかという話から、そしたらそこではずんだ話としては、やっぱりそのエコミュージアムというのは、聞けばよくわかる。それね、市民にわかりやすくまず伝えてほしいということでした。

おもしろい感じがするっていうね、だから、あっちこっちにあるよじゃなくて、そういうふうにしてエコミュージアムっていうのは、そういう考え方かっていうと、点が面に見えてくるというわけですね。それを伝えてほしいという話がありました。

でも、そのために大事なことがあるんだと、それは、まず自治会や地区館ごとに自分たちはどんな地域づくりをしたいのか、交流する人に何を見てほしいのかということ、各地域ではよく話し合ったほうがいいんじゃない

かなということ。

そして、各地域みんなで持ち寄って、そして今度はお客さんになる人はどんなものを見たいかなということ、みんなで考えたらどうだろうと。

そして、そんなふうにして話し合うことの中から、お互いがお互いの地域のよさを生かしたり、教育長言われたように、それぞれの集落や地域がぐるぐるめぐってもらう仕組みをつくって、初めてエコミュージアムができるわけだから、それだとすれば、そんなふうにして寄り集まって、そこには観光ガイドの人たちも、「観光客はこんなことがやっぱり不便だとか、してほしいとかいう声もあるよとか、そこ行政も一緒になって、そして地域に語り部さんがいらっしやるんだしたら、語り部さんに。そして、いろんな人と集まってみんなですて、日置のエコミュージアム構想というものをみんなで語り合ってみたらどうだろうか」という話でした。

そういうものをたたき台にすると、地区振興計画づくりももっとソフト面のところもうまくいくかもしれないということもあるんですけれども、そのときにおっしゃったことが、「どこかモデルになるのがあるんだしたら、そういうモデルも具体的でいいよね」という話だったんですね。

ですから、ヨーロッパで始まったこのエコミュージアムというのは、各地域、各地域が伝統を守り、生活を守り、そして環境を守ってきた。それを点でなく面としてずっと回って見ていただくという仕組みを今日まで続けているということですので、まさに教育長がおっしゃってくださった、そして市長がおっしゃってくださった全体をそんなふう豊かにつくっていくということです。

ですので、まずはみんなでつくってみるといそのガイドの皆さんのご意見っていうものに対して、どちらがお答えいただくのか、

教育長でも市長でもお答えください。

○市長（宮路高光君）

さきの答弁にも教育長のありましたとおり、私もこの地区館を中心としたまちづくりというの、12年間やってまいりました。それは、地域のよさをどう引き出していくのか、これが一番大きな目的でございまして、最初のほうはハードも若干やりましたけど、ソフト事業を次から組みさせていただきました。内容的には若干似通ったところもあるし、ソフト事業でも特色あるソフト事業をしているところもございまして。

今後、今これをどういう形で市外にアピールしていくのか、これが一番課題でございまして、それぞれ地区館の私どものほうも事例発表というのもあります、このこともやっております。ほかの地域のこともですね、やはりいろいろなことをみんながしていただきたい。自治会研修の全体会もやったりして、それぞれの地域から、ひとつ自分たちのそのような取り組みといいますか、そういうものも事例発表もしながら、みんながお互い日置市全体が、そのような認識をしていくことが大事なことであるというふうに思っております。

今、教育長が言いましたように、特に私も高山の地区、これに本当に12年間いろいろと携わさせていただきました。本当のあの地域が、今の花木議員が言ってる田園構想の一番大きなところの、私はモデルだというふうに思っております。そういうところをしながら、みんながそういうところに近づけていけるようやってほしいし、若干日置市におきましては、そういう農村地域だけでなく、漁村があったり、また住宅団地があったり、商業地域があったり、ちょっとばらばらでございまして、全部がそのように適用しようとは思いませんけど、約6割か7割ぐらいの地区におきましては、そのようなのが当たるというふうに思っておりますので、今後もやはり地区

館長研修とか支援員研修、いろいろとございますので今のような中におきますことをそれぞれの皆様方に自覚していただける方策をとっていきたいと思っております。

○12番（花木千鶴さん）

伺いたかったのは、日置の日置らしいエコミュージアムというイメージをつくるのに一度地域づくりの面とか、観光の皆さんたちのこれまでの経験とお知恵とかそういうものを寄り集めてモデルも見たいとかっていうことです。ですから、一堂に会してこんなふうだったらよさそうだなという絵を描いてみるみたいな機会をぜひともつくっていただきたいと思ったりもするんですが、その分野は教育長の範囲ですか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどいろんなこと申し上げましたけども、市長のほうからも答弁があったとおりでございまして、高山というそういう形のミュージアムもある、また別なところで別な形でもあると思います。先ほどもちょっと申し上げましたように、どういうくくりで考えるかというのも非常にこれでまた違ってくるので、日置市全部をひとくくりにしてやるのと、そういう部分部分でくくっていきながらつくり上げていくという方法もあると思います。ただ、このエコミュージアムのいろんな実践の例をこう見てみますと、これは決まった形態はないんだということで、本来は博物館という建物はいらない、野外が、フィールドが博物館なんだと言いながら、そして説明する人も学芸員はいらないんだと、地元が説明するんだと言いながら同じエコミュージアムの中でもきちっと学芸員を置いてしてるところもあるようであります。だから形態的にはないと思いますが、要はやはり地域の方々が自分たちで何かをして自分たちの地域、生活そのものをベースとしながらやっていながら、行く行くは生産の部分までつなげるようなものが

あればいいと。地区館でもいろいろ目標を立てながらやっつけていっていますので、これらがもっと集約できるような形にしながら、あるいは今後は今おっしゃったようにいろんなところでも実践をされているところ等もありますので、いろんな形態がいっぱいあるようでございますから、そんなのを勉強しながら日置市がどういう形でどういうくくりでどんなふうなものか検討していけばいいなと思っております。

○12番（花木千鶴さん）

これまでもそうなんですよね。それぞれが一生懸命頑張りそれぞれの地域のことをやっているっていうのは、もうそれは誰もが認めるところです。ただそれをミュージアムとして捉えるんだということであれば、それを面にしていく努力を何らかの形でしていかなければならないという意味で申し上げたところです。それは言われたように1つの地域のモデルとなるところがその1つだけでいいのか、ではなくて、つないでいって市のよさをもっとアピールできる形にさせていただくことが必要なんじゃないでしょうか。私は例えばそのさっき言ったような仕組みでこんな日置市版の、特定の決まりはないということです。日置市のエコミュージアムとはこういうものだということをみんなで幾らかつくることができれば、伊集院駅に降りたときに、ようこそ日置エコミュージアムへっていう看板が例えば大きくあったとしたときに、これは何だろう、エコミュージアムって何ですかと観光協会に聞いたときにいろいろ説明するときにいろんな歴史の、やはり伝統芸能文化の、田園地帯のっていう話でこうしていくとイメージが面で広がっていくというよさを、私はやっぱりその仕掛けが必要なのかなと思って、この看板を上げるというのはです。ただいっぱい似たような歴史です、文化です、遺跡がありますとかではなくて、インパクトの

あるメッセージとしてそんな看板を掲げることのほうが対外的なメッセージになると思うから申し上げているんですが、その件についてはいかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

いろいろ申し上げましたけれども、確かに必要だとは思いますが、とりあえずは私も今申し上げましたのはこれまでやってきたようなことをまとめたわけでございますけれども、課内、教育委員会内、あるいは関係部署で集まったりしながら研究会的なものをつくって、まずは研究してどんなふうに向性を持っていけばいいか、そのあたりから始めるべきではないのかなと思っております。

○12番（花木千鶴さん）

大変お金のかかるものを何かどーんとという感じじゃなくて、今あること、今考えていること、今やっていることを1つのメッセージにするための手段としていいのではないかなと思って申し上げました。

私にとって今回の質問は、実は地方創生というのが課題でした。その1つが6次産業化をキーワードとして何か、小さいかもしれないけど何かをゆり動かせないものだろうかということで質問をさせていただきました。

もう1つは、議会報告会で出された合併して11年目、一体感どころかますます格差が広がっているというこの住民感情に対してエコミュージアム構想の果たす役割が大きいのではないかなと思って質問をさせていただきました。

今後、国も地方も間違いなく人口は激減していきます。本市だけが人口がふえる施策があるとは思えません。今を生きる私たちに何ができるのか、未来に何を残していけるのかということが正念場にあると思います。そういった意味で、最後に市長と教育長に今後に向けての思いをお聞かせいただいて質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、地方創生、地域をよくしていかなきゃならない、そういう発想の中で今内閣府のほうがそれぞれの地域の特色に対しまして交付金等をやろうという政策をしております。私どももやはり地域の隅々までそういうものの恩恵が受けられるような形のをやっていくべきだというふうに考えております。今後まだまだいろんな方々のお知恵をいただきながら、また私どもも勉強しながらこの地方創生というのは今後とも取り組んでいきたいというふうに思っています。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど申し上げましたように、地区館、自治会等の活動が非常に共生共働で盛んになりつつありますので、そういう活動をずっとまとめながら、分類したりしながら、またうちの教育委員会におきましては地域の文化や歴史伝統文化、かなりそういう意味ではたくさん素材持っておりますので、これらも先ほど申し上げましたように今のところでは4つの館を中心にしながら、それぞれの出かけていって文化財等を見ていただくような構想を考えておりますが、まだまだこれは今の構想でありまして、今後よりたくさんの方が地域を回って文化財等を見て楽しかったとか、あるいは地域で各地区公民館等で工夫された、それこそ地域の方がやりたいことが表に出てきてお互いが楽しくできるような、地域が盛り上がるような、活性化できるようなものに仕上げられたらなと思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、8番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔8番出水賢太郎君登壇〕

○8番（出水賢太郎君）

ことし最後の質問になります。13人目の質問ということで、市長も大変お疲れとは思

いますけれども、最後まで頑張ってご答弁をいただきたいと思います。

それでは、私は先に通告をいたしておりました4つの事項につきまして質問をいたします。

まず、1番目の補助金のあり方について質問いたします。日置市が誕生して12年目に突入をしておりますが、市の財源のうち約36%を占める地方交付税は合併算定がえ期間が平成27年度で終了し、段階的な縮減を経て、平成33年度には一本算定となるため約8億円が減ることになります。また、交付税措置が70%の有利な起債である合併特例債の活用期限も平成32年度までとなり、今から四、五年後の日置市の財政状況はきわめて厳しいものになると言わざるを得ません。

そんな中、平成27年度決算において監査委員より各種団体等への補助金の交付について意見が出され、実態にあった補助金の適正な支出について定例監査、決算審査を通じて意見をしてきたが、最近まで補助金は減っていないし、従前と比較して十分に整理がなされていないどころかさらに新しいものもふえてくる傾向にあると指摘しており、今後はそれぞれに公益性を注目して、目的、効果を検証し、廃止、統合も含めた整理をされ、なお一層合理化に向けた取り組みに期待するところであると結んでおります。私は、今回の監査委員の意見は今後厳しくなる市の財政状況に対する強い警鐘と受けとめております。そこで、2点について市長に質問いたします。

（1）現在の補助金制度は、時代の流れや市民ニーズに合致しているのでしょうか。PDCAサイクルによる見直しを行い、行財政改革を進めるべきではないでしょうか。

（2）地域づくり推進事業のソフト事業の執行率に問題はないのでしょうか。実績や地区のニーズはどうなっているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

次に、2番目の会計検査院の検査について質問いたします。会計検査院は国の各省庁の事業において、お金が無駄なく有効に使われているかチェックする機関で、私たち市町村においても国庫補助事業において正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性等の観点から検査が行われております。議会ではあまり話題には上がらないですが、平成20年にはいちき串木野市のごみ処理発電施設について、補助事業の目的を達していないなどとして約3億円を不適切な支出と認定した例があります。日置市においても平成23年度から25年度にかけて生活扶助費等負担金等の交付において、生活に困窮する非保護世帯の世帯主等に年金受給権が発生したにもかかわらず最低請求手続が行われなかったことから当該世帯主等が年金を受給しておらず、年金が収入として認定はされなかったとの理由で負担金162万3,000円が不当との指摘がありました。そこで質問をいたします。

(1) 日置市における検査の状況と指摘内容はどうなっているのか伺います。

次に、3番目の本庁舎のあり方について質問いたします。昭和57年に建築された本庁舎は、現在築34年がたっており、経年劣化の箇所も見られます。合併後は市民や職員のニーズが増大し、時代の流れに対応できていない部分も見られます。また、産業建設部は老朽化した県鹿児島地域振興局の日置庁舎を間借りし、教育委員会事務局も中央公民館の一角に事務所を構えるなど、本庁舎の手狭さはどうにもならない状況になっていると思います。市民サービスの向上と職員の業務効率の向上のためにも本庁舎のあり方を議論すべきではないでしょうか。

また、本庁舎は災害発生時に災害対策本部が設置され、救援・復旧等の活動を指揮する重要な拠点になります。多発する自然災害や川内原発の事故発生時の対応など、本庁舎が

果たす役割は非常に大きいものと考えます。そこで3点伺います。

(1) 本庁舎の防災対策は万全でしょうか。

(2) 教育委員会事務局や産業建設部の移設を考えるべきですが、今後の進め方や市長の考え方を伺います。

(3) イベント開催時の駐車場不足についてどのように解消するつもりでしょうか。

最後に、4番目の鹿児島銀行との包括的業務協力協定について質問いたします。平成24年1月、パナソニックの工場撤退表明で約500名の雇用が失われました。こうした状況に危機感を持った市長は、平成24年5月30日、鹿児島銀行と包括的業務協力協定を締結し、地域雇用を創出する新産業の形成に向けた検討に着手され、その結果オリブによる6次産業化が推進されることとなりました。

あれから4年がたちました。鹿児島銀行との協定により日置市の経済や雇用にどのような影響があったのか。また今後の展開はどうか。市民の関心も非常に大きいことから2点を伺います。

(1) これまでの実績と経済効果、日置市のメリットはどうでしょうか。

(2) 今後の展開はどうなっていますか。

以上、市長を初め当局の誠意ある答弁を求め、1問目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の補助金のあり方について、その1でございます。補助金については、これまで第1次行政改革大綱行動計画や予算編成方針に基づき見直しを進め、一定の成果をあげたところでございます。公益上の必要性を基本とし、改めて統一的な見解のもとで行政評価を活用した補助金の見直しに取り組んでまいりたいと思っております。

2番目でございます。第3期地区振興計画

のソフト事業費分として、26地区館で総額7,500万円を交付金として措置しています。27年度の執行額は6,787万4,604円で、全体的な執行率は90.5%となっております。第3期ではソフト事業の展開により地域課題の解決を図るため、地区の仕組みづくりを進めたいと考え、未来会議等地区住民の声を生かした事業に取り組んでいただいております。事業費枠の設定や公付金の使いづらさ、事務の煩雑化、ソフト事業の推進にはそれぞれの課題があると認識していますが、住みよい地域づくりに向け、着実に地区館が深化していると考えております。

2番目の会計検査院の検査について。過去3年間の検査状況は、平成25年度に7件、26年度に6件、27年度に7件となっております。指摘については平成25年度の1件で、生活保護世帯2世帯において年金受給権が発生していたにもかかわらず請求手続が行われていなかったことから、年金が受給されていれば保護費216万4,602円を支給する必要がなかったものであります。この金額については、全額被保護者から市のほうに返還をされております。

次に、3番目の本庁舎のあり方について、その1でございます。本庁舎は昭和57年に建設して34年が経過し、建物本体と設備の経年劣化が進んでいることに加え、平成23年度に行った耐震診断で2階の壁が少ないために強度不足で補強を必要とするとの診断結果を受けていますので、防災対策面で耐震性の確保・向上が重要な課題となっております。このため耐震化の改修を行う必要がありますが、今後の計画につきましては来年度庁内に委員会を設置し、この委員会に専門的な立場から包括連携の協定を締結いたしました鹿児島大学の教授などに加わっていただき、耐震化の検討を行います。その後、平成30年度に耐震補強計画と改修設計を行い、

順次改修工事に取り組むスケジュールと考えているところでございます。

2番目でございます。産業建設部の執務室として借りている鹿児島地域振興局の日置庁舎は、現行の耐震性能を満たしておらず、執務スペースについても窮屈な状態でございます。また教育委員会事務局につきましても、合併後中央公民館の視聴覚室を教育委員会事務局として使用しており、産業建設部同様に執務室に余裕はありません。今後の進め方につきましては、特に日吉庁舎、吹上庁舎、そういうことが全て終わった中において、特にこの財源にいたしましても合併特例債を使えられないというふうに考えておりますので、今後計画をしていきたいというふうに思っております。

3番目でございます。各種イベントが開催される際の駐車場の対応につきましても、市主催のイベントはスタッフの職員を配置し、本庁舎、文化会館、体育館の駐車場を一体的に活用しております。また、平日に大規模なイベントを開催する場合は、職員の自家用車利用の制限や駐車場所を限定して駐車スペースを確保していますが、全体的な駐車台数が限られているため、イベントによって駐車場が不足する場合がありますのが実情でございます。このようなことから、庁舎敷地に新たな施設を整備すればこれまで以上に駐車場が不足いたしますので、駐車場の立体化も含めて今後検討していきたいというふうに思っております。

次に、鹿児島銀行との包括的業務協力協定について、その1でございます。包括的業務協力協定に基づき、これまでオリーブの6次産業化を目的とした鹿児島オリーブ株式会社の立地や、再生可能エネルギーの推進を目的とした日置ソーラーパーク発電所、日置ウインドパワー株式会社の誘致のほか、農業法人春一番の設立などがあります。また、総務省

の簡易計算ツールで積算した場合には、企業誘致等による5億円規模の経済効果があるものと試算しており、地域経済の発展、成長に大きく貢献しているものと考えております。

2番目でございます。今後も企業のネットワークや情報、ノウハウなどを生かし、地域経済の発展につながるよう協力関係を継続していきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を午後2時10分といたします。

午後1時55分休憩

午後2時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

○8番（出水賢太郎君）

それでは、順を追って詳細な質問をさせていただきます。

先ほど補助金について、市長改めて統一的な見解のもとで見直しを取り組んでまいることとおっしゃっています。また私が9月議会の決算の総括質疑の中でも、もう1回全部見直しをさせていただきたい。そしてこれが行政評価の対象として検証したいけれども、団体との兼ね合いもあるから非常に難しいんだということもおっしゃっております。今後、来年度に向けて来年度の見直しというのがどのような形でされるのか、そしてこの統一的な見解というものは一体何なのか、その辺を詳しくご説明いただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今見直しをしてもう10年たちました。特に今注意していることに、随時しておるんですが、特に団体等においては繰越金がどれだけあるのかこのことが一番大きなポイントで

それぞれやっております。今後やはり政策的な補助金もございまして、これにつきましては評価という部分もあるし、またどれだけの需要があるのかここあたりも考えなきゃならないというふうに思っておりますので、来年の中におきましても29年度から若干のそういうものも組み入れた中で見直しもしていきたいというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

特に各種団体の運営費補助がやはり問題になるかと思えます。繰越金の問題言われました。繰越金やらそれなりの財源があるにもかかわらず今までの慣例ということで、また合併前の流れということでそのまま継続してやってきたという側面もあります。しかしながら、もう12年もたちますし、財政的な部分もやはり細かく先ほど私が申し上げたように交付税も少なくなる、特例債も使えなくなる、非常に厳しいからという説明をしっかりと、団体の方々にご理解をいただけたらと思えます。

しかしながら、この庁舎内の見直しということになると、非常にその見直しに限界が出てくるんじゃないかなという気もするんです。どうしても要望が多くなってくるとどこかで妥協しないといけない、そうするとやはりなかなか市長が以前から言われているように難しい面もあると。そこで第三者委員会とかです、市民の方を入れた第三者委員会等の見直しというものはお考えにならないのかお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

この第三者委員会、今行革委員会のそれぞれお願いしている人おりますので、こういう方々にこの補助金の問題についてもいろいろと検討していただきたいというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

行革の委員会の中にやはり財政、会計的な

部分と民間の要は経営感覚を持った方々、またその市民の代表の方々、やっぱり幅広くメンバーに入れていただいて、やっぱり今までにない改革、見直しが必要だということでの体制づくりに心がけていただきたいと思えます。

次に、地域づくり推進事業の見直しについてなんですが、先ほどの答弁の中でソフト事業の執行率90.5%という数字をいただいております。よく地区館から私も何度もこの件に関しては一般質問で申し上げてきましたけども、このソフトとハードが5対5というのはいかがなものかと、どこの地区館でもこのお話が出ていたかと思えます。そこでこの90.5%の中で26地区あります。さまざま状況も違いますので、恐らく100%の執行率のともあれば低いところもあるかと思えます。一番低いところとか、または執行の状況、26地区館の状況をどのように分析をされているか、ご答弁をいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

基本的に27年度の実績の中で申し上げますと、7,500万円という配分でございます。その中におきまして、特に丸々使っている地区館が約半分程度でございました。多いところで200万円近く残したところ、100万円とありまして、ほかのところは十万単位というところがございます。特に伊集院地区館のほうは大変自治会も多く、これに該当するものがなかったという部分の中がありました。そのように今回3期目はこのような状況でいきますけど、4期目に向けまして今まで答弁いたしましたとおり、これは若干幅を満たそうと、ハードを重点的にするところもありますし、ですけど財源的なものが一番です。今1億5,000万円のうち単独が7,500万円、あと7,500万円が合併債の基金のものを使っております。その中に

おいては若干単独のほうをふやしていかなければこの1億5,000万円にはなりませんので、次の計画の中においてはやはり7、3ぐらいですね、どちらでもいいと、ソフトを7にしてもいいしハードを7にしてもいい、それぐらいの幅を持たせてそれぞれ計画づくりをやってほしいということを今申して計画の中に入れて、また説明会等も十分していこうと思っております。この基礎的な財源というのを今までお聞きしておりましたけど、あんましこれも急に变革をすると大変な地区館が出てきますので大きな变革はしませんけど、若干ちょっとはある程度見直しをしながら、今まで5、5できたことにおいてこのような返納という部分も出てまいりましたので、これはそれぞれ地区館が使える形の中でどちらを重点的にするかは地区館で選択をしていただければいいというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

今回の決算の資料をいただいてまして、そこで90%執行率切っている地区館を調べましたところ、上市来地区館が84、それから鶴丸地区公民館が62.5%、伊集院地区公民館が67.2%、伊集院北地区館が87.7%というような感じでなっております。全部使っている、100%使っているところが15地区館、あとの残りの11地区館がちょっと余りがあるということでもあります。やはり市長がおっしゃるように、この割合がやはり問題だと。私が考えるには今回大体9割と、平均して9割ということですから6対4ぐらい、ハードが6、ソフトが4ぐらいが妥当なのかなと。そうして計算していくときに1億5,000万円の枠をもし変えないのであれば、ハードが9,000万円、ソフトが6,000万円というような割合になってきます。ということは、今より1,500万円一般財源をどう確保するかという話になってくるんですが、そこでご提案があるんです

けれども、合併特例債のこの基金積み立てのソフト事業への充当については、総務省のほうの資料を見ますとイベントの開催、これは合併後の市町村の一体化を醸成するためのイベントの開催とか、民間団体への助成、それから旧市町村単位の地域振興であれば地域行事の展開、それから伝統文化伝承に関する事業の実施、団体の助成、これはもう今やっております。それからコミュニティー活動、自治会活動への助成、これも行っております。そして商店街活性化対策などということになっております。考えてみますと、例えば観光協会とか商工会が行うようなちょっとイベント的な民間が入るような事業、それからまるごとフェスタを含めいろんなイベントに対して補助金を支出されているわけですが、これは一般財源でされてるわけです。こういったものはこういったソフト事業の部分にも該当する部分っていうのは結構出てくると思います。これで大体3,000万円ぐらいは恐らくあるかと思うんですけれども、この辺を精査してソフト事業の部分と一般財源を組みかえて財源を確保するという方法が必要かと思うんですが、そういった検討はどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおりだというふうに思っております。私どものほうもこの合併債の活用というのを大事にしていきたいって思っております。今回また一般財源が必要という部分でございますので、この合併債が毎年2億円ずつ積み立てをします。ですけど、これは返済をした後の残りが幾ら使えるかということ、毎年若干ずつ違ってきますので、今ご指摘ございましたとおり若干使えるお金が私今の現時点でもあるというふうに思っておりますので、今おっしゃいましたようにそういうものについてはこの基金から取り崩しをし、一般財源の中に組みかえをしながら一般財源のほ

うをまた別な活用をしていく、そのような工夫が必要であるというふうな認識はしております。

○8番（出水賢太郎君）

長年地区館からも相当声が上がってますので、よりよい形に変えていただけたらと思います。

次に、2番目の会計検査院の検査についての質問をいたします。先ほど私も1問目の質問で生活保護の世帯に対する生活扶助費の件でも指摘をしましたが、こういった答弁がありました。ただ、恐らく国庫補助事業が多い農林水産関係、それから建設関係が、やはり産業建設部の関係が検査の件数ではかなり多いんじゃないかなと思うんですが、その辺の検査のどういったことを言われているのか、どういった検査がされているのか、実態をお示しいただきたいと思います。

○農林水産課長（久保啓昭君）

農林水産課関係では中山間の直接支払等の交付金とか、あと水産関係の事業等で会計検査等受けておりまして、今のところそういう指摘等はない状況でございます。

○建設課長（桃北清次君）

建設関係では建物補償の関係、それから道路整備の関係があります。昨年につきまして、野球場のスコアボードの検査が対象となりました。そういったことですけれども、特に指摘事項はございませんでした。

○8番（出水賢太郎君）

会計検査の流れで、やはりその結果、それと実効性、経済性、ここを何かかなり今は重点的に見ていかれているようであります。ですので、そこら辺は十分注意されてるかとは思いますが、例えば中山間の直接支払だったりとか、あと農地水、この辺でいわゆる協定面積が報告と違って支出されてたとか、ほかの市町村でもそういう話が出ているようでありますので、十分その辺は気をつけていた

だけたらなと思います。これはなかなか議会でも議題になることがないものですから質問させていただきましても、適宜そういうことがあれば議会のほうにも報告をしていただけたらというふうに思っておりますので。

そしたら、次に3番目の本庁舎のあり方についての質問に移ります。まず、先ほどの答弁の中で、平成23年度に行った耐震診断で2階の壁が少ないための強度不足で補強が必要だということの診断結果が出ているということでございました。庁舎全体のその具体的なデータ、耐震診断した結果のデータです、I s 値とかありますよね。そういったものがどういった状況なのかお示しいただきたいと思っております。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

このI s 値につきましては、一般的な建物で0.6以上というのが新耐震基準というふうになっております。それから防災拠点施設につきましては0.75以上というのが1つの基準になっております。この本庁舎につきましては、それぞれ階ごとにX、Y縦横の方向でこのI s 値が出ておまして、1階につきましてはX方向が0.61、Y方向が0.65、2階部分がX方向で0.38、Y方向が0.56、3階がX方向が0.80、Y方向が0.86、それから4階につきましてはX方向1.58、Y方向1.22ということで、冒頭申し上げました少なくとも一般的な基準からいくと2階が完全にもう弱いということで、ほかのところは大体0.6以上は確保しているという状況でございます。

○8番（出水賢太郎君）

学校なんかもそうなんですけれども、やはりこういった数値でしっかりと公表していただいて、本庁舎がやっぱり補修、そういう補強する必要がある、そのためにはこれだけの財源が必要だというような市民向けの説明もこれからしていただきたいと思いま

す。それと同時に、やはりここは防災拠点になるわけですので、地震もですけども川が近いです。その浸水対策去年の茨城県常総市の災害がありました。鬼怒川が氾濫しました。川が決壊した場所から市役所まで5km以上離れてたんですが、水がこう押し寄せてきて1階部分がもう浸水して、自衛隊の車まで来てたんですけどもみんな水没して動けなくなってしまったと、市役所が孤立してしまったという状況がありました。また非常電源の問題もあります。恐らく今の非常電源は1階部分にありますけれども、かなり老朽化もしているかと思っております。またデータの管理です。これは津波災害のときもよくありましたけれども、住民基本の台帳のデータ等が全て流されてなくなってしまったと。その復旧するのに相当苦労されたと。

それから、災害の用品の備蓄です。今前の見本市のほうの老人福祉センターのところに備蓄してますけれども、距離があります。市役所にもやはり備蓄が必要なのではないかと。

それともう1つは、自衛隊等の緊急支援が来たときのヘリの離発着場です。今ないわけです、市役所自体に。防災ヘリのランデブーポイントは伊集院高校の校庭になっています。この辺をどういうふうにしていくのか、そういった問題もあるかと思っております。その辺の防災的な観点からの見直し、検討というのはいかがされるのかお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

特に今話がありました防災、センターとまでは行きませんが、防災機能を持った庁舎というのが大事であるというのは認識しております。この本庁舎についてはさきもありましたとおり2階部分の補強という程度で私はいいと思っております。特に次の質問も関連ございますけど、産業建設もあそこについて置けることは難しい、そういうことを含めて今東側にある駐車場、1階は駐車場にし

ても2階以上を執務を含め、また教育委員会もする、そういうものの建物の設置というのはやはり検討していかなきゃならないというふうに思っておりますので、いろんなご意見があろうかと思っておりますけど、基本的には今回の吹上支所を建てかえた後において最終的にそういう考えのもとに、駐車場スペースももうこれだけの限られた土地でございますので、ちょっと立体化するところも出てきながら検討をしていく必要があるというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

あとやはり市民サービスの向上の観点からいくと、今の新しい市役所、ほかの市の新しくできた市役所を見ますと皆さんバリアフリーもそうなんですけど、窓口も全て椅子で座れるようになってますし、相談スペースが非常に多くなっています。この場合は古いというのがありますし、部屋も限られてますので椅子も少ないですし、相談スペースの部屋も限られています。そういった状況ですので、今後この耐震と同時にサービス向上のための空間づくりというものをやはり設計に折り込んでいただきたいなというふうに思っております。

それと同時に今市長が言われた駐車場の問題ですけども、これは利用調査等をされているのかどうか。相当苦情も来てるかと思えます。その辺はどのような分析をされているのかお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

特に平日の場合、文化会館と、体育館のほうはさほどないです、文化会館におきますイベント、そういうものが集中したときに苦情がまいておりますし、また体育館と文化会館の関係のそのときに置きます駐車場、特に先般も私もしたんですけど妙円寺参りの剣道大会したんですけど、とてもじゃないけど大変な人数でこの駐車場は、まあ幸いにして日

曜日だったからある程度よかったわけですけど、そういう部分もあります。けどこの駐車場については限りのないこととございまして、どれだけあるのか、通常の何もない大きなのがなければそんなに苦情はないというふうに思っておりますけど、そういうものが重なったときには少々いろいろな方々から苦情をいただいているのも事実でございます。

○8番（出水賢太郎君）

まずは利用実態調査というんでしょうか、そういうのも必要かと思えます。というのも、立体化がじゃあどれだけの立体施設をつくるべきなのかとかもわかりませんし、2階建てなのか3階建てなのか、今は鉄骨でわりかし安価な形でもできるようですけれども、その辺がわからないといけないし、また産業建設部がこちらに引っ越してくれば公用車もそれ相応の台数がありますし、職員の車もあります。そういうのも考えますと、やはり相当な、100台以上ふやさないといけないような状況になってくるんじゃないかなと思っておりますので、その辺の緻密なやはり情報収集というか、そういう調査をしっかりとしていくべきかと思えます。そういったことになってくると財源の問題というのが一番の大きな問題になってきます。市長も先ほどの答弁の中で、平成32年度までに合併特例債を活用して整備をしたいということでおっしゃっています。しかし、総合計画、実施計画出されましたけれども、これを見ますと本庁舎の耐震補強及び増築、そして吹上支所の新築、これを3カ年で29年度から31年度まで全てあわせまして14億5,248万7,000円ということで計画をされております。これの総合計画の実施計画に載せてるぐらいの数字ですのである程度の計算できてると思うんですが、このうちやはり合併債はどれぐらいの割合で使うのか、また施設整備基金が今大体21億円ぐらい残高があるかと思うんですが、どれぐら

い活用されるのか、その辺のやはり財源の内訳をしっかりと提示されるべきかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、今後交付税、一般財源化というのは大変難しい状況、減少していく状況でございます。そういう施設整備を含めて、やはり私はある程度合併債を基本的に活用していく以外しかないと思っております。まあ基金もなんですけど、基金はやはりまだその後のいろんなことも関与して、32年度まである程度のいろんな施設整備というのは終わっていきなかなきゃならない。その後については恐らく経常経費といいますか、そういう運営費的なものしか使えないと。この合併債については当初200数億円という計画をしておりましたけど、まだ限度が240億円程度ということで若干まだ私は今のペースでいきますと対応はできるというふうに思っておりますので、ここあたりについてはまたその合併債の見直しというのも来年の中でやり直してどういう使い方をする、恐らく31年、2年というのは合併債が多く出てくるというふうには思っておりますけど、これは今補償の中においてそれぞれ交付税算入もされますので、そういうことが一番財源としては合併債が一番大きな財源になってくるというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

合併債は、ただやっぱり3割は借金になりますから、その辺はもう少しこう、しょうがない部分はしょうがないですけども、その兼ね合いというのは非常に難しいなと感じるところであります。総合計画の中では先日も一般質問で同僚議員からもありましたが、吹上地域の吹上浜公園のこのサッカー場の整備の問題も出てますし、また同時に体育館、吹上浜公園体育館の空調、これは国体に向けての空調設置と、この辺に全てにおいて大体

10億円ぐらいですか、予算が3カ年で組まれているわけですけども、やはりこの庁舎、吹上の庁舎、支所、そして本庁舎、東市来は耐震基準に満たしてますけれども、いずれにせよ老朽化してくればいろんなところを修繕しないといけない、大規模改修もしないといけない時期がくると思います。そういった意味で施設整備基金はあまり使いたくないというのが市長の本音だと思います。

しかしながら、この合併債使っていいからといっても、借金の問題もあります。市民の安心安全とか、今ある施設をどういうふう維持管理していくかというのに力点を置きますと、今後新規の公共施設の新設というのは、なかなか難しいんじゃないかと思いますが、それでもこうして吹上浜のサッカー場の部分が出てきました。この辺、これからの学校もあるわけです。

学校は、今度は校舎もですけど、体育館も老朽化が出てきます。そういった意味で、そういった額、必要だと思うんですが、財政計画にも、まだこの分が反映されていません。こういった部分を含めて、今後の全体的な施設のあり方というのを市長はどうとらえますか。

○市長（宮路高光君）

さっきもお話ししたとおり、まだ合併債を最終的にどれだけ使えていけるのか。今、ご指摘にございましたとおり、この財源の問題、大変、今後になっては窮屈になるというのはよくわかっております。

だけど、皆さんからの地域の要望というのは、それなりに多いです。実際いってですね。議員の方々も、それに自分の地区のほうを考え方ときに、ここはなぜしてくれないのか、どうなのか、そういう部分が、やはり本音はあると思うんです。ここあたりをやっぱり全体的に、私どもも今後の財政計画も考えて、耐震も大事なんですけど、地域をまたどうし

て活性化するのか、ここあたりが財源との反比例する部分もあります。

だから、このバランスというのをやはり十分お互いに理解しながら、日置市として共有して、財源のあり方というの、また29年、30年、31年、これが一番大きな一つのハード的な期間になりますので、議会のほうにも早目に、総合計画の中にも入れておりますけど、これはちょっと大まかな数字でございまして、今後、この3年後に出てくるいろんな大きなハード的なものは、早目に議会の皆様方に財源のところも含めて、お知らせをしていきたいというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

我々議会議員も地域の要望をたくさん受けますので、市長にいろいろお願いすることもあるわけですが、やはりみんなそういう財政が厳しくなるんだという認識を持ちながら、話をしていかなきゃいけないと肝に銘じていきたいというふうに思っております。

それでは、4番目の鹿児島銀行との包括的業務協力協定についての質問をいたします。

先ほどの市長の答弁で、企業誘致等で5億円規模の経済効果ということだったんですが、具体的に、例えば法人税、償却資産税等の収入もあるかと思うんですが、その辺の数字はどうなってるのでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

市に対します直接的な効果としましては、固定資産税や法人市民税、あと土地の貸しつけがありますので、平成28年度でいいますと、年間2,300万円程度の歳入が見込まれるところでございます。

○8番（出水賢太郎君）

この業務協力協定書を拝見させていただきましたが、目的として、1番目に、日置市内で事業展開する企業の経済活動に資する情報提供、共有、推進のための協力。この経済活動というのは、設備投資だったり販路開拓、

それからビジネスマッチング、資金調達ということなんです。

それから、日置市外で事業展開する企業の誘致のための協力、誘致企業関連産業育成のための協力、日置市と鹿児島銀行との職員の人的交流の実施、この4点が協力内容というふうに、目的として出されております。

先ほど市長の答弁で、鹿児島オーリーブやソーラーパーク発電所、日置ウィンドパワー、春一番の設立ということですが、これは鹿銀が出資した部分が多くて、できれば、例えばこの日置市内である企業、昔からある企業、経済活動をしている日置市の企業と、例えばいろんな日置市内の企業の経済活動でメリットになった部分。そういうのは、鹿銀さんの協力で、どのような形で具体的にあるのか。そういった具体例があれば、お示しをいただきたいと思っております。

○企画課長（堂下 豪君）

鹿児島銀行さんと、毎月定例会を開いております。その中で、情報交換をしながら、何かそういう事業に結びつくような取り組みに対しては、お互いにどういった形で支援とか、あるいは協力ができるかっていう形で進めているわけなんですけれども、今まで経済活動の支援につきましては、食の大商談会とか鹿児島の一品商談会、あるいは地方銀行のフードセレクションへの参加など、市内業者の販路の開拓や、ビジネスマッチングにつながっている部分が、幾つかはございます。美山ハムと風木野陶、あるいは市の商工会、フレッシュ吹上といった事業者が、こういうところに参加しているところでございます。

また、今現在、28年7月から取り組んでいるところで、まだ実績はないんですけれども、起業を実現しようとする個人や団体などの資金調達手段として、市と連携したクラウドファンディング事業っていうのを鹿児島銀行と連携して、開始しているところでござい

ます。

また、地方創生の関係なんですけれども、企業が自治体の地方創生を応援するために、企業版ふるさと納税っていうのが創設されているところがございますけれども、これについても、鹿児島銀行さんと財源を相談しているところがございます。

○ 8 番（出水賢太郎君）

それと、九州経済研究所、昔の鹿児島経済研究所——これは鹿銀のグループ会社ですけども——と行政経営コンサルティングに関する協定を結ばれていると。それに基づいて、日置市ランドデザインというものが策定をされております。

内容は4分野で、農林水産の分野では、輸入作物の国産化による新産業の創出。これがオリーブです。そして、医療介護については幼老複合施設の整備。環境に関しましては、地域の特性を生かしたエネルギーの導入。これはウィンドパワーやソーラーパーク。そして、観光については体験型観光メニューの開発。こういう4分野で、ランドデザインを描かれているようであります。

この部分の医療介護と観光についての進捗状況や内容について、どのようになっているのかお示しをいただきたいと思っております。

○ 企画課長（堂下 豪君）

このランドデザインなんですけれども、当時の鹿児島経済研究所から日置市の継続的な成長発展に向けて取り組むべき戦略ということで、提案されているところがございます。

民間企業の立場として策定されたプランでございまして、市の制作を進めていく上での柱としての計画ではないところなんですけれども、この示されました分野における実現性が高いと想定される18の施策については、提案がされたときに、各関係課に事業化に向けての検討をお願いした経緯がございます。

それに沿った形で、事業展開されているも

のも今、議員がおっしゃったように幾つかございますけれども、具体的に今、医療介護分野の中で実現しているっていうのは、ないところがございます。

観光のほうについては、美山のことが提案されておりますので、この美山の取り組みについては、美山を応援していくプロジェクトの一つとして、幾らかは実践されているかと思っております。

あとグリーンツーリズム等の推進も掲げてはございますので、これも一定の取り組みは、実績があるところがございます。

○ 8 番（出水賢太郎君）

もう少し具体的に何か進んでいるのかなと思ったんですが、まだオリーブ以外は手探りの状態かなというふうに感じるところもあります。

そして、今後の展開で、主にオリーブによる6次産業化が今後の展開の一番大きなところになるかと思うんですけれども、先般も11番議員が質問をされまして、詳細な答弁をいただいたところでありますが、鹿児島オリーブのことにしましては、私どもが所属している産業建設委員会でも、いろいろと意見も出され、審議もさせていただきました。

10月に所管事務調査を行ったんですが、そのときに、鹿児島オリーブ株式会社のほうにも事業計画等を示していただきたいということをお願いをしたわけですが、まだ詳しい3カ年計画とか5カ年計画のような、収支計画も入れたような販売事業の計画は示されておりません。

これは、なぜなのかなと思って、やはり11番議員もおっしゃいましたけど、補助金を投入する以上は、そういった説明も必要かなと。指定管理者の、例えば指定においては、貸借対照表やら収支計画も出します。同じような形が必要かと思っております。これがなぜできないのか、お示しをいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

できないわけではないと思っております。私も、もう向こうのほうに、そのように収支計画を出せと、いろんな内容がわかる形で。特に、今回この鹿児島オーリーブは、鹿児島銀行だけじゃなく、ほかの事業者も入っております。そういう中でありますので、今後、やはり年1回、半年に1回ぐらいは、いろんな実績を含めて、市のほうにもきちんと鹿児島オーリーブの中身というのを出させるというような形の中を指示しておりますので、29年度から出てくるというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

あと総合計画の実施計画でも示されておりますが、来年度からの充填搾油の施設の整備、そして再来年度がレストランの整備ということで載っております。これは、市が建設をして、鹿児島オーリーブに施設運営を委託するのか。それとも建設の補助金を鹿児島オーリーブに交付するのか。こういった形でされるのか。

また、この施設を整備することで、今の生産体制、販売体制がどういうふうが変わって売上げが伸びていくのか。そういった先々の計画をお知らせいただきたいわけですが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

来年、この充填といいますか、今、大阪でやっております。大阪でやっておりますけど、これを鹿児島の当地でもやりたいと。今は計画の中で、充填の中におきまして、イタリアが2,000、スペインが2,000ということでございましたけど、29年度から、3,000、3,000という形の中で、輸入をしていくということでありまして。

特に、充填の場合については、短期間という部分があるんです。短期間で集中して効率的にやって、大阪でいいということがございますけど、今後、やはりこれ保管して、適宜詰めていく。やはり消費期限というのが、詰

めたときから期限がありますので、そういうことも今後、こちらのほうでしながら、予算的なものを、雇用の問題を含めて、人件費を含めて、もう一回このことは試算をし直して、きちっと今言ったように、市ですか、補助金ですか、ここあたりの詰めがまだいってない。

レストランとかその部分については、また再来年ということじゃちょっとできません。とりあえず、今あるそういう海外のものを輸入して、それを瓶詰めをこっちですてやると。そこまでが、今向こうとの打ち合わせを十分しておりますので、来年、そういう早い結果の中で、補助金といいますか、そういうものがどういう形で。これも恐らく地方創生でなければ、補助金の形はどこにもないと思っております。

今、このオーリーブについて内閣府のほうか、こういう商売展開している中において、私どもの日置市のほうに注目していただいて、ほかのところではしておりませんので、地方創生の活性化補助金ぐらいしか、私はこの建物にしても、また充填機にしてもないというふうに思っておりますので、ここらあたりは、来年以降の中において、十分調査もし、また財源の裏づけもし、また鹿児島オーリーブとの役割分担というのをきちっとしながら、今後詰めていきたいというふうに思っています。

○8番（出水賢太郎君）

今、市長が内閣府の話を出されましたが、内閣府が平成27年3月に、日本の各都道府県における地域の資金循環及び流出入についての調査研究報告書というものを経済諮問会議で出されております。

そこで日置市が取り上げられておりまして、そこでも、やはり11番議員もおっしゃっていましたが、とにかく実がならないと、栽培技術を確認することが課題となっていて。それと、人材をどう確保するかということ

とで、ちょっとここでシルバー人材の活用も考えているとかいろいろ書かれていたんですが、それは今後の話ですので、非常に国のほうも注目をしているんだなと感心をするところでありました。

この鹿児島銀行との協定によって、今度は野村証券のグループとも協定を結ぶことになりまして、野村アグリプランニング&アドバイザリー株式会社の西澤社長の話を、私、先日千葉であった農業ワールド2016というイベントがあって、そこで講演を聞かせていただきました。

西澤社長が詳しく説明されたのは、6次産業化とは何かということで、アグリビジネスの展開、成長市場にするための展開の仕方というのを詳しく説明をしていただきました。例えば、千葉の和郷園とか野村ファームで、北海道でやっているトマトの生産とかの話もされましたが、要は、小さくてもいいからいかに成功事例をつくっていくか。そこからどう広げていくかということでの話でした。

非常にいいお話でした。やはりこのオリーブの件も、11番議員もおっしゃいましたけども、私たち議会も市民もですが、まだわからないところがたくさんある。6次産業化って何だろう。やはりこういった理念とか考え方、今後の計画とかを西澤さんも呼んでいただいて、いろいろ話をしていただければ、だんだん広がっていくんじゃないかなと思います。

その辺がまだ足りないんじゃないかなと思いますので、これからしっかりと議論をしていただきたいと思いますが、それを最後にお伺いいたしまして、質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘いただきました西澤社長、私もこの設立するときから、一緒に入ったメンバーでございます。私どもこの日置市のことも十分存じ上げておりますので、いつかいい機会

がございましたら、西澤社長のほうに、29年度の中において早く来ていただき、基本的に6次産業化と。その言葉すら、中身がどうであるのかようわからない。私、自分自身もまだそこまで究極に行っていないということでございますので、なるべくそういう今、ご指摘ございました社長には、こちらのほうに29年度に来ていただき、多くの皆様方に、日置市におきます6次産業化、特にオリーブ限定でも構いませんけど、そういう講演会っていうのをしていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

21日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時52分散会

第 5 号 (1 2 月 2 1 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1 議案第 78号	鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2 議案第 79号	日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 3 議案第 80号	市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 4 議案第 81号	日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 5 議案第 83号	日置市行政嘱託員条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 6 議案第 88号	平成28年度日置市一般会計補正予算（第9号）（各常任委員長報告）
日程第 7 議案第 89号	平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8 議案第 92号	平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9 議案第 93号	平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第10 議案第 90号	平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設常任委員長報告）
日程第11 議案第 94号	平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）
日程第12 議案第 91号	平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）（総務企画常任委員長報告）
日程第13 請願第 2号	「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願について（総務企画常任委員長報告）
日程第14 議案第 95号	日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
日程第15 議案第 96号	日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第 97号	日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について
日程第17 議案第 98号	平成28年度日置市一般会計補正予算（第10号）
日程第18 議案第 99号	平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第19 議案第100号	平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第20 陳情第 10号	家族介護はもう限界です！！

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の
提出

- 日程第 2 1 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第 2 2 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 2 3 議員派遣の件について
- 日程第 2 4 所管事務調査結果報告について

本会議（12月21日）（水曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路 高光 君	副市長	小園 義徳 君
教育長	田代 宗夫 君	総務企画部長	富迫 克彦 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	川畑 優次 君
東市来支所長	横手 裕治郎 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太 美 雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会 計 管 理 者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第78号鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

△日程第2 議案第79号日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について

○議長（成田 浩君）

日程第1、議案第78号鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について及び日程第2、議案第79号日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

おはようございます。ただいま議題となっております議案第78号及び議案第79号の2件につきましては、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第78号鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議については、去る11月24日の本会議におきまして本委員会に付託され、11月25日、28日に、本委員会委員全員出席のもと、委員会を開催し、総務企画部長、企画課長等の出席を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから本案についての審査の経過と結果をご報告します。

議案第78号は、鹿児島市と日置市が、今

後の人口減少及び少子高齢社会にあっても、市民が安心して快適な暮らしを営むことができる、活力ある連携中枢都市圏の形成に協力して取り組むための基本方針、取り組み内容及び役割分担を定める協議を行うため、地方自治法第252条の2第3項の規定により提案されたものであります。

基本的な方針としては、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上という3項目が規定され、それぞれの項目に沿って取り組み内容が示されています。

次に、質疑の主なものを報告します。

鹿児島市、始良市、いちき串木野市で広域連携を図ると説明されたが、基本方針や取り組み内容はどのようなものになるのかとの質疑に、各課で連携事業を協議しているところで、具体的な例としては、移住定住に関する合同のパンフレット作成、合同の企業説明会、子育て支援の広域利用、図書館の広域利用というものが検討されている。4市の広域ビジョンで圏域全体の経済成長を牽引していく構想のため、原則4市で連携できる取り組みとなる。しかし、鹿児島市と日置市、また、鹿児島市と日置市とのその他の市との連携もできる。全国では、このような連携中枢都市に該当する市が61あるが、協定を結びビジョンを公表しているのは17の広域圏であると答弁。

この事業の財政的な流れはどうなるのかとの質疑に、広域連携する人口規模は75万人で、普通交付税としては約2億円が生活関連機能サービス向上の取り組みに対して1億2,000万円が特別交付税で鹿児島市においてくる。また、本市などの連携市は、特別交付税で1市当たり1,500万円を上限に交付されると答弁。

その他に質疑ありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、

討論はなく、討論を終了。採決の結果、議案第78号鹿児島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議については、原案のとおり、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第79号日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定についての、審査の経過と結果をご報告いたします。

この議案は、去る11月24日の本会議におきまして、本委員会に付託されておりますが、本会議終了後、総務企画常任委員の出席のもと委員会を開催し、この議案については、文教厚生常任委員会の所管事項とも関連するため、文教厚生常任委員会に連合審査の申し入れを行うことを全会一致で決定し、同日、文教厚生常任委員会に申し入れを行っております。

また、翌日の25日には、文教厚生常任委員会からは、連合審査申し入れについて承諾がありましたので、11月28日に総務企画常任委員会と文教厚生常任委員会の委員全員出席のもと連合審査を開催し、総務企画部長、市民福祉部長、企画課長、福祉課長等の出席を求め、質疑・討論・採決を行いました。

まず、この議案の内容であります。管理を行わせる公の施設の名称は、日置市特別養護老人ホーム青松園であります。

指定管理者となる団体の名称は、東市来町伊作田7078番地1、社会福祉法人、恵里会理事長、前原くるみであります。

指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までであります。

次に、連合審査での質疑の主なものをご報告いたします。

建物・設備等の老朽化による改修・更新が必要となっているが、どのような協議をしているのかとの質疑に、指定管理の募集の中で、指定期間中における維持修繕は、指定管理者側で行うとしているので、市の負担は発生し

ないと答弁。

指定管理期間の維持修繕は、修繕費がかさむと運営上、採算が合わないことも考えられ、また、3年後においても指定管理者になると保証されていないので、どこまで維持修繕するのか危惧しているが、どのように考えているのかとの質疑に、行政としても、3年後は民間移管、また、建てかえということも考えているので、指定管理者としても、この期間中の大きな維持管理費には投資できないのではないかという、今回の指定管理期間中の維持修繕は、やりにくい部分であると考え、入所者に影響を及ぼすような修繕については、指定管理者側で行うという考え方で条件をつけて応募を行っており、その中で応募されてきた。指定管理者からは毎月の報告があるので、このような維持修繕がある場合は、行政としても指導する考えであると答弁。

そのほか質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、この施設は、やはり市で管理していくべきであるという反対討論がありました。その後、採決いたしました。賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、総務企画常任委員会の審議の意見に、この指定管理の導入は、民間事業の発想や手法を取り入れることで、経費の削減に加え、利用者に対するサービスや満足度の向上を図る目的がある。

指定期間中の維持修繕工事がある場合は、利用者に負担が及んでいないか、また、施設職員の処遇にも影響がないかなど、十分な行政側のサポートが必要であるという意見が出ました。

指定管理者をさせている行政側の設置者責任を果たしていただくよう申し添えておきます。

これで委員長の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号鹿儿島市及び日置市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第79号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、議案第79号日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定について反対討論を行います。

特別養護老人ホーム青松園は、日置市の宝です。市が直接責任を持って管理運営すべきと考えますので反対します。

ここで働く人の約半数がパートなどの非正規職員となっています。低賃金で不安定な雇用で官製ワーキングプアとも呼べる状況にあり、介護保険制度のもとで入所者の介護度の重度化も進んでいます。重労働となっています。人手不足も常態化し、深刻です。夜勤がふえるなど、かなり厳しい労働環境となっ

ています。

福祉の担い手として、働く人の身分を保証し、安定して安心して働けるようにしてこそ、住民サービスも向上すると考えます。指定管理者制度のもとでは、非正規職員の雇用が常態化します。指定管理者制度のもと、さらに3年間期間を延長し民間に任せることを私は認めることはできません。

市が直接責任を持って管理運営すべきであり、公的責任を放棄し、民間任せにすることで雇用の悪化を招き、住民サービスの低下につながると考えます。

制度そのものに反対し、私の反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、留盛浩一郎君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（留盛浩一郎君）

私は、議案第79号について賛成の立場で討論をいたします。

青松園につきましては、民間の能力を活用することにより、市民サービスの向上と経費の節減を目指すため、指定管理者を募集し、更新するものであります。

7番議員が言われました公的な施設として市が直接管理指定して充実させるべきとありますが、まず、働く人たちの雇用についてであります。

介護職員も看護職員も旧日置市運営時からしますと、人数をふやしている状態であり、職員54名中39名は日置市在住であります。

また、介護、看護職では、介護保険の施設職員人員配置基準31名より5名多い職員を配置しております。

雇用される介護職員の待遇も正規・非正規を問わず、個々の給与増額を行っており、介護処遇改善加算の制度を平成24年に新たに申請することにより、さらに給与体制が充実

されております。また、社会保険も該当者は全員加入している状況です。

住民サービスについては、入所者数80名、ショートステイ利用可能数12名であります。入所者で入院された方も基本長期で3カ月間はベッドをあけておくことになっておりますが、社会福祉法人恵里会では、平成25年3月に入院している方の空きベッドを貴重な社会資源として活用できるショートステイの空床利用の制度を申請し、地域の在宅生活の介護で困っている方々へ12床のショートステイ利用を積極的に推進、地域のニーズを受けとめながら、住民サービスの向上に努められておられます。

経費の節減につきましては、指定管理者は会計年度ごとに納付金を市へ納付していただくようになっております。また、施設等の維持管理も行うようになっておるところであります。

高い公共性と公益性を維持しつつ、安全で質の高いサービスを提供するとともに、地域における介護福祉ニーズにしっかりと対応でき、地域に貢献できる施設運営を行っていることから、指定管理者としてふさわしいと考え、賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第79号日置市特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定については、委員長報告のとおり

可決されました。

△日程第3 議案第80号市道の路線の認定について

△日程第4 議案第81号日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○議長（成田 浩君）

日程第3、議案第80号市道の路線の認定について及び日程第4、議案第81号日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての2件を一括議題とします。

2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（出水賢太郎君）

おはようございます。ただいまより報告をいたします。

ただいま議題となっております議案第80号市道の路線の認定について及び議案第81号日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての2件につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第80号市道の路線の認定についてご報告いたします。

本案は、11月24日の本会議におきまして当委員会に付託され、11月25日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び建設課長など当局の説明を求めて現地調査と質疑を行い、11月28日に討論・採決を行いました。

今回の市道認定は、伊集院町猪鹿倉での開発造成工事に伴い、市道南田良迫線を認定するもので、延長は178m、起点は市道朝日ヶ丘猪鹿倉線の伊集院町猪鹿倉474番6の

地先、終点は伊集院町猪鹿倉502番の1地先となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

道路の終点の先が堤防管理道路で行きどまりとなっているが、通常は行きどまりでは市道認定できないのではないかと質疑があり、終点の先は2m50の堤防管理道路と4mの都市里道になっているが、車両が転回できる場所なので認定基準に合致すると答弁。

長松川左岸沿いの道路になるが、長松川の管理者である県との協議や、災害発生時の対応はどうかとの質疑には、河川法に基づいて河川敷の占用許可をとっている。その条件として、住宅用進入路確保のための市道認定が必要となった。災害発生時の対応は、災害復旧補助事業の二重採択防止の観点から、まずは県との協議を最優先する。現状では、市道の災害復旧が優先となるので市で復旧工事を行うと答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号市道の路線の認定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてご報告いたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、現在の農業委員会制度にかわり、新たに制度化される農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定するものであります。

第2条中の農業委員の定数は19人とし、第3条中の農地利用最適化推進委員の定数は15人とするものであります。

附則として、施行期日は、現在の農業委員の任期満了日である平成29年7月19日の翌日とし、現在の日置市農業委員会の選挙に

よる委員の定数条例と日置市農業委員会の選挙による委員の選挙区等に関する条例は、公選制から市長の選任制に変わるため廃止されます。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬を定めるために、日置市報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、別表の1報酬の部中、農業委員会の会長、会長代理、委員の基本給月額に能率給年額を追加し、さらに農地利用最適化推進委員の基本給月額3万円と能率給年額を追加するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬のうち、能率給について予算の範囲内で市長が定める額とあるが、どのような活動に対する能率給か、支給基準はあるのかとの質疑があり、能率給とは、担い手への農地の集積や利用権設定、耕作放棄地解消など、農地利用最適化に係る活動実績や成果実績に応じて支給されるものである。ただし、国が示す基準のハードルが非常に高く、農業委員と農地利用最適化推進委員の合計34人に対し、最低1点の成果点数で計算した年額63万4,000円を支給することを検討していると答弁。

現状の農業委員28人が、農業委員19人、農地利用最適化推進委員15人となるが、これまでの仕事内容や担当区域など、どのように変わっていくのかとの質疑には、現状の28人の委員は、旧町単位で公選により選出されていたが、新農業委員19人は市全体から市長が選任する。ただし、新設される農地利用最適化推進委員15人は、農地面積によって地域割で委嘱する予定で、東市来地域4人、伊集院地域4人、日吉地域2人、吹上地域5人と考えている。

新しい制度では、定例会での農業委員の議決が重視され、農業委員は市全体の3条・4条・5条申請や農業者年金、農業新聞の講

読などの業務を担う。農地利用最適化推進委員は、定例会での議決権はなく、農業委員の定数が減るため、3条・4条・5条申請の支援、担い手への農地集積や耕作放棄地の対策、また、農地中間管理機構と連携する。

農業委員の業務への影響は、定数が減ることと市全体を見なくてはいけなくなったことであるが、仕事内容自体は変わらない。地域バランスや3条・4条・5条申請への対応は、農地利用最適化推進委員の支援によってフォローができると答弁。

市長が農業委員を選任する際、地域や面積のバランスも考慮する必要があるのではないかとの質疑があり、法律によって地域割ができないようになっている。新設される農地利用最適化推進委員が地域割で委嘱され、農業委員と組んで活動をするので、今までと変わらず支障はないと考えると答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第81号日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

80号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号市道の路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第81号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、議案第81号日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について反対討論を行います。

今回の農業委員会法改正は、農協法や農地法の改正と一体です。そこに貫かれているのは、TPP受け入れを前提とした国内体制づくりであり、家族農業を中心とした戦後の農政を根底から覆すものと考えます。

農業委員の選出方法を公選制から市町村長の任命制に変えることは、民主主義の重大な後退と考えますので、反対です。

また今回、農業委員とは別に、農地利用最適化推進委員の制度が導入されました。農業委員と推進委員の役割分担や連携が果たさうまくいくのだろうかといった批判や戸惑い、そして、不安が広がっています。

地域農業は、地域で守るという立場で頑張ってきた農業委員会は、農地の番人として、そして、農家の代表としての役割を果たしてきましたが、定数が減らされ、公選制でなくなることは、多様な農家の意見が届きにくくなると思います。

また、今回のこの改正は、農業委員会関係者や農地・農村の現場の意見を無視して、国会で強行されたもので、このような改革方法が今日の農業・農村の直面する課題の解決につながらないことは明らかです。

以上、申し上げ反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、黒田澄子さんの賛成討論の発言を許可します。

○5番（黒田澄子さん）

私は、議案第81号日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

先ほど出水委員長より詳細な内容の報告があったとおりでございます。

農業委員会の主たる使命は、農地利用の最適化、いわゆる担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、また、解消、法人等の新規参入の促進をよりよく果たせるものにするものです。

また今回、農業委員会の改革として、1、業務の重点化として、農地利用最適化を強力に進めること。2、農業委員の選出の変更として、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにすること。3、農地利用最適化推進委員の新設として、改正前の農業委員会の機能が委員会としての決定行為と各委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえて、それぞれの的確に機能するようになっております。

また、今回の改正で、農業者以外の中立な立場で公正な判断ができる人を1人以上入れることとし、市が公募して応募してきた人の審査を農業委員会会長や事務局長を除いた透明なプロセスを用い、副市長を含む10人の農業委員候補者評価委員会を設置して、応募者の審査を行うこととなります。また、議会においても、審査を受けて決定されていくものでございます。

そもそも上位法が改正されたための条例改正であり、地方自治体がこの国の法律に従わないこと自体が違法であり、違反することになります。

日本国憲法第94条には、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能権を有し、法律の範囲内で条例を制定することができるとし、憲法にのっとりた条例改正であり、反対者の言われる民主主義の重大な後退には全く当たらず、改正をしないことのほうが法治国家における地方公共団体の違反行為であることは明白であります。

以上、賛成の理由といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第81号日置市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

△日程第5 議案第83号日置市行政嘱託員条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第5、議案第83号日置市行政嘱託員条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております議案第83号日置市行政嘱託員条例の一部改正については、去る11月24日の本会議におきま

して本委員会に付託され、11月25日、28日に委員全員出席のもと開催し、総務企画部長、地域づくり課長等の出席を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第83号は、行政嘱託員の服務及び解任に関する事項を明確にするため、地方自治法第252条の2第3項の規定により提案されたものであります。

質疑の主なものをご報告します。

この改正に至った経緯についての質疑に対して、今の社会情勢は、地域のリーダー発掘や育成が難しく、行政嘱託員としての職務を遂行されないケースもあり、条文に明確に記したと答弁。

嘱託員たるにふさわしくない非行の「非行」はどのようなことかとの質疑に、非常勤の地方公務員となるため、これにふさわしくない行為で、犯罪や重大事故等の刑事罰と捉えていると答弁。

そのほかに質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了。採決の結果、議案第83号日置市行政嘱託員条例の一部改正については、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第83号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。本案

に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号日置市行政嘱託員条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

△日程第6 議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算（第9号）

○議長（成田 浩君）

日程第6、議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算（第9号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る11月24日の本会議におきまして、総務企画常任委員会にかかわる部分を分割付託され、11月25日、28日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、担当部長、課長等の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算の主なものでは、歳入で、総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付確定により718万6,000円の増額補正、総務費県委託金の選挙費県委託金及び統計調査費県委託金の交付確定により1,415万2,000円

の減額補正、一般寄附金3,473万6,000円、指定寄附金5,210万5,000円の増額補正と財政調整基金繰入金2億2,776万4,000円の増額補正等であります。

歳出では、総務費にふるさと納税返礼品に関する報償費5,004万4,000円、クレジット会社への手数料251万円、委託料709万4,000円の増額、まちづくり応援基金積立金8,634万1,000円の増額、商工費にスポーツ合宿補助事業費200万円の増額補正、消防費に消防ポンプ自動車1台分の備品購入費の執行残470万2,000円の減額補正等が計上されており、総務費で1億5,648万8,000円を増額し、34億3,257万1,000円、商工費で320万円を減額し、2億790万5,000円、消防費で837万1,000円を減額し、12億4,627万4,000円とするものであります。

次に、質疑の主なものをご報告します。

総務課所管では、2款4項の選挙費で、参議院議員選挙費493万1,000円の減額、県知事選挙費967万9,000円の減額と額が大きいですが、なぜかとの質疑に、それぞれの選挙ごとに予算化していたが、統一地方選挙として同日に実施されたため、執行残となったと答弁。

2款1項1目一般管理費の給料で、職員の新規採用とあるが、年度途中の採用になるのかとの質疑に、今年度、民間事業者の経験者として採用試験を行ったが、土木技師3名、一般事務5名の合格となった。

現在、10月1日付で事務職員1名、11月1日付で事務職員1名を採用しており、また、12月1日付で事務職員1名、土木技師1名を採用する予定であると答弁。

財政管財課所管では、ふるさと納税に係る各クレジット会社の利用率はどうかとの質疑

に、3社に委託しているが、10月は、楽天市場68.9%、ふるさとチョイス29.1%、サイネックス1.5%、11月は、楽天市場64%、ふるさとチョイス33.6%、サイネックス1%で、100%に満たないのは、郵便振り込みなどの利用であると答弁。

2款1項5目財産管理費の積立金では、低金利の中、どのように運用しているかとの質疑に、共同発行地方債を運用しているが、10年物で0.6%から0.7%、20年物で0.8%から1.0%の利率である。28年度に15億円を運用して1,100万円の利息、29年度は1,139万円である。定期利息を0.025%として計算すると、定期預金利息より約1,000万円が運用益となっている。

なお、本年の1月からマイナス金利施策で運用利息が落ちてきており、20年物で0.2%から0.3%という状況で、本市は下がり始めた段階で切りかえをとめて、現在、高い利率のものだけを運用していると答弁。

このほかにも質疑ありましたが、部長・課長の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算（第9号）の総務企画常任委員会に分割付託されたものについては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっています議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算（第9号）は、11月24日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に係る部分を分割付託され、11月25日に全委員出席のもと委

員会を開催し、担当部長、教育委員会事務局長、課長など当局の説明を求め、質疑を行い、その後、討論・採決を行いました。

これから本案について委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は総務費の戸籍住民基本台帳費で96万9,000円増額し、2億717万9,000円に、民生費が4億5,397万9,000円を増額し、78億9,807万9,000円とし、衛生費が2,665万6,000円を減額し、34億7,665万3,000円、また、教育費が1億4,211万4,000円を増額し、32億9,493万4,000円とするものであります。

次に、歳入の主なものは、市民福祉部の所管で、民生費国庫補助金、経済対策臨時福祉給付金、給付金国庫負担金1億8,265万7,000円は、国の経済対策の中で、消費税の引き上げによる影響を緩和するために非課税世帯・低所得者に対して、臨時的な措置として1万5,000円を（対象者が1万1,500人）3月から給付措置するものであります。

次に、民生費県負担金の児童措置費県負担金で、保育所運営費県負担金3,806万6,000円は、入所児童数の増減及び保育料改定に伴う補正であります。

次に、児童福祉費国庫補助金65万7,000円は、乳幼児健康支援一時預かり事業の利用児童数の増減による補助基準額変更に伴う増額補正であります。

次に、教育委員会所管分においては、教育費国庫補助金、小学校費国庫補助金施設環境改善交付金は3,948万円は、伊集院北小学校校舎改築工事分で、補助率が3分の1で算定されています。

次に、教育費国庫補助金、幼稚園国庫補助金、私立幼稚園奨励国庫補助金74万

3,000円は、補助金交付決定に伴う補正であります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

市民福祉部所管、市民生活課においては、今回は主に人件費に係る予算の計上でありません。

次に、環境衛生費、補助金及び交付金、住宅用太陽光発電システム設置補助金45万円は、設置要望が増加したための増額補正であります。

次に、環境衛生費、浄化槽設置整備事業費設置補助金2,210万9,000円は、補助金確定に伴う減額補正であります。

次に、福祉課におきましては、老人福祉の備品購入費で、介護予防・生きがい活動支援事業費120万円は、吹上地域配食サービス用車両購入に伴う増額補正であります。

次に、老人福祉費、高齢者共同生活住宅事業費9万9,000円は、日吉高齢者住宅エアコン購入に伴う増額補正であります。

次に、健康保険課におきましては、後期高齢者医療費繰出金95万8,000円は、長寿健診及び人間ドッグ受診者増に伴う事務費繰出金の増額補正であります。

次に、介護保険課におきましては、主に人件費に係る予算、地域支援事業及び認定調査費減額に伴う繰出金の554万円の減額補正であります。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課の所管においては、学校管理費施設維持修繕料、小学校維持補修費85万円は、上市来小学校複式学級増加に伴う増額補正であります。

次に、学校建設費、小学校建設事業費1億6,394万2,000円は、伊集院北小学校改築工事に伴う増額補正であります。

次に、社会教育課の所管においては、保健体育総務費負担金補助及び交付金100万円は、鹿児島城西高等学校サッカー部の選手権大会出場に伴う増額補正であります。

次に、体育施設費、備品購入費、東市来運動公園管理運営費100万円は、グラウンドフェンス購入に伴う増額補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

市民福祉部市民生活課関係では、生ごみ回収事業の現在の状況はどうかとの問いに、10月から約6,500世帯になり、丸山喜之助商店が2台で収集を実施している。来年4月からは回収世帯も増加するので、各地域ごとに地元の一般廃棄物の収集業者をお願いする予定であるとの答弁。

次に、住宅用太陽光発電システム設置事業の今年度の状況はどうかとの問いに、当初予算は75基を見込んでいたが、10月末で71基になっている。内訳は当初、市内業者25基、市外業者50基を見込んでいたが、実績は市内業者7基、市外業者64基になっており、今後も増加する見込みがあり、45万円の増額補正をお願いしたいとの答弁。

次に、福祉課関係では、高齢者共同住宅事業の今回のエアコン設置については、備品として行政が設置するのはどうか。経済的に厳しい市民がいる中で、自己負担で個人が設置している。公平性から今後、検討すべきではないとの問いに、当初の住宅の設定で、備品として家賃を設定している。それを外すとなると、その協議を行わなければならない。この住宅は、低所得の高齢者として貸しているとの答弁。

次に、健康保険課では、救急の場合に、ドクターヘリで搬送するか、しないかは、現場の判断かとの問いに、現場または通報の状況で、ドクターヘリの利用について判断するとの答弁。ほかに質疑等はございませんでした。

次に、教育総務課・学校教育課につきましては、上市来小学校の複式学級への改修費が計上されたが、上市来小学校の複式学級の状況はどうかとの問いに、上市来小学校は、3・4年生が児童数15人で複式学級になっ

ている。ほかの学年は単式学級で、学級数は5学級である。平成29年度は新たに、5年・6年も児童数が16人で複式学級になることから、3・4年(12人)、5・6年の2学級が複式学級になる予定である。平成30年まで続く予定であるとの答弁。

次に、社会教育課においては、文化財担当職員が退職したが、その影響はどうかとの問いに、専門的な知識を持っていたので、退職後は市民の問い合わせに迅速に対応できない場合もあったとの答弁。

今後、文化財担当職員を配置していく考えはどうかとの問いに、担当課としても、文化財担当職員を希望しており、文化財等の知識のある職員は、住民サービスにつながると考えるとの答弁。

次に、今回の東市来運動公園のフェンス購入について、なぜこの時期の購入になったのかとの問いに、グラウンド整備用軽トラが、バッテリー火災を起こして、設置用に積載していたソフトボール用外野フェンスが燃えた。今後、運動公園で大会が予定されており、早急に必要のため、今回補正予算を計上したとの答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、部長・課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に入る前に自由討議を行いましたところ、補正予算の中で老朽化車両の火災により備品が使用できなくなり、修繕費や備品購入費の見積もりがなされている、老朽化車両の使用は人身事故にもつながるおそれがあり、今後、公用車等の保守点検同様の徹底、管理指導の徹底を注意されたい。

次に、老人福祉費の高齢者生活住宅事業費のエアコン購入について、老朽化による買い替えであるが、この条件でほかの公営住宅で生活している市民は、老朽化やエアコン購入できず我慢している市民もいる。そうした方々と比べれば不公平感がある。補助金適正

化法のことを考慮しても、一般住宅扱いに制度見直しを検討する余地があるのではないか。

次に、経済対策臨時福祉給付金事業は、非課税世帯1万1,500人に対して、事業費を含め1億8,265万7,000円の事業である。この事業は、消費税を上げるまでの給付金事業である。同種の事業はこれまでもあった。当局も国の事業とはいえ、実施時期やその事業効果について、国に具体的な説明を求めるべきである。

以上のように意見が出されましたので、ここに申し入れいたします。

自由討議終了後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算（第9号）の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、一部内容に意見を付して、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成田 浩君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（出水賢太郎君）

それでは、ただいま議題となっております議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算（第9号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、11月25日と28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び各担当課長、農業委員会事務局長など当局の説明を求め4カ所の現地調査と質疑を行い、11月28日に討論・採決を行いました。

今回の補正予算の概要ですが、6款農林水産業費は9,540万2,000円増額の総額13億9,883万2,000円となっております。

歳出の主なものは、農業振興費では、農業振興育成事業費が焼酎用麴米及び飼料用米の面積確定に伴い、市単独による補助金1,531万7,000円を計上、活動火山周辺地域防災営農対策事業費として、池田弓場茶生産組合と春日園茶生産組合に対し、摘採機能つき除灰機を1台ずつ購入する補助金として1,539万円を計上。なお、この事業は県65%、市15%の補助となっております。

また、農地費では、住環境整備事業費の狭あい道路整備で、飯牟礼上地区と皆田東2地区の用地測量の追加に伴い、設計委託料300万円を増額補正。農業基盤整備促進事業費で、農道舗装5路線の工事請負費2,304万3,000円を増額。農地耕作条件改善事業で、吉利・永吉・花田地区の農道舗装の工事請負費733万2,000円を増額。基盤整備促進事業では、坊野地区の排水路・頭首工・ため池・農道の整備に委託料1,680万円の増額補正となっております。

水産業振興費では、県単漁場施設整備事業の採択見込みにより、雑石の投入2カ所分238万2,000円を増額補正であります。

次に、8款土木費は2億4,501万2,000円増額の総額32億8,898万5,000円となっております。

歳出の主なものは、道路新設改良費で、一般道路整備事業、市道荻田代西線の上市来小学校前の道路改良に測量設計委託料400万円の増額。道整備交付金事業では、委託料で伊集院地域の市道駅前駅裏線など3路線分200万6,000円、工事費で東市来地域の市道美山神之川線など14路線分1億8,094万円を増額補正。

社会資本整備総合交付金の活力創出基盤整備事業では、委託料で日吉地域の市道毘沙門線の400万2,000円、工事費で吹上地域の市道和田平鹿倉線など4路線分4,164万

5,000円を増額補正。防災安全交付金の通学路交通安全事業費では、日吉地域の市道本堀下波線の水路ふたがけ工事費に300万2,000円の増額。同じく防災安全交付金の橋梁修繕事業費では、市内一円の橋梁50橋の目視点検委託料に735万7,000円の増額。防災安全交付金事業費では、吹上地域の市道入来浜中央線など3路線分の工事費3,536万円が増額補正となっております。

また、街路事業費では、地方道路整備事業費で、県道伊集院日吉線の郡中央通り線街路事業の国費内示に伴い1,400万円の増額。住宅管理費では、東市来地域の西之宇都・向湯田・紙屋敷住宅と日吉地域のウッドタウンの修繕料が219万6,000円の増額となっております。

次に、11款災害復旧費は1億8,952万2,000円の増額の総額4億4,091万円となっております。

内訳は、農地農業用施設災害復旧費で1件増の2,180万円、林道災害復旧費で4件分65万円、公共土木施設災害復旧費で日吉地域の市道帆ノ港線、吹上地域の市道今木場錫山線、伊集院地域の市道板屋ヶ原線の委託料や工事請負費など1億6,707万2,000円の増額補正となっております。

なお、歳入につきましては、そのほとんどが国庫補助金や県補助金となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農業委員会の関係では、機構集積支援事業で、農地利用状況調査、いわゆる意向調査の発送及び返信用の郵便料が75万6,000円増額となっているが、なぜ大幅な増額となっているのかとの質疑に対し、昨年度は市内在住者への意向調査を行い、農業委員会事務局への持ち込みであったため、郵送料はかからなかった。本年度は、法改正により、市内外にかかわらず利用可能なA判定の遊休農地の所有者全員への意向調査とし、

4,000通を発送予定のため、このような大幅な増額補正となったと答弁がありました。

次に、農林水産課の関係では、オリーブの成分分析及び活用方法検討会謝金が計上されているが、どのような検討会なのか、エーザイが行う成分分析との関係はどうなのかとの質疑があり、エーザイが分析した結果をもとに、今後どのように活用していくか検討をしていく。鹿児島純心女子大学の中野教授のほか、エーザイが2名、鹿児島銀行が1名、鹿児島オリーブが1名、日置市が4名の計9名がメンバーであると答弁。

また、中山間地域等直接支払交付金事業費の新規取り組み集落はどこかとの質疑には、吹上地域の小保下集落が11万990m²、東市来地域の上床集落が1万305m²であると答弁。

次に、青年就農給付金の給付要件の未達及び所得確認による過払金の返納が3人分47万7,000円とあるが、どのような内容かとの質疑があり、1名は夫婦型で支給されていたが、妻のほうで離農し、単身型に変更したため2カ月分の返納。1名は所得確認により所得変動制に変更したため10万2,000円の返納。1名は離農したため、2カ月分の返納となっていると答弁。

次に、松枯れの多発による伐倒駆除の費用不足で241万4,000円の増額とあるが、これは市単独事業か、また、伐倒後の植樹はしないのかとの質疑には、ことしは被害が多かったため、来年からは県が2分の1を補助する予定である。伐倒後の植樹はすぐには考えていないが、松林保全協議会で計画的に検討をしていくと答弁がありました。

次に、農地整備課の関係では、中山間地域所得向上支援対策事業日置地区計画書策定に対する委託料が500万円計上されているが、どのような内容かとの質疑があり、TPPの国内対策の一環として、国の追加補正予算で

9月に話が出てきた新規事業で、国が55%を補助する。現在、県営補助事業で中山間地域総合整備事業の日置北部・日置南部地区と、畑地帯総合整備事業の吉利地区を実施しているが、予算配分が少ないことから、この新規事業により予算を確保したいと考えている。

収益性を10%上げること、もしくは、生産コストを10%下げることが目的に実施される事業で、来年2月までに国に計画書を提出し、3月初めに内示、3月の補正予算で上程し、議決をいただければ、来年度に繰り越して行う予定であると答弁。

これに関連し、収益性を10%上げるとか、生産コストを10%下げるとか、ハードルが高いが、達成できなかつたら、補助金返納はあるのか、また、事業費はどのくらいを見込んでいるのかとの質疑があり、達成条件の検証は、事業完了後3年をめどに行う予定である。事業費は2から3億円を見込み、日置北部、日置南部・吉利の3事業の土地改良のほか、収益性アップなどを計画に盛り込むことができないか検討中である。ただ、全て採択されるかわからず、平成29年度繰り越しの1年だけの事業であるが、予算確保のためには必要であると答弁がありました。

次に、建設課の関係では、土地開発公社所有地の売却による仮置き場の資材撤去に80万円計上されているが、どの場所か。また、資材はどこに移動するのかとの質疑があり、吹上地域西本町の図書館前の土地である。現在、側溝や蓋板、ガードレール等の資材を仮置きしており、ここから荳岡の市有地に移動させる予定であると答弁。

次に、湯之元第一地区土地区画整理事業で、建物補償調査業務委託料740万5,000円の増額とあるが、どの部分の補償調査かとの質疑には、ゆのもと記念病院の1棟分の調査となると答弁。

次に、災害復旧費の中で、日吉地域の市道

帆ノ港線の橋梁かけかえについて、現地調査で橋の幅が狭く感じたが、かけかえによってどのように変わるのか。また、車両の通行台数はどのくらいか。護岸も崩れていたが、工事はなされるのかとの質疑があり、現在の幅員は2.55mだが、かけかえで4mに拡幅する。同時に橋梁の前後8mの区間も道路を拡幅する。車両の通行台数は、交通量調査をしていないのでわからないが、周辺の農地耕作者の利用が多く、津波発生時には高台への避難路にもなる。護岸工事は県のほうで実施済みであると答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算（第9号）の産業建設常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第88号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第88号平成28年度日置市一般会計補正予算

(第9号)は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時20分といたします。

午前11時08分休憩

午前11時20分開議

○議長(成田 浩君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 議案第89号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

△日程第8 議案第92号平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)

△日程第9 議案第93号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(成田 浩君)

日程第7、議案第89号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)から日程第9、議案第93号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)までの3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長(坂口洋之君)

ただいま議題となっております議案第89号平成28年度日置市国民健康保険特別会計(第3号)から議案第93号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議案3件は11月24日の本会議において当委員会に付託され、11月25日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長・各担当課長など当局の説明を行い、11月28日に討論・採決を行いました。

これより文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、議案第89号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億3,585万3,000円を追加し、歳入歳出予算を76億2,461万1,000円とするものであります。

歳入については、特定健診等負担金700万円は、平成27年度特定健診等負担金決定に伴う増額補正であります。

次に、保険給付準備基金繰入金1億3,000万円は、療養給付費及び療養費の不足が見込まれることから、その財源の一部として保険給付準備基金を取り崩すための補正であります。

次に、歳出については、一般被保険者等療養給付費4,588万4,000円は退職被保険者療養給付費見込み減による減額補正であります。

次に、保険財政共同安定化事業拠出金1億6,027万7,000円は、前年度からの拠出金確定に伴う増額補正であります。

次に、質疑に入り、これまでの特定健診の受診勧奨を実施し、受診率向上がなされてきたが、その効果はどうかとの問いに、C型肝炎など高額な調剤や難病、がん、白血病など、出てきて医療費が上がっているが、循環器系で言えば、県平均より下回る。特定健診の効果ではないかとの答弁。

次に、国保会計の歳入確保に対し、支出調整されているが、予算見込みからどのような予測を立てているのかとの問いに、今年度の月平均保険給付費は前年度と比較し、約3%の伸びである。このままでいくと約1億円の赤字が想定されるとの答弁。

次に、国保会計は、平成30年度から県の広域化になるが、赤字会計のまま、そのまま

持っていけるのかとの問いに、赤字は埋められない、各自治体に対し納付金が求められる。平成29年度に保険料を検討してまいりますとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第89号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第92号平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ559万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を55億7,453万3,000円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げます。

調整交付金53万6,000円は、介護給付費等減額に伴う減額補正であります。

次に、支払い基金交付金の介護給付費負担金179万2,000円は、介護給付費等減額に伴う減額補正であります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

介護認定審査会費54万9,000円は、実績見込み減に伴う減額補正であります。

次に、任意事業費75万1,000円は、家庭介護用品支給事業の実績見込み減による減額補正であります。

次に、質疑に入り、介護保険料の1号被保険者の納付状況はどうか。介護保険制度を理解せずに、保険料を拒むケースはあるのかとの問いに、特別徴収と普通徴収がある。特別徴収は問題がないが、65歳到達者が特別徴収になるまでの間、普通徴収の納付書で納める対象者の中には、納め忘れや分納契約を結ぶものもある。制度がスタートし16年が経過するが、理解が深まったとは思われないケースもあるとの答弁。

次に、10月から総合事業が始まったが、どのような状況かとの問いに、10月末時点で、要支援1・2の認定更新者が65名、うち総合事業の対象者になった人が29名、そのままの要支援者が22名、要介護に移った人が14名、新規で介護申請せずに総合事業の利用になった人が7名、更新を受けたがサービスを受けてない介護の卒業者が1名いたとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第92号平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第93号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ339万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億8,147万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、事務費繰入金95万8,000円は、長寿健診及び人間ドック受診者増に伴う増額補正であります。

次に、歳出につきましては、疾病予防費委託料122万3,000円は、人間ドック受診見込み増に伴う増額補正であります。

質疑に入り、長寿健診の受診率の状況はどうかとの問いに、平成27年度の長寿健診の受診率の状況は36.23%であるとの答弁。

次に、長寿健診は、例年この程度で推移しているのかとの質疑に対して、昨年度より少し高いとの答弁。

ほかにも質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第93号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で可決すべきも

のと決定しました。

以上3件について、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第89号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第89号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第89号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第92号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第92号平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第93号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第93号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

△日程第10 議案第90号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第11 議案第94号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（成田 浩君）

日程第10、議案第90号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第11、議案第94号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とします。

2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第90号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第94号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）の2件につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告

申し上げます。

両議案は、11月24日の本会議におきまして、当委員会に付託され、11月28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

まず、議案第90号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ135万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億7,864万5,000円とするものであります。

歳入では、受益者負担金が900万円の増額、一般会計繰入金を768万9,000円減額するとともに、歳出では、受益者負担金、全期前納報償金を130万円増額補正するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

受益者負担金が900万円増、また、全期前納報償金が130万円の増となっているが、その理由は何かとの質疑があり、今回の増額で、今年度の受益者負担金は4,987万6,000円となった。そのほとんどが、つつじヶ丘団地の公共下水道供用開始の446件分、約4,400万円である。あとは郡地区の宅地造成や県道改良に伴う受益者負担金賦課分である。このうち全期前納分は34件分、約1,300万円である。全期前納報償金制度は、受益者負担金を5年間で20回納付しなければならないところを、最初で一括納付した場合、最初の1回目を除く19回の負担金額分の約20%を割引く制度で、全体では18.6%の割引となると答弁。

これに関連して、割引率が大きいように思うがどうかとの質疑には、県内の公共下水道事業の割引率は、平均で約2割引となってい

る。受益者負担金の一括納付により、工事費の収入を確保できるほか、事務処理の軽減化を図ることができるので妥当と考えると答弁がありました。

このほかには質疑がなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第90号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入は既定の予算どおりとし、8億6,513万9,000円に、収益的支出を800万6,000円増額し、8億3,491万2,000円とするものであります。

また、資本的収入は既定の予算どおりとし、1億5,790万2,000円に、資本的支出を96万5,000円増額し、4億6,403万1,000円とするものであります。

収益的支出の主なものは、電気計装置緊急修繕追加に伴う修繕費100万円の増額、災害対応に伴い職員の時間外勤務手当を101万5,000円の増額、消費税及び地方消費税が不足見込みに伴い567万円の増額補正となっております。

資本的支出の主なものは、災害対応に伴い職員の時間外勤務手当64万8,000円の増額補正となっております。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

検針件数の増加により23万6,000円増額とあるが、何件ほどふえたのか。また、検針業務に指定管理者制度や民間委託を導入することは検討しないのかとの質疑があり、新築件数が毎年200から300件あるが、今回は個人で検針をお願いしていた方が高齢となったため、部分的に専門業者に委託する

ということで増額補正となった。指定管理者制度を検討したが、検針件数が少ないので単価が高くなり、経費削減にはならないようだ。将来的には業者委託の方向で進めていきたいと答弁。

電気計装置の修繕追加とあるが、どのような状況であったかとの質疑には、ことしは落雷の被害が非常に多く、東市来地域の丸牧地区のポンプ、大内田地区の操作ケーブル、上床地区の中継バルブの修繕で既に417万円を支出している。東市来地域で600万円の予算を持っていたが、このままでは足りなくなるので100万円を増額計上したと答弁がありました。

このほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第94号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第90号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第94号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第94号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第12 議案第91号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（成田 浩君）

日程第12、議案第91号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております議案第91号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、11月24日の本会議におきまして総務企画常任委員会に付託され、11月25日、28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、吹上支所長などの説明を求め、質疑・討論・

採決を行いました。

それでは、これから本案についての委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ46万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,635万円とするものであります。

歳入では、一般会計からの繰入金46万6,000円を減額計上、歳出では、施設維持修繕料に空調機修繕等26万8,000円を増額し、業務用冷凍冷蔵庫の備品購入執行残73万4,000円を減額計上しております。

質疑に入りましたが、当局の説明で了承し、討論を行いましたところ、討論もなく、採決の結果、議案第91号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第91号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第91号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第13 請願第2号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願について

○議長（成田 浩君）

日程第13、請願第2号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願についてを議題とします。

本件について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております請願第2号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願について、委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

この請願は、平成28年11月24日の本会議におきまして、本委員会に付託され、11月25日、28日に委員会を開催し、審査・討論・採決を行いました。

この請願の提出者は、九州旅客鉄道労働組合鹿児島地方本部委員長、江口洋一氏であります。

請願の趣旨につきましては、一定の激減緩和措置が設けられた税制特例は2018年度末をもって廃止となるが、ローカル線を多く抱えるJR九州の鉄道事業の経営体質は何ら変わらない。

総合的な交通体系の構築に向けた取り組みは、1、JR九州の鉄道車両に対する固定資産税を非課税とすること。2、鉄道事業各社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通

や鉄道ネットワークの維持・発展に資する所要の措置を講ずること。3、鉄道防災・予防保全策への支援及び自然災害から鉄道施設・設備を復旧させる場合の支援並びに老朽化が進む鉄道構造物の大規模改修に向けた支援を行うこと。

これらが実現するよう、地方自治法第99条の規定により意見書として、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣に要望するというものであります。

委員会としましては、自由討議を挟み、また、紹介議員である坂口議員を委員会へ招致して、慎重に審議してまいりました。

自由討議では、国は、JR北海道、JR四国、JR九州には、経営の安定を図り、早期完全民営化になるよう税制特例等の支援策をとってきた。それによりJR九州は、2016年4月1日からJR会社法から除外され、10月には株式上場されて完全民営化となった経緯がある。請願の内容も十分検討されていると思われる。さらなる支援には、先に民営化されたJR東日本、JR東海、JR西日本の3社にも影響されてくると思われ、地方議会からの意見として採択される問題ではない。多角経営により鉄道以外にも利益があるので、もっと経営理念を持ってほしいという意見が出されました。

その後、討論に付しましたが、討論もなく、採決を行いました。ローカル線を多く抱えるJR九州の鉄道事業の経営や路線維持に厳しい環境であることは理解できるが、請願第2号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願については、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから請願第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの本件に賛成討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、請願第2号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

この請願内容については、鹿児島県議会9月定例議会で採択された同様趣旨の内容であり、公共交通の安全輸送及び地域を支える鉄道の発展に必要不可欠であると考えます。

JR九州は、ことしの10月に株式上場し、政府保有から株主保有の民間事業者になりました。これまでの固定資産税等の税制の軽減策も今後段階的になくなり、なお一層経費削減、運行の効率を求められます。

人口減少の中で、今、地方の公共交通は大きな岐路を迎え、特に、九州管内、鹿児島県のJR鉄道の利用については減少が大きく、経営的にも厳しい現状があり、将来的に路線維持も難しくなると考えます。

地域交通や鉄道ネットワークの維持・発展については、JR九州一事業者だけの経営努力だけでは限界があり、財政的な面も支援と協力が必要不可欠と考えます。

また、九州は、台風や集中豪雨、地震など災害も多く、災害復旧費の鉄道事業者の2分の1負担は、利益の見込めない路線の改修に多額の負担をし、維持・存続をしています。また、鉄道構造物の老朽化、大規模改修も今後多額の負担が見込まれています。

公共交通は、赤字であっても、災害があっても運行させる責務があります。上場企業だから、利益が出ているから、全てを自社で実施し、公共交通を維持、存続するのは難しい

現状であると考えます。よって、この請願の趣旨に賛同し、賛成といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、留盛浩一郎君の本件に反対討論の発言を許可します。

○3番（留盛浩一郎君）

私は、請願第2号について、反対の立場で討論いたします。

この請願について、鉄道の安全、発展、地方路線の公共輸送としての使命を果たしていくことについての含意は理解できるところであります。

また、JR九州の鉄道事業は、単体決算では赤字であり、それを経営安定基金の運用益で補う状態にあります。

しかしながら、JR九州は、鉄道事業に加えて、不動産、船舶、飲食業、農業等といった事業の多角化を推し進めてきており、相当規模の経常利益を上げ、良好な経営状態を継続しており、一般的な民間会社と比べても遜色ない利益水準に至っていることから、国による公権的な助成、監督の必要がなくなり、完全民営化の条件が整ったと判断されるため、JR九州をJR会社法の適用対象から除外するとともに、本年10月に株式上場が実現をいたしました。

国策として、これまで旧国鉄から承継した固定資産税等を軽減する三島特例、承継特例と呼ばれる税制特例が設けられ、この適用期間は平成28年度とされております。

税制の公平性の観点から、完全民営化後のJR九州における取り扱いが課題となる中、国土交通省からは、株式上場の動向を勘案して、平成28年度の税制改正において、その取り扱いが検討される旨の認識が示されたところであります。

国土交通省からは、今般の完全民営化に際しても、経営安定基金を将来の鉄道ネットワークの維持、向上に必要な鉄道資産等に振

りかえることとしております。

また、安全対策及び災害復旧において、JR九州は、直近10年で毎年のように被災していますが、自己資金で復旧してきた。基本的に今後も同じように復旧が図られると考えられる。今後、同社が大規模な被害を受けた場合、治水事業など他の事業との連携による復旧が円滑に進むよう必要な助言をするなどして協力していく旨の答弁がなされております。

地方路線が極めて厳しい状況であることは、理解できるところではありますが、以上述べましたことから、請願第2号についての反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択です。請願第2号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立少数です。したがって、請願第2号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道」の発展を求める請願については、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

△日程第14 議案第95号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

△日程第15 議案第96号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

△日程第16 議案第97号日置市長等

の給与等に関する条例等
の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第14、議案第95号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてから日程第16、議案第97号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第95号は、日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

地方公務員法の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第96号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、扶養手当の額を改定し、及び勤労手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第97号は、日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正についてであります。

一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上3件、内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく

お願いいたします。

○総務企画部長（富迫克彦君）

それでは、3件について補足してご説明をさせていただきます。

議案第95号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い必要な条例改正をしようとしてご提案するものでございます。

別紙をお開きいただきたいと思います。

第1条中、第8条の3及び第9条は、育児を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限対象に特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求したものを加えるものでございます。

次のページになりますが、第12条は介護時間の新設を定めるものでございます。

第16条は、これまで連続する6月とされていた介護休暇について3回を超えず、かつ6月を超えない範囲内で分割して取得できるよう定めるものであります。

第16条の2は、介護時間の休暇内容を定めたもので、要介護者のおのおのが当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに連続する3年の期間内において勤務時間の一部につき勤務しないことを認め、その時間について給与の減額を定めるものであります。

第18条は、介護時間新設に伴う条文整理になります。

第2条は、児童福祉法が平成29年4月1日から改正されることに伴う条文整理になります。

第3条は、日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正になりますが、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加えるということで、育児休業をすることができない職員として養育里親である職員を

加えることと、既に育児休業をしていた職員に育児休業の承認をできる特別の事情に家事審判事件が終了した場合を加えるものでございます。

第11条は、育児短時間勤務をしたことがある職員に育児短時間勤務の承認をできる特別な事情に家事審判事件が終了した場合を加えるものになります。

次のページ、第19条は部分休業の承認に介護時間を加えるものでございます。

第4条は、児童福祉法が平成29年4月1日から改正されることに伴います条文整理になります。

それから、第5条及び第6条は、技能・労務職員及び給与職員に対し、一般職に準じ部分休業の承認に介護時間を加えるものであります。

第7条は、平成29年4月1日から施行されます一般職非常勤職員に対し、常勤職員に準じた介護休暇の分割、育児時間の新設、育児休業の取得要件の緩和を定めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、附則第1条は、この条例について施行日を平成29年1月1日から、第2条及び第4条の規定を同年4月1日から、第7条の規定を公布の日からと定めるものでございます。

附則第2条は、施行日において改正前の条例の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものの介護休暇の期間について経過措置を定めるものになります。

それから、続きまして、議案第96号日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、人事院勧告の内容に準じまして職員の給料月額を増額し、扶養手当の額を改定し、及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため条例の一部改正をしようとしてご提案するものでございます。

別紙をお開きください。

第1条は、第26条第2項各号列記以外の部分中の条文整理と、同項第1号は、職員及び管理職員の勤勉手当の支給割合をそれぞれ100分の10引き上げ、同項第2号は再任用職員及び再任用管理職員の勤勉手当をそれぞれ100分の5引き上げるものでございます。

次の別表第1は、行政職給料表の改正になります。

人事院勧告に準じ、民間給与との間に差があることを踏まえまして、給料表水準で平均0.2%引き上げるもので、1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層については同程度、その他については400円を基本に改定するもので、率にいたしますと1.1%から0.1%引き上げるものでございます。

イからエの医療職給料表は行政職給料表との均衡を基本に人事院勧告に基づき改正するものでございます。

勤勉手当につきましては、民間の支給状況等を踏まえ0.1月引き上げる内容で、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分するものでございます。

一般行政職を例に申し上げますと、職員の給料月額が0.03%から1.01%、額にして100円から1,500円引き上げられ、平均では0.16%、533円の引き上げとなります。その結果、平均給料月額にいたしますと23万9,000円ということになります。

手当の引き上げ額の平均は、期末手当1,662円、勤勉手当が3万4,940円、手当に関する総額は1,643万円ということになります。

ちなみに、一般行政職員の給料と手当の平均引き上げ額は年額で4万3,000円余りの引き上げということになります。

それから、6枚めくっていただきまして、

第2条による改正の第10条は、人事院勧告に準じまして支給区分を改め、扶養手当の額を配偶者6,500円、子1万円に改定し、第11条はその届け出に関し必要な条文整理を行うものでございます。

第26条第2項第1号は、第1条において100分の10引き上げた支給割合を6月と12月の支給割合に均等に振り分けるもので、一般職員は100分の90を100分の85に、管理職員は100分の110を100分の105に、第2号は同様に100分の5引き上げた支給割合を、再任用一般職員は100分の42.5を100分の40に、再任用管理職員は100分の52.5を100分の50へ改正するものでございます。

次のページ、附則になりますが、第1条は施行期日等でありましたが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成29年4月1日から適用するもので、第2項は、改正後の給与条例の規定は平成28年4月1日から、勤勉手当の規定は平成28年12月1日から遡及適用するものでございます。

第2条は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による内払いとみなすものでございます。

第3条は、扶養手当について、人事院勧告に準じ平成30年3月31日までの間、配偶者を1万円、子を8,000円、ただし、配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額は子を1万円、父母等を9,000円とする特例を定めたものでございます。

第4条は、この条例の施行に関し、必要な事項を規則にゆだねることを定めたものでございます。

第5条は、日置市診療所条例を廃止する条例の一部を改正するもので、廃止条例附則第4項のうち日置市職員の給与に関する条例別

表第1イ医療職給料表(1)の適用を改めるものでございます。

○議長(成田 浩君)

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどといたします。

午後0時06分休憩

午後1時00分開議

○議長(成田 浩君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務企画部長に補足説明の続きをしていただきます。

○総務企画部長(富迫克彦君)

それでは、引き続きまして、議案第97号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について補足してご説明申し上げます。

この条例につきましても、一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、改正しようとしてご提案するものでございます。

別紙をお開きいただきたいと思います。

第1条で市長と副市長、第3条で教育長、第5条で市議会議員の12月に支給するそれぞれの期末手当の支給割合を100分の165から100分の175へ100分の10引き上げるものでございます。

また、第2条、第4条及び第6条につきましても、それぞれ100分の10引き上げた支給割合を来年度以降6月と12月に支給する期末手当の支給割合へ均等に振り分けるもので、6月支給分については100分の150を100分の155に、12月支給分については、100分の175を100分の170に改正するものでございます。

附則第1項につきましても、この条例は公布の日から施行し、第2条、第4条及び第6条の規定に係る分については、平成29年4月1日から適用するものでございます。

第2項につきましては、第1条、第3条及び第5条の改正規定について、平成28年12月1日から適用するものでございます。

第3項から第5項までは、期末手当の内払いを規定し、改正前の規定に基づき支払われた期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

ちなみに、今回の改正によりまして、市長、副市長の期末手当につきましては、合わせて17万5,000円、共済費で2万円、教育長の期末手当で7万3,000円、共済費で4,000円、市議会議員の方々の合計で77万5,000円の影響ということになります。

以上、3件ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第95号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第95号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第96号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第96号日置市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第97号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、議案第97号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について反対討論を行います。

人事院勧告による職員給与、期末手当の支給割合の引き上げを勘案しての市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当の支給割合の引き上げ、つまり増額でございます。

今、市民の暮らしや営業など一層厳しいものになっており、私は、市民感情を考えますと、やはり賛成するわけにはいかないと考えます。

市民の収入は減り、その一方で物価は上がり、市内の景気は全体的に低迷しています。中小の商店などは大型店に客を取られ、また、インターネット販売の普及なども重なるなど、

売り上げは激減しています。大変厳しい年の瀬を迎えています。

年金暮らしのお年寄りの暮らしも厳しくなる一方で、おまけに年金カット法の強行採決で、将来にわたって年金が減る仕組みがつくられるなど、将来の展望を見出せないような状況になっています。

このような市民の厳しい暮らしのことを考えれば、市長や副市長、教育長及び市議会議員の期末手当の増額などとても市民の理解を得られるはずはないと考えます。

簡単ですが、以上申し上げ反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第97号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第97号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第17 議案第98号平成28年度日置市一般会計補正予算（第10号）

△日程第18 議案第99号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第19 議案第100号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（成田 浩君）

日程第17、議案第98号平成28年度日置市一般会計補正予算（第10号）から日程第19、議案第100号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題といたします。

3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第98号は、平成28年度日置市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,653万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ280億5,864万4,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置と、一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置のほか、農林水産業費で、県より産地パワーアップ事業費、経営体育成支援事業費の内示があったことに伴う予算措置で所要の予算を編成いたしました。

歳入では、県支出金で、経営体育成支援事業費県補助金及び産地パワーアップ事業費県補助金の増額により1,535万円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増額により3,118万8,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、給料、勤勉手当など3,118万8,000円増額計上いたしました。

農林水産業費の農業費では、経営体育成支援事業費、産地パワーアップ事業費の負担金、補助及び交付金を1,535万円増額計上い

たしました。

次に、議案第99号は、平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,864万5,000円とするものであります。

歳出では、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴う予算措置で、給料、勤勉手当など25万3,000円増額計上し、予備費を25万3,000円減額計上いたしました。

次に、議案第100号は平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出の予算は、支出額に50万8,000円を追加し、水道事業費用を8億3,542万円とするものであります。

資本的収入及び支出の予算は、支出額に28万4,000円を追加し、資本的支出を4億6,431万5,000円とするものであります。

支出では、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置で、給料、勤勉手当などの増額をそれぞれ計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第98号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、議案第98号平成28年度日置市一般会計補正予算（第10号）に対する反対討論を行います。

先ほどの議案97号の条例の一部改正に伴う補正予算でございますので、私は反対をいたします。

市長など特別職と議員の期末手当の増額が盛り込まれた補正予算でございます。一層厳しくなった市民の暮らしを考えれば、特別職や議員の期末手当の増額が盛り込まれた補正予算に私は賛成することはできませんので反対します。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第98号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第98号平成28年度日置市一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第99号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第99号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第100号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第100号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第100号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第20 陳情第10号家族介護はもう限界です！！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出

○議長（成田 浩君）

日程第20、陳情第10号家族介護はもう限界です！！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。本件は、文教厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は、文教厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

△日程第21 閉会中の継続審査申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第21、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長及び文教厚生常任委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

△日程第22 閉会中の継続調査申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第22、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長

からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第23 議員派遣の件について

○議長（成田 浩君）

日程第23、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△日程第24 所管事務調査結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第24、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

産業建設常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果報告については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は、市長へ送付することに決定しました。

△閉 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、平成28年度第5回の定例会は、11月24日の招集から本日の最終本会議までの28日間にわたり、平成27年度一般会計歳入歳出決算認定を初め、鹿児島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議、特別養護老人ホーム青松園に係る指定管理者の指定、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定、印鑑の登録及び証明に関する条例などの一部改正、平成28年度一般会計補正予算、特別会計補正予算など、大変熱心なご審議を賜り、原案どおり可決していただいたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

審議におきまして、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受けとめ、円滑な市政運営に努めるとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

最後になりますが、いよいよこれから寒い時期を迎えられます。議長を初め議員の皆様方にはくれぐれもご自愛くださいまして、穏やかな新年を迎えられますようお祈り申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（成田 浩君）

これで平成28年第5回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後1時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 成田 浩

日置市議会議員 池満 渉

日置市議会議員 長野 瑳や子

